

別紙 1-2-4-2-2-1

系統として機能、性能を達成する設備

(放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設
低レベル廃液処理設備)

目次

1. 概要	1
2. 要求される機能、性能と主流路の考え方	2
(1) 要求される機能、性能について	2
a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能	2
(2) 低レベル廃液処理設備に係る主流路の考え方	3
a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能	4
(a) 第 24 条：廃棄施設	4
i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】	4
(b) 第 10 条：閉じ込めの機能	14
i. 【室等の漏えい拡大防止】	14
ii. 【放射性物質の保持機能】	17
(3) 主流路範囲の設定	18
a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能	19
(a) 第 24 条：廃棄施設	19
i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】	19
(b) 第 10 条：閉じ込めの機能	19
ii. 【放射性物質の保持機能】	19
(b) 第 10 条：閉じ込めの機能	32
i. 【室等の漏えい拡大防止】	32
(4) 主流路として設定しない範囲及びその考え方	36
a. 主流路として設定しない範囲	36
b. 主要機器として抽出しない範囲	48
3. 要求される耐震クラスの考え方	55
(1) 事業変更許可申請書の耐震クラス	55
(2) 低レベル廃液処理設備に係る系統機能と耐震クラス	64
(3) 下位クラス接続等の留意すべき設備	77
4. 抽出結果	78

添付1：別紙2 機能要求②抜粋（低レベル廃液処理設備）

（1）系統機能及び基本設計方針番号の整理表（低レベル廃液処理設備）

添付2：申請対象設備リスト（低レベル廃液処理設備）

添付3：申請対象設備抽出結果（低レベル廃液処理設備）

（1）第1低レベル廃液処理系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

（2）第2低レベル廃液処理系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

（3）使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

（4）油分除去系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

（5）海洋放出管理系

抽出リスト（機器）

抽出リスト（配管）

共通09 別紙1-2-4-2-2-1 第1低レベル廃液処理系 ②-bの理由整理表

共通09 別紙1-2-4-2-2-1 第2低レベル廃液処理系 ②-bの理由整理表

共通09 別紙1-2-4-2-2-1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 ②-bの理由整理表

共通09 別紙1-2-4-2-2-1 油分除去系 ②-bの理由整理表

共通09 別紙1-2-4-2-2-1 海洋放出管理系 ②-bの理由整理表

EFD 矢羽根取合い概要

色塗り結果（設計図書等）

1. 概要

本資料は、共通09 補足説明資料 別紙「各条における申請対象設備」にて整理した系統として機能、性能を達成する設備のうち、放射性廃棄物の廃棄施設 液体廃棄物の廃棄施設 低レベル廃液処理設備の第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、洗濯廃液処理系、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、油分除去系及び海洋放出管理系（以下「低レベル廃液処理設備」という。）に係る系統として達成する機能、性能について低レベル廃液処理設備の設計図書等の系統図を色塗りし、機能が要求される対象範囲や対象機器を抽出する。

2. 要求される機能、性能と主流路の考え方

(1) 要求される機能、性能について

低レベル廃液処理設備に係る系統として達成する機能、性能について、設計インプットである機能要求②が要求される条文の基本設計方針（共通09 本文 添付-3 第1表及び本別紙 添付1：別紙2 機能要求②抜粋（低レベル廃液処理設備）参照）との関係について以下に示す。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

条文	系統機能名	別紙2との関係 (基本設計方針紐 付け番号)
<u>(a) 第24条：廃棄施設</u>	i. <u>【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】</u>	24条-4
<u>(b) 第10条：閉じ込めの機能</u>	i. <u>【室等の漏えい拡大防止】</u>	10条-6,7
	ii. <u>【放射性物質の保持機能】※</u> ※「ii. <u>【放射性物質の保持機能】</u> 」は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. <u>【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】</u> 」を含む。	10条-1

(2) 低レベル廃液処理設備に係る主流路の考え方

基本設計方針の要求を踏まえ、低レベル廃液処理設備に係る主流路を設定する。

低レベル廃液処理設備に係る機能、性能について、「2. (1) 要求される機能、性能について」に示した「a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能」の系統機能毎に事業変更許可申請書における系統概要図等を用いて機能全体に係る系統構成及び主流路となる範囲を示す。

低レベル廃液処理設備に係る機能、性能及び主流路の特定にあたっては、機能、性能及び主流路の基本となる「第24条：廃棄施設」に着目してその範囲を特定した上で、当該設備に関連する「第10条：閉じ込めの機能」に関する範囲を特定する。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第 24 条：廃棄施設

i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】

(i) 第 1 低レベル廃液処理系

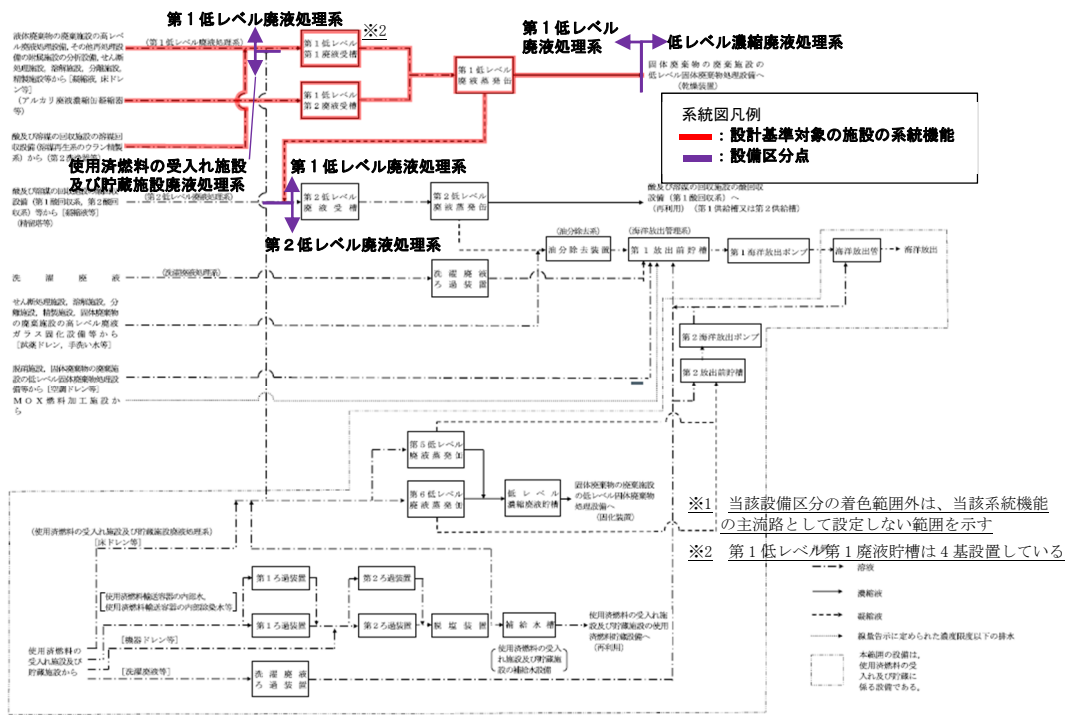
第 1 低レベル廃液処理系は、各建屋からの低レベル廃液を受け入れ、第 1 低レベル廃液蒸発缶で蒸発濃縮するための設備である。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る第 1 低レベル廃液処理系の範囲は、低レベル廃液の払い出しを行う各建屋の廃液払出貯槽、低レベル廃液の受入れを行う第 1 低レベル第 1 廃液受槽、第 1 低レベル第 2 廃液受槽、蒸発処理を行う第 1 低レベル廃液蒸発缶、これらをつなぐ配管並びに蒸発処理後の排水を第 2 低レベル廃液処理系の第 2 低レベル廃液受槽及び放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 低レベル固体廃棄物処理設備 低レベル濃縮廃液処理系（以下、「低レベル濃縮廃液処理系」という。）（「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備」で抽出）の乾燥装置へ移送する系統を主流路として設定する。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る第 1 低レベル廃液処理系の主流路の範囲は以下のとおり。（第 2 - 1 図参照）

- 各建屋の廃液払出貯槽、第 1 低レベル第 1 廃液受槽、第 1 低レベル第 2 廃液受槽、第 1 低レベル廃液蒸発缶及びこれらをつなぐ配管
- 第 1 低レベル廃液蒸発缶の蒸発処理後の排水のため、第 1 低レベル廃液蒸発缶から第 2 低レベル廃液処理系の第 2 低レベル廃液受槽及び低レベル濃縮廃液処理系の乾燥装置までをつなぐ配管

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (i) 第 1 低レベル廃液処理系」に示す。



第7.3-5図 低レベル廃液処理設備系統概要図

第2-1図 低レベル廃液処理設備 第1低レベル廃液処理系 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)

(ii) 第2低レベル廃液処理系

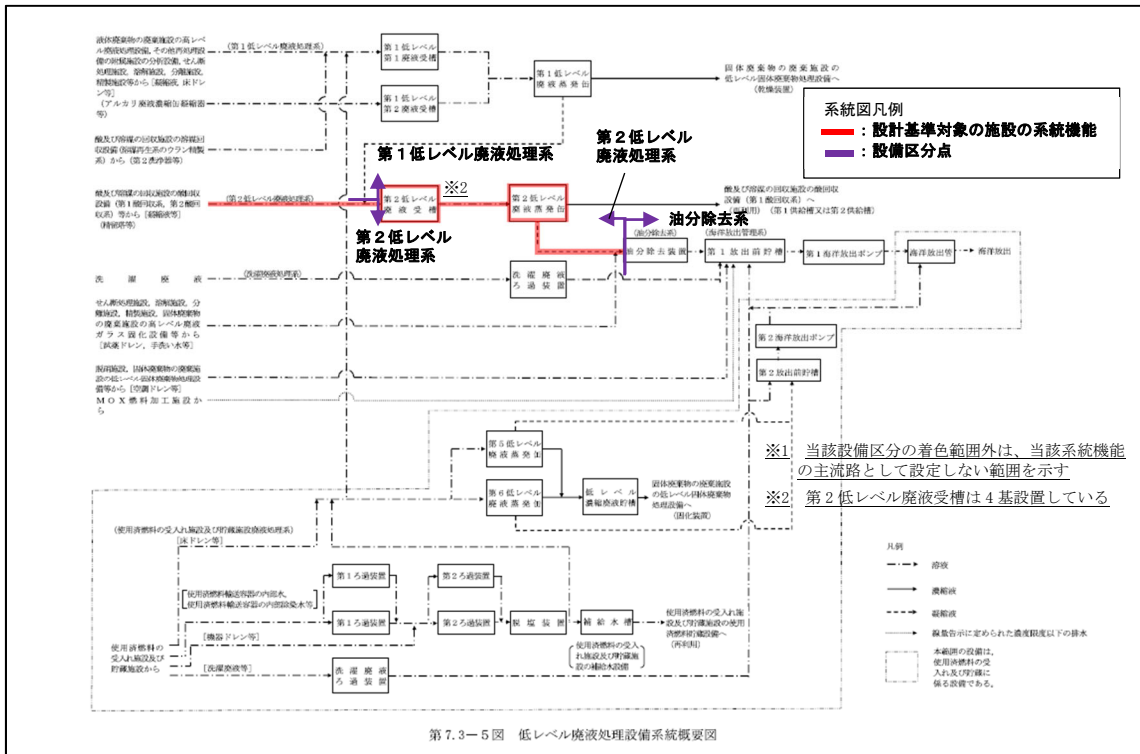
第2低レベル廃液処理系は、第1低レベル廃液処理系で処理された低レベル廃液及び各建屋からの低レベル廃液を受け入れ、第2低レベル廃液蒸発缶で蒸発濃縮するための設備である。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る第2低レベル廃液処理系の範囲は、低レベル廃液の払い出し及び受入れを行う各建屋の廃液払出貯槽、第2低レベル廃液受槽、蒸発処理を行う第2低レベル廃液蒸発缶、これらをつなぐ配管及び蒸発処理後の排水を油分除去系の油分除去装置へ移送する系統を主流路として設定する。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る第2低レベル廃液処理系の主流路の範囲は以下のとおり。（第2-2図参照）

- 各建屋の廃液払出貯槽、第2低レベル廃液受槽、第2低レベル廃液蒸発缶及びこれらをつなぐ配管
- 第2低レベル廃液蒸発缶の蒸発処理後の排水のため、第2低レベル廃液蒸発缶から油分除去系の油分除去装置までをつなぐ配管

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (ii) 第2低レベル廃液処理系」に示す。



第2-2図 低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)

(iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設で発生する低レベル廃液を処理するための設備である。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の範囲は、使用済燃料輸送容器の内部水及び除染水等の低レベル廃液の貯留を行う貯槽、浄化及び脱塩処理を行う第1ろ過装置、第2ろ過装置及び脱塩装置、処理後の排水を蒸発処理するための第5低レベル廃液蒸発缶及び第6低レベル廃液蒸発缶、低レベル濃縮廃液貯槽及びこれらをつなぐ配管並びに処理後の低レベル廃液を海洋放出管理系及び低レベル濃縮廃液処理系（「別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備」で抽出）の固化装置へ移送する系統を主流路として設定する。

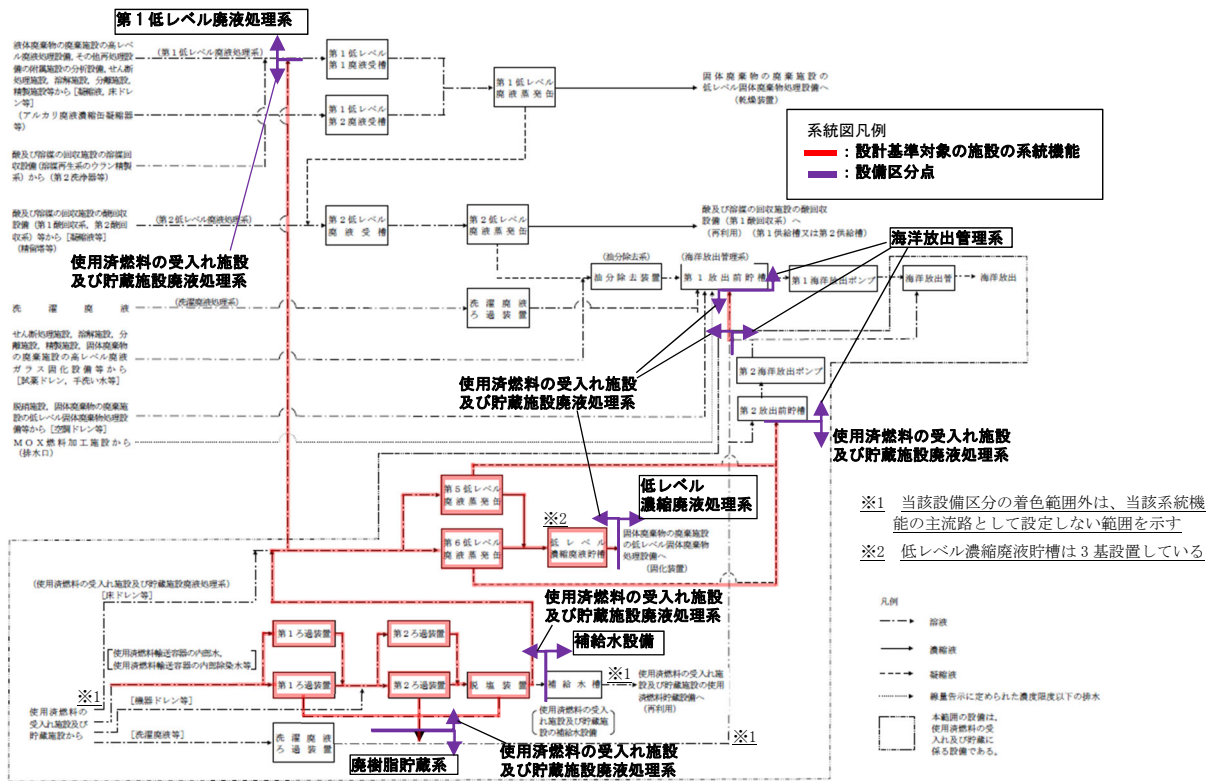
また、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の低レベル廃液を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から第1低レベル廃液処理系の第1低レベル第1廃液受槽へ移送する系統も主流路として設定する。

さらに、第1ろ過装置、第2ろ過装置及び脱塩装置で発生した廃樹脂及び廃スラッジを貯蔵するための、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から放射性廃棄物の廃棄施設 固体廃棄物の廃棄施設 低レベル固体廃棄物貯蔵設備 廃樹脂貯蔵系（以下、「廃樹脂貯蔵系」という。）（「別紙1-2-4-3-3-1 廃樹脂貯蔵系」で抽出）へ移送する系統も主流路として設定する。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の主流路の範囲は以下のとおり。（第2-3図参照）

- 低レベル廃液の貯留を行う貯槽、第1ろ過装置、第2ろ過装置、脱塩装置、第5低レベル廃液蒸発缶、第6低レベル廃液蒸発缶、低レベル濃縮廃液貯槽及びこれらをつなぐ配管
- 低レベル廃液の処理後の排水のため、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から海洋放出管理系及び低レベル濃縮廃液処理系の固化装置までをつなぐ配管
- 低レベル廃液を使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から第1低レベル廃液処理系の第1低レベル廃液第1受槽へ移送する配管
- 第1ろ過装置、第2ろ過装置及び脱塩装置で発生した廃樹脂及び廃スラッジを使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系から廃樹脂貯蔵系へ移送する配管

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系」に示す。



第7.3-5図 低レベル廃液処理設備系統概要図

第2-3図 低レベル廃液処理設備 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 系統概要図

(事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)

(iv) 油分除去系

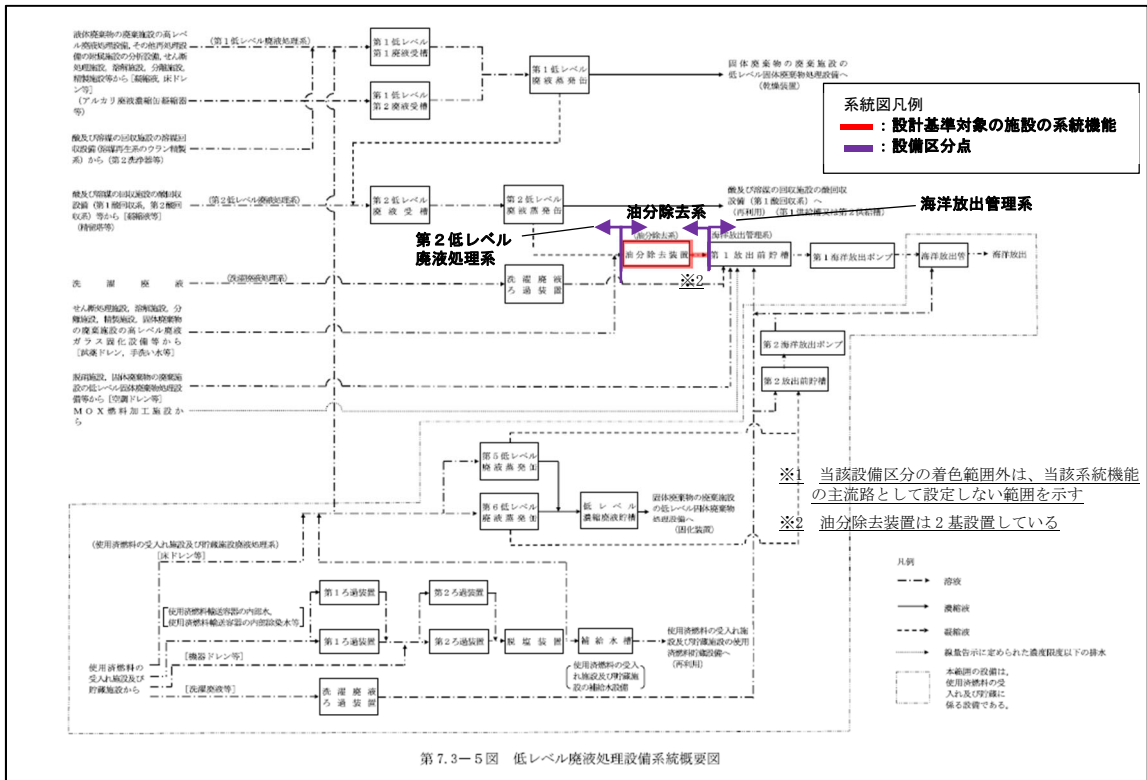
油分除去系は、第2低レベル廃液処理系で処理された低レベル廃液、各施設の試薬ドレン及び再処理施設の管理区域で発生する手洗い水等の油分を含む可能性のある放射性物質の濃度が極めて小さい廃液を受け入れ、油分除去装置で廃液中の油分を除去するための設備である。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る油分除去系の範囲は、第2低レベル廃液蒸発缶で蒸発処理した排水を油分除去装置で処理（油分除去）し、海洋放出管理系へ移送する系統を主流路として設定する。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る油分除去系の主流路の範囲は以下のとおり。（第2-4図参照）

- 油分除去装置及び同機器から海洋放出管理系までをつなぐ配管

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (iv) 油分除去系」に示す。



第2-4図 低レベル廃液処理設備 油分除去系 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)

(v) 海洋放出管理系

海洋放出管理系は、油分除去系、洗濯廃液処理系及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系で処理された低レベル廃液、MOX燃料加工施設で処理された排水並びに再処理施設の管理区域で発生する空調ドレン等の放射性物質の濃度が極めて小さい廃液を受け入れ、海洋放出管の放出口から海洋へ放出するための設備である。

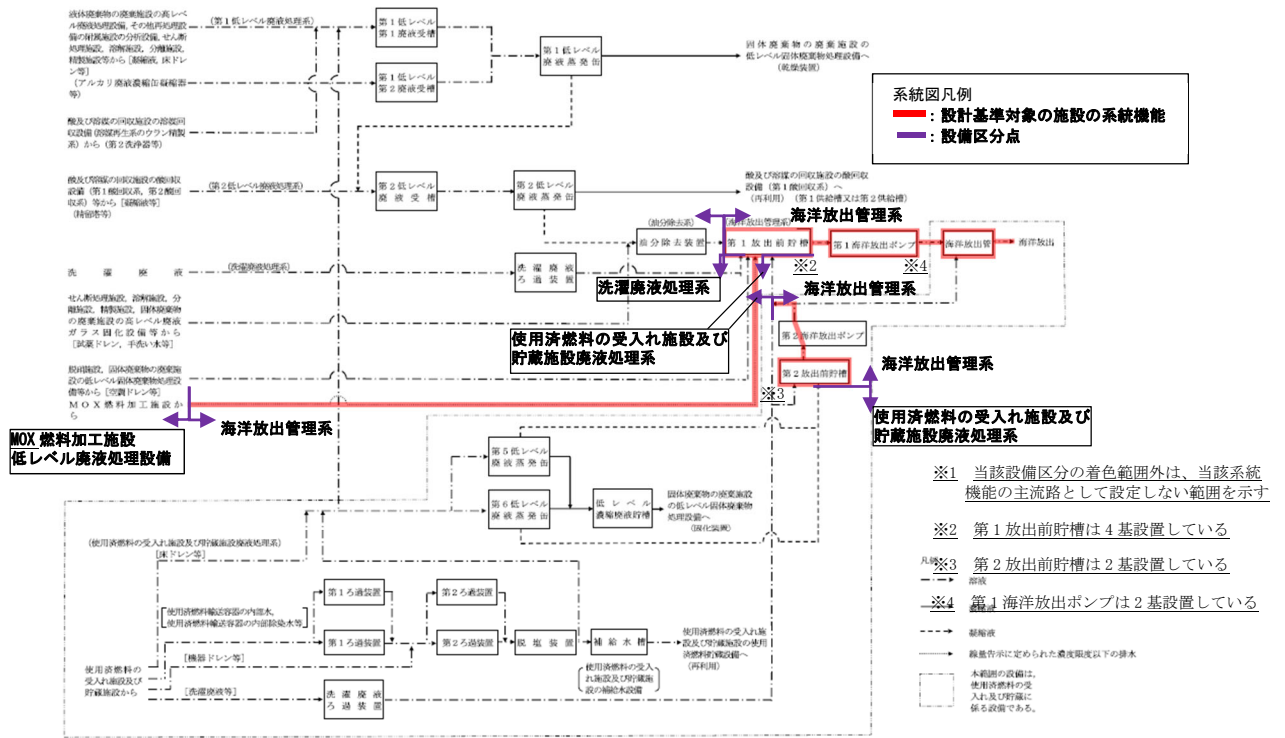
【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る海洋放出管理系の範囲は、油分除去系及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系並びにMOX燃料加工施設の低レベル廃液処理設備で処理した排水を受け入れる第1放出前貯槽、第2放出前貯槽、処理した排水を海洋へ放出するための第1海洋放出ポンプ、これらをつなぐ配管及び海洋放出管により海洋へ放出する系統を主流路として設定する。

なお、MOX燃料加工施設からの排水を第1放出前貯槽に受け入れ、海洋放出管を経て海洋に放出するまでの排水が通過する経路は、MOX燃料加工施設と共用する。

【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】に係る海洋放出管理系の主流路の範囲は以下のとおり。（第2-5図参照）

- 第1放出前貯槽、第2放出前貯槽、第1海洋放出ポンプ、海洋放出管及びこれらをつなぐ配管

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】 (v) 海洋放出管理系」に示す。



第7.3-5図 低レベル廃液処理設備系統概要図

第2-5図 低レベル廃液処理設備 海洋放出管理系 系統概要図
 (事業変更許可申請書 添付書類六 第7.3-5図抜粋)

(b) 第10条：閉じ込めの機能

i. 【室等の漏えい拡大防止】

低レベル廃液を保有する系統の配管から漏えいが発生した場合には、漏えい液受皿により漏えいした溶液を保持（重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管を含む）し、計測制御系統施設 計測制御設備（以下、「計測制御設備」という。）の漏えい検知装置（「別紙1-3 計測制御設備」で抽出）で漏えいを検知する。

低レベル廃液は、漏えいした低レベル廃液を回収せずに保持した状態であっても、沸騰するおそれがなく公衆への影響が拡大することがないため、漏えいした低レベル廃液の保持に必要な漏えい液受皿を主流路として設定する。（第2-6図参照）

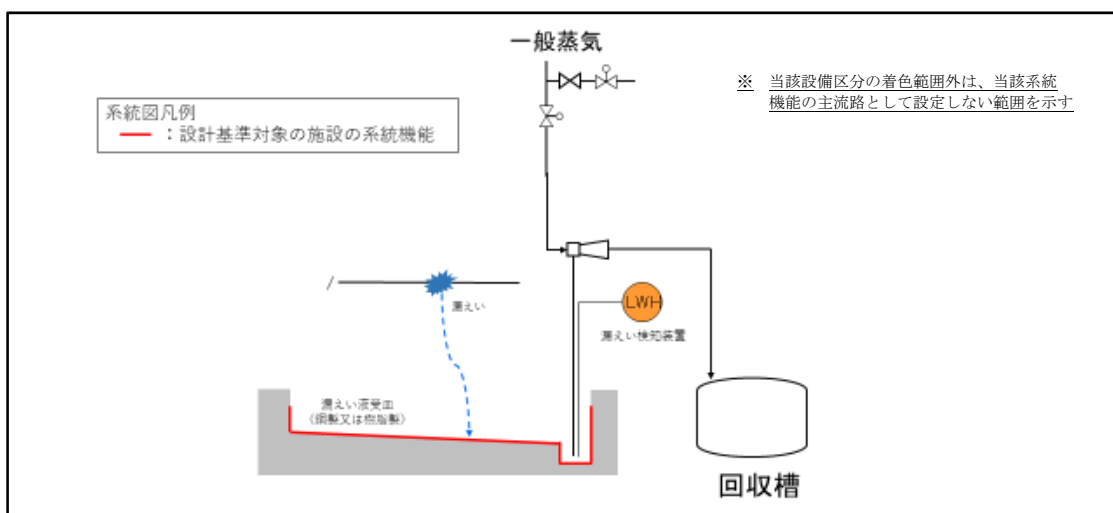
また、重力流で他の漏えい液受皿に回収する配管も主流路として設定する。（第2-7、8図参照）

計測制御設備に関する機能、性能については、「別紙1-3」に示す。

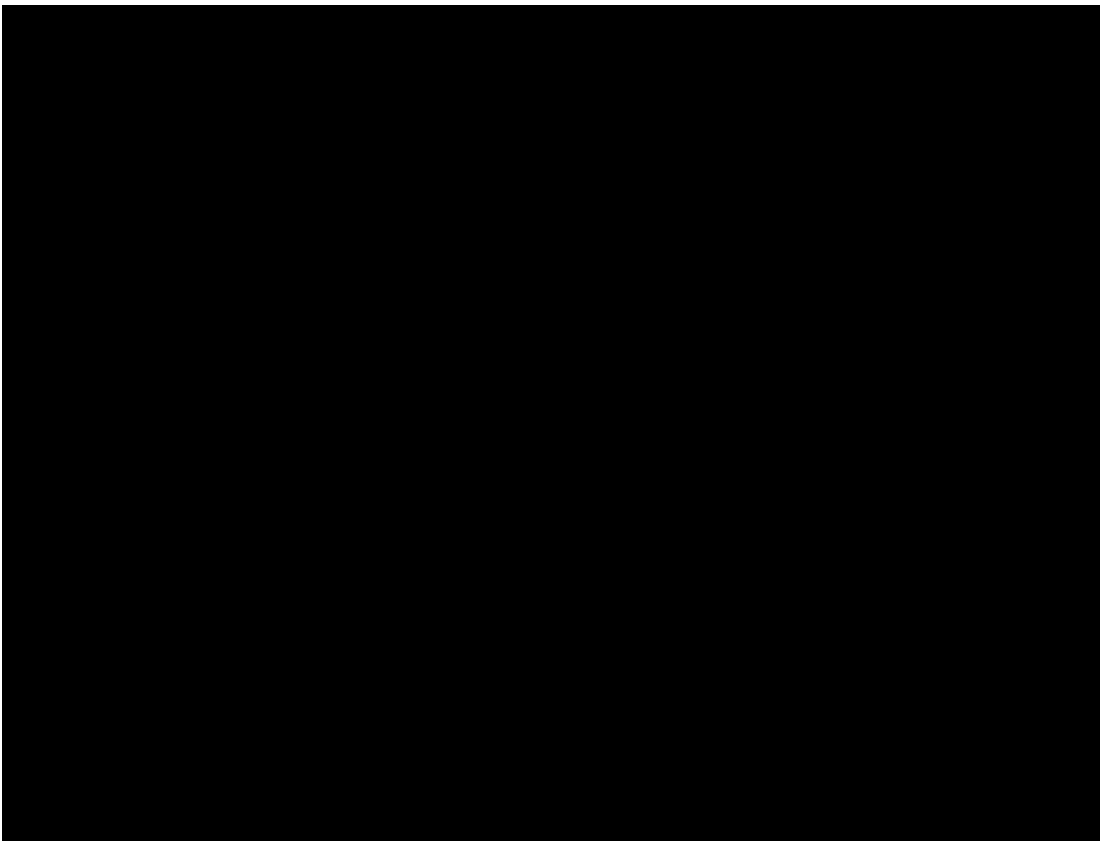
【室等の漏えい拡大防止】に係る低レベル廃液処理設備の範囲は、以下のとおり。（第2-1表、第2-6図～第2-8図参照）

- 漏えい液受皿
- 重力流で最終回収の受皿及び回収槽に回収する配管

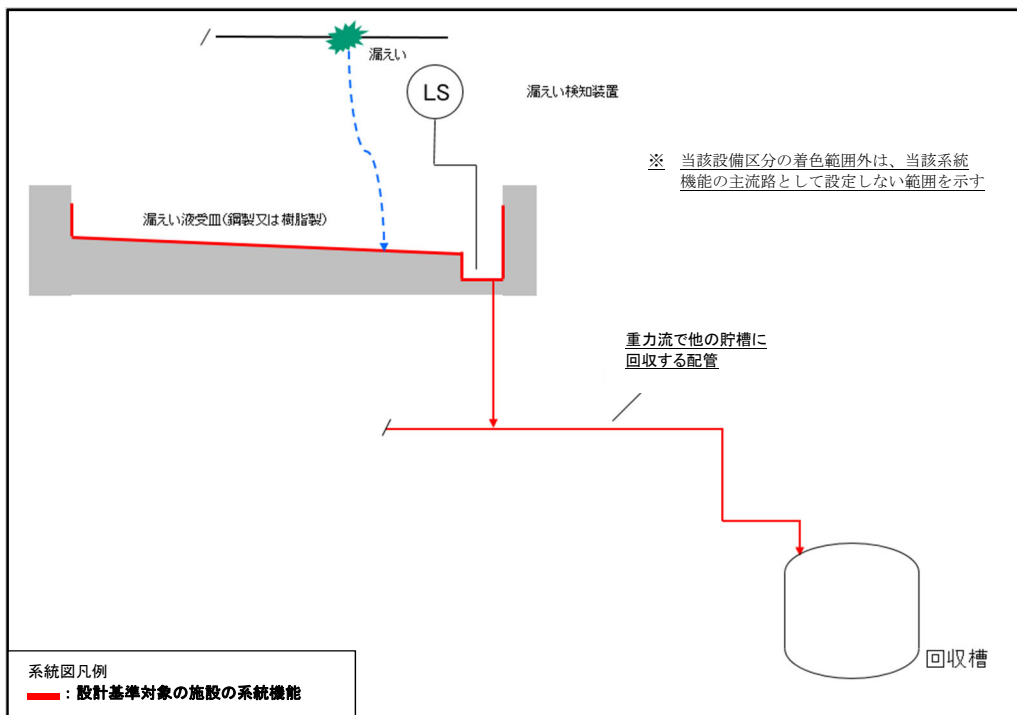
主流路の具体的な範囲は「2.（3）主流路範囲の設定」の「(b) 第10条 閉じ込めの機能 i. 【室等の漏えい拡大防止】」に示す。



第2-6図 低レベル廃液等の漏えい液の保持（漏えいした溶液の保持）



第2-7図 低レベル廃液等の漏えい液の保持
 (漏えいした溶液の保持、重力流による回収 その1)



第2-8図 低レベル廃液等の漏えい液の保持
 (漏えいした液の保持、重力流による回収 その2)

第2-1表 低レベル廃液処理設備の内、低レベル廃液等を回収する漏えい液受皿が設置されるセル及び室一覧

室	数

※1：使用済燃料受入れ・貯蔵建屋

※2：使用済燃料輸送容器管理建屋

※3：精製建屋

※4：低レベル廃液処理建屋

※5：低レベル廃棄物処理建屋

ii. 【放射性物質の保持機能】

低レベル廃液処理設備で取り扱う放射性物質として低レベル廃液があり、これらを取り扱う系統を主流路として設定する。この範囲は、「(a) 第24条：廃棄施設 i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】」で示した主流路の範囲と同じである。(第2-1図～第2-5図参照)

主流路の具体的な範囲は「2. (3) 主流路範囲の設定」の「(b) 第10条：閉じ込めの機能 ii. 【放射性物質の保持機能】」に示す。

(3) 主流路範囲の設定

低レベル廃液処理設備の主流路範囲を設定するにあたり、系統機能に係る主流路の範囲を「2. (2) 低レベル廃液処理設備に係る主流路の考え方」で示した主要機器及び主配管を用いて示し、主となる系統機能【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】単位を基本とし、機能を期待する範囲等を踏まえて主流路範囲を設定する。

設定した主流路範囲内の主要機器及び主配管は、「添付3(1)低レベル廃液処理設備」の抽出リスト及び「添付2申請対象設備リスト」に整理するが、配管については、系統機能、流体が異なる単位毎(主配管グループ)に纏め、配管の系統機能が【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】の場合は「主配管(低レベル廃液処理系)」、配管の系統機能が【室等の漏えい拡大防止】の場合は「主配管(漏えい拡大防止系)」と記載する。また、系統概要図(第3-1図～第3-11図)と「添付3(1)色塗り結果(設計図書等)」として添付している各EFDの関連性を明確にするため、系統概要図上には各EFDの境界及びシート番号を図示している。EFD境界を跨ぐ配管は、それぞれのEFDでは矢羽根で取合いを示しており、EFD間の矢羽根の取合いの概要及び具体的な取合い表示は「添付3EFD矢羽根取合い概要」のとおり。

なお、上記の主配管グループを、それぞれ個別の主配管に展開していく際に、個別の名称の付け方は、添付する「別紙1-2-6 別紙1-2における共通的な記載事項」に従い、仕様表作成段階までに詳細化(from-to形式)を実施する。

a. 設計基準対象の施設に係る機能、性能

(a) 第 24 条：廃棄施設

i. 【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】

(b) 第 10 条：閉じ込めの機能

ii. 【放射性物質の保持機能】

(i) 第 1 低レベル廃液処理系

第 1 低レベル廃液処理系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第 3-1 図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- 各建屋の廃液払出貯槽^{※1}⇒第 1 低レベル第 1 廃液受槽⇒第 1 低レベル廃液蒸発缶
- 各建屋の廃液払出貯槽⇒低レベル廃液受槽⇒第 1 低レベル第 2 廃液受槽⇒第 1 低レベル廃液蒸発缶
- 第 1 低レベル廃液蒸発缶⇒XXXXXXXXXX⇒第 2 低レベル廃液受槽^{※2}
(XXXXXXXXXX)
- 第 1 低レベル廃液蒸発缶⇒XXXXXXXXXX⇒XXXXXXXXXX⇒[低レベル濃縮廃液処理系の低レベル濃縮廃液受槽^{※3}]（濃縮廃液のライン）

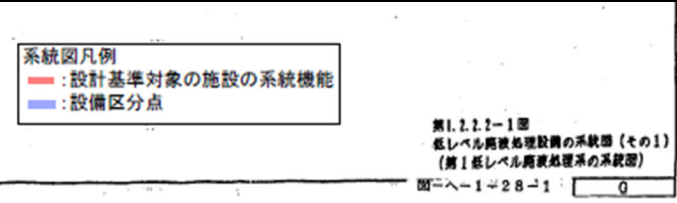
※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系（一部）：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系と第 1 低レベル廃液処理系の設備区分点は、受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

※2 第 2 低レベル廃液処理系：第 1 低レベル廃液処理系と第 2 低レベル廃液処理系の設備区分点は、第 2 低レベル廃液処理系受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

※3 低レベル濃縮廃液処理系：第 1 低レベル廃液処理系と低レベル濃縮廃液処理系の設備区分点は、低レベル濃縮廃液の移送先である低レベル濃縮廃液処理系の取り合い弁（境界弁）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備



○数字は各建屋の払出貯槽を示す。
□は他設備を示す。
※特記なき場合、EFD シート番号は第1低レベル廃液処理系のものを示す。

第3-1図 第1低レベル廃液処理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能)

(ii) 第2低レベル廃液処理系

第2低レベル廃液処理系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-2図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

<第2低レベル廃液処理系>

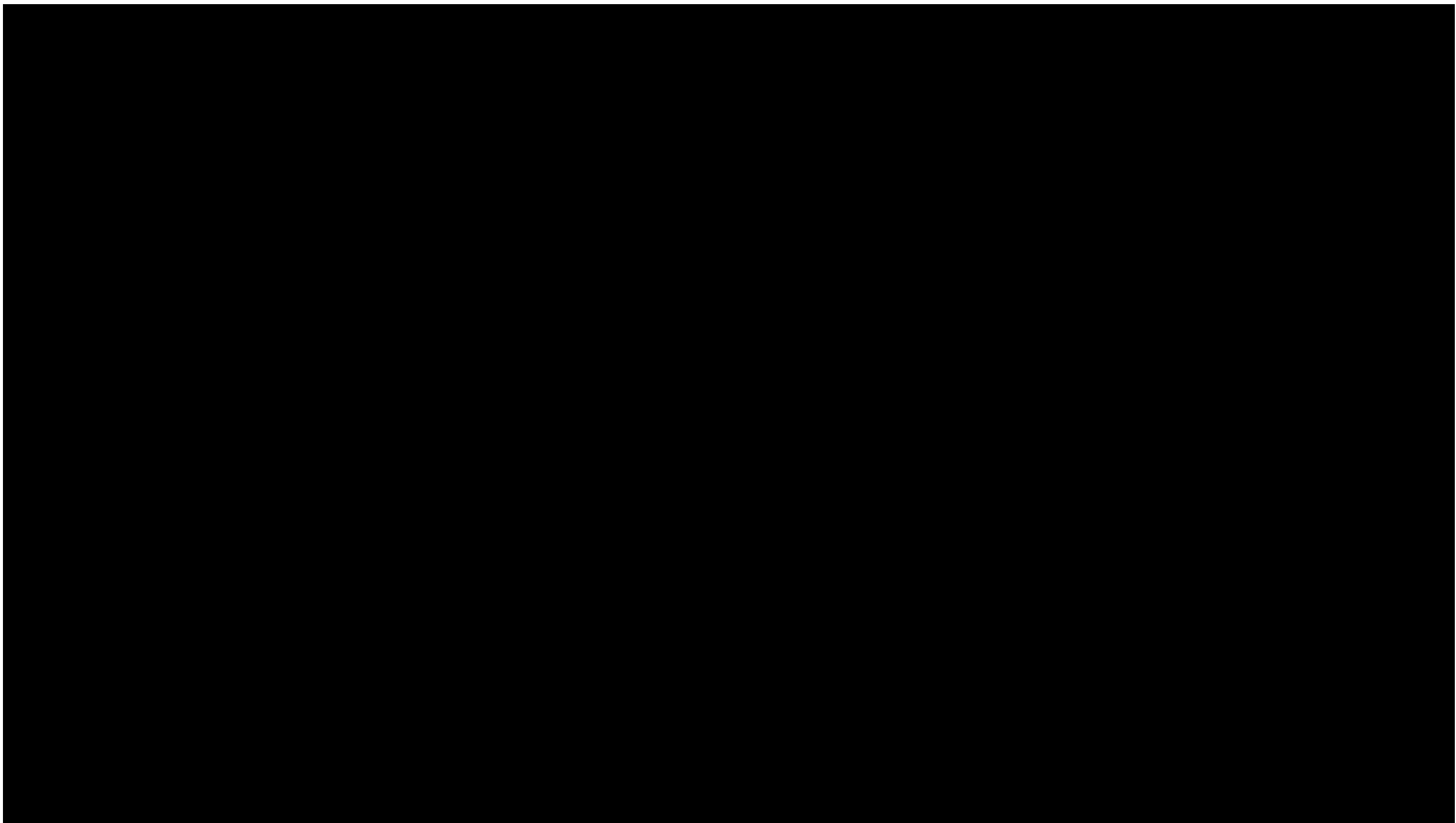
- 各建屋の廃液払出貯槽^{※1}⇒第2低レベル廃液受槽⇒第2低レベル廃液蒸発缶
- 第2低レベル廃液蒸発缶⇒XXXXXXXXXX⇒油分除去系受入ヘッダー^{※2}（凝縮水のライン）

※1 酸回収設備（一部）：酸回収設備と第2低レベル廃液処理系の設備区分点は、受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

※2 油分除去系：第2低レベル廃液処理系と油分除去系の設備区分点は、油分除去系受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-2-6-1 酸回収設備 第1、第2酸回収系



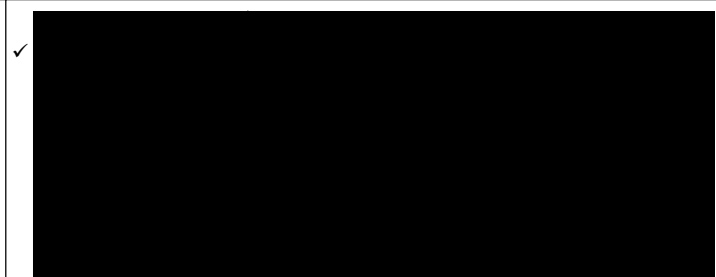
第2低レベル廃液処理系

: 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄 (EFD 流体記号: VA,AV,IW 配管)

- ✓ 第2低レベル廃液受槽⇒第2低レベル廃液蒸発缶【配-04-1】
EFD_4/EFD_5⇒EFD_6
- ✓ 第2低レベル廃液蒸発缶⇒[]⇒[油分除去系受入ヘッダー]【配-04-1】
EFD_6⇒EFD_8⇒EFD_9

[]は他設備を示す。

※特記なき場合、EFD シート番号は第2低レベル廃液処理系のもをを示す。



○数字は各建屋の払出貯槽を示す。

系統図凡例

- : 設計基準対象の施設の系統機能
- : 設備区分点

第1.1.1.1-2図
低レベル廃液処理設備の系統図(その2)
(第2低レベル廃液処理系の系統図)

図-ヘ-1-28-3 G

第3-2図 第2低レベル廃液処理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能)

(iii) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-3図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- キャスク内部水受槽⇒キャスク内部水ポンプ⇒第1ろ過装置
- 第1ろ過装置⇒低レベル廃液収集槽⇒低レベル廃液収集ポンプ⇒第2ろ過装置⇒脱塩装置
- 脱塩装置⇒低レベル廃液サンプル槽⇒低レベル廃液サンプルポンプ⇒極低レベル廃液中和槽⇒極低レベル廃液中和ポンプ⇒第1低レベル第1廃液受槽^{※1}
- 脱塩装置⇒低レベル廃液サンプル槽⇒低レベル廃液サンプルポンプ⇒極低レベル廃液中和槽⇒極低レベル廃液中和ポンプ⇒第6低レベル廃液蒸発缶循環ポンプ⇒第6低レベル廃液蒸発缶加熱器⇒第6低レベル廃液蒸発缶
- 脱塩装置⇒低レベル廃液サンプル槽⇒低レベル廃液サンプルポンプ⇒極低レベル廃液中和槽⇒極低レベル廃液中和ポンプ⇒第5低レベル廃液蒸発缶
- 第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶⇒極低レベル廃液サンプル槽⇒第2放出前貯槽^{※2}
- 第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶⇒低レベル濃縮廃液貯槽⇒低レベル濃縮廃液ポンプ⇒[低レベル固体廃棄物処理設備の固化装置^{※3}]
- 第1ろ過装置⇒[廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽^{※4}]
- 第2ろ過装置⇒[廃樹脂貯蔵系の第2ろ過装置逆洗水受槽^{※4}]
- 脱塩装置⇒[廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽^{※4}]

※1 第1低レベル廃液処理系：第1低レベル廃液処理系と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備区分点は、第1低レベル廃液処理系受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

※2 海洋放出管理系：海洋放出管理系と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備区分点は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系と海洋放出管理系の取合い弁（境界弁）とする。

※3 低レベル濃縮廃液処理系：低レベル濃縮廃液処理系と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備区分点は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系と低レベル濃縮廃液処理系の取合い弁（境界弁）とする。

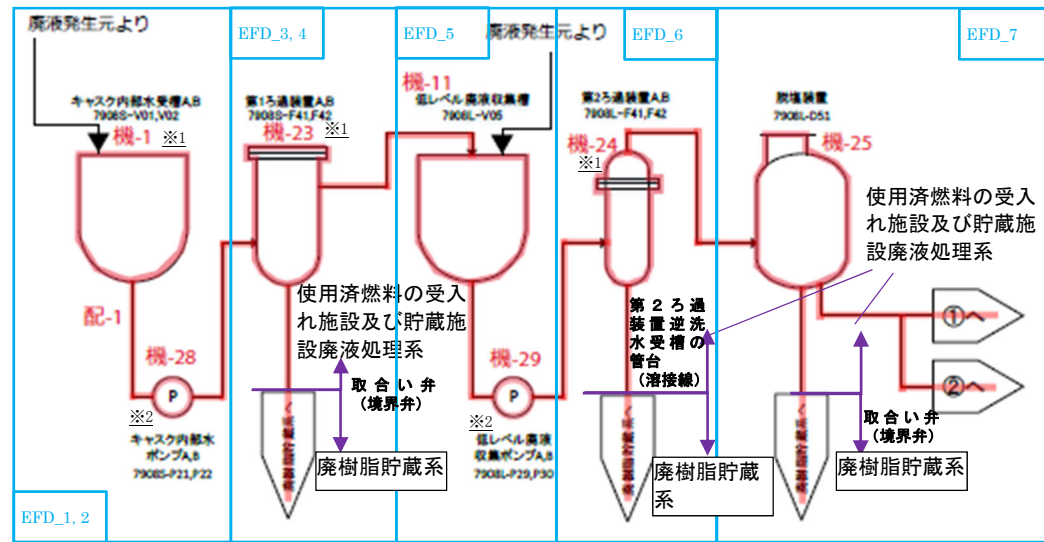
とする。

- ※4 廃樹脂貯蔵系：使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系と廃樹脂貯蔵系の設備区分点は、廃樹脂貯蔵系の第2ろ過装置逆洗水受槽の管台（溶接線）又は廃樹脂貯蔵系の取合い弁（境界弁）とする。

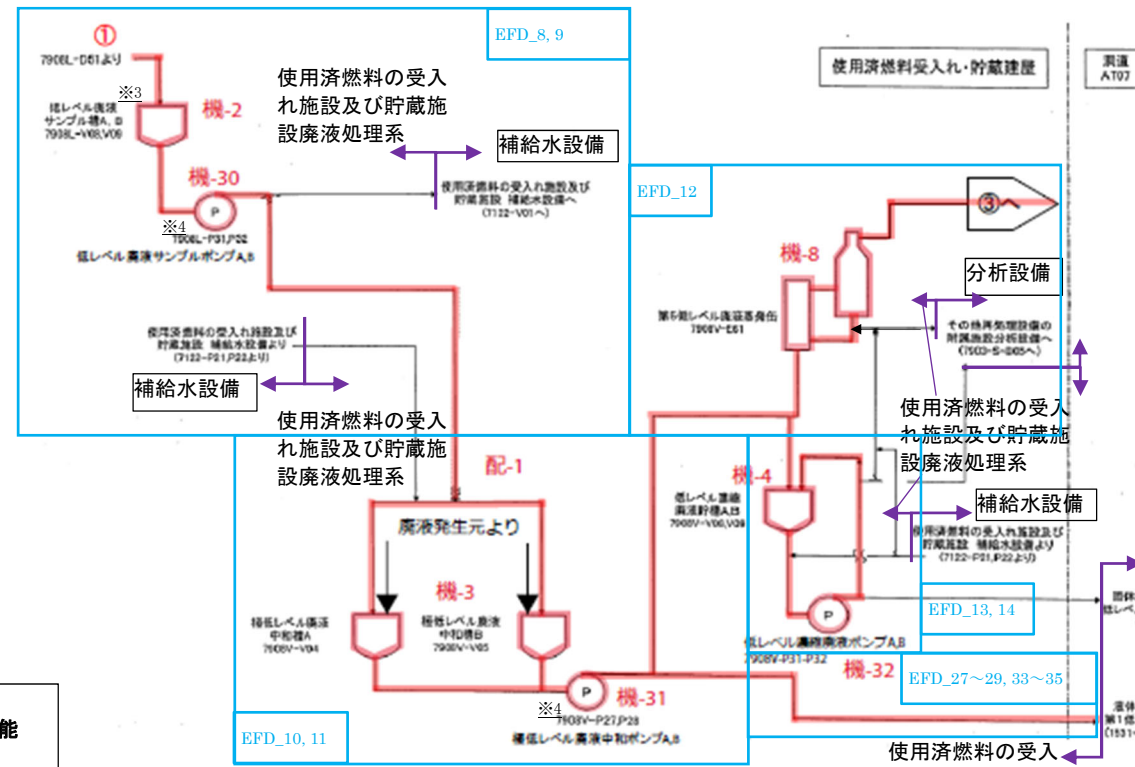
また、主流路のカッコ内設備の主要機器等は、以下の別紙に示す。

別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備

別紙1-2-4-3-3-1 廃樹脂貯蔵系



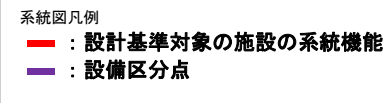
※1 キャスク内部水受槽、第1ろ過装置、第2ろ過装置は2基ずつ設置している。
 ※2 キャスク内部水ポンプ、低レベル廃液収集ポンプは2台ずつ設置している。



※3 低レベル廃液サンプル槽、極低レベル廃液中和槽、極低レベル廃液サンプル槽は2基ずつ設置している。
 ※4 低レベル廃液サンプルポンプ、極低レベル廃液中和ポンプは2台ずつ設置している。
 ※5 低レベル濃縮廃液貯槽は3基設置している。
 ※6 低レベル濃縮廃液ポンプは3台設置している。

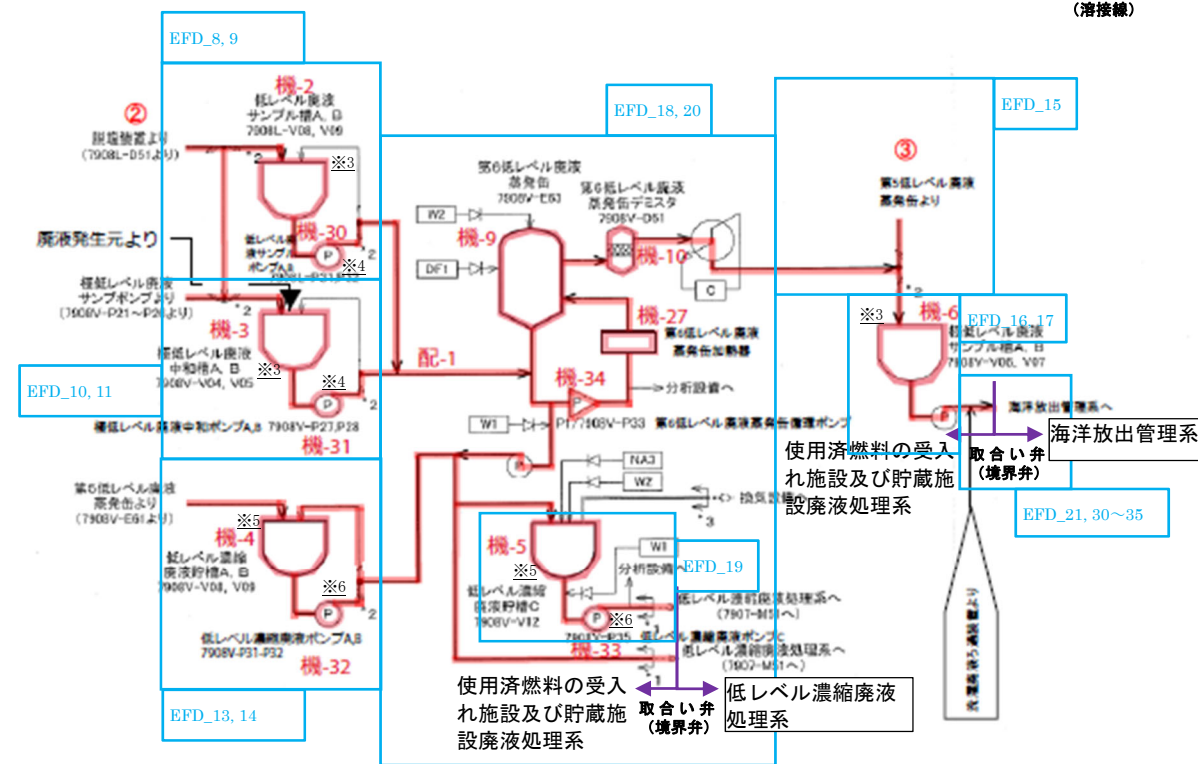
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系

：放射性液体廃棄物の処理及び廃棄（EFD 流体記号：MA, LA, VLA, VVLA 配管）



- ✓ キャスク内部水受槽⇒キャスク内部水ポンプ⇒第1ろ過装置【配-1】
EFD_1, 2⇒EFD_3
- ✓ 第1ろ過装置⇒低レベル廃液収集槽⇒低レベル廃液収集ポンプ⇒第2ろ過装置⇒脱塩装置【配-1】
EFD_3⇒EFD_4⇒EFD_5⇒EFD_6⇒EFD_7
- ✓ 脱塩装置⇒低レベル廃液サンプル槽⇒低レベル廃液サンプルポンプ⇒極低レベル廃液中和槽⇒極低レベル廃液中和ポンプ⇒第1低レベル第1廃液受槽【配-1】
EFD_7⇒EFD_8, 9⇒EFD_10, 11⇒EFD_35⇒EFD_27⇒EFD_28⇒EFD_33⇒EFD_34⇒EFD_29
- ✓ 脱塩装置⇒低レベル廃液サンプル槽⇒低レベル廃液サンプルポンプ⇒極低レベル廃液中和槽⇒極低レベル廃液中和ポンプ⇒第6低レベル廃液蒸発缶循環ポンプ⇒第6低レベル廃液蒸発缶加熱器⇒第6低レベル廃液蒸発缶【配-1】
EFD_7⇒EFD_8, 9⇒EFD_10, 11⇒EFD_18
- ✓ 脱塩装置⇒低レベル廃液サンプル槽⇒低レベル廃液サンプルポンプ⇒極低レベル廃液中和槽⇒極低レベル廃液中和ポンプ⇒第5低レベル廃液蒸発缶【配-1】
EFD_7⇒EFD_8, 9⇒EFD_10, 11⇒EFD_12
- ✓ 第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶⇒極低レベル廃液サンプル槽⇒第2放出前貯槽【配-1】
EFD_18⇒EFD_20⇒EFD_15⇒EFD_16⇒EFD_21⇒海洋放出管理系 EFD_1
EFD_12⇒EFD_15⇒EFD_16⇒EFD_21⇒海洋放出管理系 EFD_1
- ✓ 第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶⇒低レベル濃縮廃液貯槽⇒低レベル濃縮廃液ポンプ⇒[低レベル固体廃棄物処理設備の固化装置]【配-1】
EFD_18⇒EFD_19⇒[低レベル固体廃棄物処理設備 EFD_1]
EFD_12⇒EFD_13, 14⇒EFD_18⇒[低レベル固体廃棄物処理設備 EFD_1]
- ✓ 第1ろ過装置⇒[廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽※4]【配-1】
EFD_3⇒[廃樹脂貯蔵系 EFD_3]
- ✓ 第2ろ過装置⇒[廃樹脂貯蔵系の第2ろ過装置逆洗水受槽※4]【配-1】
EFD_6⇒[廃樹脂貯蔵系 EFD_1]
- ✓ 脱塩装置⇒[廃樹脂貯蔵系の廃樹脂貯槽※4]【配-1】
EFD_7⇒[廃樹脂貯蔵系 EFD_3]


□は他設備を示す。
 ※特記なき場合、EFD シート番号は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系のものを示す。



第3-3図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 系統図（放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能）

(iv) 油分除去系

油分除去系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3－4図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

-  ⇒油分除去装置⇒第1放出前貯槽^{※1}

※1 海洋放出管理系：油分除去系と海洋放出管理系の設備区分点は、海洋放出管理系受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。



第1.2.2.2-3図
低レベル廃液処理設備の系統図(その3)
(油分除去系の系統図)

第3-4図 油分除去系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能)

(v) 海洋放出管理系

海洋放出管理系の【放射性液体廃棄物の処理及び廃棄】及び【放射性物質の保持機能】に係る主流路（第3-5～7図参照）の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（低レベル廃液処理系）」とする。

なお、カッコ内の設備は、当該設備とは異なる設備区分の設備であるが、他設備（カッコ内設備）を含めた、当該設備の全体像を明確にするために記載するものである。

- [使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系^{*1}]⇒第2放出前貯槽⇒
[使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系^{*2}]⇒第1放出前貯槽
- [MOX燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の廃液貯槽^{*3}] ⇒第1放出前貯槽
- 第1放出前貯槽⇒海洋放出ポンプ⇒海洋放出管

※1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系：海洋放出管理系と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の設備区分点は、海洋放出管理系に設置する第1弁とする。

※2 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系：海洋放出管理系と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋における設備区分点は、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の主配管との合流部（溶接線）とする。また、低レベル廃液処理建屋における設備区分点は、海洋放出管理系の第1放出前貯槽受入れヘッダー合流部（溶接線）とする。

※3 MOX燃料加工施設の低レベル廃液処理設備：海洋放出管理系と燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の設備区分点は、低レベル廃液処理建屋回りの屋外ピットに設置する取合い弁（境界弁）とする。

なお、MOX燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の主要機器等は設計中のため別途示す。

海洋放出管理系

: 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄 (EFD 流体記号: VVLA 配管)

✓ [使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系]⇒第2放出前貯槽⇒[使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系]【配-01-1】

EFD_1,2

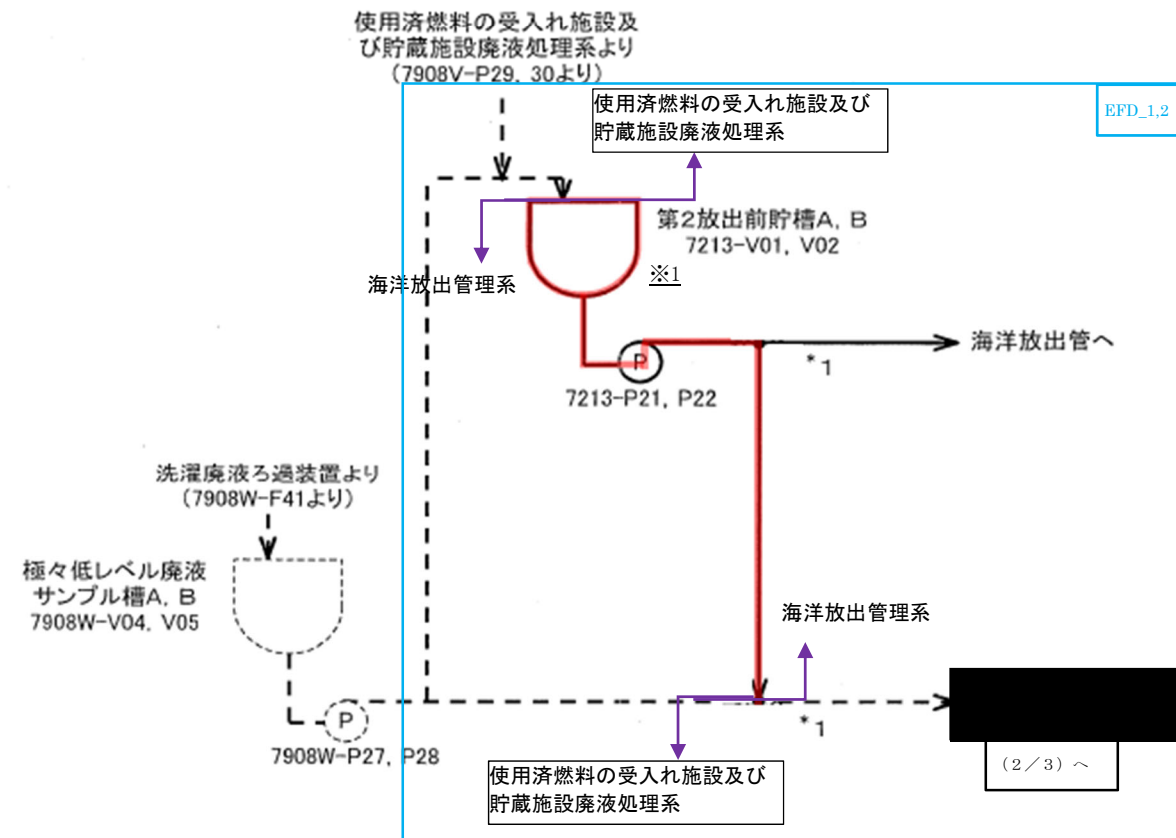
[]は他設備を示す。

※特記なき場合、EFDシート番号は海洋放出管理系のものを示す。

系統図凡例

— : 設計基準対象の施設の系統機能
 — : 設備区分点

使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋



※1 第2放出前貯槽は2基設置している。

注記

*1: 申請範囲には管継手を含む。

第1.1.2.1.2-1図
 海洋放出管理系の系統図

図-へ-1-2-1

E

第3-5図 海洋放出管理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能) (1/3)

海洋放出管理系

: 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄 (EFD 流体記号: MA, LA, VLA, VVLA 配管)

- ✓ [使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系] ⇒ 第1放出前貯槽【配-04-1】
EFD_1, 2 (1/3) ⇒ EFD_3 ⇒ EFD_4
- ✓ [MOX 燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の廃液貯槽] ⇒ 第1放出前貯槽【配-04-2】
EFD_3 ⇒ EFD_4
- ✓ 第1放出前貯槽 ⇒ 海洋放出ポンプ ⇒ 海洋放出管
EFD_3, 4 ⇒ EFD_5 (3/3)

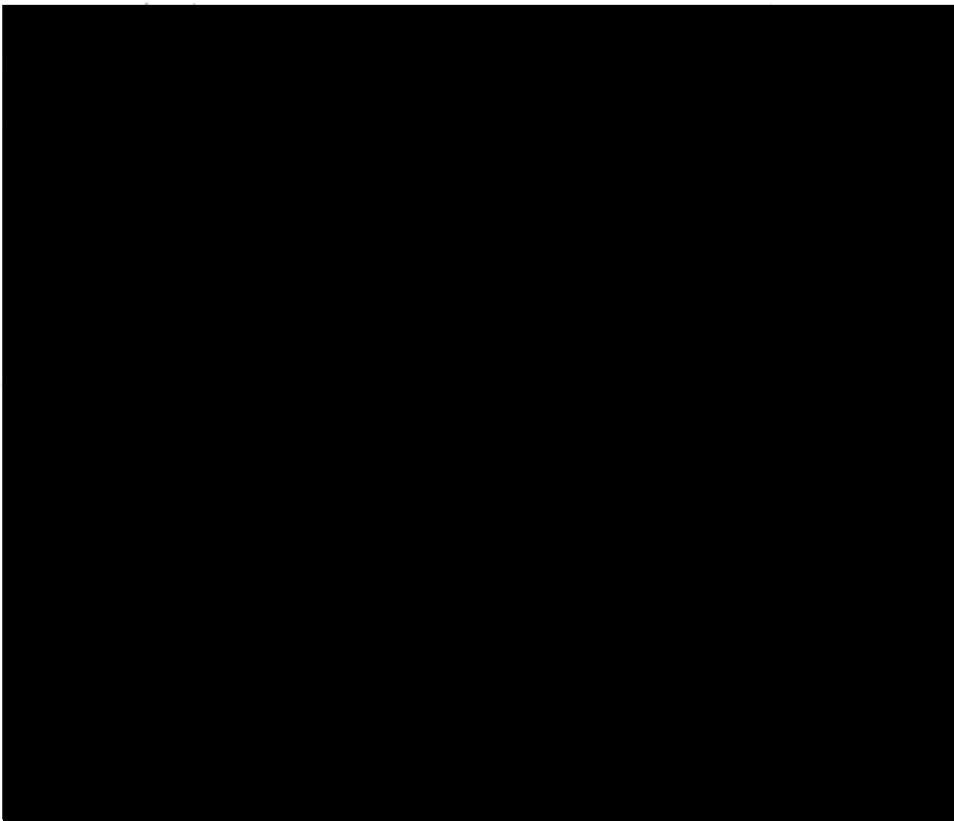
[] は他設備を示す。

※特記なき場合、EFD シート番号は海洋放出管理系のものを示す。

第1.1.2.1-4図
低レベル廃液処理設備の系統図 (その4)
(海洋放出管理系の系統図)

1 表-1-28-5]

第3-6図 海洋放出管理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能) (2/3)



海洋放出管理系
 : 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄 (EFD 流体記号: IW 配管)

✓ 第1 放出前貯槽⇒海洋放出ポンプ⇒海洋放出管
 EFD_3,4 (2/3) ⇒EFD_5

□は他設備を示す。

※特記なき場合、EFD シート番号は海洋放出管理系のものを示す。

系統図凡例
 — : 設計基準対象の施設の系統機能

系統図凡例	
配管関係	
記号	名称
—	配管
記号	名称
⊕	空気作動 (弁)
記号	名称
⊔	キャップ
記号	名称
—}	ねじ込み キャップ
建物関係	
記号	名称
□	セル, 室, 洞道 及び建屋境界

第1. 1. 2. 1. 2-1図
 海洋放出管理系の系統図
 (9611-01)

図-へ-1-1 4523

第3-7図 海洋放出管理系 系統図 (放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能) (3/3)

(b) 第 10 条：閉じ込めの機能

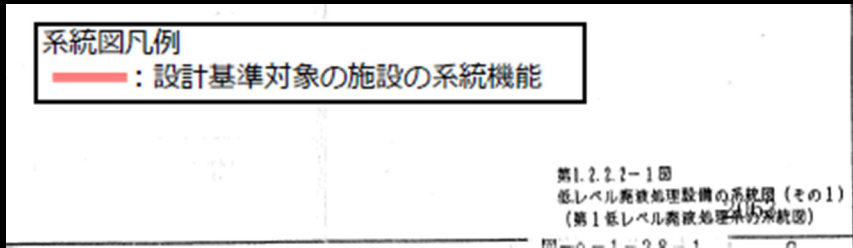
i. 【室等の漏えい拡大防止】

低レベル廃液処理設備の【室等の漏えい拡大防止】に係る主流路の範囲を主要機器で示すと以下のとおり。主要機器間をつなぐ配管（「⇒」で示す）が主配管であり、名称は「主配管（漏えい拡大防止系）」とする。

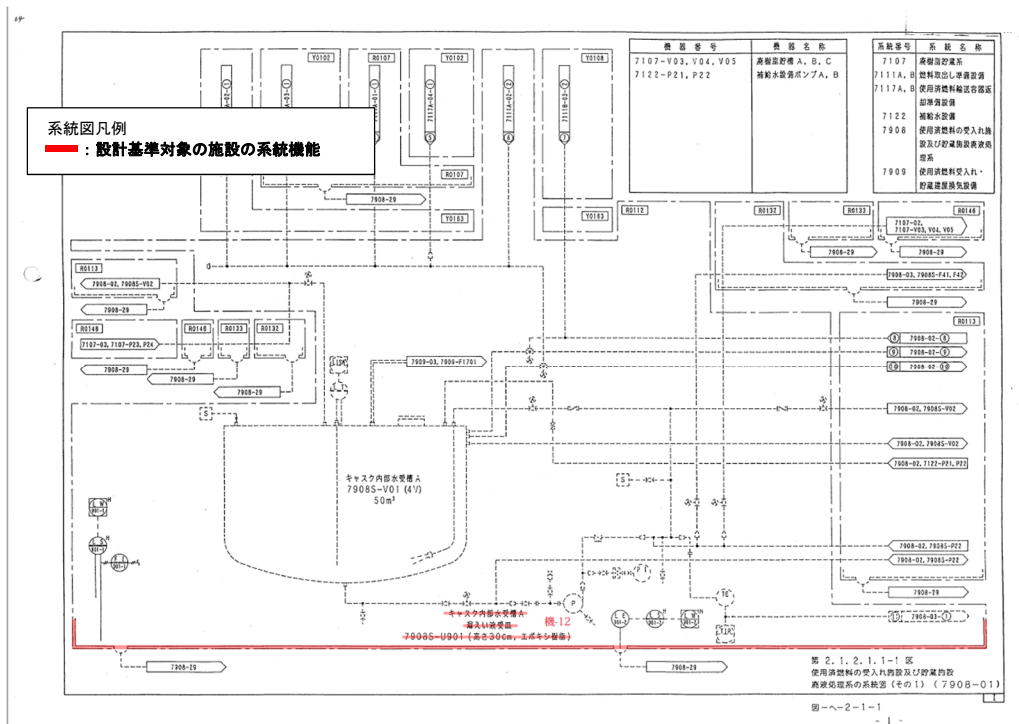
<重力流による回収>

- 漏えい液受皿⇒漏えい液受皿（最終受皿）（第 3－8 図参照）
- 漏えい液受皿⇒回収槽（第 3－9 図～第 3－11 図参照）
- [プール水浄化系の漏えい液受皿^{※1}] ⇒回収槽
- [廃樹脂貯蔵系の漏えい液受皿^{※1}] ⇒回収槽

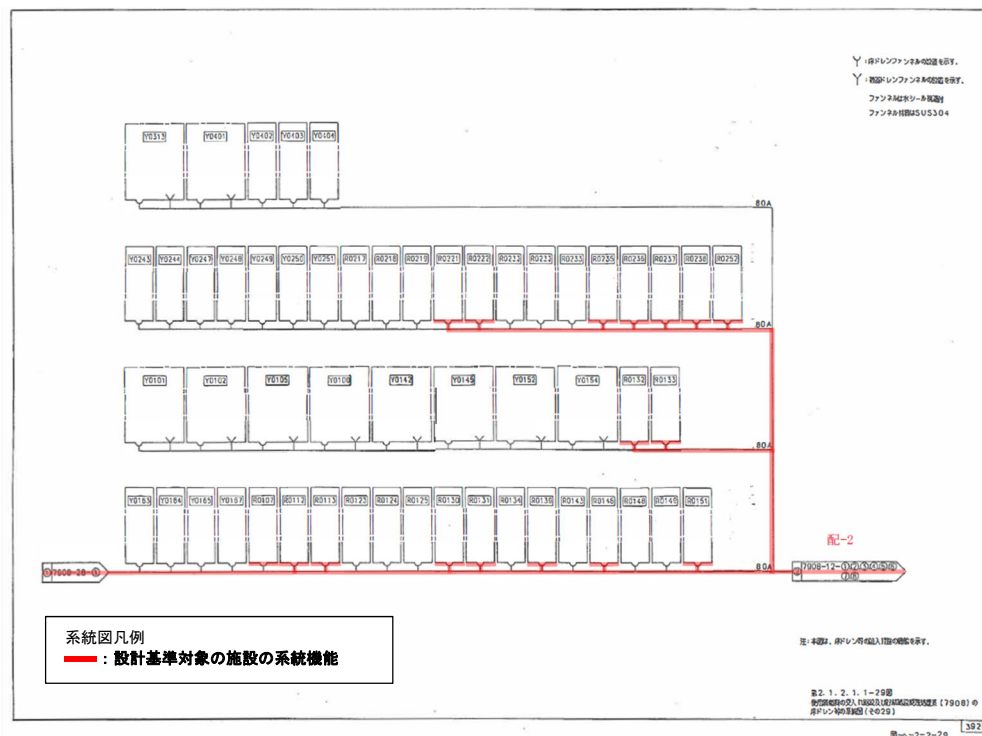
※1 プール水浄化系：プール水浄化系、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系及び廃樹脂貯蔵系の漏えい液受皿のうち樹脂塗装による漏えい液受皿は、対象室の躯体と一体化しており、対象室に設置される床ドレンファンネル以降の配管が使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系であるため、プール水浄化系及び廃樹脂貯蔵系と使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系との設備区分点は、対象室において主配管（漏えい拡大防止系）が設置される床ドレンファンネルとする。



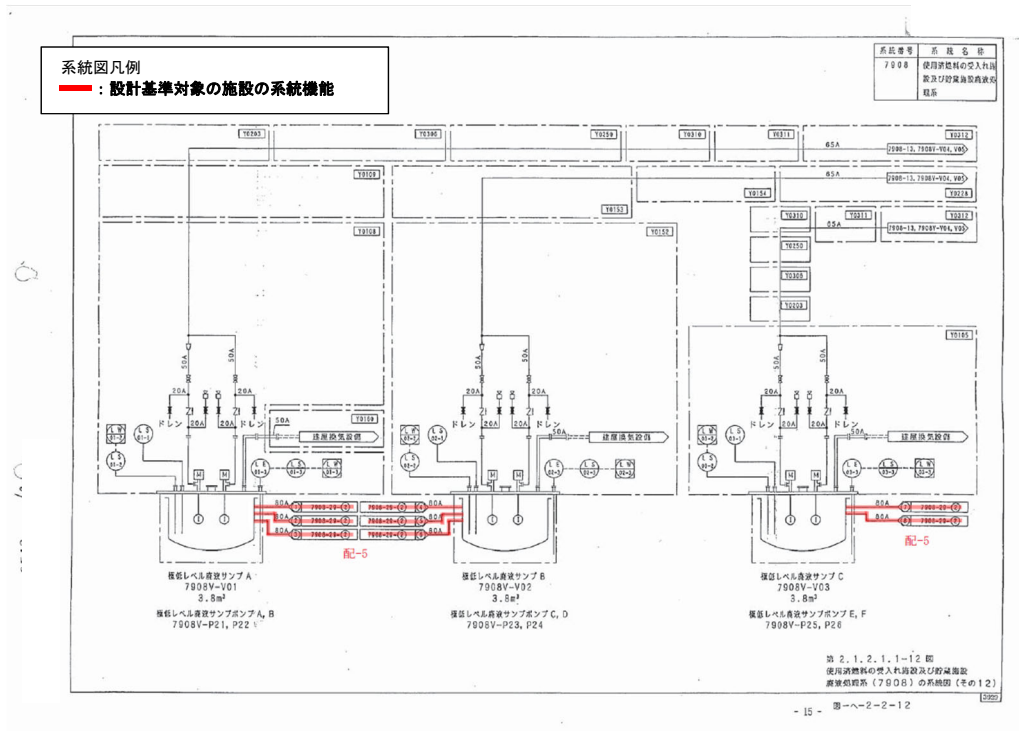
第3-8図 低レベル廃液処理設備 系統図 (室等の漏えい拡大防止：低レベル廃液等の漏えい液の保持、重力流による回収)



第 3-9 図 低レベル廃液処理設備 系統図 (室の漏えい拡大防止)
(漏えい液受皿⇒回収槽: その 1)



第 3-10 図 低レベル廃液処理設備 系統図 (室の漏えい拡大防止)
(漏えい液受皿⇒回収槽: その 2)



第 3-11 図 低レベル廃液処理設備 系統図 (室の漏えい拡大防止)

(漏えい液受皿⇒回収槽 : その 3)

※第 3-9 図～第 3-11 図までは一例であり、第 2-1 表に示す各漏えい液受皿から回収槽までの系統も同様の構成である。

各漏えい液受皿及び主配管 (漏えい拡大防止系) の構成は添付 3 「申請対象設備抽出結果 (低レベル廃液処理設備)」 の EFD_22 から EFD_26 に示す。

2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に含まれないことから、主流路と設定しない。(第4-2図 個別1参照)

(c) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系

- 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の低レベル廃液サンプルポンプから補給水設備への廃液移送ラインは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、放射能濃度が極めて低い低レベル廃液を補給水として再利用するためのラインであり、燃料貯蔵プール等へ水を供給することで不足した補給水槽内の水量を回復させる機能を有しているが、補給水槽には燃料貯蔵プール等へ確実に給水するため一定の水量が常時確保されており、当該ラインはこの常時確保すべき水量を上回る範囲での水量維持に使用されるものであるため、2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に含まれないことから、主流路と設定しない。(第4-3図 個別1参照)
- 洗濯廃液処理ラインは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、37KBq 未満の極微量の放射性物質等を含む廃液をろ過装置で処理する系統であるが、低レベル廃液を廃棄するための浄化を期待する廃液処理系ではないため、2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に含まれないことから、主流路と設定しない。(第4-3図 個別2参照)

(d) 油分除去系

- 2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に含まれないことから、主流路と設定しない。(第4-4図 個別1参照)

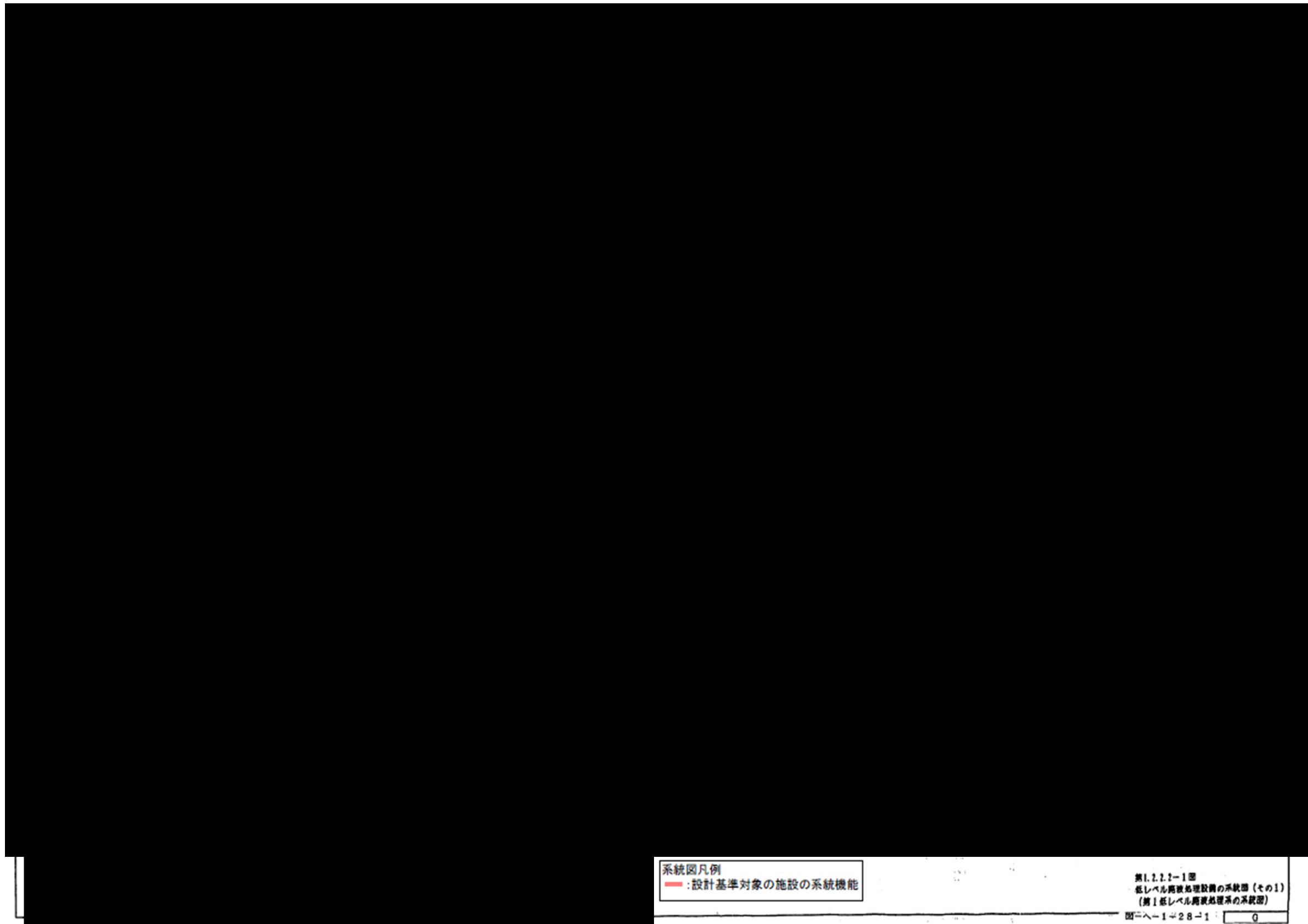
(e) 海洋放出管理系

- 各建屋からの第1海洋放出前貯槽への空調ドレン等の廃液移送ラインは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、廃棄のための浄化を期待する通常の廃液処理ラインでないため、2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に含まれないことから、主流路と設定しない。(第4-6図 個別1参照)

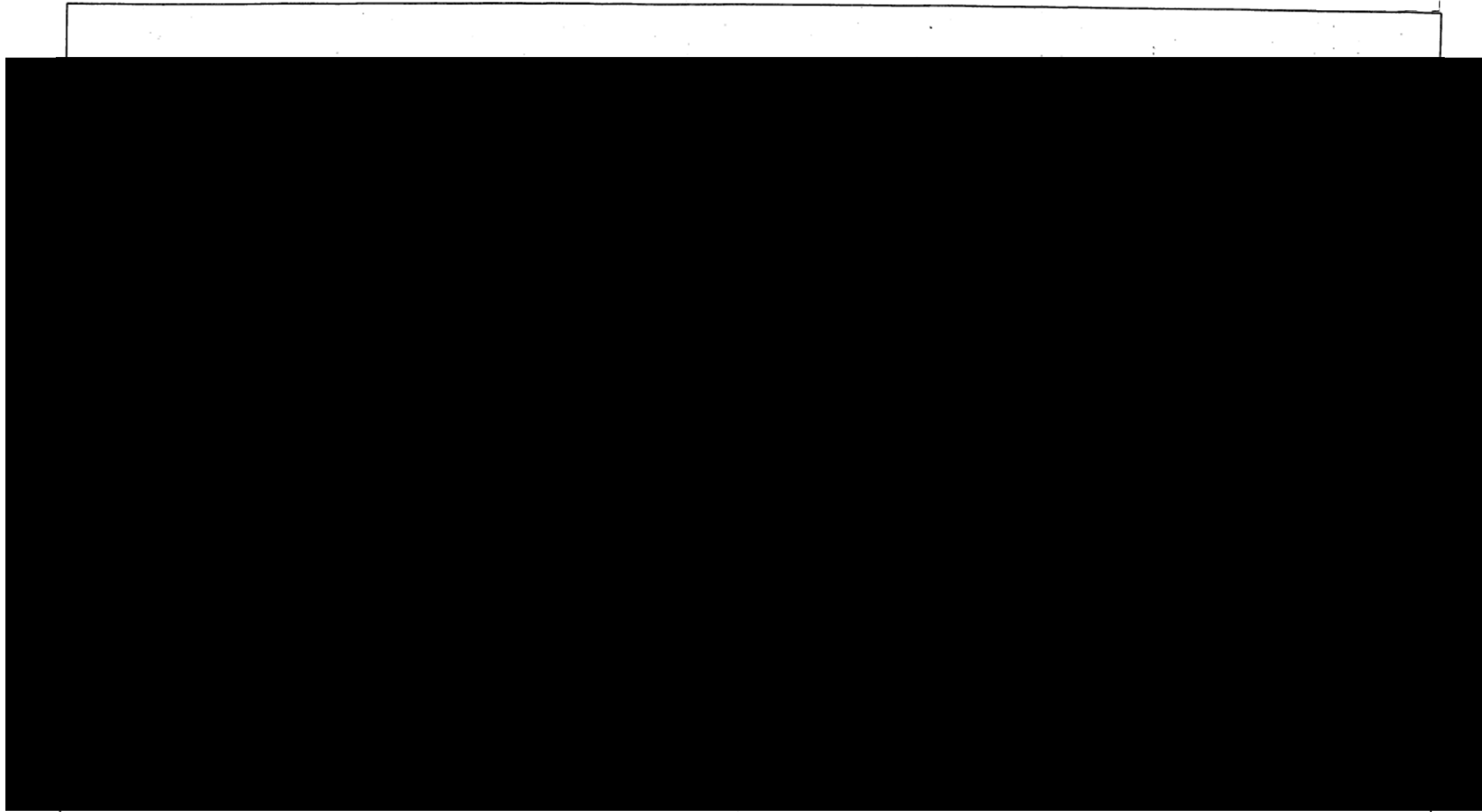
- 洗濯廃液処理系の洗濯廃液ろ過装置からの廃液移送ラインは、安重/S クラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、廃棄のための浄化を期待する通常の廃液処理ラインでないため、2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に含まれないことから、主流路と設定しない。(第4-6図 個別2参照)
- 第2海洋放出ポンプから海洋放出管までの海洋放出ラインは、安重/S クラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、しゅん工後において第2海洋放出前ポンプを用いて第1放出前貯槽へ移送するラインが最終的な主流路となり、第2放出前貯槽から海洋放出するためのラインは切り離すため、2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に含まれないことから、主流路と設定しない。(第4-5図 個別1及び第4-7図 個別1参照)


(f) 洗濯廃液処理系

- 洗濯廃液処理系は、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しないラインで、廃棄のための浄化を期待する廃液処理ラインでないため、2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する範囲に含まれないことから、主流路と設定しない。(第4-8図 個別1参照)




第4-1図 第1低レベル廃液処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

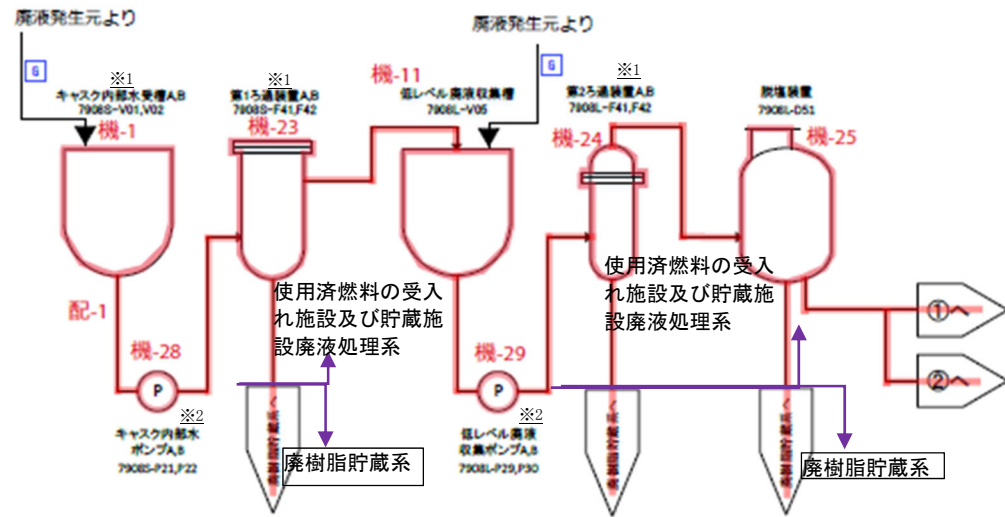


系統図凡例
 : 設計基準対象の施設の系統機能

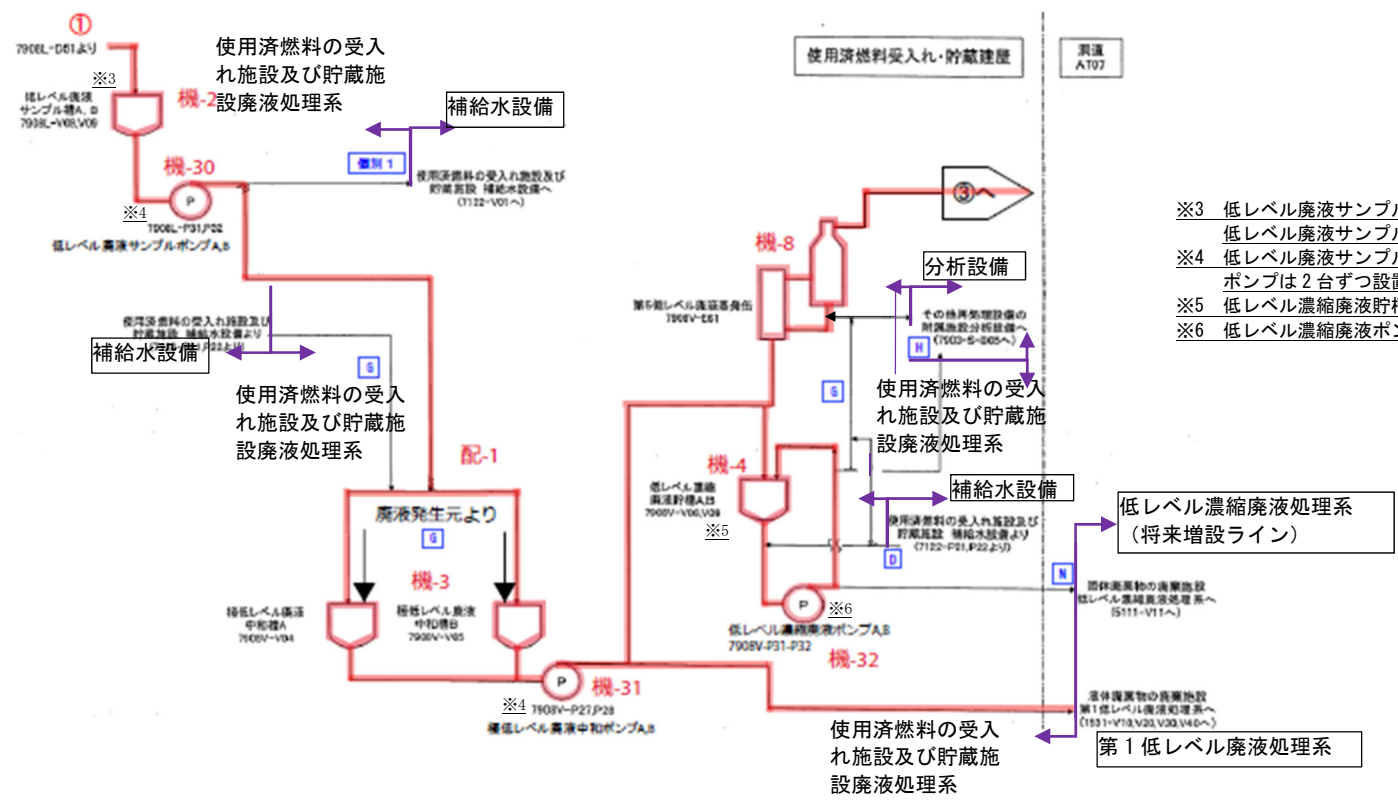
□内の（アルファベット記号、個別）は主流路としない理由分類を示す。
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表で示す。
 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文2.(4) 主流路として設定しない範囲及びその考
 え方にて示す。

第1.1.1.1-2図
 低レベル廃液処理設備の系統図（その2）
 （第2低レベル廃液処理系の系統図）
 図-へ-1+2B+3 :  0

第4-2図 第2低レベル廃液処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

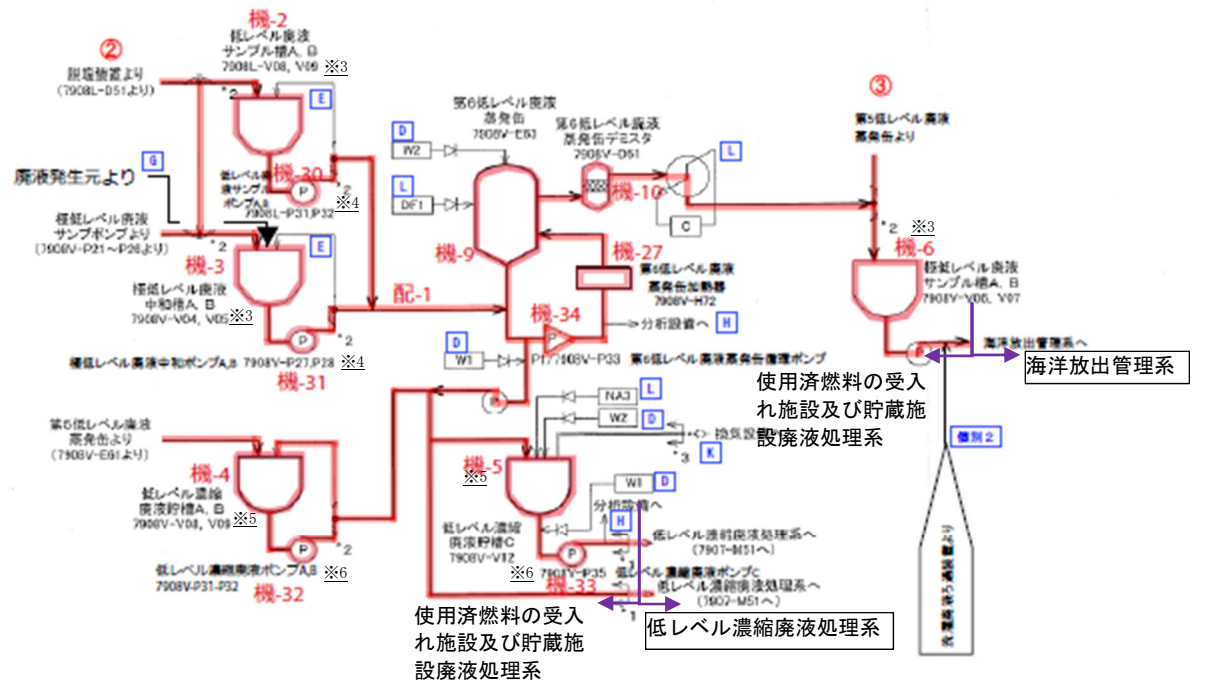
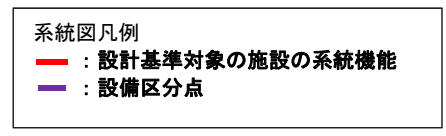


※1 キャスク内部水受槽、第1ろ過装置、第2ろ過装置は2基ずつ設置している。
 ※2 キャスク内部水ポンプ、低レベル廃液収集ポンプは2台ずつ設置している。

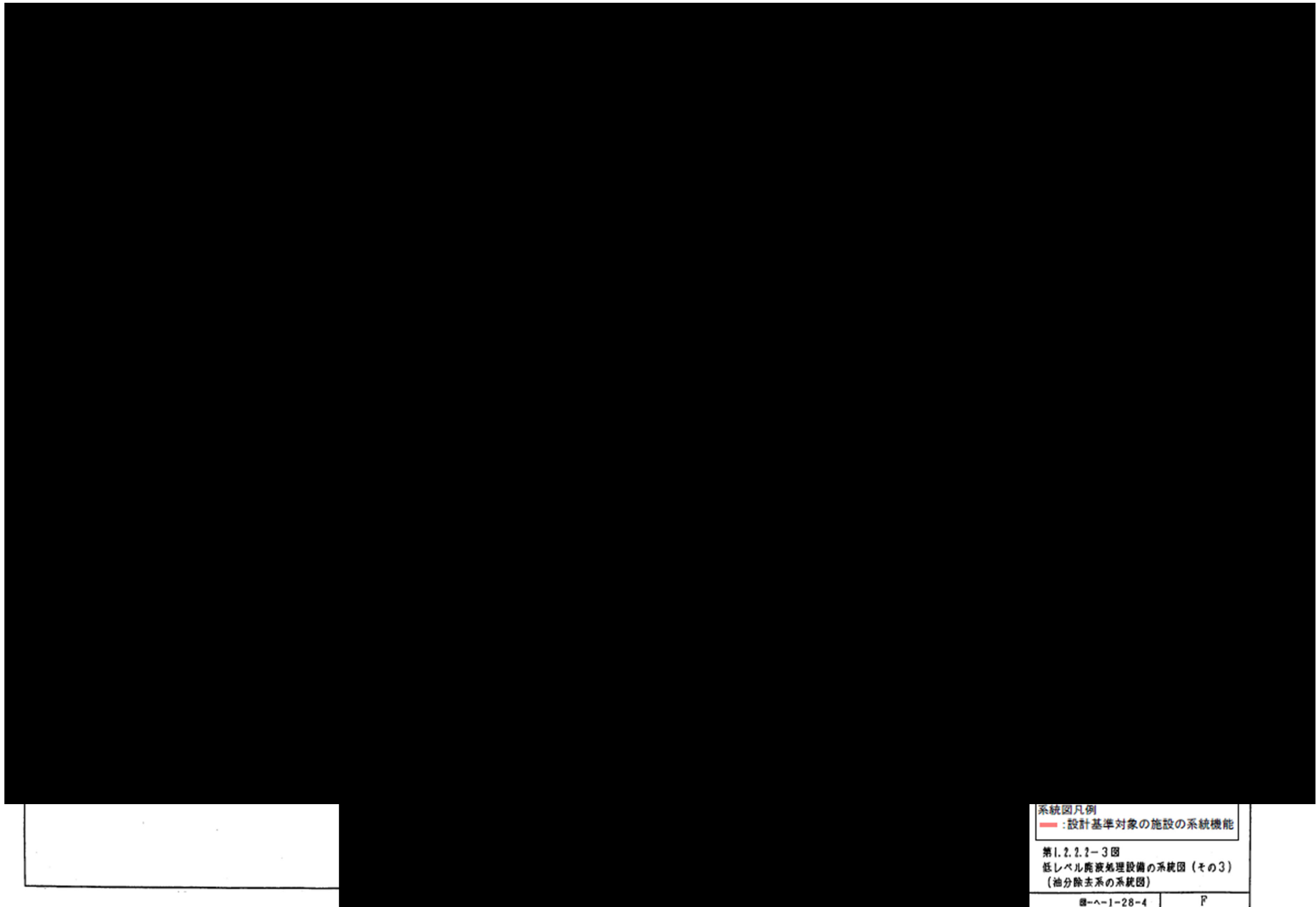


※3 低レベル廃液サンプル槽、極低レベル廃液中和槽、極低レベル廃液サンプル槽は2基ずつ設置している。
 ※4 低レベル廃液サンプルポンプ、極低レベル廃液中和ポンプは2台ずつ設置している。
 ※5 低レベル濃縮廃液貯槽は3基設置している。
 ※6 低レベル濃縮廃液ポンプは3台設置している。

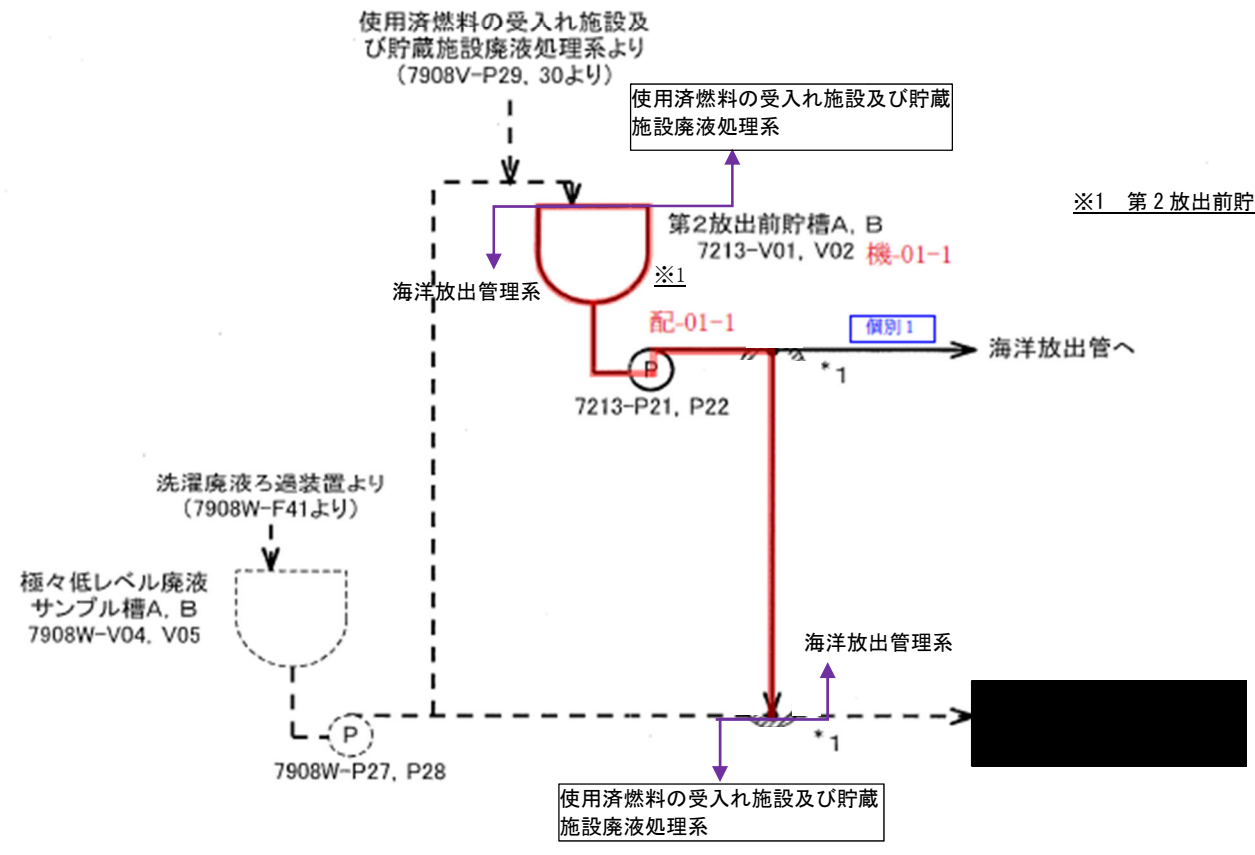
□内の(アルファベット記号、個別)は主流路としない理由分類を示す。
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表で示す。
 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文2.(4) 主流路として設定しない範囲及びその考え方で示す。



第4-3図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 廃液処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



第4-4図 油分除去系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図



※1 第2放出前貯槽は2基設置している。

□内の(アルファベット記号、個別)は主流路としない理由分類を示す。
 アルファベット記号に紐づく理由分類は第4-1表で示す。
 なお、「個別」の詳細については、本別紙 本文2.(4)主流路として設定しない範囲及びその考え方で示す。

注記
 *1:申請範囲には管継手を含む。

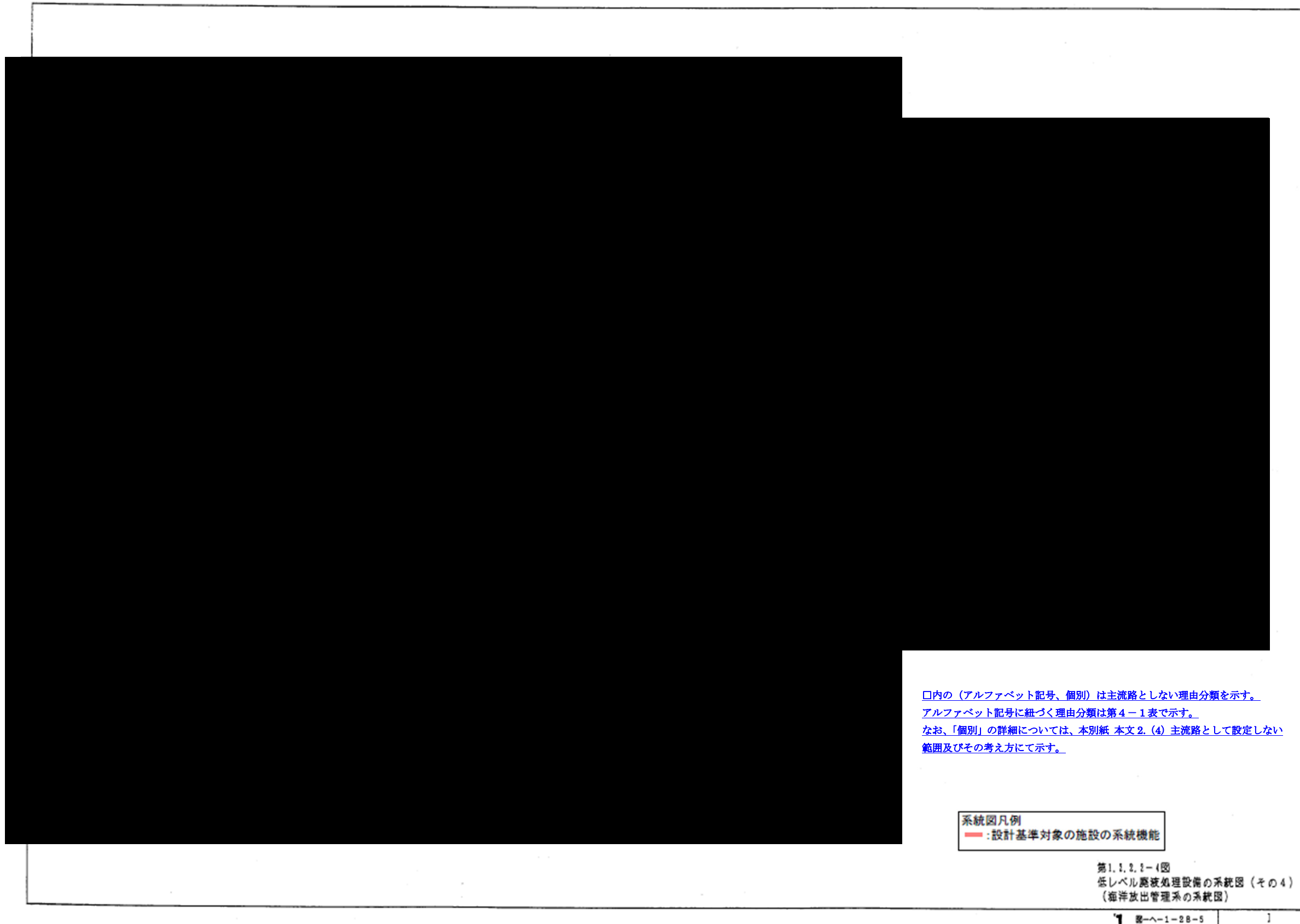
系統図凡例
 — : 設計基準対象の施設の系統機能
 — : 設備区分点

第1.1.2.1.2-1図
 海洋放出管理系の系統図

図-へ-1-2-1

E

第4-5図 海洋放出管理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図 (1/3)



第4-6図 海洋放出管理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図(2/3)

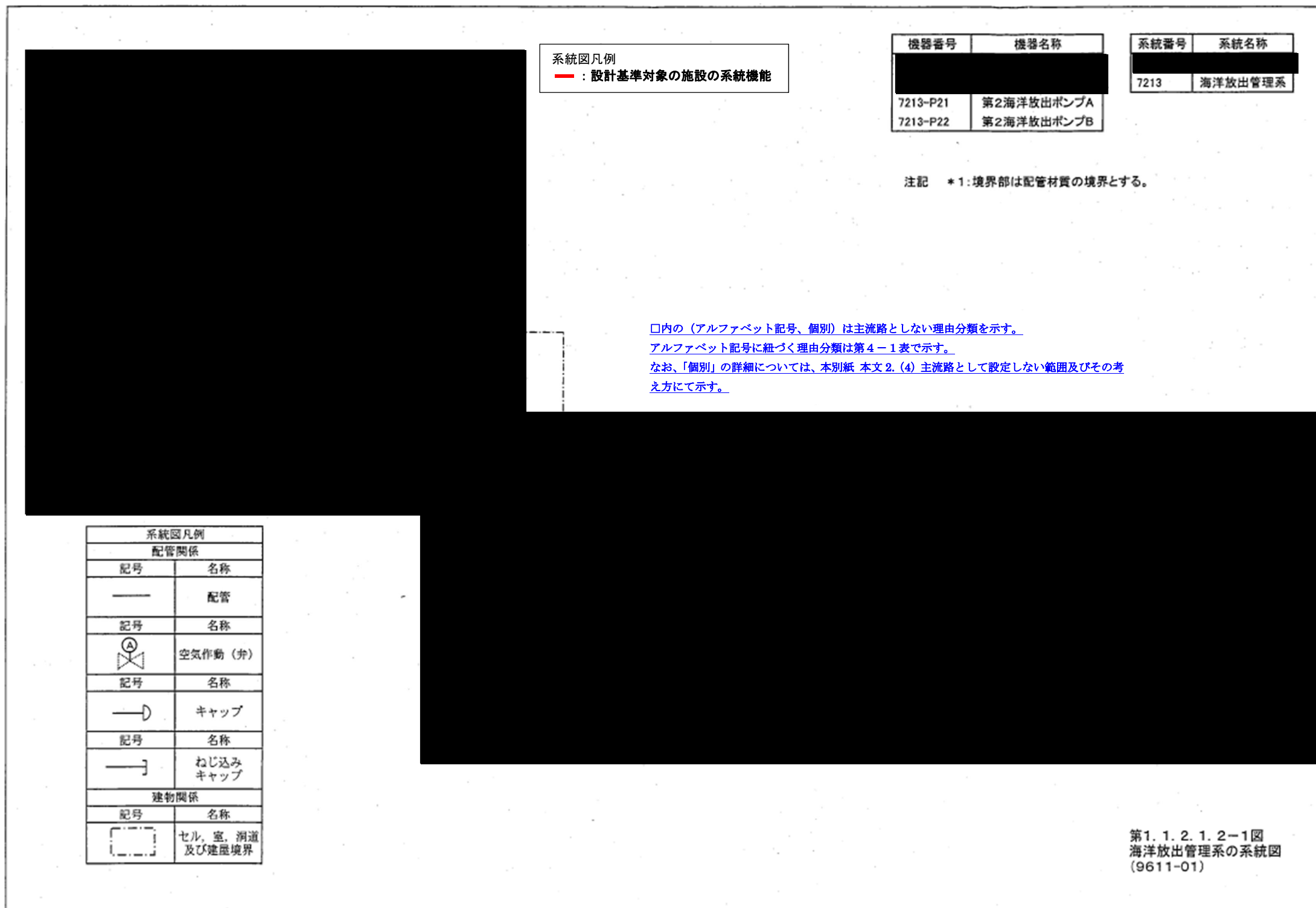


図-へ-1-1 4523

第4-7図 海洋放出管理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図(3/3)



第4-8図 洗濯廃液処理系に係る主流路の範囲及び主流路としていない範囲の概要図

第4-1表 再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方

分類	主配管としない理由の類型	主配管としない対象(例)	具体的理由
A	ドレン・ベントライン	<ul style="list-style-type: none"> ・通常液移送時又は保守時における系統内への液張り後における系統内の空気を抜くベントライン ・容器、ポンプ、弁等の機器の保守時における系統内の溶液等を抜くためのドレンライン ・開放容器等の機器ベントライン ・系統に液張り(容器内への液張り、容器等シール部への液張り)を行う液張りライン ・機器等の保護の観点で設置するベントライン 	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するラインであるため、主配管としない。
B	バイパスライン	<ul style="list-style-type: none"> ・計器(流量計)の保守時に使用するバイパスライン ・容器、スチームトラップ、弁、フィルタ等の保守時に使用するバイパスライン 	
C	テストライン	<ul style="list-style-type: none"> ・保守時において試験を行う際に試験機器等を接続する試験ノズル ・保守時における系統試験を行うためのテストライン 	
D	除染・洗浄ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ライン 	
E	ミニマムフローライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ安定運転のためのミニマムフロー(逃がし)ライン 	機器故障を防止するために使用するラインであるため、主配管としない。
F	オーバーフローライン	<ul style="list-style-type: none"> ・方が一、容器等で溢れた流体を系統又は建屋内に保持するためのオーバーフローライン 	機器故障等で方が一使用する非常ラインであるため、主配管としない。
G	循環(攪拌)ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・溶液等のポンプ(動力ポンプ、エアリフト、スチームジェット、エアジェット、水ジェット)による攪拌ライン ・圧縮空気(かくはん用空気によるバルセータ含む)による攪拌ライン 	溶液等均質化を目的として使用するラインであるため、主配管としない。
		<ul style="list-style-type: none"> ・熱交換器、デミスタ、ミストフィルタ等で凝縮した凝縮水を回収する循環ライン 	熱交換により発生する凝縮水を回収(循環)する目的で使用するラインであるため、主配管としない。
		<ul style="list-style-type: none"> ・方が一基準値を満たさない流体等が発生した場合又は再利用を目的として前工程へ移送して処理を行うための循環ライン ・方が一室等へ低レベル等の溶液が漏えいした場合に貯槽へ移送して処理を行うための循環ライン 	再利用を目的として使用するラインであるため、主配管としない。
H	サンプリングライン	<ul style="list-style-type: none"> ・分析試料を採取するためのサンプリングライン ・放管用の試料を採取するためのサンプリングライン 	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するためにしようするラインであるため、主配管としない。
I	計装ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセス量の計測を行うための検出配管、計装導圧配管、チューピング(計装用空気配管)、ガイドパイプ 	計装配管及び計装信号ラインであるため、主配管としない。
J	機器駆動用サポートライン	<ul style="list-style-type: none"> ・エアリフト、サイホン、ゲデオン、スチームジェット[※]、フルイディックポンプ、MERC交換型遠心ポンプ等の起動・停止に使用する真空ライン、真空破壊ライン、駆動用空気ライン、呼び水ライン、排気ライン <p>※安全上重要な施設のスチームジェットポンプを使用する漏えい液回収するラインは主配管</p>	機器駆動用システムに付随するサポート系ラインであるため、主配管としない。
K	小型機器等からの排気ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・小型ボット、サンプリングボックス、各室、機器駆動用サポートラインからの排気ライン 	廃棄、換気及び閉じ込め機能を担保する主要な機器(容器、グローブボックス、フード等)からの排気ラインでないため、主配管としない。
L	液調整、置換、保守等を行うための一般ユーティリティライン	<ul style="list-style-type: none"> ・運転用、液調整、系統内置換等を行うための試薬、水、空気等の放射性物質等を含まない一般ユーティリティライン(水、空気、蒸気、試薬) ・流路を形成するために必要な機器に供給する一般ユーティリティライン(水、空気、蒸気、試薬) ・保守時における詰まりを除去するためのアイスプラグを形成するために使用する一般ユーティリティライン 	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主配管としない。
M	崩壊熱除去評価対象外の貯槽等への安全冷却水供給ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊熱除去評価対象外であり、安全上重要な施設の安全機能の支援[※]に係らない貯槽、冷凍機等への安全冷却水を供給するライン <p>※安全空気圧縮装置、非常用ディーゼル発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備のセル内クーラー等へ安全冷却水を供給するラインは主配管</p>	崩壊熱除去機能及び安全上重要な施設の安全機能支援を担保する主要な機器(容器、熱交換器等)へ安全冷却水を供給するラインでないため、主配管としない。
N	将来増設用ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・安全機能に影響しない将来増設用として設置しているライン 	安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインであるため、主配管としない。
個別	分類A～Nの共通な理由以外のライン	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1-2-〇 本文2. (4)に記載の対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙1-2-〇 本文2. (4)に記載の理由。

b. 主要機器として抽出しない範囲

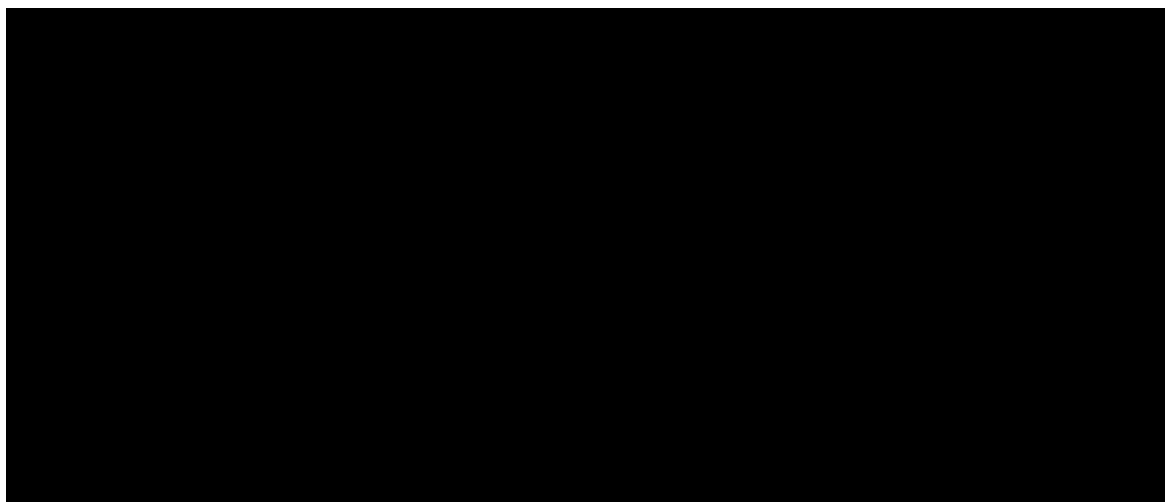
(a) 漏えい液回収ライン中の [REDACTED] (第4-9図)

室又は洞道内に設置している漏えい液受皿から重力流で回収するラインに設置している [REDACTED] は、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しない機器で、 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する主要機器に該当せず、個別機器名を基本設計方針で特定し適合性を示す機器でもない系統構成 (主流路) の一部である機器のため、主要機器 ([REDACTED]) としては抽出せずに配管 (主流路) の一部として扱う。

なお、本設備における他の [REDACTED] も上記と同様の理由により主要機器 ([REDACTED]) としては抽出せずに配管 (主流路) の一部として扱う。



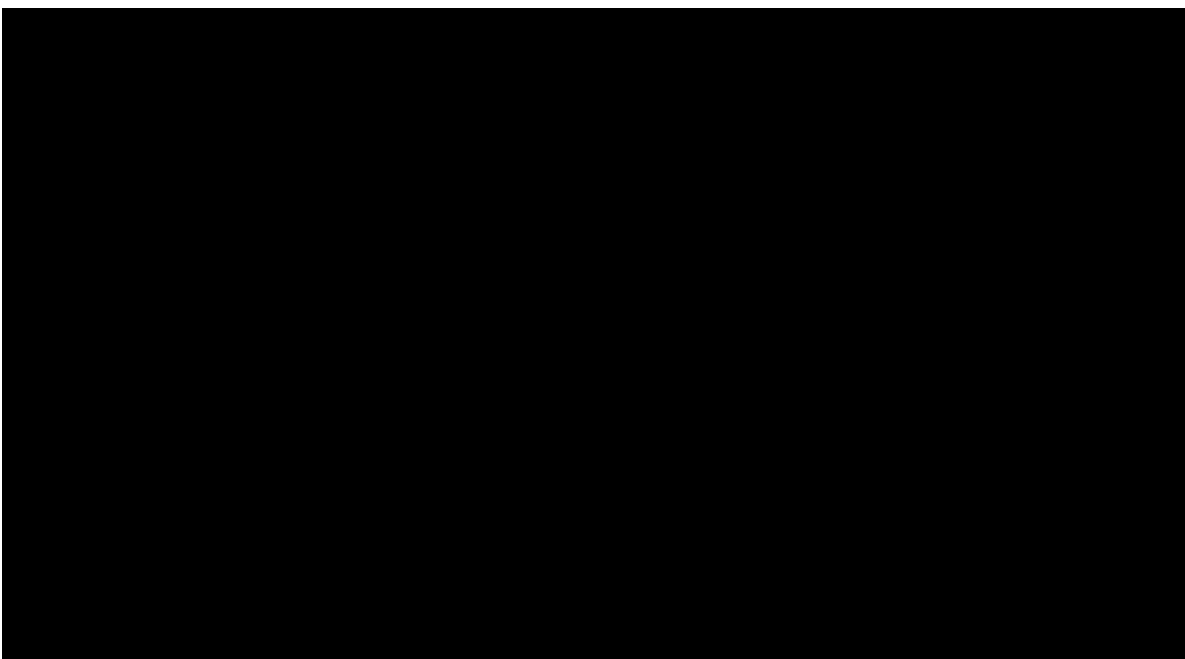
第4-9図 漏えい液ライン中に設置している [REDACTED]

(b) 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の [REDACTED]
(第4-10図及び第4-11図)

低レベル廃液の処理及び廃棄ライン中に設置される、 [REDACTED]

[REDACTED] 安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しない機器で、 [REDACTED]

[REDACTED] 2. (1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する主要機器に該当せず、個別機器名を基本設計方針で特定し適合性を示す機器でもない系統構成（主流路）の一部である機器のため、主要機器（ [REDACTED] ）としては抽出せずに配管（主流路）の一部として扱う。



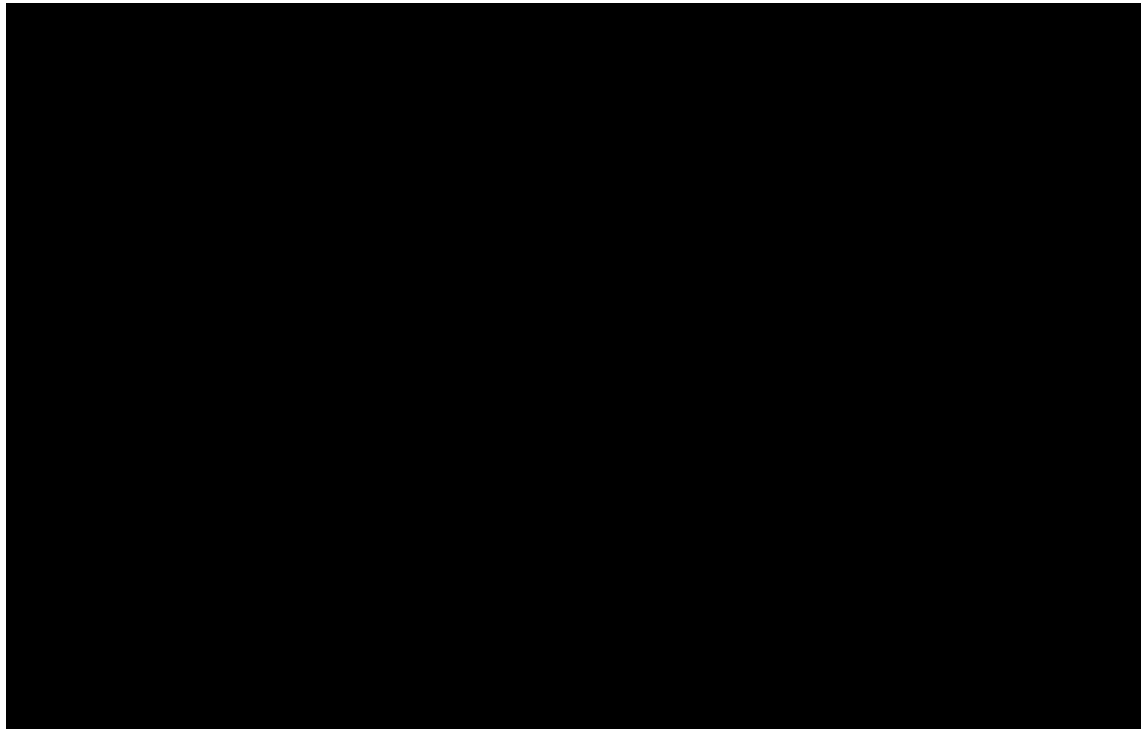
第4-10図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の [REDACTED] 類



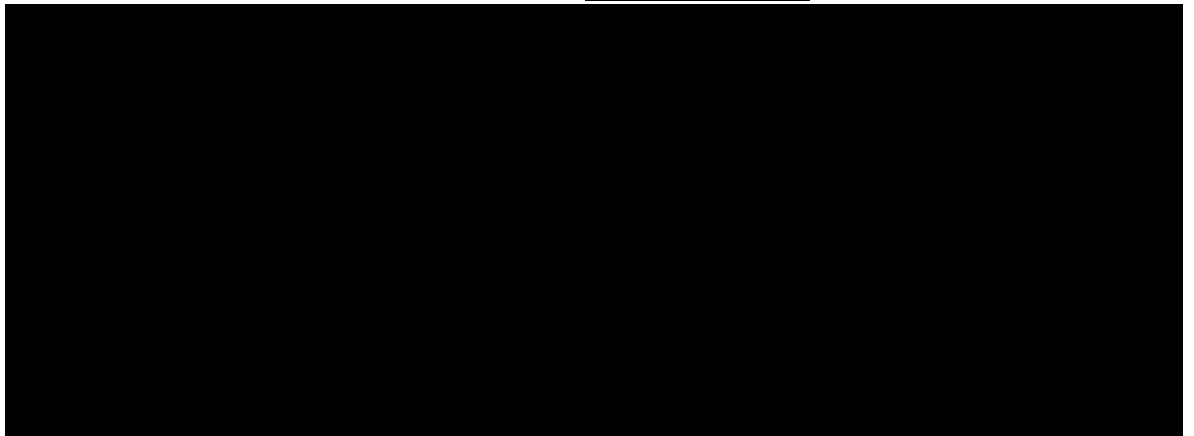
第4-11図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の[]類
(第1ろ過装置ろ過水受槽)

(c) 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の浄化性能を期待しない[]
[] (第4-12図及び第4-13図)

低レベル廃液処理設備の主流路中に設置される、蒸発処理をした低レベル廃液及び蒸発処理により発生した廃ガスを[]は、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しない機器で、[]
[] 2.(1)に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する主要機器に該当せず、個別機器名を基本設計方針で特定し適合性を示す機器でもない系統構成(主流路)の一部である機器のため、主要機器([])としては抽出せずに配管(主流路)の一部として扱う。



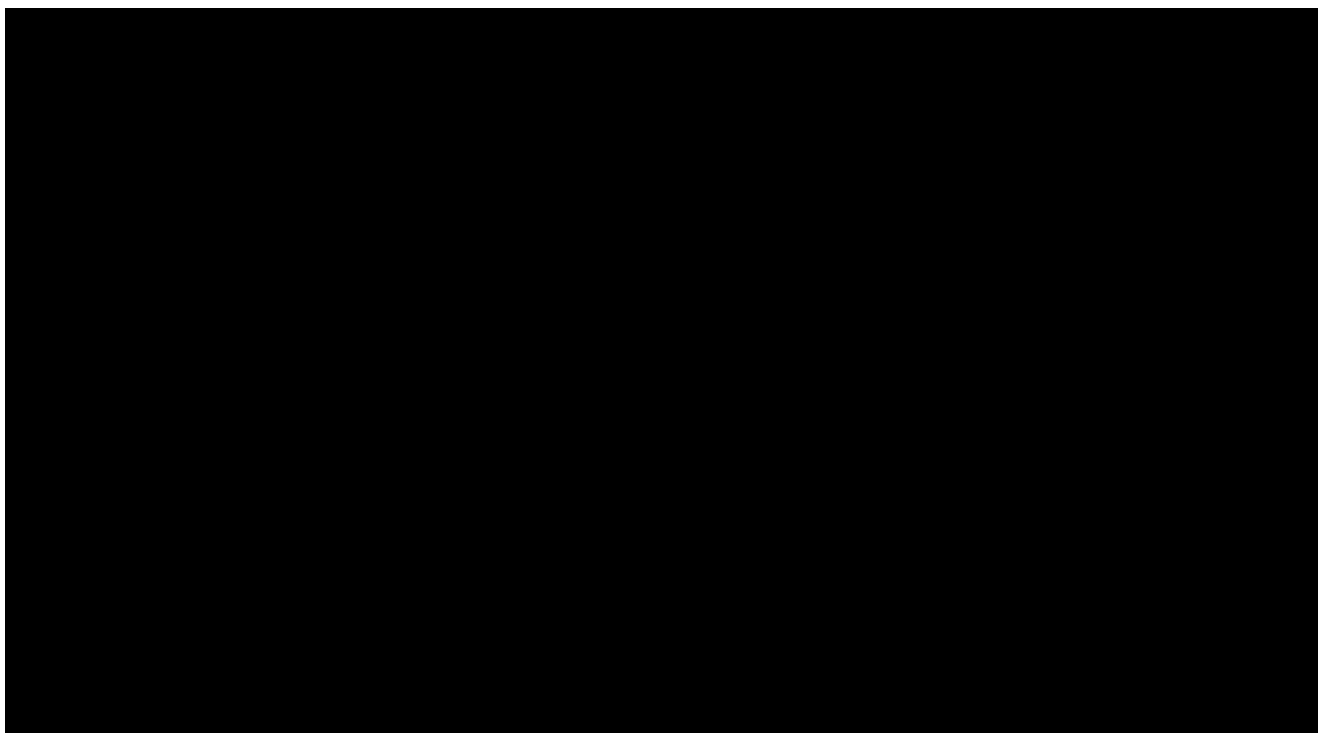
第4-12図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン、放射性気体廃棄物の処理及び排気ライン中の浄化性能を期待しない



第4-13図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン、放射性気体廃棄物の処理及び排気ライン中の浄化性能を期待しない

(d) 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の処理及び廃棄機能を期待しないポンプ（第4-14図）

低レベル廃液処理設備に設置される、系統間で低レベル廃液等を移送するためのポンプは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しない機器で、海洋放出管理系の海洋放出ポンプのような廃棄性能を担保するポンプでなく、2.(1)に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する主要機器に該当せず、個別機器名を基本設計方針で特定し適合性を示す機器でもない系統構成（主流路）の一部である機器のため、主要機器（ポンプ）としては抽出せずに配管（主流路）の一部として扱う。

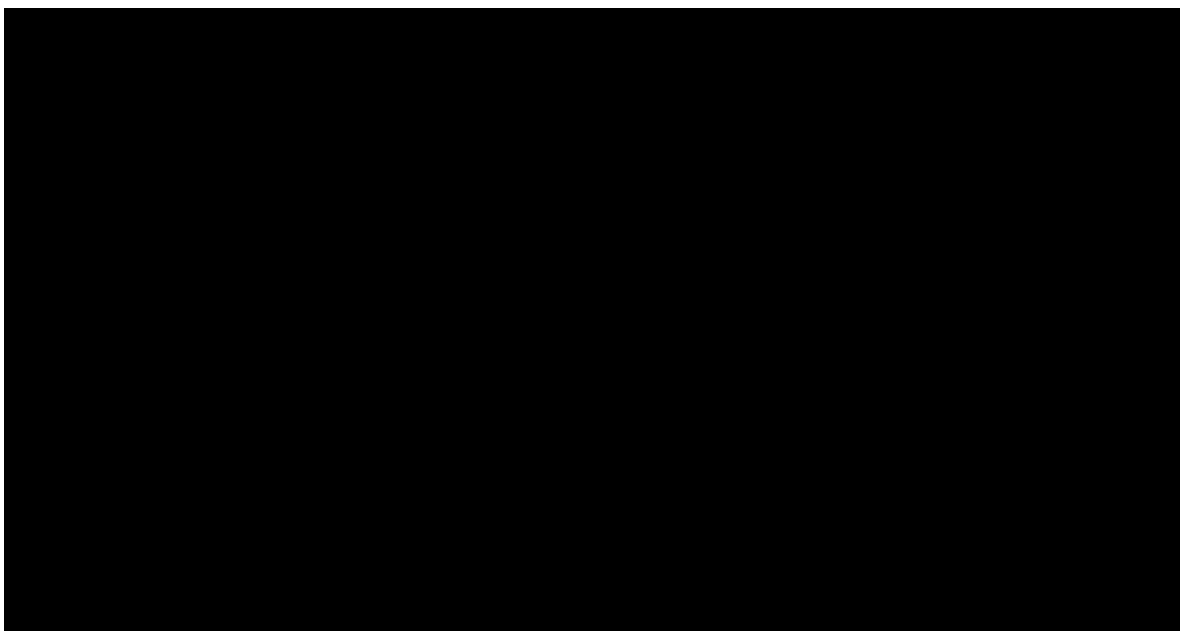


第4-14図 放射性液体廃棄物の処理及び廃棄ライン中の処理及び廃棄機能を期待しないポンプ

(e) 第2海洋放出ポンプ（第4-15図）

海洋放出管理系の第2海洋放出ポンプは、安重/Sクラス及び重大事故等対処施設に該当しない機器で、再処理本体しゅん工までの間、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋に設置する第2放出前貯槽から低レベル廃液を海洋へ放出するためのポンプであり、a. (e) で述べたとおり、第1海洋放出ポンプが竣工後において2. (1) に示す技術基準等の廃棄機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する主要機器となる。

このため、先行使用した第2海洋放出ポンプは第1放出前貯槽へ低レベル廃液を移送するための機器となり、廃棄性能で期待する機器ではなくなることから、技術基準規則適合及び事業変更許可との整合を示す必要がある個別機器（別紙2⇒別紙1-1で抽出する設備）としての扱いに変更する。



第4-15図 第2海洋放出ポンプ

(f) 油分除去装置砂ろ過器 (第4-16図)

油分除去系に設置される [REDACTED] は、安重/Sクラス及び重大事故等
対処施設に該当しない機器で、 [REDACTED]

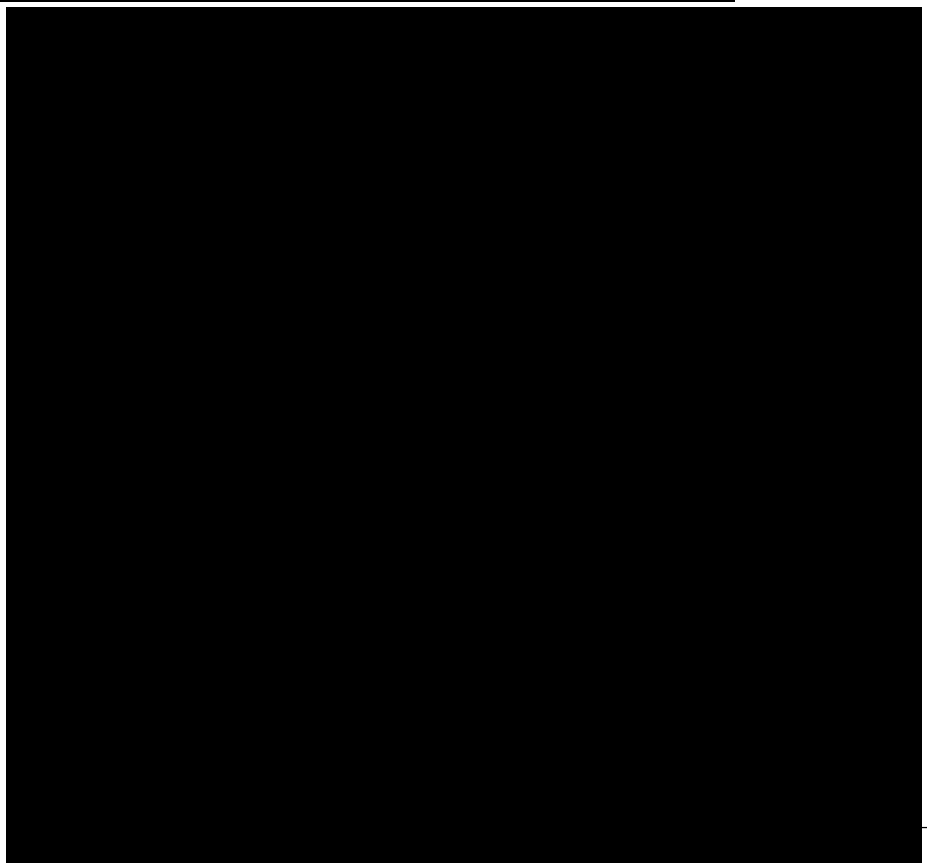
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] 2.

(1) に示す技術基準等の機能、性能への適合を示すために仕様を個別に特定する
主要機器に該当せず、個別機器名を基本設計方針で特定し適合性を示す機器でもな
い系統構成 (主流路) の一部である機器のため、主要機器 ([REDACTED]) としては抽
出せずに主流路を形成する配管 (主流路) の一部として扱う。



第4-16図 [REDACTED]

3. 要求される耐震クラスの考え方

(1) 事業変更許可申請書の耐震クラス

申請対象設備の耐震クラスの整理は、事業変更許可申請書の「添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設」（以下、「クラス別施設」という。）を踏まえて実施する。

低レベル廃液処理設備に係る申請対象設備の耐震クラスの全体像を第5-1図～第5-7図に示す。

<安全機能を有する施設の主配管の耐震設計>

条文	系統機能	主配管名称	安全機能を有する施設		
			S	B/C	1.2Ss
第24条：廃棄施設	放射性液体廃棄物の処理 及び廃棄	主配管（低レベル廃液処理系）	—	○	—
第10条：閉じ込めの機能	放射性物質の保持機能		—	○	—
	室等の漏えい拡大防止	主配管（漏えい拡大防止系）	—	○	—

<安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震Sクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震B/Cクラス

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

主配管を設定した範囲の耐震設計は、クラス別施設に示す主要機器の耐震設計に準じた設計を原則とし、安全上重要な施設の安全機能を確保する上で必要な主配管の範囲が耐震Sクラス、それ以外の主配管の範囲は耐震B/Cクラスであり、低レベル廃液処理設備の耐震設計は、機能喪失した場合の影響がSクラスに属する施設に比べて低い設備であるため、耐震B/Cクラスである。

低レベル廃液処理設備の機器のクラス別施設、設備分類、安全機能に対する設備の耐震設計を以下に示す。

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(1/2)

(つづき)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等			補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
		(注1)			(注2)		(注3)		(注4)	(注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
B	2) 放射性物質を内蔵している施設であって、Sクラスに属さない施設 (ただし内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が十分小さいものは除く) (つづき)	液体廃棄物の廃棄施設	アルカリ廃液濃縮缶 アルカリ濃縮廃液貯槽 低レベル廃液蒸発缶 第1放出前貯槽 第1海洋放出ポンプ 海洋放出管 (第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲を除く) 除染ビット	B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	分離建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 低レベル廃液処理建屋 使用済燃料輸送容器管理建屋の除染エリア 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	
		固体廃棄物の廃棄施設	アルカリ濃縮廃液中和槽 ガラス固化体検査室天井クレーン 第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーン(注7) 乾燥装置 熱分解装置 焼却装置 固化装置 第1切断装置 第2切断装置 低レベル固体廃棄物貯蔵設備	B B D B B B B B B B			機器等の支持構造物	B	高レベル廃液ガラス固化建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 低レベル廃棄物処理建屋 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 チャンネルボックス・パーナブルポイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋	
		その他再処理設備の附属施設	分析設備	B			機器等の支持構造物	B	分析建屋	

6-1-307

添付書類六 第1.6-1表 クラス別施設 抜粋(2/2)

(つづき)

耐震クラス	クラス別施設	主要設備等			補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物	波及的影響を考慮すべき設備
		(注1)			(注2)		(注3)		(注4)	(注5)
		施設名	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	適用範囲
C	S、Bクラスに属さない施設	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン 使用済燃料輸送容器移送台車 使用済燃料輸送容器保守設備	C C C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料輸送容器管理建屋(注8) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	
		気体廃棄物の廃棄施設	S及びBクラス以外の塔槽類廃ガス処理設備及び換気設備	C			機器等の支持構造物	C		
		液体廃棄物の廃棄施設	第2放出前貯槽 第2海洋放出ポンプ 海洋放出管 (第2海洋放出ポンプを経て第1海洋放出ポンプから導かれる海洋放出管との合流点までの範囲) 低レベル廃液処理設備 (MOX燃料加工施設との取合いに係る配管)	C C C C C			機器等の支持構造物	C	使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 低レベル廃液処理建屋	

2617



系統図凡例
 — : 設計基準対象の施設の系統機能

第1.2.2.1-1図
 低レベル廃液処理設備の系統図(その1)
 (第1低レベル廃液処理系の系統図)
 図二へー1-28-1 : 0

記載方法 (左側: DB, 右側: SA)
 記載凡例: DB 耐震クラス, 1.2Ss/SA 耐震クラス, 1.2Ss

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

第5-1図 第1低レベル廃液処理系の耐震クラス範囲の概要図



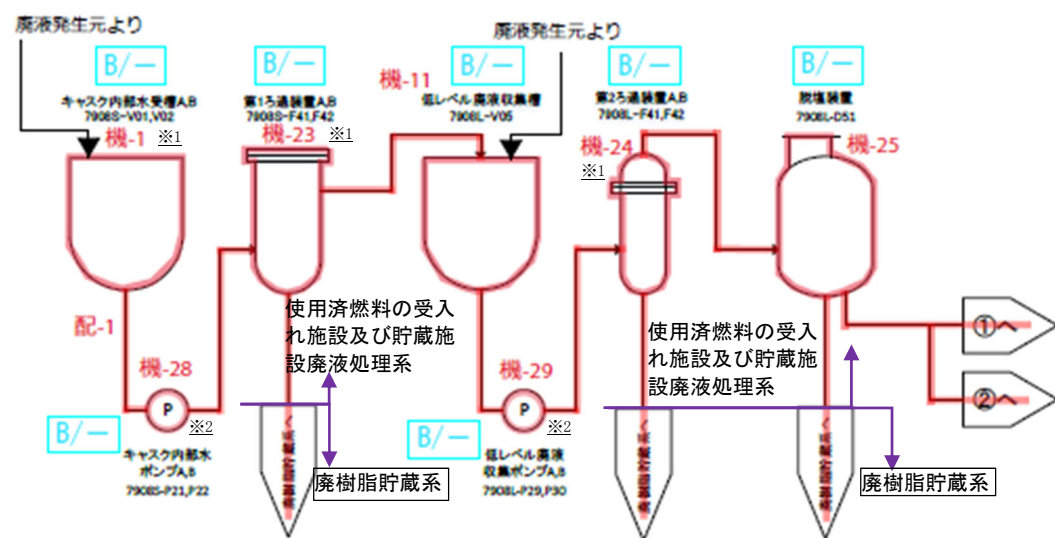
記載方法 (左側 : DB, 右側 : SA)
 記載凡例 : DB 耐震クラス, 1.2Ss/SA 耐震クラス, 1.2Ss

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

系統図凡例
 — : 設計基準対象の施設の系統機能

第1.1.1.1-2図
 低レベル廃液処理設備の系統図(その2)
 (第2低レベル廃液処理系の系統図)
 図-1-1-28-3 G

第5-2図 第2低レベル廃液処理系の耐震クラス範囲の概要図

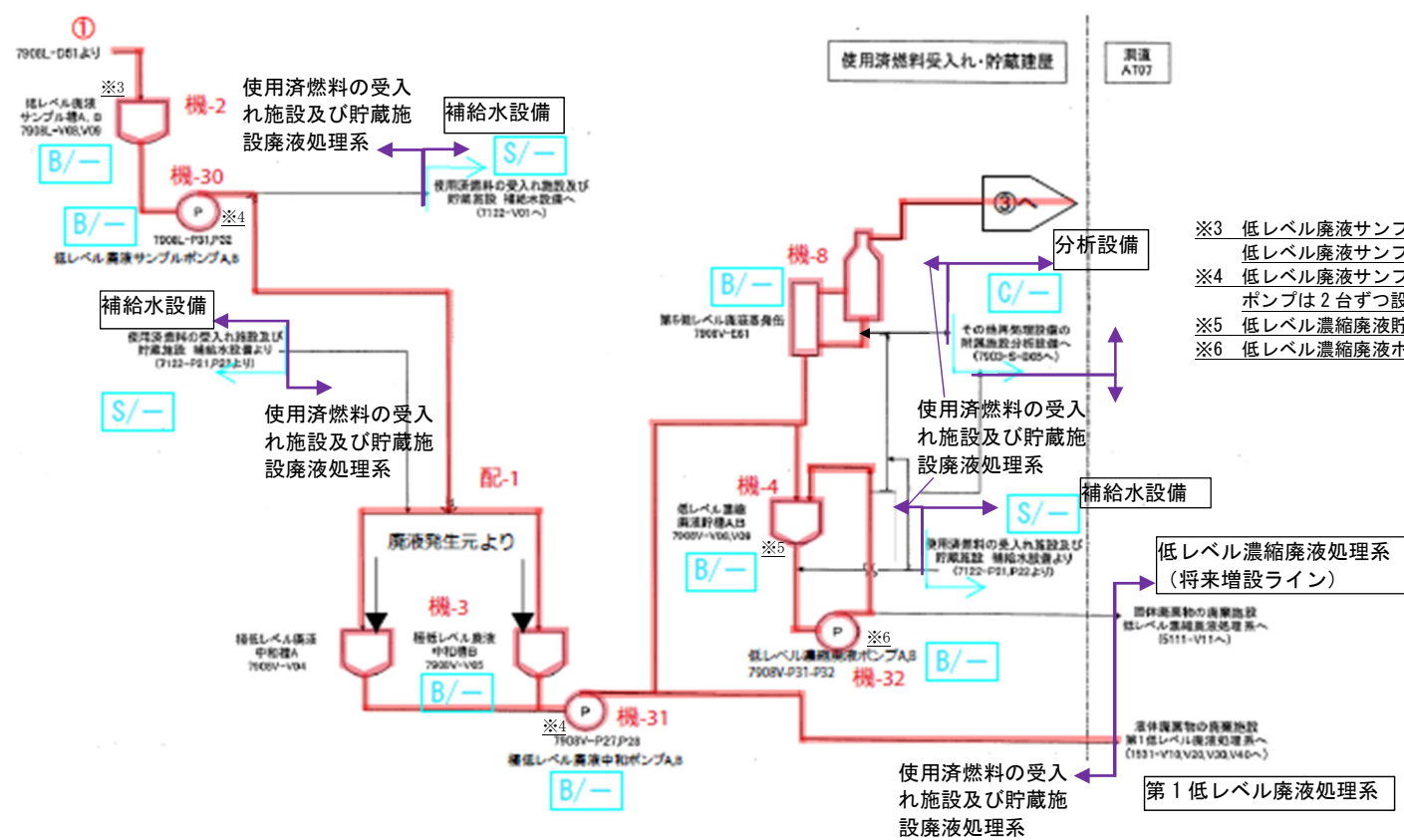


※1 キャスク内部水受槽、第1ろ過装置、第2ろ過装置は2基ずつ設置している。
 ※2 キャスク内部水ポンプ、低レベル廃液収集ポンプは2台ずつ設置している。

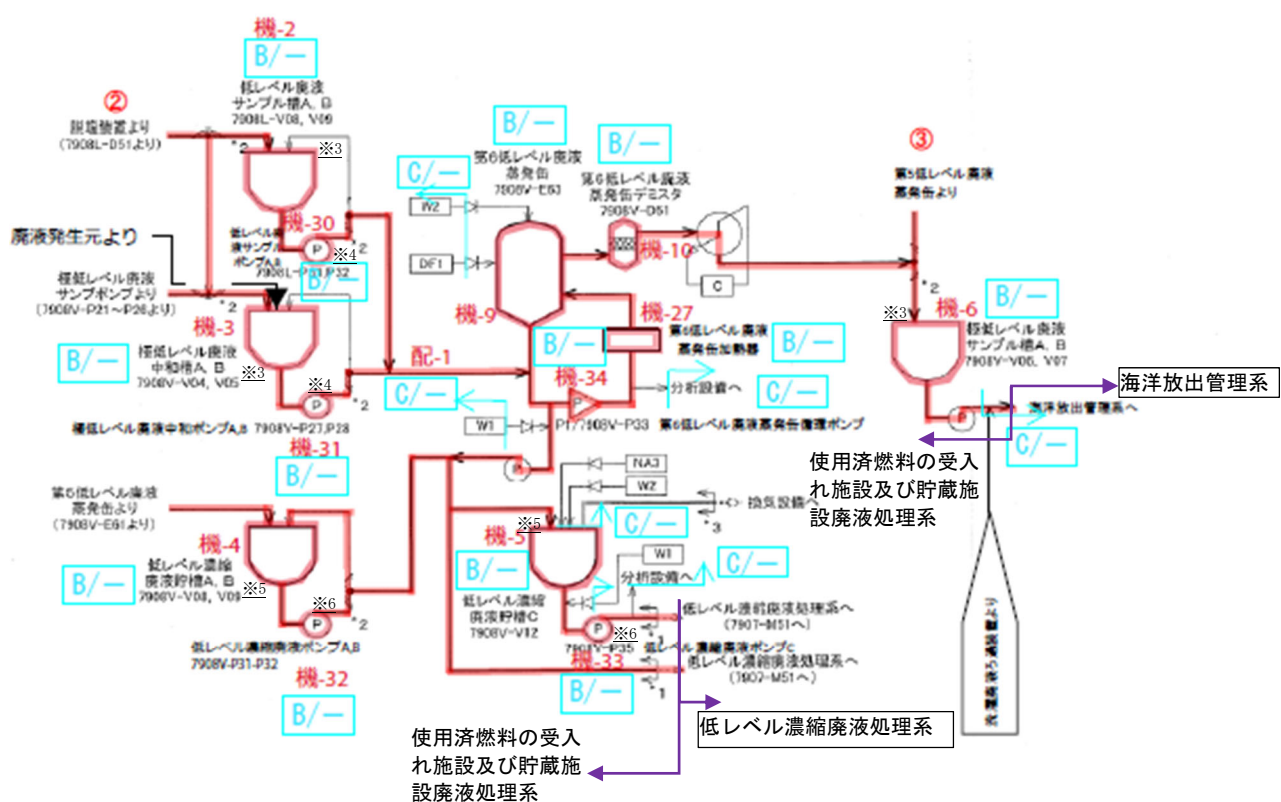
記載方法 (左側: DB, 右側: SA)
 記載凡例: DB 耐震クラス, 1. 2Ss/SA 耐震クラス, 1. 2Ss

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1. 2Ssの有無(左側)(起因系)	1. 2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1. 2Ssの有無(右側)(対処系)	1. 2Ss, 無記入

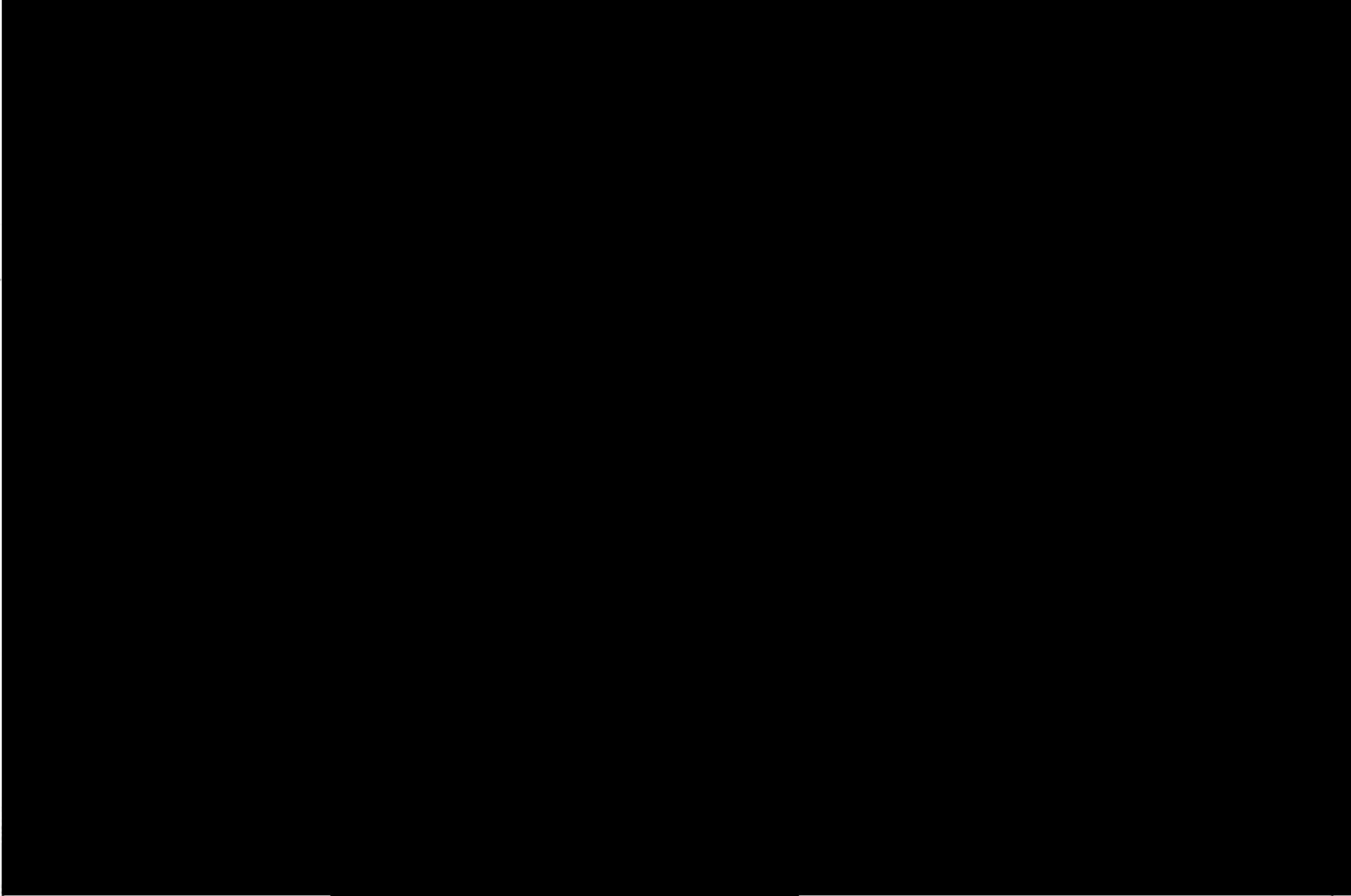
系統図凡例
 ■: 設計基準対象の施設の系統機能
 ■: 設備区分点



※3 低レベル廃液サンプル槽、極低レベル廃液中和槽、極低レベル廃液サンプル槽は2基ずつ設置している。
 ※4 低レベル廃液サンプルポンプ、極低レベル廃液中和ポンプは2台ずつ設置している。
 ※5 低レベル濃縮廃液貯槽は3基設置している。
 ※6 低レベル濃縮廃液ポンプは3台設置している。



第5-3図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の耐震クラス範囲の概要図

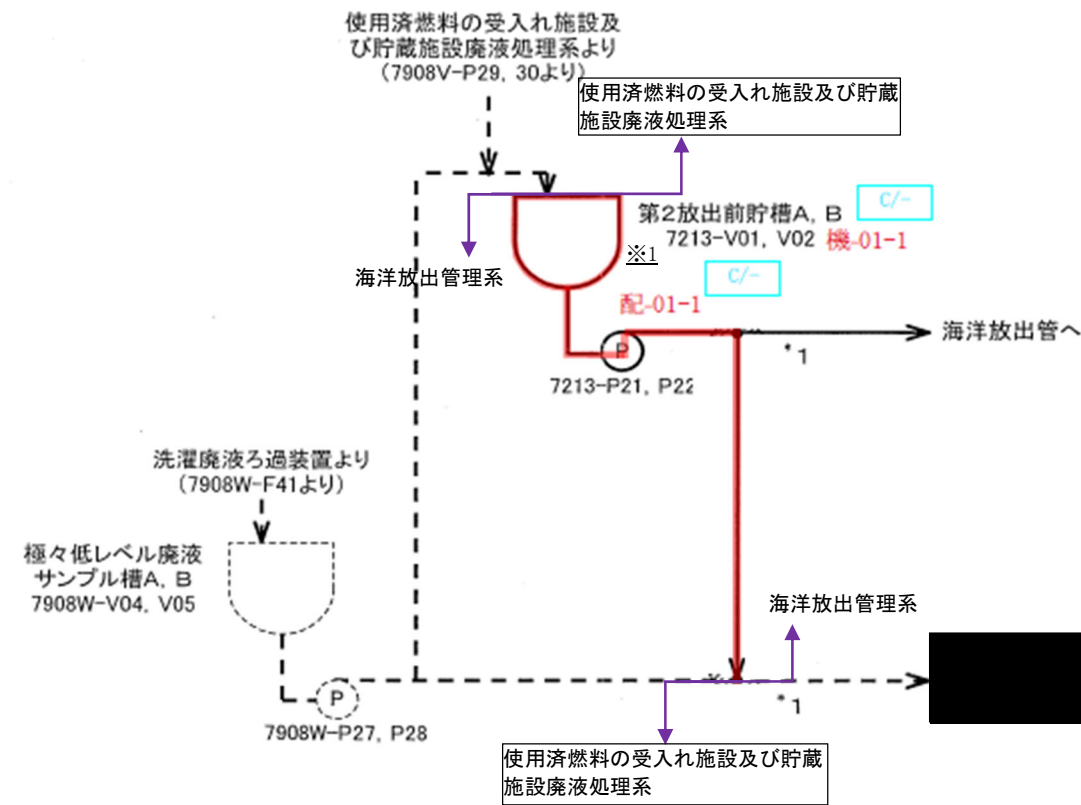


第1.2.2.2-3図
 低レベル廃液処理設備の系統図(その3)
 (油分除去系の系統図)

記載方法(左側:DB,右側:SA)
 記載凡例:DB耐震クラス,1.2Ss/SA耐震クラス,1.2Ss

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

第5-4図 油分除去系の耐震クラス範囲の概要図



※1 第2放出前貯槽は2基設置している。

記載方法 (左側: DB, 右側: SA)
 記載凡例: DB 耐震クラス, 1.2Ss/SA 耐震クラス, 1.2Ss

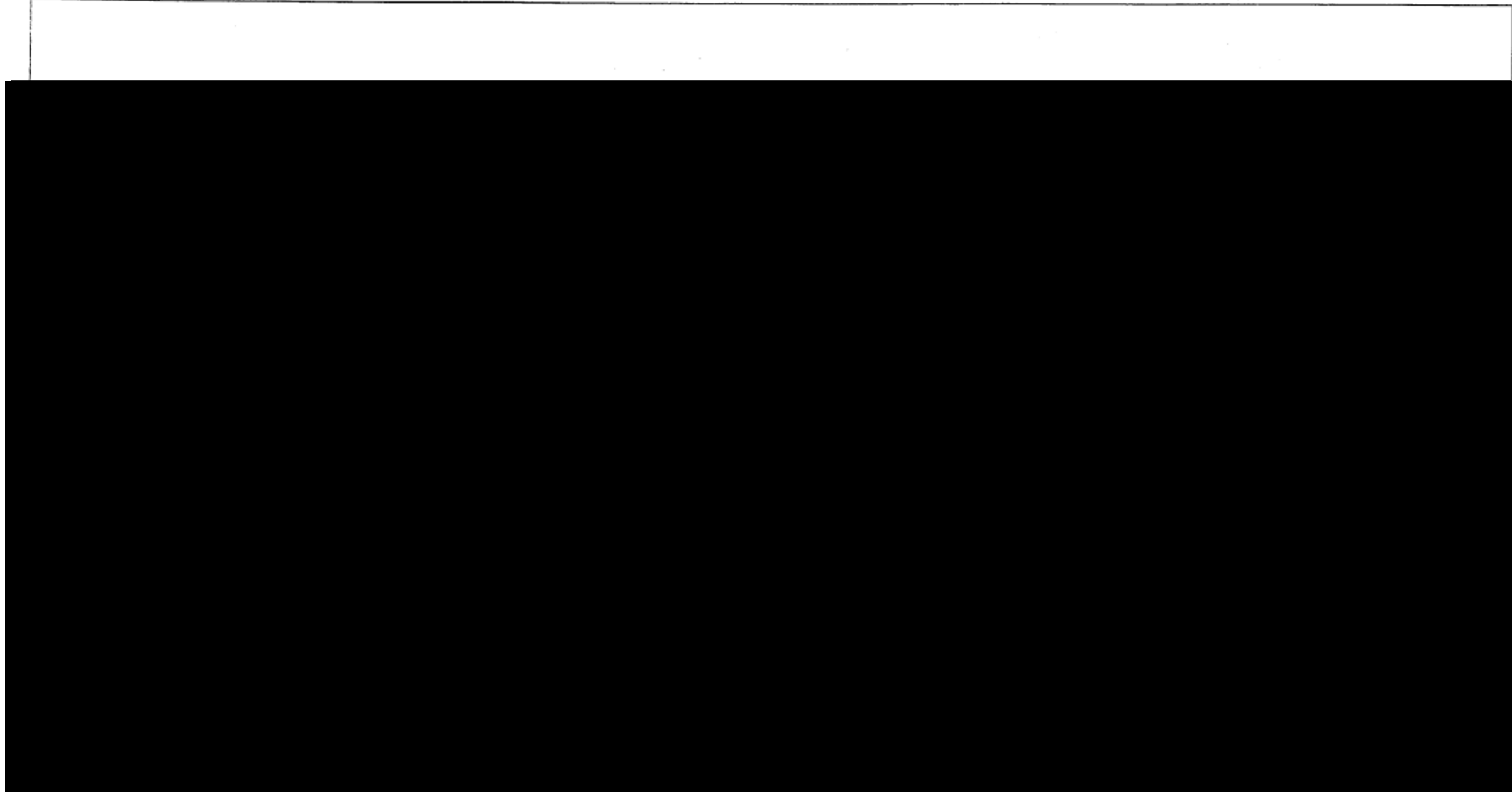
DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

系統図凡例
 — : 設計基準対象の施設の系統機能
 — : 設備区分点

注記
 *1: 申請範囲には管継手を含む。

第1.1.2.1.2-1図
 海洋放出管理系の系統図

第5-5図 海洋放出管理系の耐震クラス範囲の概要図(その1)



系統図凡例
 ■ : 設計基準対象の施設の系統機能

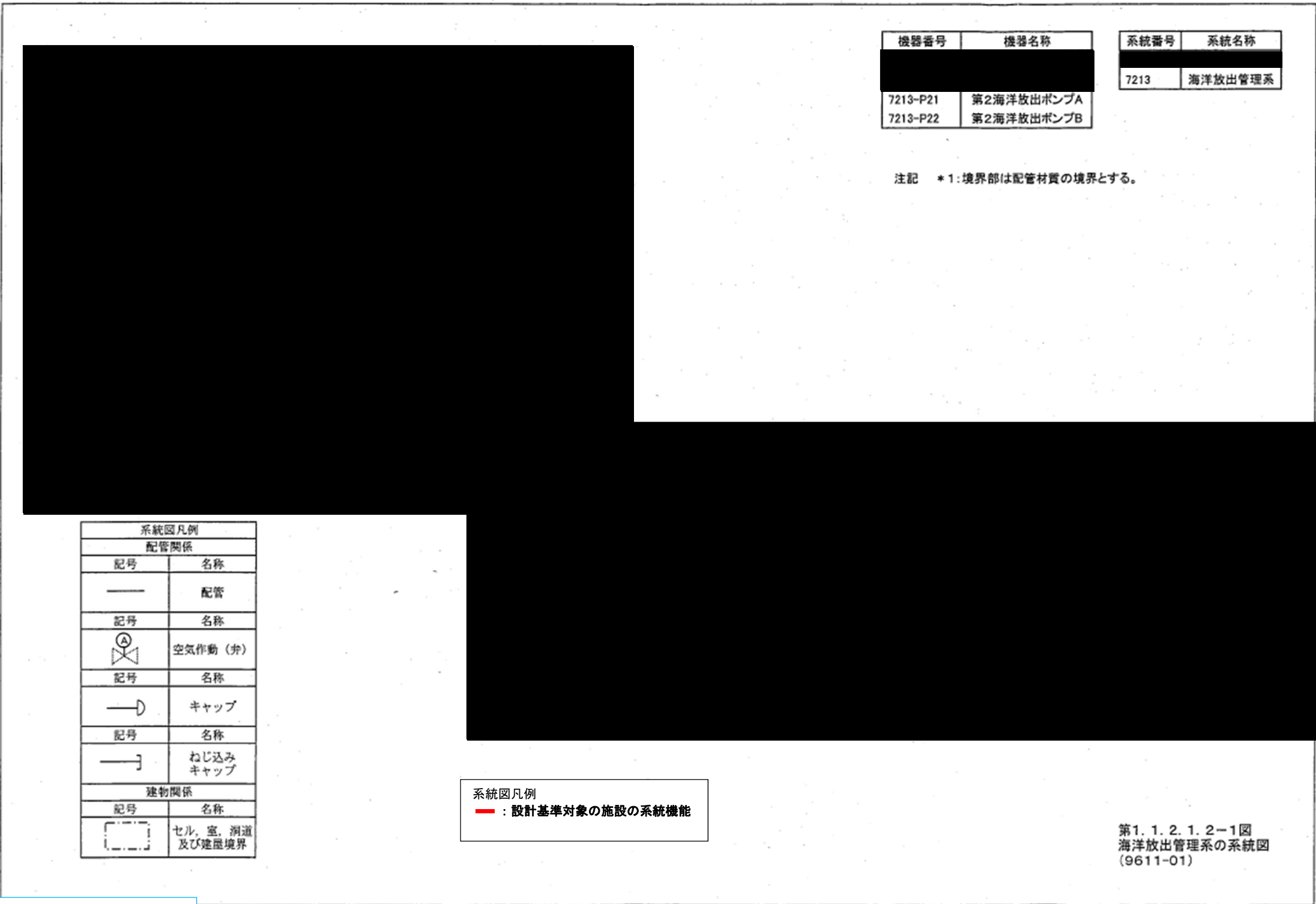
第1.1.2.1-4図
 低レベル廃液処理設備の系統図 (その4)
 (海洋放出管理系の系統図)

1 表-ハ-1-28-5 1

記載方法 (左側: DB, 右側: SA)
 記載凡例: DB 耐震クラス, 1.2Ss/SA 耐震クラス, 1.2Ss

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

第5-6図 海洋放出管理系の耐震クラス範囲の概要図 (その2)



記載方法 (左側: DB, 右側: SA)
 記載凡例: DB 耐震クラス, 1.2Ss/SA 耐震クラス, 1.2Ss

DB/SA	記載項目	記載内容
【DB】	DB 耐震クラス	S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2
	1.2Ssの有無(左側)(起因系)	1.2Ss, 無記入
【SA】	SA 耐震クラス	(S), (B), (C), S, B, C ()は常設耐震重要重大事故等対処設備 (代替元の耐震クラスを記載) ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外
	1.2Ssの有無(右側)(対処系)	1.2Ss, 無記入

図-へ-1-1 4523

第5-7図 海洋放出管理系の耐震クラス範囲の概要図 (その3)

(2) 低レベル廃液処理設備に係る系統機能と耐震クラス

各主流路の範囲に含まれる主要機器及び主配管（「2. (3) 主流路の範囲の設定」に示す）に対する系統機能（「2. (1) 要求される機能、性能について」に示す）ごとの耐震クラスを第5-1～5-5表に示し、各主要機器及び主配管の耐震設計を整理した。なお各主要機器の耐震設計は、設計基準対象の施設の最上位の耐震クラスを示す。

第5-1～5-5表の耐震クラスの凡例を以下に示す。

＜安全機能を有する施設の凡例＞

S：耐震Sクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震B/Cクラス

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

＜重大事故等対処設備の凡例＞

(S)：安全機能を有する施設（耐震Sクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

(B)/(C)：安全機能を有する施設（耐震B/Cクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

S：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震Sクラス）

B/C：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震B/Cクラス）

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

なお、波及影響を考慮する機器の耐震設計はクラス別施設表に基づき記載し、それら以外の機器については「補足説明資料 耐震建物30」にて整理する。

第5-1表 第1低レベル廃液処理系の耐震クラス (1/3)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：各建屋の廃液払出貯槽⇒第1低レベル第1廃液受槽⇒第1低レベル廃液蒸発缶						
第1低レベル廃液処理系：前処理建屋	（前処理建屋）	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
第1低レベル廃液処理系：分離建屋	（分離建屋）	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
第1低レベル廃液処理系：精製建屋	（精製建屋）	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
第1低レベル廃液処理系：ハル・エンドピース貯蔵建屋	（ハル・エンドピース貯蔵建屋）	静的	B	B	—	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B	B	—	B/-
第1低レベル廃液処理系：分析建屋	（分析建屋）	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
第1低レベル廃液処理系：ウラン脱硝建屋	（ウラン脱硝建屋）	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
第1低レベル廃液処理系：低レベル廃棄物処理建屋	（低レベル廃棄物処理建屋）	静的	B	B	—	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B	B	—	B/-
第1低レベル廃液処理系：低レベル廃液処理建屋	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
	第1低レベル第1廃液受槽	静的	B	B	—	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
	第1低レベル廃液蒸発缶	静的	B	B	—	B-1/-

第5-1表 第1低レベル廃液処理系の耐震クラス (2/3)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：各建屋の廃液引出貯槽⇒第1低レベル第2廃液受槽⇒第1低レベル廃液蒸発缶						
第1低レベル廃液処理系：分析建屋	██████████ (分析建屋)	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B, C	B, C	-	B, C/-
第1低レベル廃液処理系：低レベル廃棄物処理建屋	██████████ (低レベル廃棄物処理建屋)	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
第1低レベル廃液処理系：低レベル廃液処理建屋	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B, C	B, C	-	B, C/-
	第1低レベル第2廃液受槽	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B, C	B, C	-	B, C/-
	第1低レベル廃液蒸発缶	静的	B	B	-	B-1/-
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：第1低レベル廃液蒸発缶⇒██████████⇒[第2低レベル廃液受槽] ██████████						
第1低レベル廃液処理系	第1低レベル廃液蒸発缶	静的	B	B	-	B-1/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B, C	B, C	-	B, C/-
	██████████	静的	C	C	-	C/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B, C	B, C	-	B, C/-
第2低レベル廃液処理系	第2低レベル廃液受槽	静的	C	C	-	C/-
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：第1低レベル廃液蒸発缶⇒██████████⇒██████████⇒[低レベル濃縮廃液処理系の低レベル濃縮廃液受槽] (濃縮廃液のライン)						
第1低レベル廃液処理系	第1低レベル廃液蒸発缶	静的	B	B	-	B-1/-
	主配管 (低レベル濃縮廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	██████████	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル濃縮廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	██████████	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル濃縮廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
低レベル濃縮廃液処理系	[低レベル濃縮廃液処理系の低レベル濃縮廃液受槽]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備にて記載。				

第5-1表 第1低レベル廃液処理系の耐震クラス (3/3)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	
室等の漏えい拡大防止<重力流による回収>：漏えい液受皿⇒漏えい液受皿（最終受皿）						
第1低レベル廃液処理系	漏えい液受皿	静的	-	-	B	B/-
	主配管（漏えい拡大防止系）	静的	-	-	B	B/-
	漏えい液受皿（最終受皿）	静的	-	-	B	B/-
室等の漏えい拡大防止<重力流による回収>：漏えい液受皿⇒回収槽						
第1低レベル廃液処理系	漏えい液受皿	静的	-	-	B, C	B, C/-
	主配管（漏えい拡大防止系）	静的	-	-	B, C	B, C/-

<安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震Sクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震B/Cクラス

1.2S_s：基準地震動S_sを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

<重大事故等対処設備の凡例>

(S)：安全機能を有する施設（耐震Sクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

(B)/(C)：安全機能を有する施設（耐震B/Cクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

S：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震Sクラス）

B/C：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震B/Cクラス）

1.2S_s：基準地震動S_sを1.2倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

第5-2表 第2低レベル廃液処理系の耐震クラス (1/2)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：[各建屋の廃液引出貯槽]⇒第2低レベル廃液受槽⇒第2低レベル廃液蒸発缶						
第2低レベル廃液処理系：前処理建屋	（前処理建屋）	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
第2低レベル廃液処理系：分離建屋	（分離建屋）	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
第2低レベル廃液処理系：精製建屋	（精製建屋）	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
第2低レベル廃液処理系：低レベル廃液処理建屋	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
	第2低レベル廃液受槽	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
	第2低レベル廃液蒸発缶	静的	B	B	—	B-1/-
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：第2低レベル廃液蒸発缶- [油分除去系受入ヘッダー]（凝縮水のライン）						
第2低レベル廃液処理系	第2低レベル廃液蒸発缶	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
		静的	B	B	—	B-1/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
油分除去系	[油分除去系受入ヘッダー]	静的	C	C	—	C/-
室等の漏えい拡大防止<重力流による回収>：漏えい液受皿⇒回収槽						
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）	[漏えい液受皿]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-1-2-7 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）にて記載。				
第2低レベル廃液処理系	主配管（漏えい拡大防止系）	静的	—	—	C	C/-

第5-2表 第2低レベル廃液処理系の耐震クラス (2/2)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	

<安全機能を有する施設の凡例>

S: 耐震Sクラス (耐震重要施設)

B/C: 耐震B/Cクラス

1.2S_s: 基準地震動S_sを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

<重大事故等対処設備の凡例>

(S): 安全機能を有する施設 (耐震Sクラス) の機能を代替する重大事故等対処設備

(B)/(C): 安全機能を有する施設 (耐震B/Cクラス) の機能を代替する重大事故等対処設備

S: 代替する安全機能が無い重大事故等対処設備 (耐震Sクラス)

B/C: 代替する安全機能が無い重大事故等対処設備 (耐震B/Cクラス)

1.2S_s: 基準地震動S_sを1.2倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

第5-3表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の耐震クラス (1/4)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	家等の漏えい拡大防止	
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄, 放射性物質の保持機能: キャスク内部水受槽⇒キャスク内部水ポンプ⇒第1ろ過装置						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	キャスク内部水受槽	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	キャスク内部水ポンプ	動的	B	-	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	第1ろ過装置	静的	B	B	-	B/-
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄, 放射性物質の保持機能: 第1ろ過装置⇒低レベル廃液収集槽⇒低レベル廃液収集ポンプ⇒第2ろ過装置⇒脱塩装置						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	第1ろ過装置	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	低レベル廃液収集槽	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	低レベル廃液収集ポンプ	動的	B	-	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	第2ろ過装置	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	脱塩装置	静的	B	B	-	B/-
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄, 放射性物質の保持機能: 脱塩装置⇒低レベル廃液サンプル槽⇒低レベル廃液サンプルポンプ⇒極低レベル廃液中和槽⇒極低レベル廃液中和ポンプ⇒第1低レベル第1廃液受槽						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	脱塩装置	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	低レベル廃液サンプル槽	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	低レベル廃液サンプルポンプ	動的	B	-	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	極低レベル廃液中和槽	静的	B	B	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
	極低レベル廃液中和ポンプ	動的	B	-	-	B/-
	主配管 (低レベル廃液処理系)	静的	B	B	-	B/-
第1低レベル廃液処理系	第1低レベル第1廃液受槽	静的	B	B	-	B/-

第5-3表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の耐震クラス (2/4)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃 棄物の処理及 び廃棄	放射性物質の 保持機能	室等の漏えい 拡大防止	
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：脱塩装置⇒低レベル廃液サンプル槽⇒低レベル廃液サンプルポンプ⇒第6低レベル廃液蒸発缶循環ポンプ⇒第6低レベル廃液蒸発缶加熱器⇒第6低レベル廃液蒸発缶						
使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	脱塩装置	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	低レベル廃液サンプル槽	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	低レベル廃液サンプルポンプ	動的	ⓑ	-	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	第6低レベル廃液蒸発缶循環ポンプ	動的	ⓑ	-	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	第6低レベル廃液蒸発缶加熱器	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	第6低レベル廃液蒸発缶	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：脱塩装置⇒低レベル廃液サンプル槽⇒低レベル廃液サンプルポンプ⇒極低レベル廃液中 和槽⇒極低レベル廃液中和ポンプ⇒第5低レベル廃液蒸発缶						
使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	脱塩装置	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	低レベル廃液サンプル槽	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	低レベル廃液サンプルポンプ	動的	ⓑ	-	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	極低レベル廃液中和槽	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	極低レベル廃液中和ポンプ	動的	ⓑ	-	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-
	第5低レベル廃液蒸発缶	静的	ⓑ	ⓑ	-	B/-

第5-3表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の耐震クラス (3/4)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶⇒極低レベル廃液サンプル槽⇒第2放出前貯槽						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶	静的	B	B	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B	B	-	B/-
	極低レベル廃液サンプル槽	静的	B	B	-	B/-
海洋放出管理系	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	-	B, C/-
	第2放出前貯槽	静的	C	C	-	C/-
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶⇒低レベル濃縮廃液貯槽⇒低レベル濃縮廃液ポンプ⇒【低レベル固体廃棄物処理設備の固化装置】						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	第6低レベル廃液蒸発缶又は第5低レベル廃液蒸発缶	静的	B	B	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B	B	-	B/-
	低レベル濃縮廃液貯槽	静的	B	B	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B	B	-	B/-
	低レベル濃縮廃液ポンプ	動的	B	-	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B	B	-	B/-
低レベル固体廃棄物処理設備	【低レベル固体廃棄物処理設備の固化装置】	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-2-1 低レベル固体廃棄物処理設備にて記載。				
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：第1ろ過装置⇒【腐樹脂貯蔵系の腐樹脂貯槽】						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	第1ろ過装置	静的	B	B	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B	B	-	B/-
腐樹脂貯蔵系	【腐樹脂貯蔵系の腐樹脂貯槽】	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-3-1 腐樹脂貯蔵系にて記載。				
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：第2ろ過装置⇒【腐樹脂貯蔵系の第2ろ過装置逆洗水受槽】						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	第2ろ過装置	静的	B	B	-	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B	B	-	B/-
腐樹脂貯蔵系	【腐樹脂貯蔵系の第2ろ過装置逆洗水受槽】	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-3-1 腐樹脂貯蔵系にて記載。				

第5-3表 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系の耐震クラス (4/4)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：脱塩装置→[腐蝕貯蔵系の腐蝕貯槽]						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	脱塩装置	静的	B	B	—	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B	B	—	B/-
腐蝕貯蔵系	[腐蝕貯蔵系の腐蝕貯槽]	左記設備の耐震設計は、別紙1-2-4-3-3-1 腐蝕貯蔵系にて記載。				
室等の漏えい拡大防止<重力流による回収>：漏えい液受皿→回収槽						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	漏えい液受皿	静的	—	B	B	B/-
	主配管（漏えい拡大防止系）	静的	—	B, C	B, C	B, C/-

<安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震Sクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震B/Cクラス

1. 2S：基準地震動S₀を1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

<重大事故等対処設備の凡例>

(S)：安全機能を有する施設（耐震Sクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

(B)/(C)：安全機能を有する施設（耐震B/Cクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

S：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震Sクラス）

B/C：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震B/Cクラス）

1. 2S：基準地震動S₀を1.2倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

第5-4表 油分除去系の耐震クラス (1/1)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄、放射性物質の保持機能：油分除去廃液貯槽⇒油分除去装置⇒第1放出前貯槽						
油分除去系	██████████	静的	C	C	—	C/—
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/—
	油分除去装置	静的	C	C	—	C/—
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/—
海洋放出管理系	第1放出前貯槽	静的	B	B	—	B/—

<安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震Sクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震B/Cクラス

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

<重大事故等対処設備の凡例>

(S)：安全機能を有する施設（耐震Sクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

(B)/(C)：安全機能を有する施設（耐震B/Cクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

S：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震Sクラス）

B/C：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震B/Cクラス）

1.2Ss：基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

第5-5表 海洋放出管理系の耐震クラス (1/2)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄，放射性物質の保持機能：[使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系]⇒第2放出前貯槽⇒[使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系]⇒第1放出前貯槽						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
海洋放出管理系：使用済燃料受入れ・貯蔵管理棟屋	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
	第2放出前貯槽	静的	C	C	—	C/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
海洋放出管理系：低レベル廃液処理棟屋	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	C	C	—	C/-
	第1放出前貯槽	静的	B	B	—	B/-
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄，放射性物質の保持機能：[MOX燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の廃液貯槽]⇒第1放出前貯槽						
MOX燃料加工施設	[MOX燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の廃液貯槽]	MOX燃料加工施設の低レベル廃液処理設備の主要機器等は設計中のため別途示す。				
海洋放出管理系：低レベル廃液処理棟屋	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
	第1放出前貯槽	静的	B	B	—	B/-
放射性液体廃棄物の処理及び廃棄，放射性物質の保持機能：第1放出前貯槽⇒海洋放出ポンプ⇒海洋放出管						
海洋放出管理系	第1放出前貯槽	静的	B	B	—	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
	海洋放出ポンプ	動的	B	B	—	B/-
	主配管（低レベル廃液処理系）	静的	B, C	B, C	—	B, C/-
	海洋放出管	静的	B	B	—	B/-

第5-5表 海洋放出管理系の耐震クラス (2/2)

設備	機器、配管名称	属性 (静的) (動的)	設計基準対象の施設			耐震設計
			第24条	第10条		
			放射性液体廃棄物の処理及び廃棄	放射性物質の保持機能	室等の漏えい拡大防止	
室等の漏えい拡大防止<重力流による回収>：漏えい液受皿⇒回収槽						
海洋放出管理系	漏えい液受皿	静的	-	-	C	C/-
	主配管（漏えい拡大防止系）	静的	-	-	C	C/-

<安全機能を有する施設の凡例>

S：耐震Sクラス（耐震重要施設）

B/C：耐震B/Cクラス

1.2S_s：基準地震動S_sを1.2倍した地震力に対して必要な設計基準対象の施設の安全機能が損なわれない施設

<重大事故等対処設備の凡例>

(S)：安全機能を有する施設（耐震Sクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

(B)/(C)：安全機能を有する施設（耐震B/Cクラス）の機能を代替する重大事故等対処設備

S：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震Sクラス）

B/C：代替する安全機能が無い重大事故等対処設備（耐震B/Cクラス）

1.2S_s：基準地震動S_sを1.2倍した地震力に対して必要な機能を維持する重大事故等対処設備

(3) 下位クラス接続等の留意すべき設備
該当なし

4. 抽出結果

色塗りにて抽出した機器等のリスト(抽出リスト)、色塗り結果を「添付3」に示す。
抽出結果を反映した申請対象設備リストを「添付2」に示す。

設計図書等を確認するにあたり、設計図書の記載に係る留意事項を「別紙1-2-6 別紙1-2における共通的な記載事項」に示す。

また、低レベル廃液処理設備の設計図書等の色塗りについては、主流路となる範囲が明確になるように着色（設計基準対象の施設に係る系統機能は赤）する。

以上

添付 1

別紙 2 機能要求②抜粋
(低レベル廃液処理設備)

共通09 別紙 2 一覧参照

名称
第 10 条：閉じ込めの機能
第 24 条：廃棄施設

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
1	第1章 共通項目 4. 閉じ込めの機能 4.1 閉じ込め 安全機能を有する施設は、放射性物質を系統若しくは機器に閉じ込める。又は漏えいした場合においても、セル、グローブボックス及びこれらと同等の閉じ込め機能を有する施設（以下「セル等」という。）若しくは建屋内に保持し、放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計とする。	設置要求 機能要求① 機能要求②	プルトニウム精製設備の注水槽、注水槽の液位計 ・北換気筒 ・低レベル廃棄物処理建屋換気筒 ・施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 ・使用済燃料受入れ設備（燃料取出し設備） ・使用済燃料貯蔵設備（燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、プール水冷却系、プール水浄化系、補給水設備） ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系） ・酸回収設備（第1酸回収系、第2酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系、溶媒処理系） ・ウラン酸化物貯蔵設備 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系（分離建屋）、バルセータ廃ガス処理系（分離建屋）、塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）、塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）、バルセータ廃ガス処理系（精製建屋）、溶媒処理廃ガス処理系、ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解残渣廃液廃ガス処理系、低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系、廃溶媒処理廃ガス処理系、雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系、塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋）、チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備、分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系、アルカリ廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、アルカリ濃縮廃液貯蔵系、共用貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、油分除去系、海洋放出管理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系、雑固体廃棄物処理系、チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理系） ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系、ハル・エンドピース貯蔵系） ・安全圧縮空気系 ・安全冷却水系 ・分析設備 上記の設備のうち、使用済燃料等を内包又は取り扱う主要な系統及び機器 ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系、前処理建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系、高レベル廃液ガラス固化建屋排気系、第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系、低レベル廃液処理建屋排気系、低レベル廃棄物処理建屋排気系、ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系、チャンネルボックス・バーナブルボイゾン処理建屋排気系、分析建屋排気系） 上記の換気設備のうち、主要な系統及び機器	⇒ （別紙1-2、別紙1-3）へ展開	・放射性物質の保持機能 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 （計測制御設備等については、別紙1-3へ展開）	10条-1

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
6	(2) 漏えい液の回収 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を収納するセル等の床にはステンレス鋼製の漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質がセル等に漏えいした場合は、漏えい検知装置により検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の性状に応じて定めた移送先に移送し処理できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理設備 ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・ウラン精製設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ・酸回収設備（第1酸回収系、第2酸回収系） ・溶媒回収設備（分離・分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系、溶媒処理系） ・計測制御設備 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（分離建屋）、塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）、塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系、アルカリ廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、アルカリ濃縮廃液貯蔵系、共用貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・分析設備 <p>上記の設備のうち、セル等からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿、漏えい検知装置 回収が重力流による場合：漏えい液受皿、漏えい検知装置及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管</p> <p>※漏えいした液が沸騰又は爆発のおそれのある液体状の放射性物質を内包する機器からの漏えいにおける受皿以降の回収系統は、項目番号8で抽出する。 ※未臨界濃度以上のプルトニウム溶液を連続移送する配管からの漏えいの可能性があり、回収が重力流によらない漏えい液受皿の集液溝を監視する装置については、項目番号10で抽出する。</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・室等の漏えい拡大防止 <p>(計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)</p>	10条-6
7	液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には漏えい液受皿を設置し、万一液体状の放射性物質が漏えいした場合は、漏えいを検知し、漏えいの拡大を防止するとともに、漏えいした液の移送及び処理ができる設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵設備（プール水浄化系） ・ウラン精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系） ・溶媒回収設備（プルトニウム精製系） ・計測制御設備 ・高レベル廃液処理設備（高レベル濃縮廃液貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、海洋放出管理系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系） ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備（廃樹脂貯蔵系、ハル・エンドピース貯蔵系） ・分析設備 <p>上記の設備のうち、室に設置している漏えい液受皿からの漏えい液回収に係る系統及び機器 回収が重力流によらない場合：漏えい液受皿、漏えいを検知するための設備 回収が重力流による場合：漏えい液受皿、漏えいを検知するための設備及び漏えい液受皿から最終回収先の貯槽までの配管</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・室等の漏えい拡大防止 <p>(計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)</p>	10条-7
9	a. 沸騰するおそれのある又はn-ドデカン引火点に達するおそれのある漏えい液の回収 漏えいした液の発熱量が大きく、沸騰のおそれがあるか又はTBP、n-ドデカン及びこれらの混合物（以下「有機溶媒」という。）を含む漏えいした液がn-ドデカン引火点に達するおそれのあるセル等については、漏えいを検知するための漏えい検知装置を多重化し、万一外部電源が喪失した場合でも、漏えいした液を確実に移送するために、スチームジェットポンプを使用する場合の蒸気はその他再処理設備の附属施設の安全蒸気系から、ポンプを使用する場合の電源は非常用所内電源系統から供給する設計とする。また、ポンプは、多重化するか、万一故障しても漏えいした液が沸騰に至らない間に修理又は交換できる設計とする。 なお、沸騰するおそれのある又はn-ドデカン引火点に達するおそれのある漏えい液をスチームジェットポンプにより移送する場合に使用する安全蒸気系の設計については、第2章 個別項目の「7. その他再処理設備の附属施設」の「7.2.3 蒸気供給設備」に示す。	機能要求① 機能要求② 冒頭宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・溶解設備 ・清澄・計量設備 ・分離設備 ・分配設備 ・分離建屋一時貯留処理設備 ・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、共用貯蔵系） ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・計測制御設備 ・安全蒸気系 <p>上記の設備のうち、沸騰するおそれがある漏えい液又はn-ドデカン引火点に達するおそれのある漏えい液受皿、漏えい検知装置、漏えい液受皿から回収貯槽までの配管、ポンプで回収する場合はポンプ、スチームジェットポンプで回収する場合はスチームジェットポンプ並びに安全蒸気の供給に必要な系統及び機器を対象とする。発熱量が大きく、安全に回収するために希釈が必要な場合には、希釈液の供給系統も含める。</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 ・安全上重要な施設の安全機能の支援 <p>(計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)</p>	10条-9
10	b. 臨界のおそれのある漏えい液の回収 通常の運転状態において硝酸プルトニウム及び硝酸ウランの混合溶液の無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を内包する機器を収納するセルの床には、万一漏えいが発生した場合でも臨界とならない漏えい液受皿を設ける設計とする。 なお、漏えい液受皿の臨界管理に関する設計については、第1章 共通項目の「1. 核燃料物質の臨界防止」の「1.1 核燃料物質の臨界防止に関する設計」に基づくものとする。	機能要求② 評価要求 冒頭宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム精製設備 ・精製施設一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） <p>上記の設備のうち、臨界防止として、液厚管理の必要がある漏えい液受皿</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> ・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収 	10条-10

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
11	連続移送の配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい検知装置を臨界安全管理の観点から多重化し、万一漏えいした場合には、漏えいを確実に検知し移送する設計とする。 通常の運転状態において無限体系の未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液を連続移送する配管から漏えいのおそれがあり、漏えいしたプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない場合は、漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により、漏えいを検知する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 ・プルトニウム精製設備 ・計測制御設備 上記の設備のうち、連続移送配管から漏えいした未臨界濃度以上のプルトニウムを含む溶液の回収が重力流によらない漏えい液受皿、漏えい検知装置	⇒ (別紙1-3) へ展開	・セル等の漏えい拡大防止及び漏えい液回収	10条-11
13	熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	施設共通 基本設計方針 【機能要求②】 セル内に熱媒を供給する設備の経路上に設置している計測制御設備	⇒ (別紙1-3) へ展開	・熱媒中への使用済燃料等の漏えい検知	10条-13
15	4.1.4 放射性物質を取り扱う設備、セル等及び室の負圧維持 プルトニウムを含む溶液及び高レベル廃液を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを受納する建屋は、原則として、気体廃棄物の廃棄施設により常時負圧に保ち、それぞれの気圧は、原則として、建屋、セル等、系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 また、上記以外の放射性物質を内包する系統及び機器、セル等並びにこれらを受納する建屋は、気体廃棄物の廃棄施設により負圧に保ち、それぞれの気圧は、建屋、セル等、系統及び機器の順に低くすることで漏えいの拡大を防止する設計とする。 気体廃棄物の廃棄施設は、放射性物質の漏えい及び逆流を防止する設計とするともに、フィルタ、洗浄塔等により放射性物質を適切に除去した後、主排気筒、北換気筒又は低レベル廃棄物処理建屋換気筒から放出する設計とする。 なお、放射性物質を適切に除去するための系統及び機器に関する設計については、第2章 個別項目の「5.放射性廃棄物の廃棄施設」に示す。	機能要求① 機能要求② 冒頭宣言	・分離設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系、ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系） ・酸回収設備（第1酸回収系、第2酸回収系） ・溶媒回収設備（溶媒処理系） ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系（分離建屋）、パルセータ廃ガス処理系（分離建屋）、塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）、塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）、パルセータ廃ガス処理系（精製建屋）、溶媒処理廃ガス処理系、ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解残渣廃液廃ガス処理系、低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系、廃溶媒処理廃ガス処理系、雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系、塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋）、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備、分析建屋塔槽類廃ガス処理設備） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（使用済燃料輸送容器管理建屋排気系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系、前処理建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系、高レベル廃液ガラス固化建屋排気系、第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系、低レベル廃液処理建屋排気系、低レベル廃棄物処理建屋排気系、ハル・エンドピース貯蔵建屋排気系、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋排気系、分析建屋排気系） ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系） ・低レベル廃液処理設備（第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系） ・低レベル固体廃棄物処理設備（雑固体廃棄物処理系） ・分析設備 上記の設備のうち、主要な系統及び機器	⇒ (別紙1-2) へ展開	・放射性物質を保持する系統の負圧維持	10条-15
16	設計基準事故時においても、可能な限り負圧維持並びに漏えい及び逆流防止の機能が確保される設計とするともに、一部の換気系統の機能が損なわれた場合においても、再処理施設全体として気体の閉じ込め機能を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	・分離設備 ・分配設備 ・プルトニウム精製設備 ・精製建屋一時貯留処理設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系） ・計測制御設備 ・安全保護回路 ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備 ・塔槽類廃ガス処理設備（前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理系（分離建屋）、パルセータ廃ガス処理系（分離建屋）、塔槽類廃ガス処理系（プルトニウム系）、パルセータ廃ガス処理系（精製建屋）、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル濃縮廃液廃ガス処理系、不溶解残渣廃液廃ガス処理系） ・高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ・換気設備（前処理建屋排気系、分離建屋給気系、分離建屋排気系、精製建屋給気系、精製建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、高レベル廃液ガラス固化建屋排気系） ・主排気筒 ・高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系） 上記の設備のうち、主要な系統及び機器	⇒ (別紙1-2) へ展開	・設計基準事故時における閉じ込め機能	10条-16
17	4.1.5 グローブボックス及びフード プルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックスは、給気口及び排気口を除き密閉できる設計とする。	機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系） 上記の設備のプルトニウムを含む溶液及び粉末を取り扱うグローブボックス	⇒ (別紙1-3) へ展開	・G Bの密閉構造	10条-17
18	フードは、気体廃棄物の廃棄施設により開口部からの空気流入風速を確保する設計とする。	機能要求① 機能要求②	・プルトニウム精製設備 ・ウラン脱硝設備（受入れ系、ウラン脱硝系） ・ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（粉体系） ・塔槽類廃ガス処理設備（塔槽類廃ガス処理系（低レベル廃棄物処理建屋）） ・換気設備（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系、分離建屋排気系、精製建屋排気系、ウラン脱硝建屋排気系、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系、分析建屋排気系） ・分析設備 上記の設備のうち、フード及びフードからの排気系	⇒ (別紙1-2) へ展開	・フードの面速維持	10条-18

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
19	<p>4.1.6 崩壊熱除去 再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。 なお、溶解液等の貯蔵及び処理時に発生する崩壊熱による溶液の異常な温度上昇を防止するために使用する安全冷却水系の設計については、第2章 個別項目の「7. その他再処理設備の附属施設」の「7.2.2 冷却水設備」に示す。 また、使用済燃料、製品貯蔵容器及び放射性廃棄物であるガラス固化体の貯蔵時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇の防止に関する設計については、それぞれ第2章 個別項目の「1. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設」、「3. 製品貯蔵施設」及び「5. 放射性廃棄物の廃棄施設」の「5.3 固体廃棄物の廃棄施設」に示す。</p>	機能要求① 機能要求② 評価要求 冒頭宣言	<ul style="list-style-type: none"> 溶解設備 清澄・計量設備 分離設備 分離建屋一時貯留処理設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝設備（溶液系） 高レベル廃液処理設備（高レベル廃液濃縮系、高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、共用貯蔵系） 高レベル廃液ガラス固化設備 安全冷却水系 <p>上記設備のうち、事業変更許可申請書 添付書類六 第9.5-2表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器へ冷却水を供給する系統及び機器（冷却塔、ポンプ、熱交換器、容器）</p>	⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料等を含む溶液の崩壊熱除去 安全上重要な施設の安全機能の支援 <p>(計測制御設備等については、別紙1-3へ展開)</p>	10条-19
20	<p>4.1.7 液体状の放射性物質の施設外への漏えい防止 液体状の放射性物質を内包する系統及び機器を設置する室の床には「4.1.3 放射性物質の漏えい拡大防止」に示す漏えい液受皿を設置し、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計としている。 漏えい液受皿を設置しない場合は、液体状の放射性物質を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部に堰を設置し、最大容量の機器から全量漏えいした場合においても、液体状の放射性物質が施設外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p>	機能要求② 評価要求	<ul style="list-style-type: none"> 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 低レベル廃棄物処理建屋 チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋 <p>上記の建屋において、施設外に通じる出入口又はその周辺部に設置している液体状の放射性物質の施設外への漏えいを防止する堰</p>	⇒ (別紙1-3)へ展開	施設外漏えい防止堰の設置	10条-20

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	共通09 別紙への展開		
				機能名称	基本設計方針紐付け番号	
3	<p>気体廃棄物の廃棄施設は、各施設の塔槽類等から発生する廃ガス及びセル等内の雰囲気中から環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くするよう、放射性物質の核種、性状、濃度に応じて、廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ等で洗浄、ろ過等の処理をした後、十分な拡散効果の期待できる排気筒から監視しながら放出する設計とする。</p>	<p>機能要求① 機能要求②</p>	<p>せん断処理・溶解廃ガス処理設備 (許可文中、第7.2-1表、第7.2-2図) 塔槽類廃ガス処理設備 (許可文中、第7.2-2表～12表、第7.2-5図～15図) 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 (許可文中、第7.2-13表、第7.2-16図)</p> <p>換気設備のうち排気系 (許可文中、第7.2-14表～28表、第7.2-19図～33図) 北換気筒 (許可文中、第7.2-29表、第7.2-34図) 低レベル廃棄物処理建屋換気筒 (許可文中、第7.2-29表、第7.2-35図) 主排気筒 (許可文中、第7.2-30表、第7.2-36図)</p> <p>【機能要求②】 浄化機能に関わる廃ガス洗浄塔、高性能粒子フィルタ、ルテニウム吸着塔、凝縮器等の機器 排気性能に関わる排風機 気体廃棄性能に関わる主排気筒 主配管</p>	<p>⇒ (別紙1-2、別紙1-3)へ展開</p>	<p>・放射性気体廃棄物の処理及び排気 (北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒、主排気筒については、別紙1-3へ展開)</p>	24条-3
4	<p>液体廃棄物の廃棄施設は、周辺環境に放出する放射性液体廃棄物による公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするよう、廃液の放射性物質の核種、性状、濃度に応じてろ過、脱塩、蒸発処理を行い、放射性物質の量及び濃度を確認した上で、十分な拡散効果を有する海洋放出口から海洋に放出する設計とする。</p>	<p>機能要求① 機能要求②</p>	<p>液体廃棄物の廃棄施設 (許可文中、第7.3-1表～3表、第7.3-1図、第7.3-3図、第7.3-5図)</p> <p>【機能要求②】 液体の廃棄処理に関わる第1低レベル廃液蒸発缶等の機器 廃液の浄化機能に関わる第1ろ過装置等の機器 液体廃棄性能に関わる第1海洋放出ポンプ等の機器 主配管</p>	<p>⇒ (別紙1-2)へ展開</p>	<p>・放射性液体廃棄物の処理及び廃棄</p>	24条-4

添付 2

申請対象設備リスト
(低レベル廃液処理設備)

第1低レベル廃液処理系 申請対象設備リスト（系統設備）
(1/2)

番号	施設区分	設備区分	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	S A区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考（共通09）			
1	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-02-1	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_22
2	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-02-2	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_20
3	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-02-1	AE, AT07, AA, AB, AT 02, AT01, AD, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：低レベル廃液
4	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	10条-7	配-02-2	AE, AT07, AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液等
5	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-03-1	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_25
6	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-03-1	AB, AT02N, AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液
7	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-1	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_6
8	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	第1低レベル第2廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-2	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_15
9	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	濃縮廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-31	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18
10	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	濃縮廃液貯槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-10	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18
11	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	極低レベル含塩廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-11	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_4
12	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	第1低レベル廃液蒸発缶	容器	10条-1 24条-4	機-04-12	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	EFD番号：EFD_16
13	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	第1低レベル第1廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-13	AD	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_13、EFD_14
14	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	第1低レベル濃縮水受槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-14	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_19
15	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	放射性配管分岐室漏えい液受皿1	容器	10条-7	機-04-29	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_5
16	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	放射性配管分岐室漏えい液受皿2	容器	10条-7	機-04-15	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_5
17	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	放射性配管分岐室漏えい液受皿3	容器	10条-7	機-04-30	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_5
18	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	第1低レベル第2廃液受槽室漏えい液受皿	容器	10条-7	機-04-25	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_15
19	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	第1低レベル廃液蒸発缶室漏えい液受皿	容器	10条-7	機-04-26	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_16
20	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	第1低レベル濃縮廃液貯槽室漏えい液受皿	容器	10条-7	機-04-27	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18
21	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	廃液受槽セル漏えい液受皿	容器	10条-6	機-04-28	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_2
22	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-04-1	AC, AT05, AT01, AD, DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：低レベル廃液
23	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	10条-6	配-04-3	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体：低レベル廃液
24	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	床廃水受槽	容器	10条-1 24条-4	機-05-1	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27
25	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-05-1	BA AT01E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液

第1低レベル廃液処理系 申請対象設備リスト（系統設備）
(2/2)

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考（共通09）
26	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	極低レベル廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-08-7	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_31
27	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-08-8	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_32
28	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	低レベル廃液受槽漏えい液受皿	容器	10条-7	機-08-9	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_32
29	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	主配管(低レベル廃液処理系)	主配管	10条-1 24条-4	配-08-3	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液
30	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	低レベル含塩廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-13-1	AH	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_29
31	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	極低レベル廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-13-2	AH	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_30
32	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第1低レベル廃液処理系	—	主配管(低レベル廃液処理系)	主配管	10条-1 24条-4	配-13-1	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：低レベル廃液

第2低レベル廃液処理系 申請対象設備リスト（系統設備）
(1/1)

番号	施設区分		設備区分		機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考（共通09）	
1	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	極低レベル無塩廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-02-1	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_14
2	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-02-1	AA, AB, AT 02, AT01, AD, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液
3	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	極低レベル無塩廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-03-1	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_11
4	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-03-1	AB, AT02N , AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液
5	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	極低レベル無塩廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-1	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_1
6	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	第2低レベル廃液蒸発缶	容器	10条-1 24条-4	機-04-3	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	EFD番号：EFD_6
7	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	第2低レベル廃液受槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-4	AD	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_4、EFD_5
8	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	第2低レベル凝縮水受槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-5	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_8
9	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-04-1	AC, AT05, AT01, AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：低レベル廃液
10	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	第2低レベル廃液処理系	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	10条-6	配-04-3	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 申請対象設備リスト（系統設備）
(1/2)

番号	施設区分	設備区分	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考			
1	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	キャスク内部水受槽	容器	10条-1 24条-4	機-1	FA	2	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_1, 2 7908S-V01～V02 (キャスク内部水受槽A～B)
2	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	低レベル廃液サンプル槽	容器	10条-1 24条-4	機-2	FA	2	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_8 7908L-V08～V09 (低レベル廃液サンプル槽A～B)
3	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	極低レベル廃液中和槽	容器	10条-1 24条-4	機-3	FA	2	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_10 7908V-V04～V05 (極低レベル廃液中和槽A～B)
4	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液貯槽	容器	10条-1 24条-4	機-4	FA	2	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_13, 14 7908V-V08～V09 (低レベル濃縮廃液貯槽A～B)
5	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液貯槽	容器	10条-1 24条-4	機-5	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_19 7908V-V12 (低レベル濃縮廃液貯槽C)
6	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	極低レベル廃液サンプル槽	容器	10条-1 24条-4	機-6	FA	2	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_16 7908V-V06～V07 (極低レベル廃液サンプル槽A～B)
7	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第5低レベル廃液蒸発缶	容器	10条-1 24条-4	機-8	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_12
8	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第6低レベル廃液蒸発缶	容器	10条-1 24条-4	機-9	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_18
9	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第6低レベル廃液蒸発缶デミスタ	容器	10条-1 24条-4	機-10	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_18
10	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	低レベル廃液収集槽	容器	10条-1 24条-4	機-11	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_5
11	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	キャスク内部水受槽A漏えい液受皿	容器	10条-7	機-12	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_36
12	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	キャスク内部水受槽B漏えい液受皿	容器	10条-7	機-13	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_37
13	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第1ろ過装置A漏えい液受皿A	容器	10条-7	機-14	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_38
14	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第1ろ過装置A漏えい液受皿B	容器	10条-7	機-15	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_38
15	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第1ろ過装置B漏えい液受皿A	容器	10条-7	機-16	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_38
16	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第1ろ過装置B漏えい液受皿B	容器	10条-7	機-17	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_38
17	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第1ろ過装置A弁室漏えい液受皿	容器	10条-7	機-18	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_38
18	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第1ろ過装置B弁室漏えい液受皿	容器	10条-7	機-19	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_38
19	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	北第1配管室漏えい液受皿	容器	10条-7	機-20	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_38
20	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	キャスク内部除染水受槽室受皿	容器	10条-7	機-21	FC	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_22
21	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料輸送容器管理建屋（除染エリア）間洞道漏えい液受皿	容器	10条-7	機-22	AT09	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_22
22	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第1ろ過装置	ろ過装置	10条-1 24条-4	機-23	FA	2	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_3 7908S-F41～F42 (第1ろ過装置A～B)
23	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第2ろ過装置	ろ過装置	10条-1 24条-4	機-24	FA	2	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_6 7908L-F41～F42 (第2ろ過装置A～B)
24	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	脱塩装置	ろ過装置	10条-1 24条-4	機-25	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_7
25	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第6低レベル廃液蒸発缶加熱器	熱交換器	10条-1 24条-4	機-27	FA	1	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_18
26	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	キャスク内部水ポンプ	ポンプ	24条-4	機-28	FA	2	①	既設	非安重	—	B/-	—	—	EFD番号：EFD_1, 2 7908S-P21～P22 (キャスク内部水ポンプA～B)

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系 申請対象設備リスト（系統設備）
(2/2)

番号	施設区分	設備区分	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	D B区分	S A区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考			
27	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	低レベル廃液収集ポンプ	ポンプ	24条-4	機-29	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_5 7908L-P29～P30 (低レベル廃液収集ポンプA～B)
28	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	低レベル廃液サンプルポンプ	ポンプ	24条-4	機-30	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_8 7908L-P31～P32 (低レベル廃液サンプルポンプA～B)
29	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	極低レベル廃液中和ポンプ	ポンプ	24条-4	機-31	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_10 7908V-P27～P28 (極低レベル廃液中和ポンプA～B)
30	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液ポンプ	ポンプ	24条-4	機-32	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_13, 14 7908V-P31～P32 (低レベル濃縮廃液ポンプA～B)
31	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	低レベル濃縮廃液ポンプ	ポンプ	24条-4	機-33	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_19 7908V-P35 (低レベル濃縮廃液ポンプC)
32	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	第6低レベル廃液蒸発缶循環ポンプ	ポンプ	24条-4	機-34	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18
33	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-1	FA, FB, AA, AB, AD, AT07, AT02N, AT01	一式	①	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：低レベル廃液
34	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	10条-7	配-2	FA, FC	一式	①	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：低レベル廃液

油分除去系 申請対象設備リスト（系統設備）
(1/1)

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
1	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	油分除去系	—	油分除去廃液貯槽	容器	10条-1 24条-4	機-04-2	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/-	—	—	EFD番号：EFD_1
2	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	油分除去系	—	油分除去装置	ろ過装置	10条-1 24条-4	機-04-3	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/-	—	—	EFD番号：EFD_2
3	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	油分除去系	—	油分除去装置砂ろ過器	ろ過装置	10条-1 24条-4	機-04-4	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/-	—	—	EFD番号：EFD_2
4	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	油分除去系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	10条-1 24条-4	配-04-1	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/-	—	—	流体：低レベル廃液

海洋放出管理系 申請対象設備リスト（系統設備）
(1/1)

番号	施設区分		設備区分			機器名称	機種	機器番号	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
1	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	第2放出前貯槽	容器	7213-V01~V02 (第2放出前貯槽A~B)	10条-1 24条-4	機-01-1	FB	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_1 7213-V01~V02 (第2放出前貯槽A~B)
2	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	—	10条-1 24条-4	配-01-1	FB, 屋外	一式	①/別設 工事認②	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：低レベル廃液 海洋放出管の切り離し工事に伴い、 記載の適正化を行う配管を含む
3	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	第1放出前貯槽	容器	■■■■■ (第1放出前貯槽A~D)	10条-1 24条-4	機-04-1	AD	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	MOX（再処理主）	EFD番号：EFD_3、EFD_4
4	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	第1海洋放出ポンプ	ポンプ	■■■■■ (第1海洋放出ポンプA) ■■■■■ (第1海洋放出ポンプB)	10条-1 24条-4	機-04-2	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	MOX（再処理主）	EFD番号：EFD_3
5	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	—	10条-1 24条-4	配-04-1	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液
6	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	—	10条-1 24条-4	配-04-2	AD, 屋外	一式	②-2/別 設工事認②	既設	非安重	—	B, C/—	—	MOX（再処理主）	流体：低レベル廃液
7	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	—	10条-1 24条-4	別紙1-4	AD, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	MOX（再処理主）	流体：低レベル廃液
8	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	海洋放出管	主配管	—	10条-1 24条-4	配-04-3	AD, 屋外	一式	②-2/別 設工事認②	既設	非安重	—	B/—	—	MOX（再処理主）	流体：低レベル廃液
9	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	低レベル廃液処理設備	海洋放出管理系	—	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	—	10条-7	配-05-1	CA AT01E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液

添付 3

申請対象設備抽出結果
(低レベル廃液処理設備)

(1) 第1低レベル廃液処理系

抽出リスト(機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
機-02-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	極低レベル含塩廃液受槽	容器	■■■■	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_22
機-02-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	極低レベル含塩廃液受槽	容器	■■■■	AE	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_20
機-03-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	極低レベル含塩廃液受槽	容器	■■■■	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_25
機-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	低レベル廃液受槽	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_6
機-04-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル第2廃液受槽	第1低レベル第2廃液受槽	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_15
機-04-31	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	濃縮廃液受槽	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18
機-04-10	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	濃縮廃液貯槽	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18
機-04-11	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	極低レベル含塩廃液受槽	容器	■■■■	AC	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_4
機-04-12	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液蒸発缶	第1低レベル廃液蒸発缶	容器	(第1低レベル廃 液蒸発缶(気液分 離部)) ■■■■ (第1低レベル廃 液蒸発缶(加熱 部))	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	EFD番号：EFD_16
機-04-13	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル第1廃液受槽	第1低レベル第1廃液受槽	容器	(第1低レベル第1 廃液受槽A~D)	AD	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_13、EFD_14
機-04-14	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	第1低レベル凝縮水受槽	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_19
機-04-29	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	放射性配管岐室漏えい液受皿1	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_5
機-04-15	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	放射性配管岐室漏えい液受皿2	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_5
機-04-30	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	放射性配管岐室漏えい液受皿3	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_5
機-04-25	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	第1低レベル第2廃液受槽室漏えい液受皿	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_15
機-04-26	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	第1低レベル廃液蒸発缶室漏えい液受皿	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_16
機-04-27	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	第1低レベル濃縮廃液貯槽室漏えい液受皿	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18
機-04-28	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	廃液受槽セル漏えい液受皿	容器	■■■■	AC	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_2
機-05-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	床廃水受槽	容器	3108-V3130	BA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_27
機08-7	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	極低レベル廃液受槽	容器	5108-V21 5108-V22	DA	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_31
機08-8	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	低レベル廃液受槽	容器	5108-V11	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_32
機08-9	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	低レベル廃液受槽漏えい液受皿	容器	5108-U901	DA	1	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_32
機-13-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	低レベル含塩廃液受槽	容器	■■■■	AH	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_29
機-13-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	極低レベル廃液受槽	容器	■■■■	AH	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_30

抽出リスト(配管)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-02-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	主配管	—	AE, AT07, AA, AB, A T02, AT01, AD, 屋 外	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体:低レベル廃液
配-02-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	主配管	—	AE, AT07, AA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体:低レベル廃液等
配-03-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	主配管	—	AB, AT02N, AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体:低レベル廃液
配-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	主配管	—	AC, AT05, AT01, AD , DA	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体:低レベル廃液
配-04-3	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	主配管	—	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	—	流体:低レベル廃液等
配-05-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	主配管	—	BA AT01E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体:低レベル廃液等
配08-3	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	主配管	—	DA	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体:低レベル廃液
配-13-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第1低レベル廃 液処理系	—	第1低レベル廃液処理系	主配管	—	AH	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体:低レベル廃液

(2) 第2低レベル廃液処理系

抽出リスト(機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-02-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液処理系	極低レベル無塩廃液受槽	容器	■■■■	AA	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_14
機-03-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液処理系	極低レベル無塩廃液受槽	容器	■■■■	AB	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_11
機-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液処理系	極低レベル無塩廃液受槽	容器	■■■■	AD	1	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_1
機-04-3	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液蒸発缶	第2低レベル廃液蒸発缶	容器	■■■■ (第2低レベル廃 液蒸発缶(気液分 離部)) ■■■■ (第2低レベル廃 液蒸発缶(加熱 部))	AD	1	②-2	既設	非安重	—	B-1/—	—	—	EFD番号：EFD_6
機-04-4	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液受槽	第2低レベル廃液受槽	容器	■■■■ (第2低レベル廃 液受槽A~D)	AD	4	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_4、EFD_5
機-04-5	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液処理系	第2低レベル凝縮水受槽	容器	■■■■ (第2低レベル凝 縮水受槽A) ■■■■ (第2低レベル凝 縮水受槽B)	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_8

抽出リスト(配管)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-02-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液処理系	主配管(低レベル廃液処理系)	主配管	—	AA, AB, AT02, AT01 , AD, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体:低レベル廃液
配-03-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液処理系	主配管(低レベル廃液処理系)	主配管	—	AB, AT02N, AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体:低レベル廃液
配-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液処理系	主配管(低レベル廃液処理系)	主配管	—	AC, AT05, AT01, AD	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体:低レベル廃液
配-04-3	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	第2低レベル廃 液処理系	—	第2低レベル廃液処理系	主配管(漏えい拡大防止系)	主配管	—	AC	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体:低レベル廃液

(3) 使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系

抽出リスト(機器)
(1/2)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考	
機-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	キャスク内部水受槽	容器	7908S-V01～V02 (キャスク内部 水受槽A～B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_1, 2 7908S-V01～V02 (キャスク内部水受槽A～ B)
機-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	低レベル廃液サンプル槽	容器	7908L-V08～V09 (低レベル廃液 サンプル槽A～ B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_8 7908L-V08～V09 (低レベル廃液サンプル槽 A～B)
機-3	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	極低レベル廃液中和槽	容器	7908V-V04～V05 (極低レベル廃 液中和槽A～B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_10 7908V-V04～V05 (極低レベル廃液中和槽A ～B)
機-4	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	低レベル濃縮廃液貯槽	低レベル濃縮廃液貯槽	容器	7908V-V08～V09 (低レベル濃縮 廃液貯槽A～B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_13, 14 7908V-V08～V09 (低レベル濃縮廃液貯槽A ～B)
機-5	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	低レベル濃縮廃液貯槽	低レベル濃縮廃液貯槽	容器	7908V-V12 (低レベル濃縮 廃液貯槽C)	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_19 7908V-V12 (低レベル濃縮廃液貯槽 C)
機-6	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	極低レベル廃液サンプル槽	容器	7908V-V06～V07 (極低レベル廃 液サンプル槽A～ B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_16 7908V-V06～V07 (極低レベル廃液サンプル 槽A～B)
機-8	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	第5低レベル廃液蒸発缶	第5低レベル廃液蒸発缶	容器	7908V-E61	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_12
機-9	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	第6低レベル廃液蒸発缶	第6低レベル廃液蒸発缶	容器	7908V-E63	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_18
機-10	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	第6低レベル廃液蒸発缶デミスタ	容器	7908V-D51	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_18
機-11	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	低レベル廃液収集槽	容器	7908L-V05	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_5
機-12	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	キャスク内部水受槽A漏えい液受皿	容器	7908S-U901	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_36
機-13	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	キャスク内部水受槽B漏えい液受皿	容器	7908S-U902	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_37
機-14	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	第1ろ過装置A漏えい液受皿A	容器	7908S-U903	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_38
機-15	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	第1ろ過装置A漏えい液受皿B	容器	7908S-U904	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_38
機-16	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	第1ろ過装置B漏えい液受皿A	容器	7908S-U905	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_38
機-17	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	第1ろ過装置B漏えい液受皿B	容器	7908S-U906	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_38
機-18	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	第1ろ過装置B弁室漏えい液受皿	容器	7908S-U907	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_38
機-19	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	第1ろ過装置B弁室漏えい液受皿	容器	7908S-U908	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_38
機-20	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	北第1配管室漏えい液受皿	容器	7908S-U909	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_38
機-21	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	キャスク内部除染水受槽室受皿	容器	7908D-U901	FC	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_22
機-22	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	漏えい液受皿	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/使用済燃料輸 送容器管理建屋(除染エリア)間洞道漏え い液受皿	容器	7908D-U902	AT09	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_22
機-23	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	第1ろ過装置	第1ろ過装置	ろ過装置	7908S-F41～F42 (第1ろ過装置A ～B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_3 7908S-F41～F42 (第1ろ過装置A～B)
機-24	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	第2ろ過装置	第2ろ過装置	ろ過装置	7908L-F41～F42 (第2ろ過装置A ～B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_6 7908L-F41～F42 (第2ろ過装置A～B)
機-25	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	脱塩装置	脱塩装置	ろ過装置	7908L-D51	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号: EFD_7

抽出リスト(機器)
(2/2)

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—														
機-27	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	第6低レベル廃液蒸発缶加熱器	熱交換器	7908V-H72	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18
機-28	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	キャスク内部水ポンプ	ポンプ	7908S-P21～P22 (キャスク内部 水ポンプA～B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_1, 2 7908S-P21～P22 (キャスク内部水ポンプA ～B)
機-29	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	低レベル廃液収集ポンプ	ポンプ	7908L-P29～P30 (低レベル廃液 収集ポンプA～ B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_5 7908L-P29～P30 (低レベル廃液収集ポンプ A～B)
機-30	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	低レベル廃液サンプルポンプ	ポンプ	7908L-P31～P32 (低レベル廃液 サンプルポンプA ～B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_8 7908L-P31～P32 (低レベル廃液サンプルポ ンプA～B)
機-31	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	極低レベル廃液中和ポンプ	ポンプ	7908V-P27～P28 (極低レベル廃 液中和ポンプA～ B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_10 7908V-P27～P28 (極低レベル廃液中和ポン プA～B)
機-32	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	ポンプ	低レベル濃縮廃液ポンプ	ポンプ	7908V-P31～P32 (低レベル濃縮 廃液ポンプA～ B)	FA	2	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_13, 14 7908V-P31～P32 (低レベル濃縮廃液ポンプ A～B)
機-33	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	ポンプ	低レベル濃縮廃液ポンプ	ポンプ	7908V-P35 (低レベル濃縮 廃液ポンプC)	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_19 7908V-P35 (低レベル濃縮廃液ポンプ C)
機-34	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	第6低レベル廃液蒸発缶循環ポンプ	ポンプ	7908V-P33	FA	1	①	既設	非安重	—	B/—	—	—	EFD番号：EFD_18

(4) 油分除去系

抽出リスト（機器）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-04-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	油分除去系	—	油分除去系	油分除去廃液貯槽	容器	■■■■■ (油分除去廃液貯 槽A) ■■■■■ (油分除去廃液貯 槽B)	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_1
機-04-3	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	油分除去系	—	油分除去装置	油分除去装置	ろ過装置	■■■■■ (油分除去装置A) ■■■■■ (油分除去装置B)	AD	2	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号：EFD_2

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	主配管（低レベル廃液処理系）	主配管	—	FA, FB, AA, AB, AD, AT07, AT02N, AT01	一式	①	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：低レベル廃液
配-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	使用済燃料の受 入れ施設及び貯 蔵施設廃液処理 系	—	使用済燃料の受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系	主配管（漏えい拡大防止系）	主配管	—	FA, FC	一式	①	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体：低レベル廃液

抽出リスト（配管）
（1/1）

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	油分除去系	—	油分除去系	主配管	—	AD	一式	②~2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体：低レベル廃液

(5) 海洋放出管理系

抽出リスト(機器)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
機-01-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	海洋放出管理系	—	第2放出前貯槽	第2放出前貯槽	容器	7213-V01~V02 (第2放出前貯槽 A~B)	FB	2	①	既設	非安重	—	C/—	—	—	EFD番号: EFD_1 7213-V01~V02 (第2放出前貯槽A~B)
機-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	海洋放出管理系	—	第1放出前貯槽	第1放出前貯槽	容器	■■■■■ (第1放出前貯槽A ~D)	AD	4	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	MOX (再処理主)	EFD番号: EFD_3、EFD_4
機-04-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	海洋放出管理系	—	第1海洋放出ポンプ	第1海洋放出ポンプ	ポンプ	■■■■■ (第1海洋放出ポ ンプA) ■■■■■ (第1海洋放出ポ ンプB)	AD	2	②-2	既設	非安重	—	B/—	—	MOX (再処理主)	EFD番号: EFD_3

抽出リスト(配管)
(1/1)

【機器等の抽出】

紐付け番号	施設区分		設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	機器番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
配-01-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	海洋放出管理系	—	海洋放出管理系	主配管(低レベル廃液処理系)	主配管	—	FB, 屋外	一式	①/別設工 認②	既設	非安重	—	B, C/—	—	—	流体: 低レベル廃液 海洋放出管の切り離し工事 に伴い、記載の適正化を行 う配管を含む
配-04-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	海洋放出管理系	—	海洋放出管理系	主配管(低レベル廃液処理系)	主配管	—	AD	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 低レベル廃液
配-04-2	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	海洋放出管理系	—	海洋放出管理系	主配管(低レベル廃液処理系)	主配管	—	AD, 屋外	一式	②-2	既設	非安重	—	B, C/—	—	MOX(再処理主)	流体: 低レベル廃液
配-05-1	放射性廃棄物の 廃棄施設	液体廃棄物の廃 棄施設	低レベル廃液処 理設備	海洋放出管理系	—	海洋放出管理系	主配管(漏えい拡大防止系)	主配管	—	CA AT01E	一式	②-2	既設	非安重	—	C/—	—	—	流体: 低レベル廃液

共通09 別紙1-2-4-2-2-1
 第1低レベル廃液処理系（精製建屋） ②-bの理由整理表
 対象EFDシート番号：1~4

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
5	G	デミスタで発生した凝縮水ラインであり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	F	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
14	G	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない

共通09 別紙1-2-4-2-2-1
 第1低レベル廃液処理系（低レベル廃液処理建屋） ②-bの理由整理表
 対象EFDシート番号：5~19

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	G	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	B, D, F, G	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
14	G	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない
15	個別1	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋からの非定常時における廃液移送ラインのため主流路としない

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	A	洗浄水、水封の排水時に使用する配管であり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	G	非安重の漏えい液回収ラインであり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
18	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない
19	N	アクティブトレンチ内の主配管において閉塞、漏えい等により経路維持機能が損なわれた際に繋ぎ変えを行うための予備配管であり、主配管とは切り離されていることから、主流路としない。

低レベル廃液処理設備 第1低レベル廃液処理系（分離建屋） ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：24～26

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない

対象EFDシート番号： 27

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
7	F	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	F	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
15	個別3※1	分析廃液の移送に使用する配管であり主流路としない
18	個別2※1	濃縮・抽出処理で発生する低レベル廃液（凝縮液、抽出残液）の移送ラインは、低レベル廃液の回収ラインのため主流路としない。
20	G	貯槽内のかくはんのための、ポンプ、圧縮空気、攪拌機であり主流路としない
22	個別1※2	極低レベル廃ガス移送ラインは、公衆への影響が小さい廃ガスであるため、当該設備の主流路としない。

※1 別紙1-2-5-3-1 分析設備の個別理由を示す。

※2 別紙1-2-4-1-2-7 塔槽類廃ガス処理設備（設計基準対象の施設のみ）の個別理由を示す。

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	A	配管ラインに設置する機器の保守等を行うために使用するドレン・ベントラインであるため主流路としない。
7	G	溶液等均質化、凝縮水を回収（循環）、再利用を目的として使用するラインであるため主流路としない。
8	H	少量の分析試料を分析試料採取装置で採取するために使用するラインであるため主流路としない。
11	K	閉じ込め機能を担保する主要な機器（容器、グローブボックス、フード等）からの排気ラインでないため、主流路としない。
12	L	通常運転、保守時に供給する一般ユーティリティラインであるため、主流路としない。
14	N	予備配管及び安全機能に関係しない機器等の将来増設用ラインのため、主流路としない。

共通09 別紙1-2-4-2-2-1
 第2低レベル廃液処理系（精製建屋） ②-bの理由整理表
 対象EFDシート番号：1~2

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパスラインであり主流路としない
8	F	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
14	G	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない

共通09 別紙1-2-4-2-2-1
 第2低レベル廃液処理系（低レベル廃液処理建屋） ②-bの理由整理表
 対象EFDシート番号：3~9

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパスラインであり主流路としない
7	G	非安重の漏えい液回収スチームジェットの配管であり主流路としない
8	B, F, G	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
10	J	移送機器用の真空系統であり主流路としない
14	G	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない
15	個別	再利用可能な硝酸を回収するための廃液移送ラインであり、主流路としない

低レベル廃液処理設備 第2低レベル廃液処理系（分離建屋） ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：10、11

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない

対象EFDシート番号：14

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
8	G	非正常のラインであり、且つPu/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
19	N	アクティブトレンチ内の主配管において閉塞、漏えい等により経路維持機能が損なわれた際に繋ぎ変えを行うための予備配管であり、主配管とは切り離されていることから、主流路としない。

共通09 別紙1-2-4-2-2-1

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋及び使用済燃料輸送容器管理建屋） ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：1～26、36～38

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	C, I	計装用の配管(SA対処設備以外)又は信号であり流路ではない
3	A, B, E	ドレン、ベント、バイパス、ミニマムフローラインであり主流路としない。
4	H	分析試料採取配管であり主配管としない
5	F	オーバーフローラインもしくは貯槽の連通口であるため主流路としない。
6	D	保守時・停止時における機器等の除染・洗浄を行う除染・洗浄ラインであるため主流路としない。
7	L	廃液処理に必要な試薬供給ラインであり主流路としない。
8	G	処理水が基準値を満たさない場合の戻りラインであり主流路としない。
9	K	機器及び配管内部の気体廃棄物の廃棄ラインであり主経路としない。
10	N	将来増設ラインのため主流路としない。
11	個別1	処理水を再利用するため補給水槽へ移送するラインであるため主流路としない。
12	G	濃縮廃液の再濃縮ラインであり主流路としない。
13	個別2	洗濯廃液処理ラインは、極微量の放射性物質等を含む廃液をろ過装置でろ過処理するラインであるが、廃棄のための浄化を期待する廃液処理ラインでないため主流路としない。
14	G	廃液発生元からの集液ラインであり主流路としない

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系（前処理建屋） ②-bの理由整理表
 対象EFDシート番号：27、30

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu/HAW液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
19	N	アクティブトレンチ内の主配管において閉塞、漏えい等により経路維持機能が損なわれた際に繋ぎ変えを行うための予備配管であり、主配管とは切り離されていることから、主流路としない。

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系（分離建屋） ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：28、31

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	ガイドパイプ、計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
43	N	<u>アクティブトレンチ内の主配管において閉塞、漏えい等により経路維持機能が損なわれた際に繋ぎ変えを行うための予備配管であり、当該主配管とは切り離されており、主配管としない。</u>
45	個別1※1	<u>各建屋からの空調ドレン等の廃液移送ラインは、通常の廃液処理ラインであり主流路としない</u>

※1 別紙1-2-4-2-2-1 低レベル廃液処理設備（油分除去系）の個別理由を示す。

共通09 別紙1-2-4-2-2-1
 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系（低レベル廃液処理建屋）
 ②-bの理由整理表

対象EFDシート番号：29、32

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
8	G	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
14	G	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない

*：分類は別紙1-2-6 「設計図書の記載事項に係る留意事項」の13. 「再処理施設の各設備に共通する主配管にしない対象の考え方」で示す。

共通09 別紙1-2-4-2-2-1
 油分除去系（低レベル廃液処理建屋） ②-bの理由整理表
 対象EFDシート番号：1~3

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
4	D	洗浄水の排水時に使用する配管であり主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
8	A, B, F, G, L	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
14	G	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない
15	個別	各建屋からの試薬ドレン、手洗い水等の廃液移送ラインであり、廃液処理ラインでないため、主流路としない

対象EFDシート番号：1, 2

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない
2	C, I	計装用の配管 (SA対処設備以外) 又は信号であり流路ではない
3	A, E, F	ドレン、ペント、オーバーフロー、ミニマムフロー、過加圧時の圧力放出ラインであり主流路としない
4	H	分析試料採取配管であり主配管としない
5	個別1	海洋への放出ラインであるが、切り離しを行うため主流路としない。
6	K	貯槽内部の気体廃棄物の廃棄ラインであり主経路としない。

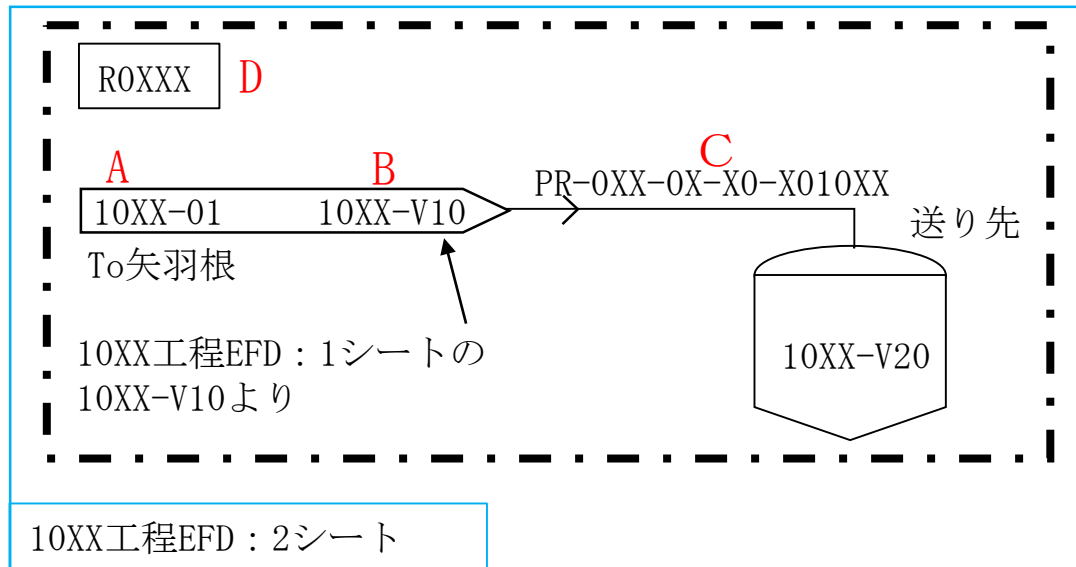
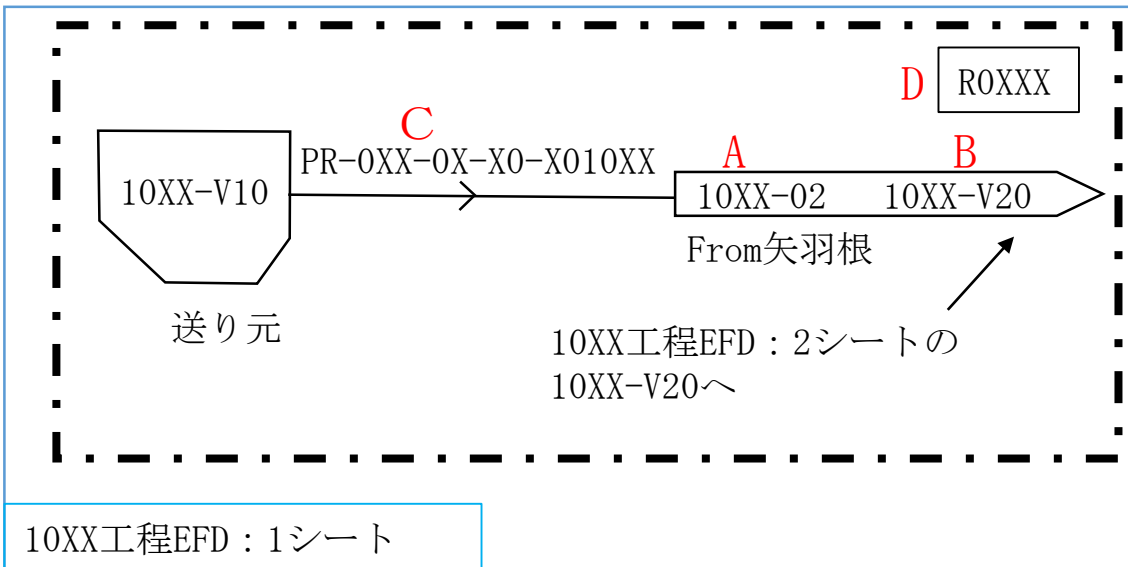
共通09 別紙1-2-4-2-2-1
 海洋放出管理系（低レベル廃液処理建屋/屋外） ②-bの理由整理表
 対象EFDシート番号：3~5

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
2	I, L	計装用の配管(SA対処設備以外)、信号等であり流路ではない
3	K	系統機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない
8	B, C, F, G	非定常のラインであり、且つPu溶液/高レベル廃液保持に係らないため、主流路としない
9	H	分析試料採取配管であり主配管としない
14	G	Pu溶液/高レベル廃液保持に係らない廃液、硝酸、溶媒等の移送ラインのため主流路としない
15	個別1	各建屋からの空調ドレン等の廃液移送ラインは、通常の廃液処理ラインであり主流路としない
16	個別2	洗濯廃液処理系からの廃液移送ラインは、廃棄のための浄化を期待する廃液処理ラインでないため主流路としない

対象EFDシート番号： 6

EFD 青四角番号	本文 第4-1表	②-bの理由
1	D, J, L	一般系のユーティリティラインであり主流路としない(SA対処設備以外)
3	K	閉じ込め機能を有する仕様表対象容器の排気ラインではないため主流路としない
6	A, B, C, E, F, G	ドレン、ベント、バイパス、オーバーフロー、テスト・バックアップラインであり主流路としない

<EFD矢羽根取合い概要>



A : 送り元、送り先の工程番号とその系統番号の系統図のシート番号を示す。

「(系統番号: 10XX) - (系統番号の系統図のシート番号: 01, 02)」

※同一シート内で矢羽根で送り元、送り先を示す場合は、系統番号を省略する場合がある。

B : 送り元、送り先のタンク等を示す。「送り先: 10XX-V20, 送り元: 10XX-V10」

※配管分岐、ヘッダ等から機器へ接続される場合は、Bの記載を「MANIFOLD」、「HEADER」と記載する。

C : 配管番号を示す。「配管番号: PR-0XX-0X-X010XX」

※他系統の配管を記載する場合は、「(系統番号) + (配管番号)」で示す。

D : 部屋番号を示す。「部屋番号: ROXXX」、一点鎖線にて部屋の範囲を示している。

※ From-To の関係にある矢羽根は同一の部屋で取合う。

<矢羽根取合い確認>

①From矢羽根内の情報より、To矢羽根が記載されているEFDシートが特定される。(10XX工程、シート番号: 2)

②From矢羽根が記載されている部屋と同一の部屋にTo矢羽根が記載されている。

(10XX工程、シート番号: 2のROXXXの一点鎖線の範囲内にTo矢羽根が存在)

③上記②において、複数の矢羽根が存在している場合はFrom矢羽根の情報(系統番号、シート番号、送り元)及び配管番号が一致しているものが目的のTo矢羽根となる。(10XX工程、シート番号: 1、送り元: 10XX-V10、配管番号: PR-0XX-0X-X010XX)

矢羽根に取合うEFDの
シート番号を追加

EFDにシート番号
(EFD_1,EFD_2,…)を振る

矢羽根に取合うEFDのシート番号を追加

1

EFDにシート番号 (EFD_1,EFD_2,...)を振る

<EFD中の色塗り凡例>

— : 設計基準対象の施設の系統機能

— : 重大事故等対処設備の系統機能

↷ : 設備区分点

↷ : 耐震設計区分点

↷ : 紐付番号区分点

1, 2, 3... : EFDシート番号

□ : 主流路としない理由 (番号は別紙②-b 理由整理表に示す。)

□ : 2. (4)b. 主要機器として抽出しない範囲で抜粋

○設備 : 本別紙1-2にて説明対象の設備区分

ただし、兼用設備の従登録の設備区分に該当する場合は、○設備で示す主登録の設備区分において説明

記載方法 (左側 : DB、右側 : SA)

記載凡例 : DB耐震クラス、1.2Ss / SA耐震クラス、1.2Ss

DB耐震クラス : S, B, C, B-1, B-2, C-1, C-2

1.2Ssの有無 (左側) (起因系) : 1.2Ss, 無記入

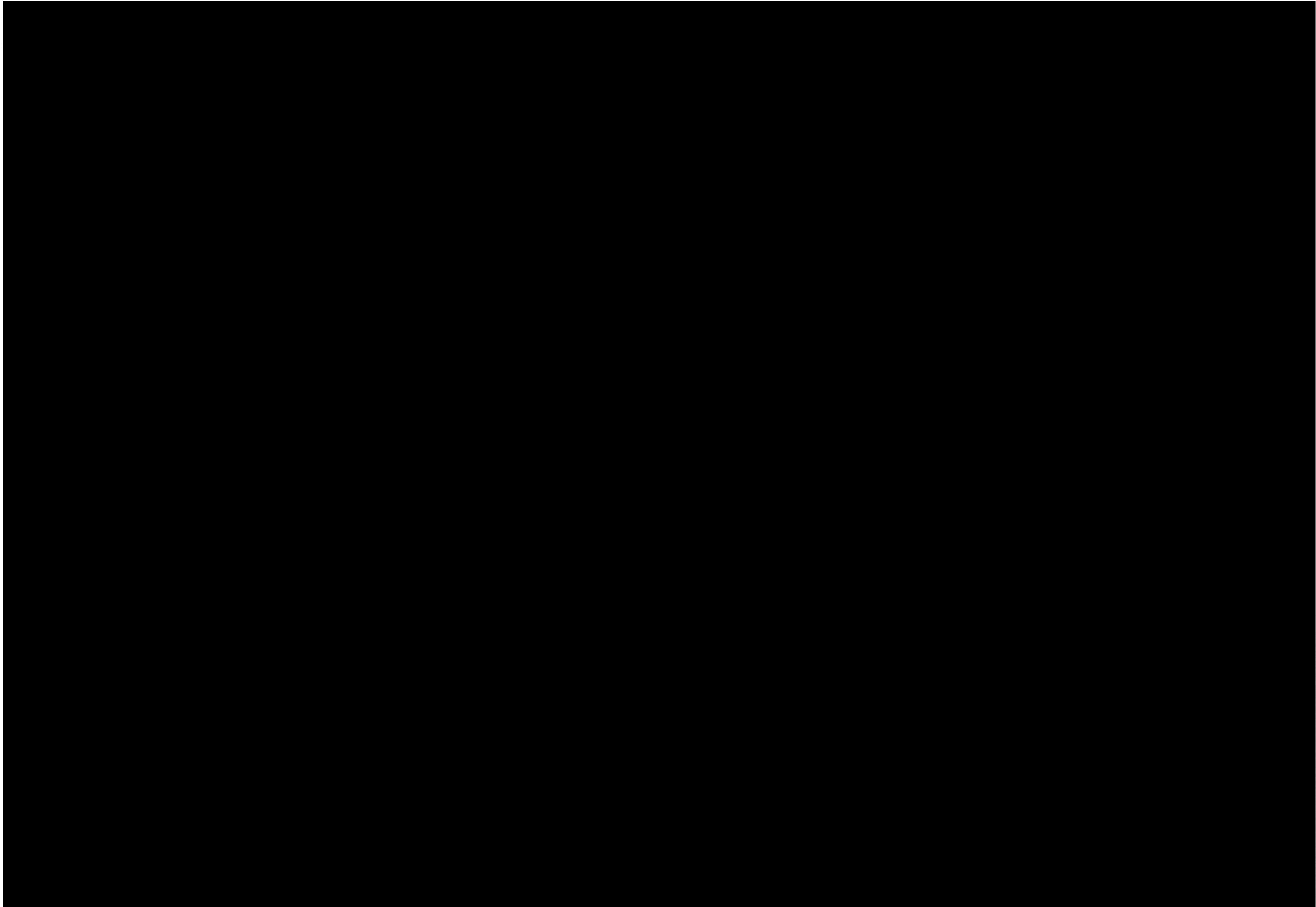
SA耐震クラス : (S), (B), (C), S, B, C

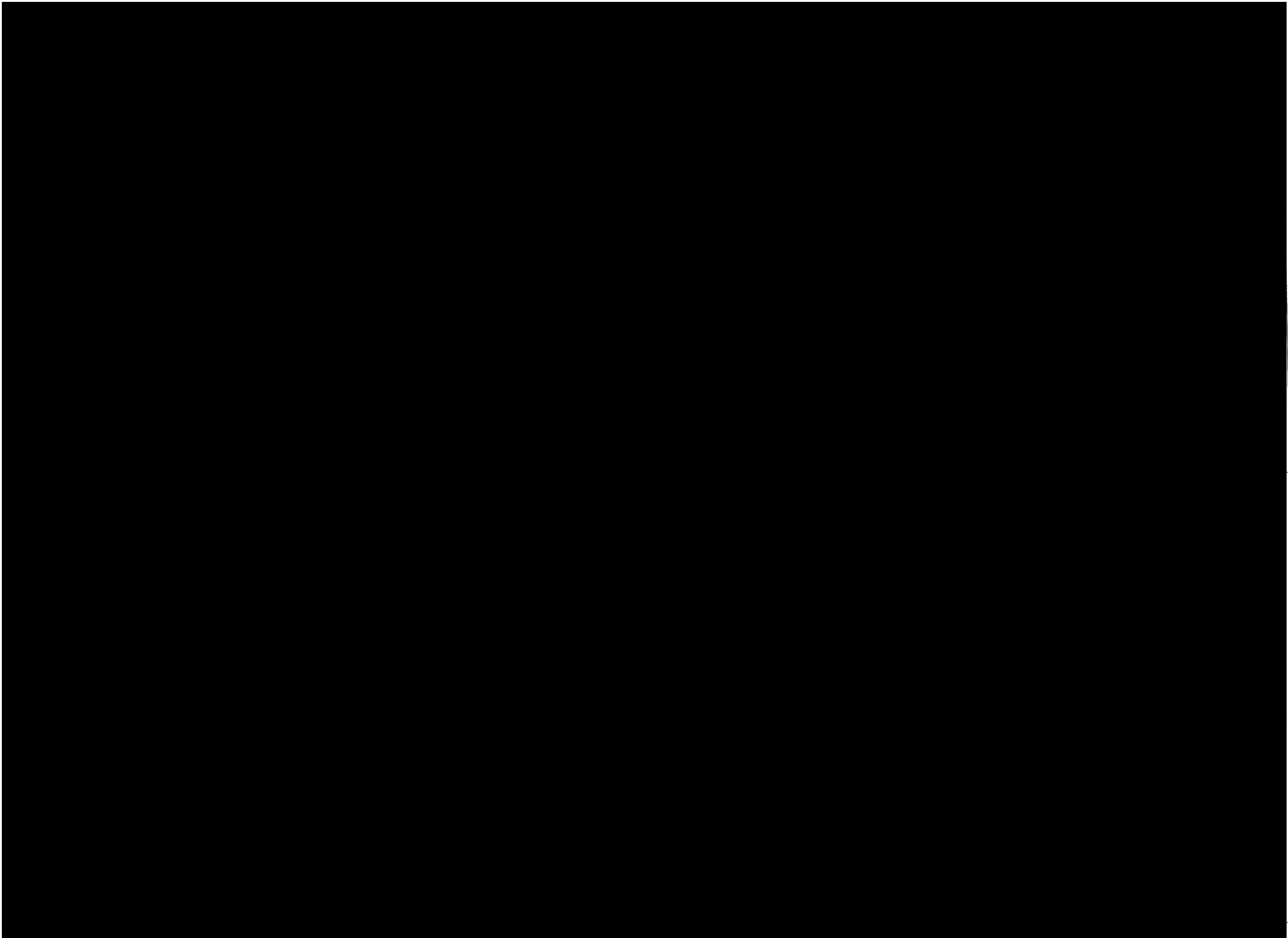
: ()は常設耐震重要重大事故等対処設備

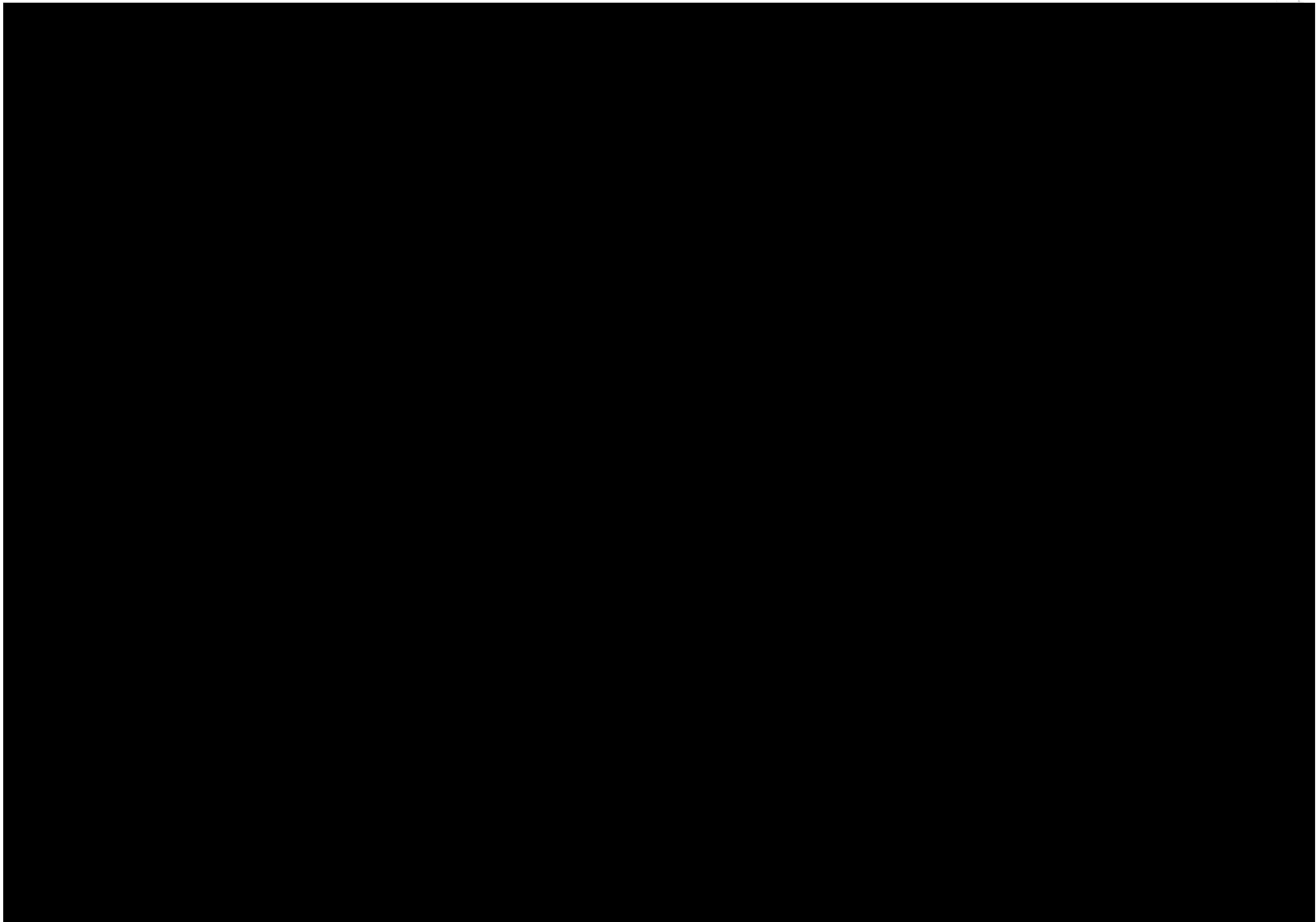
: (代替元の耐震クラスを記載)

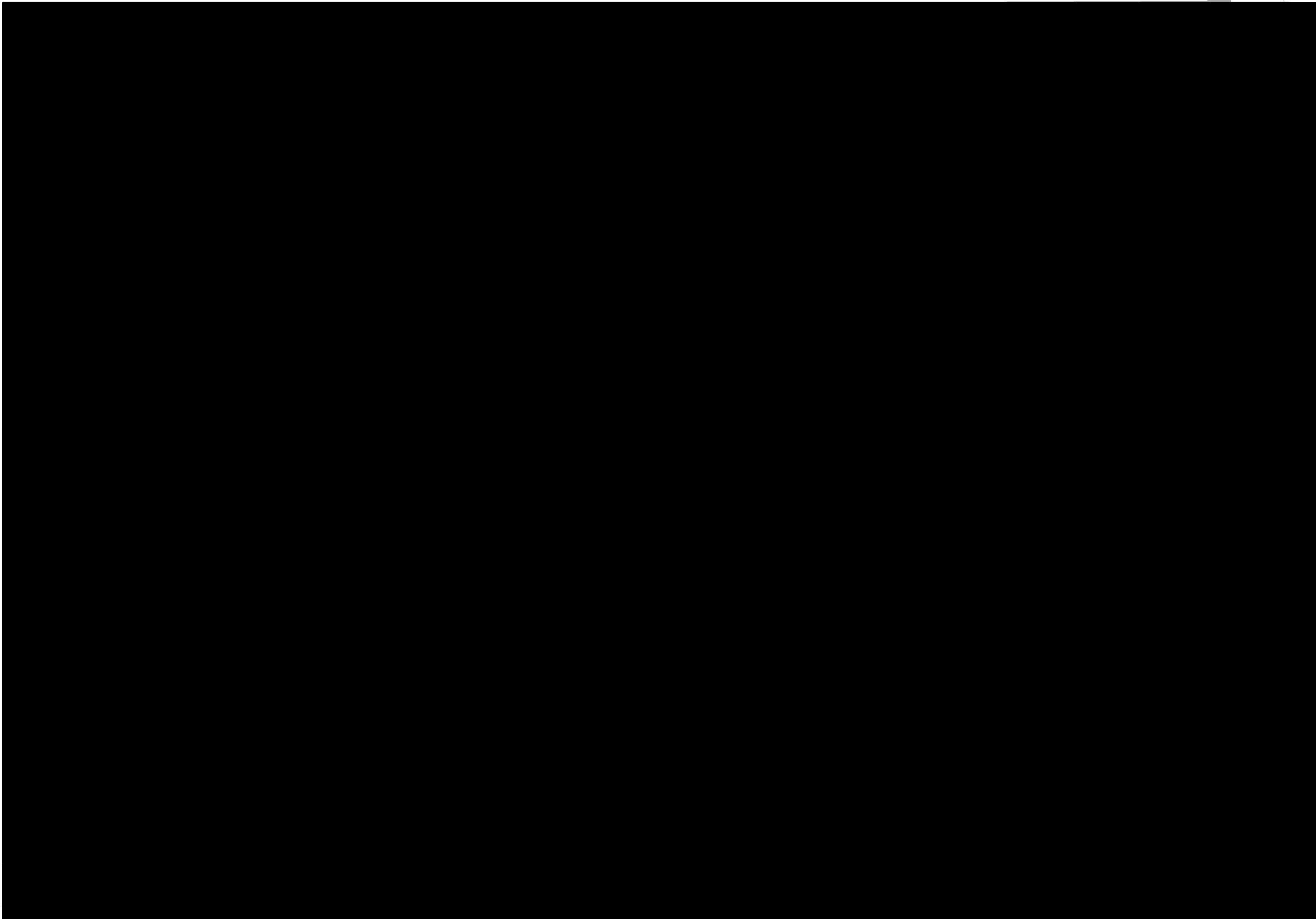
: ()無しは常設耐震重要重大事故等対処設備以外

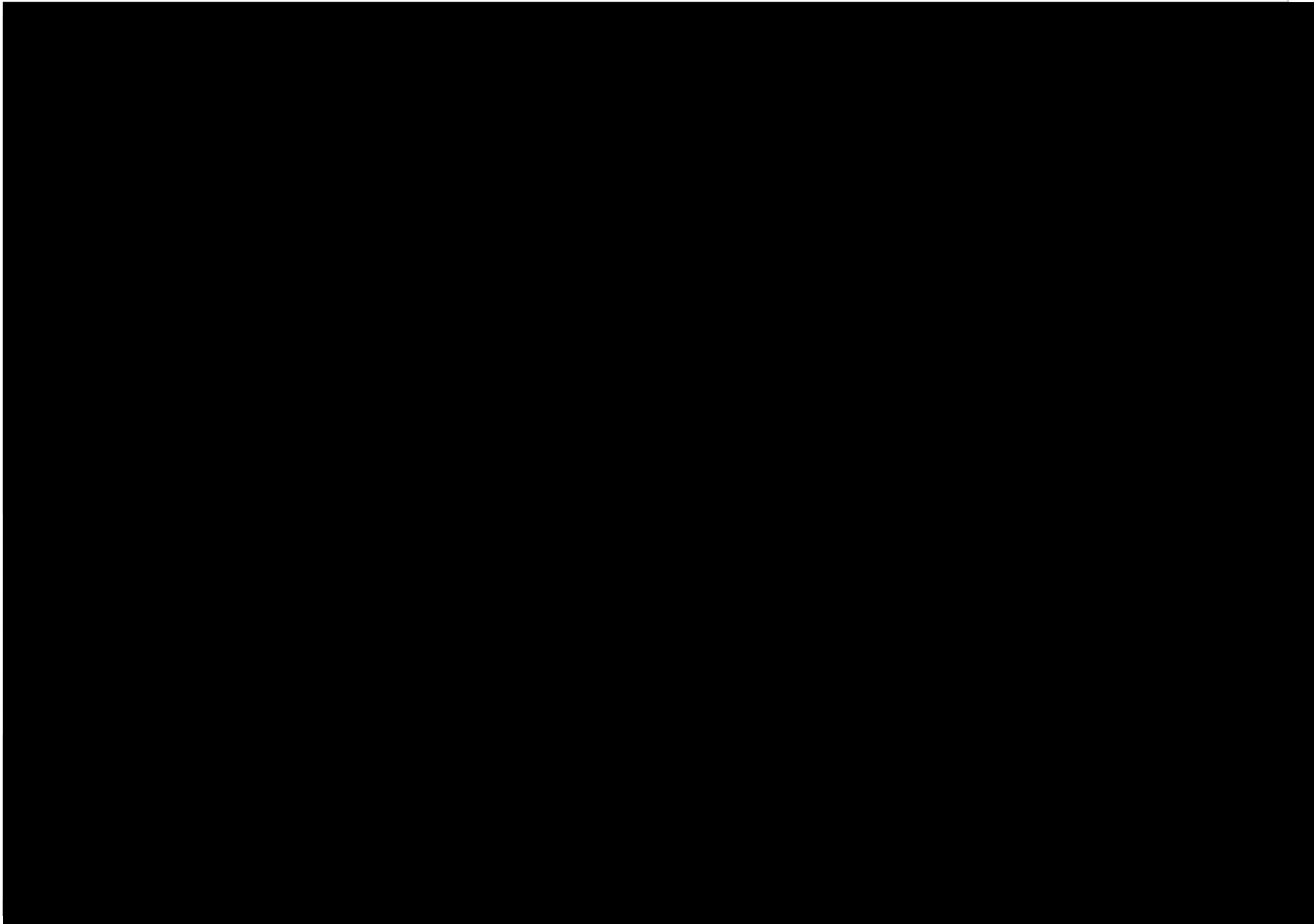
1.2Ssの有無 (右側) (対処系) : 1.2Ss, 無記入

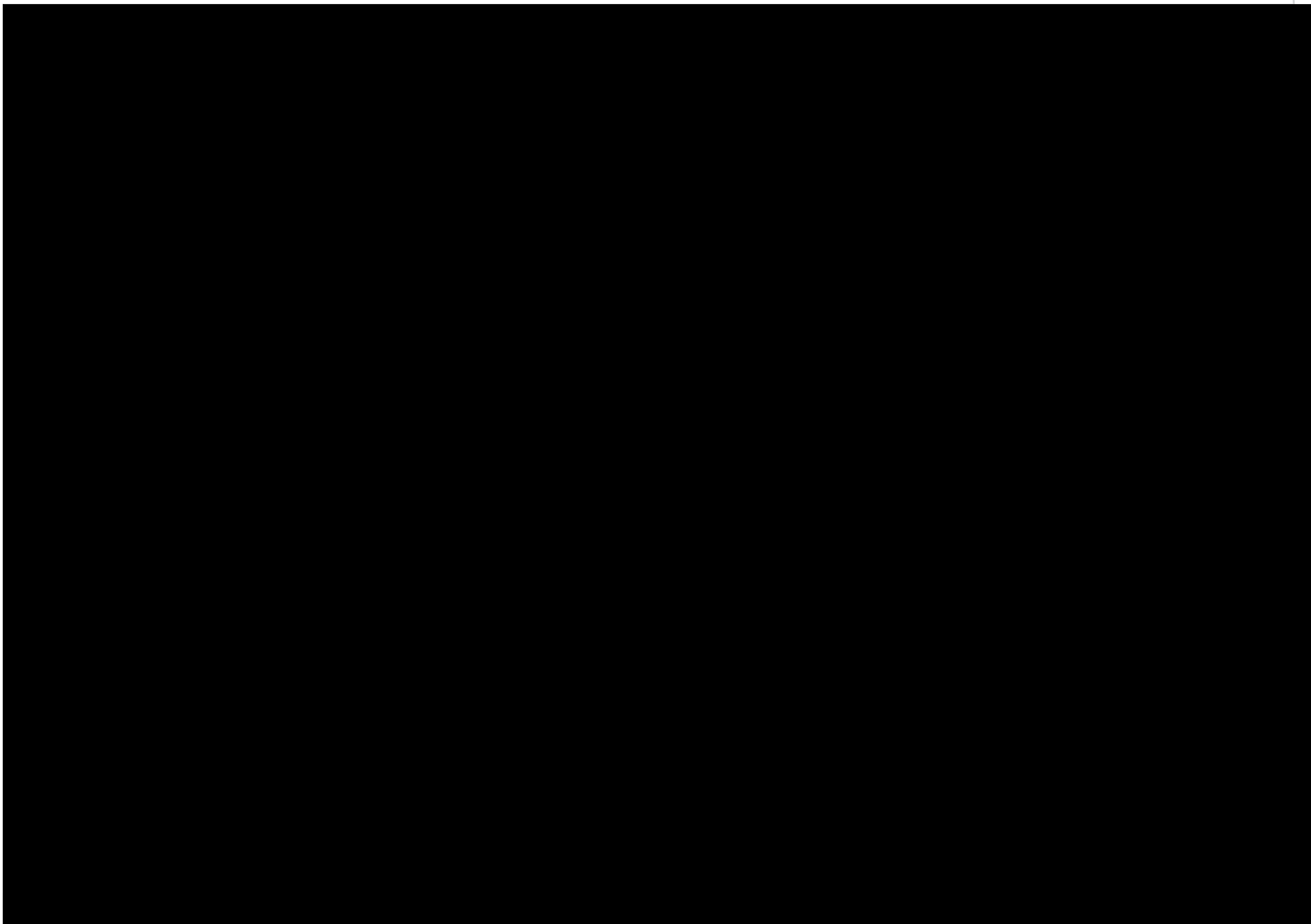


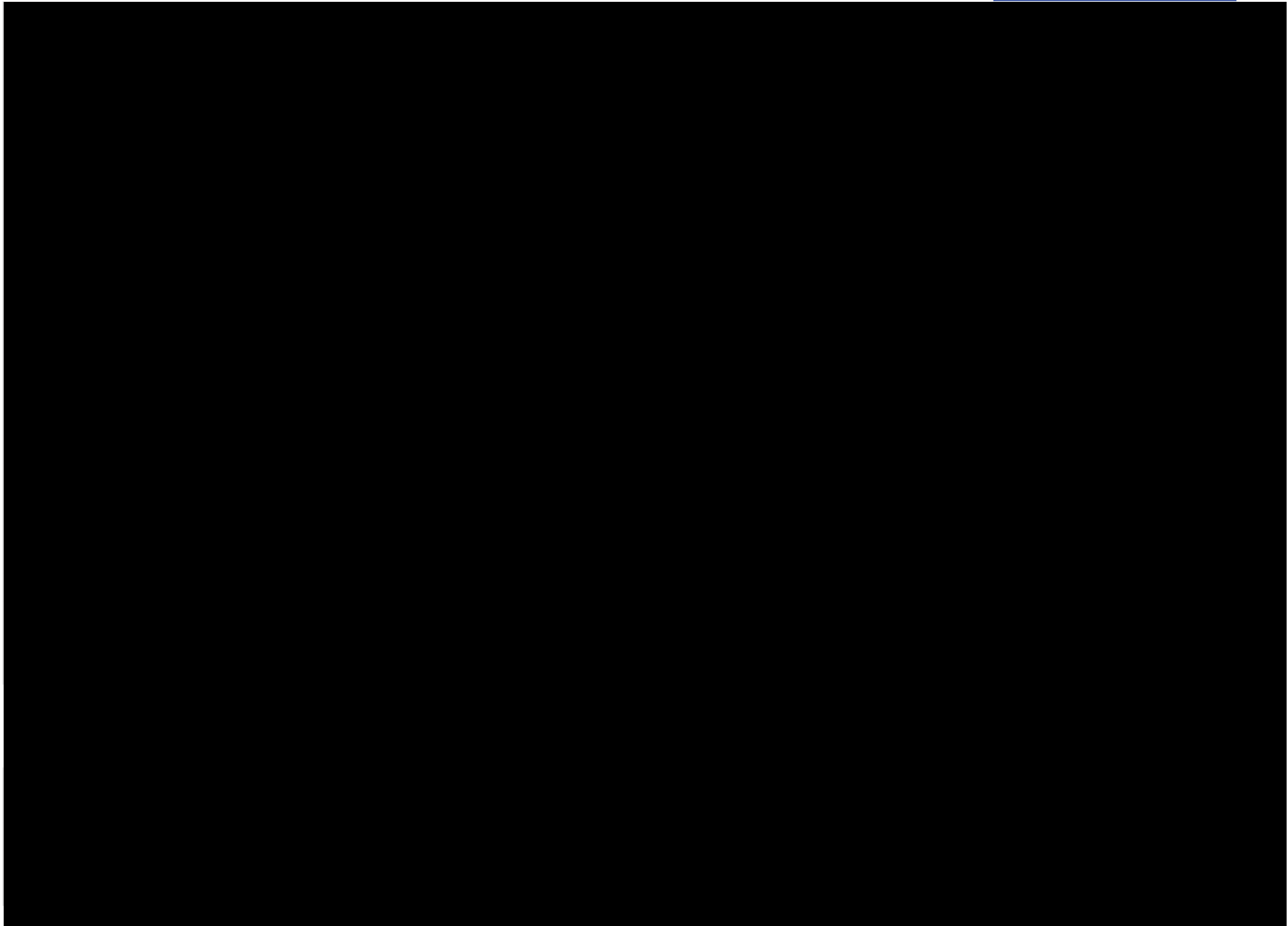


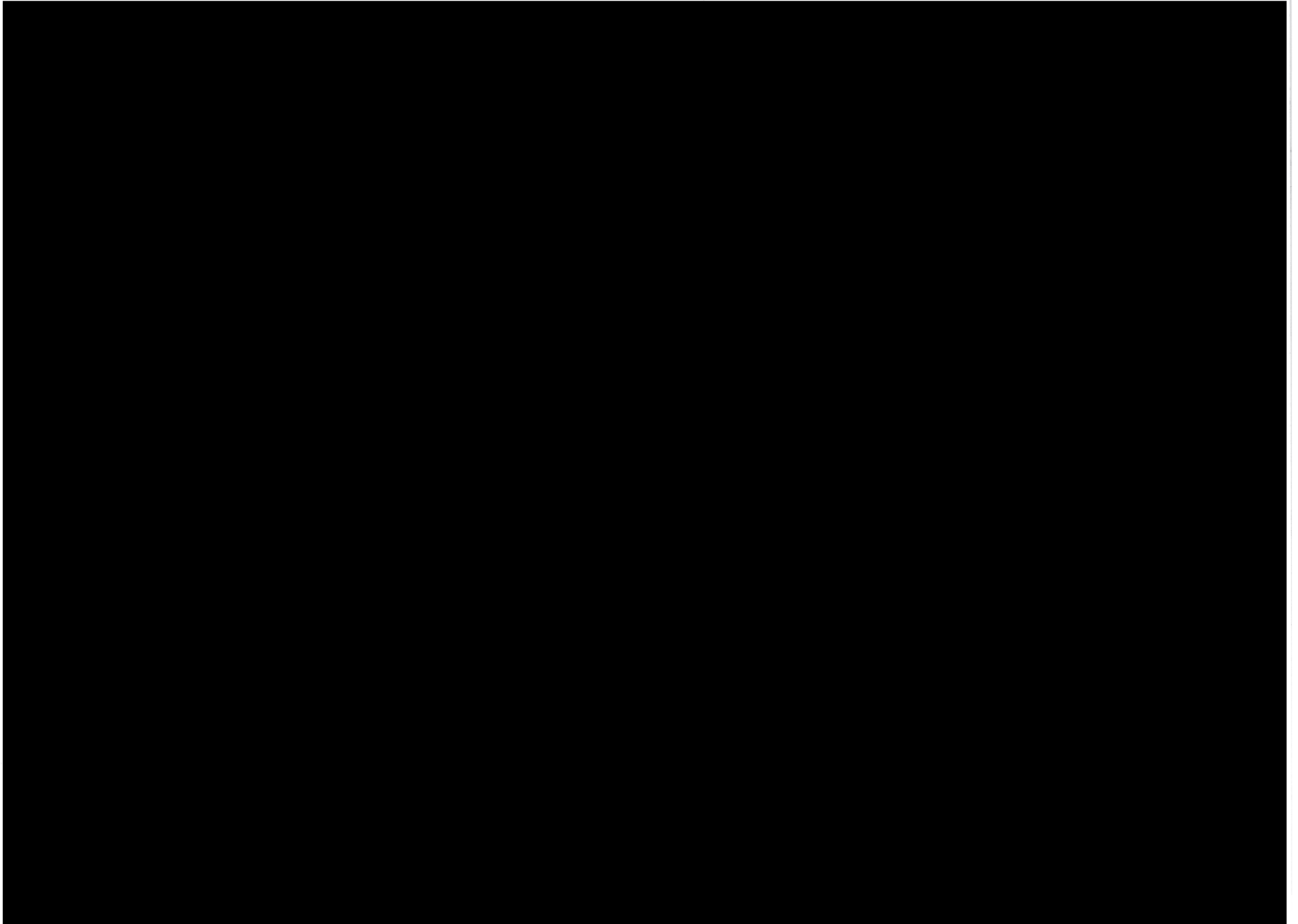


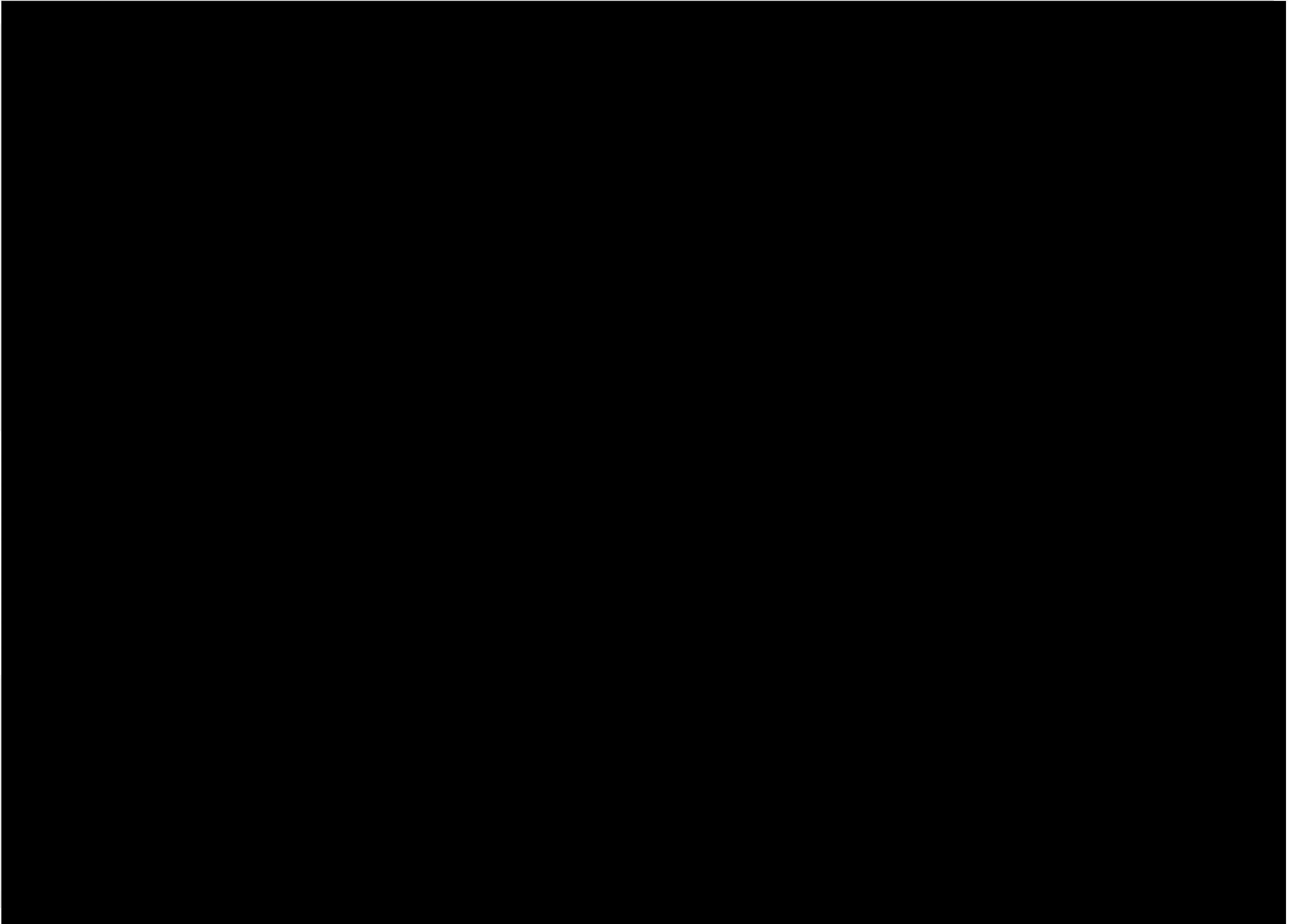


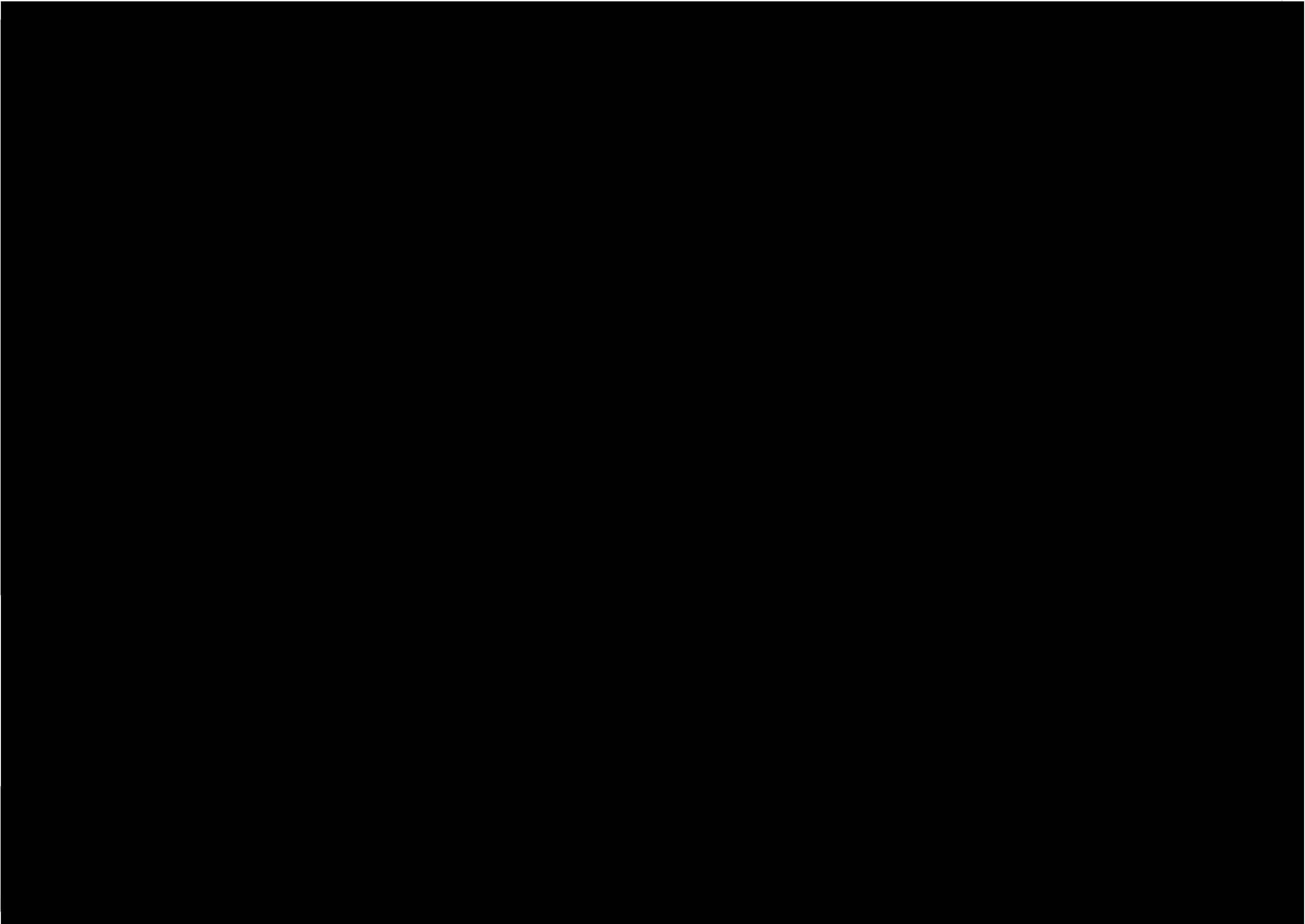


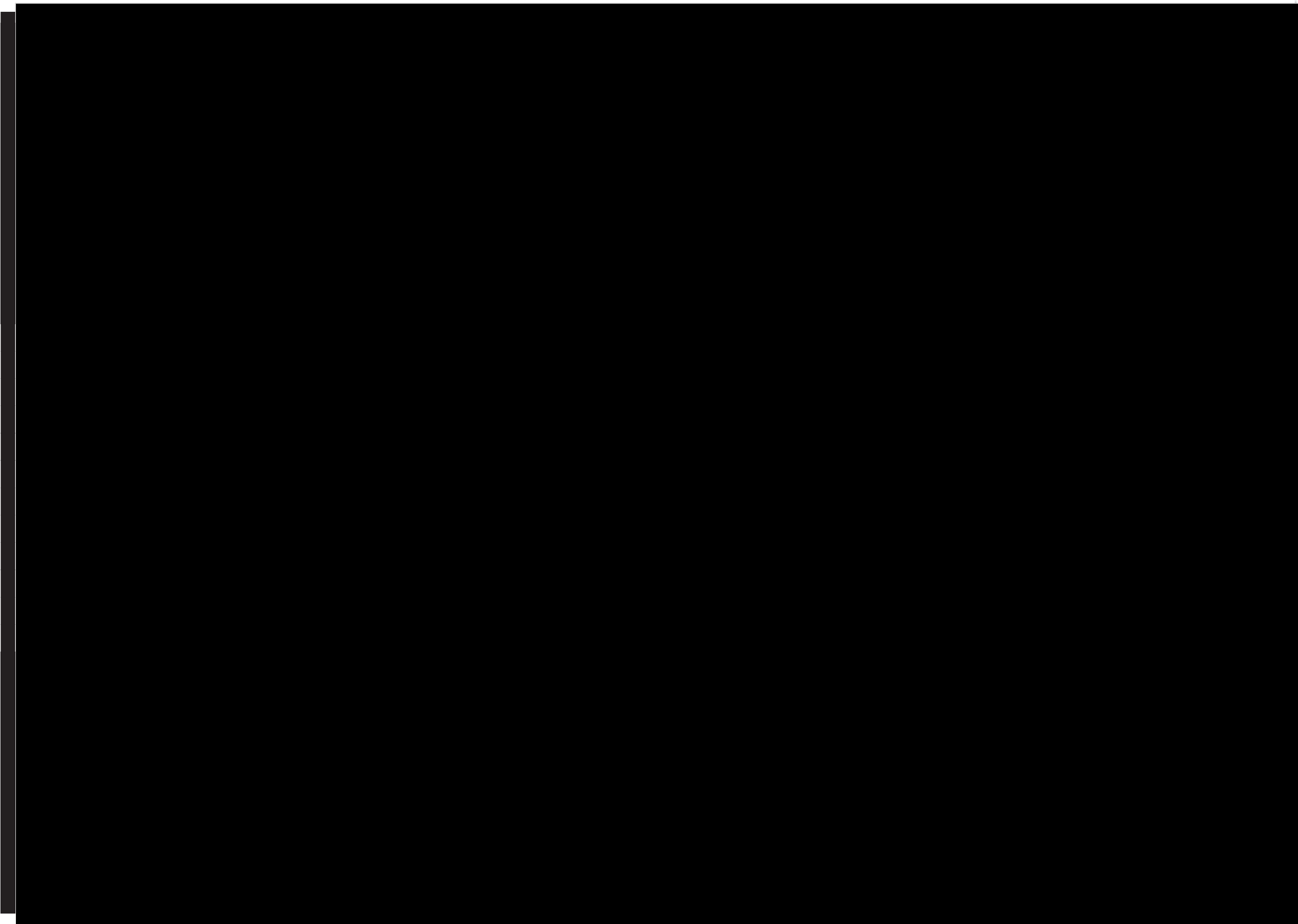


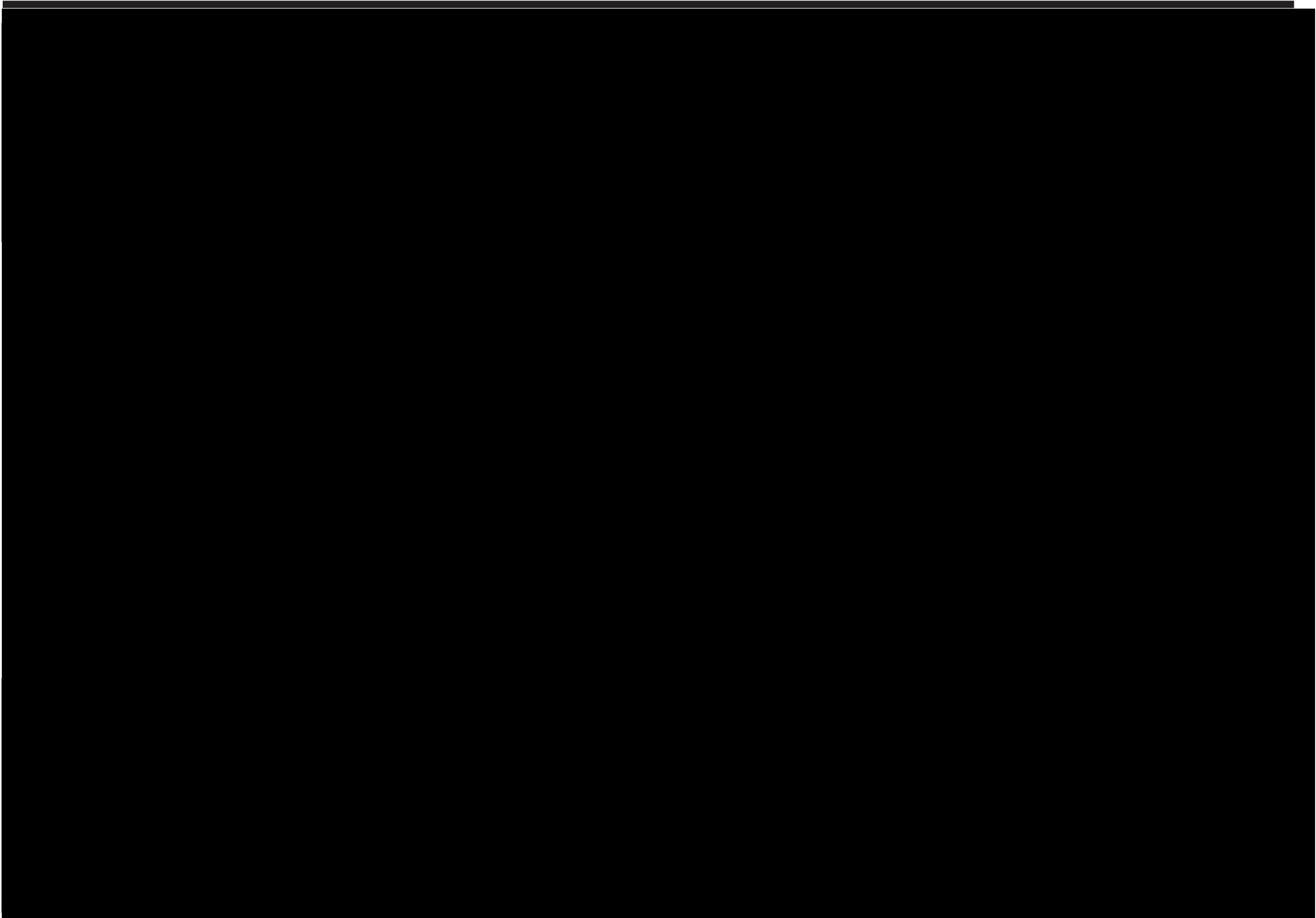


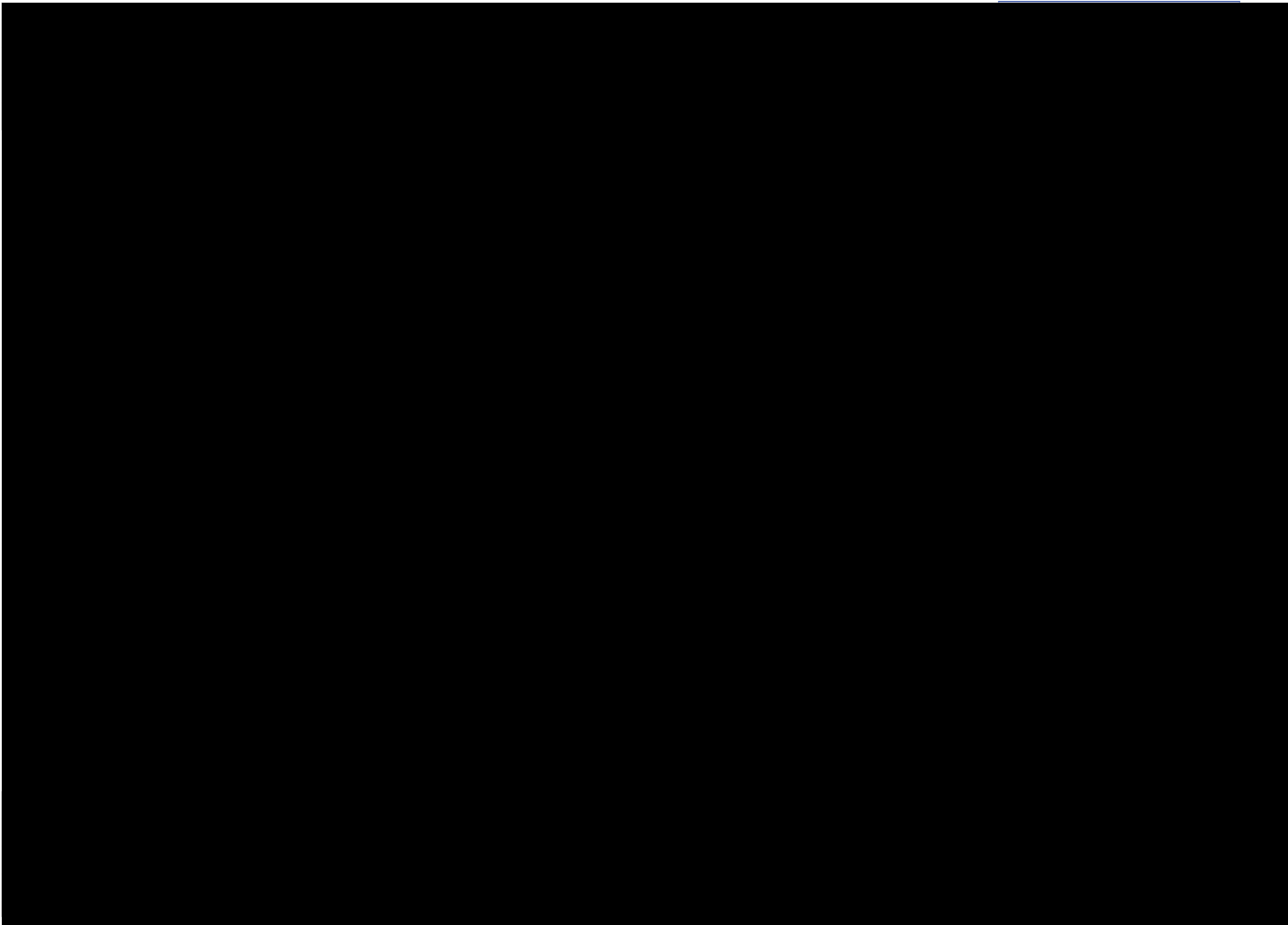


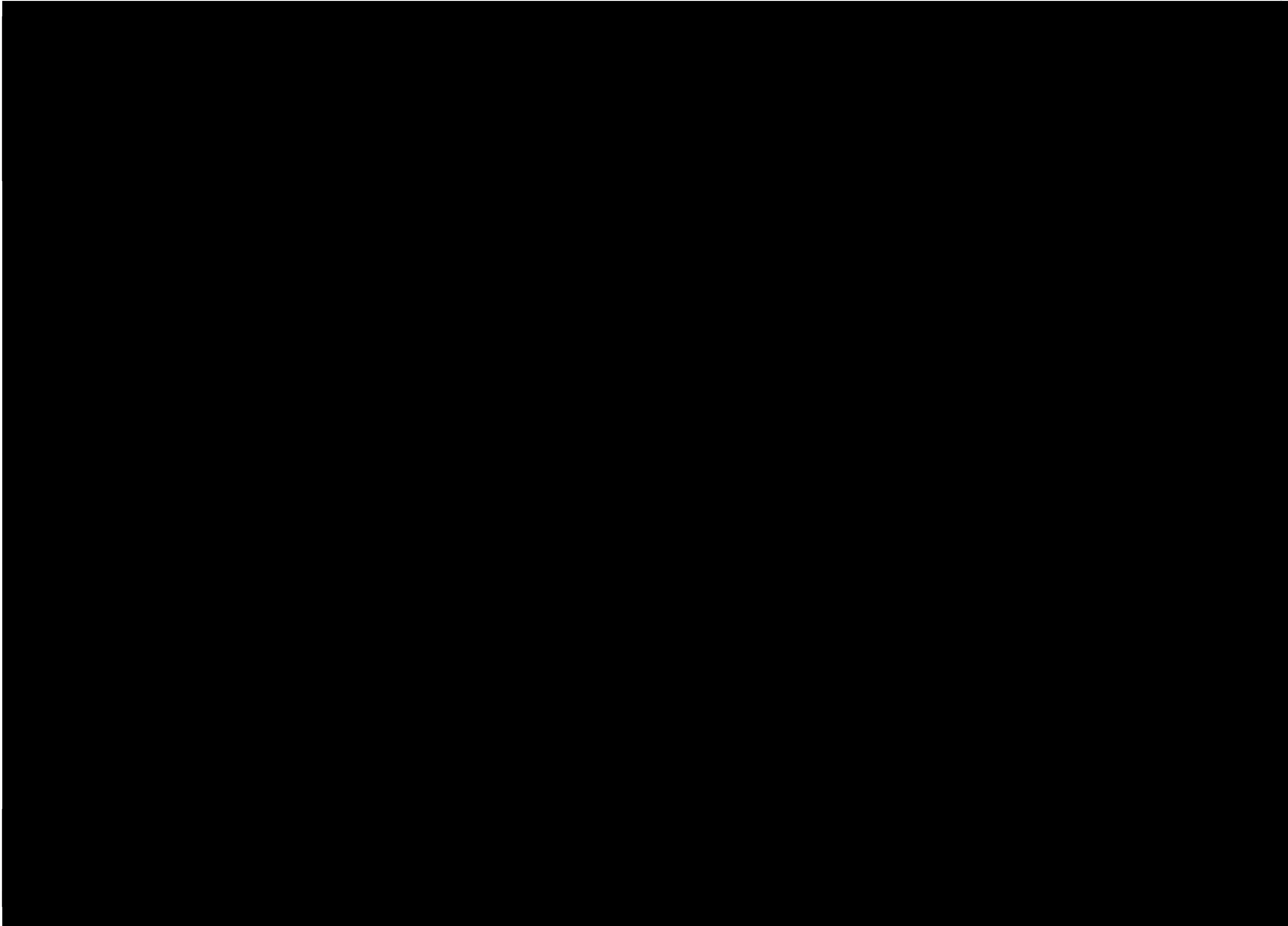


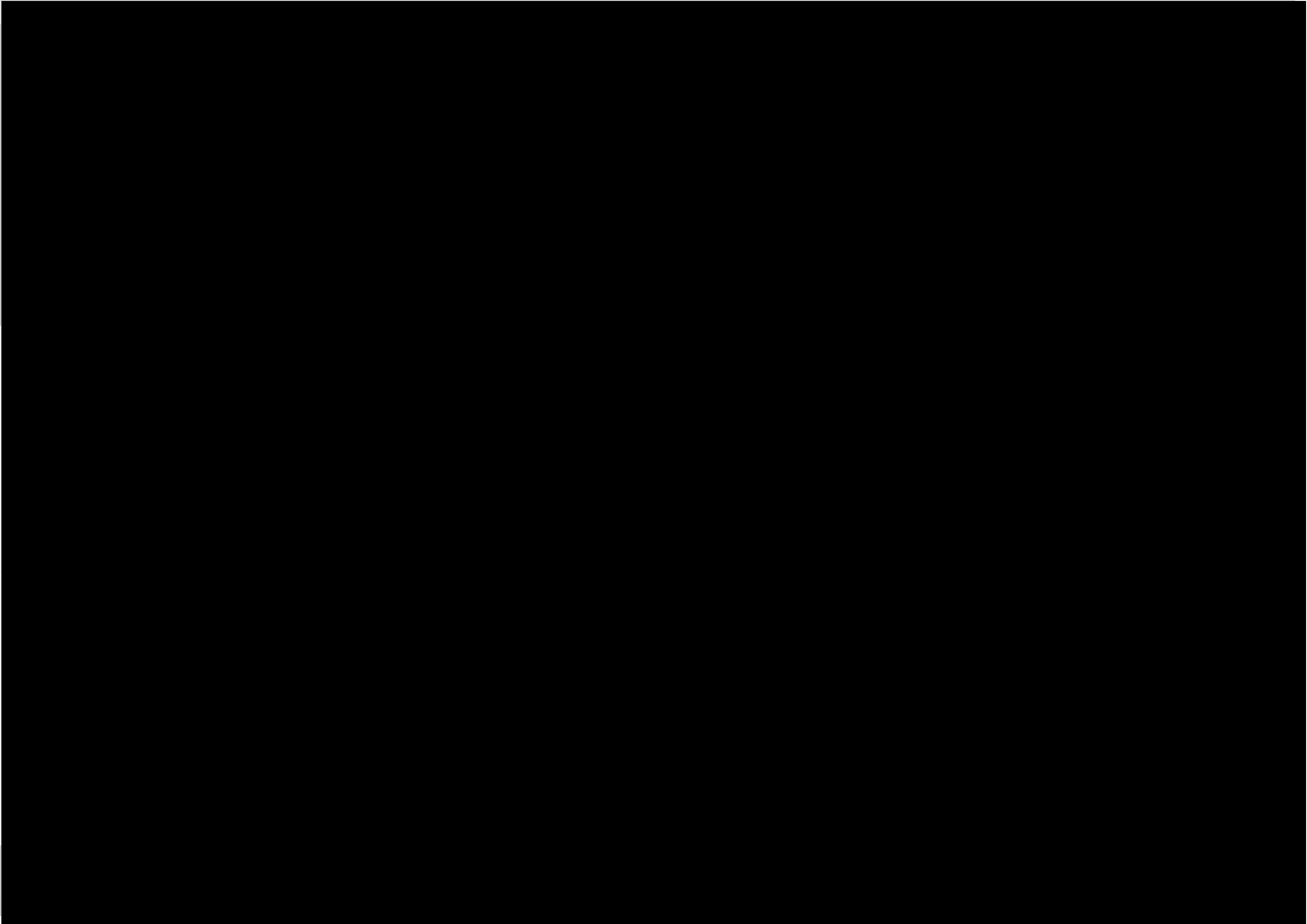


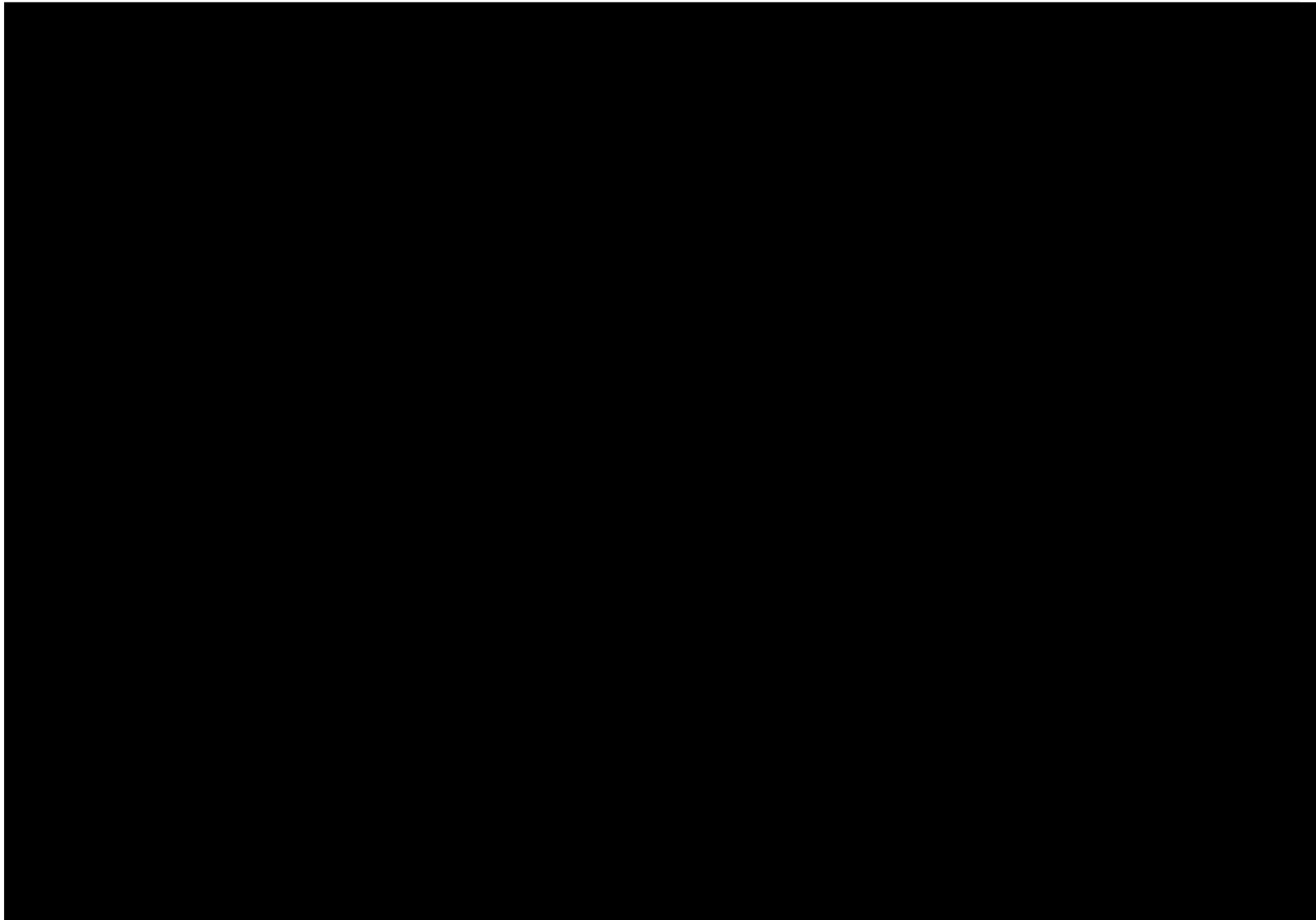


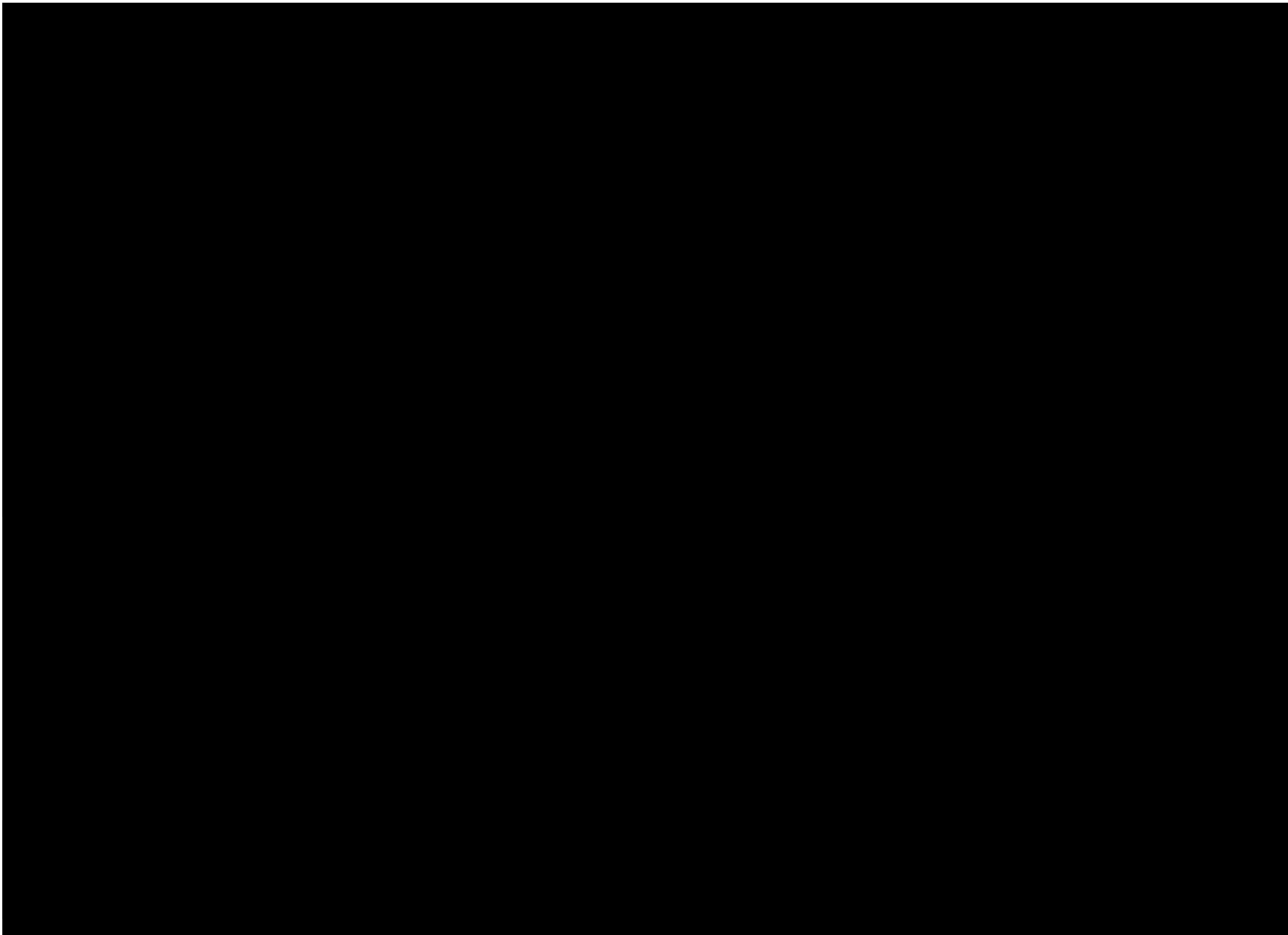


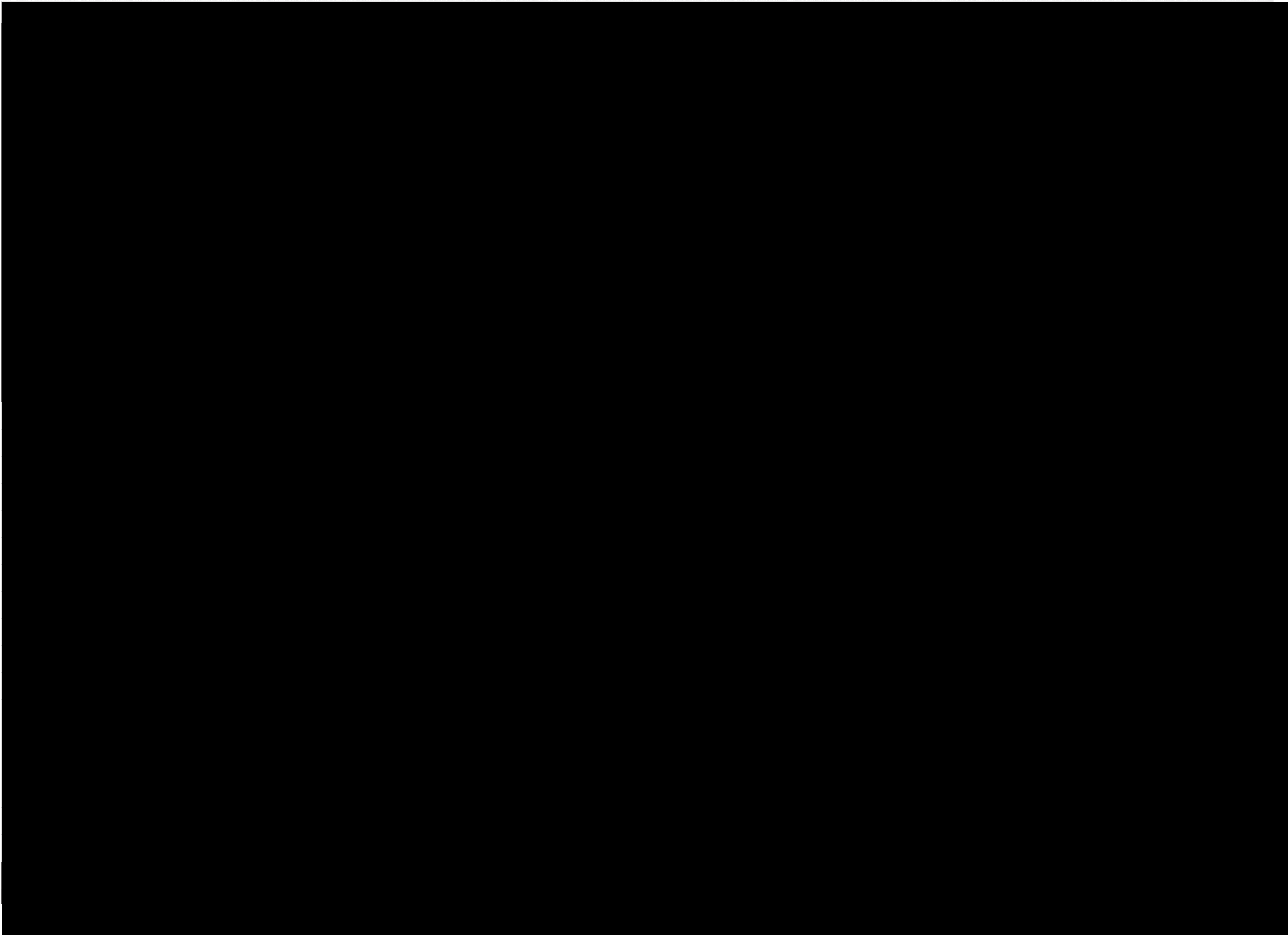


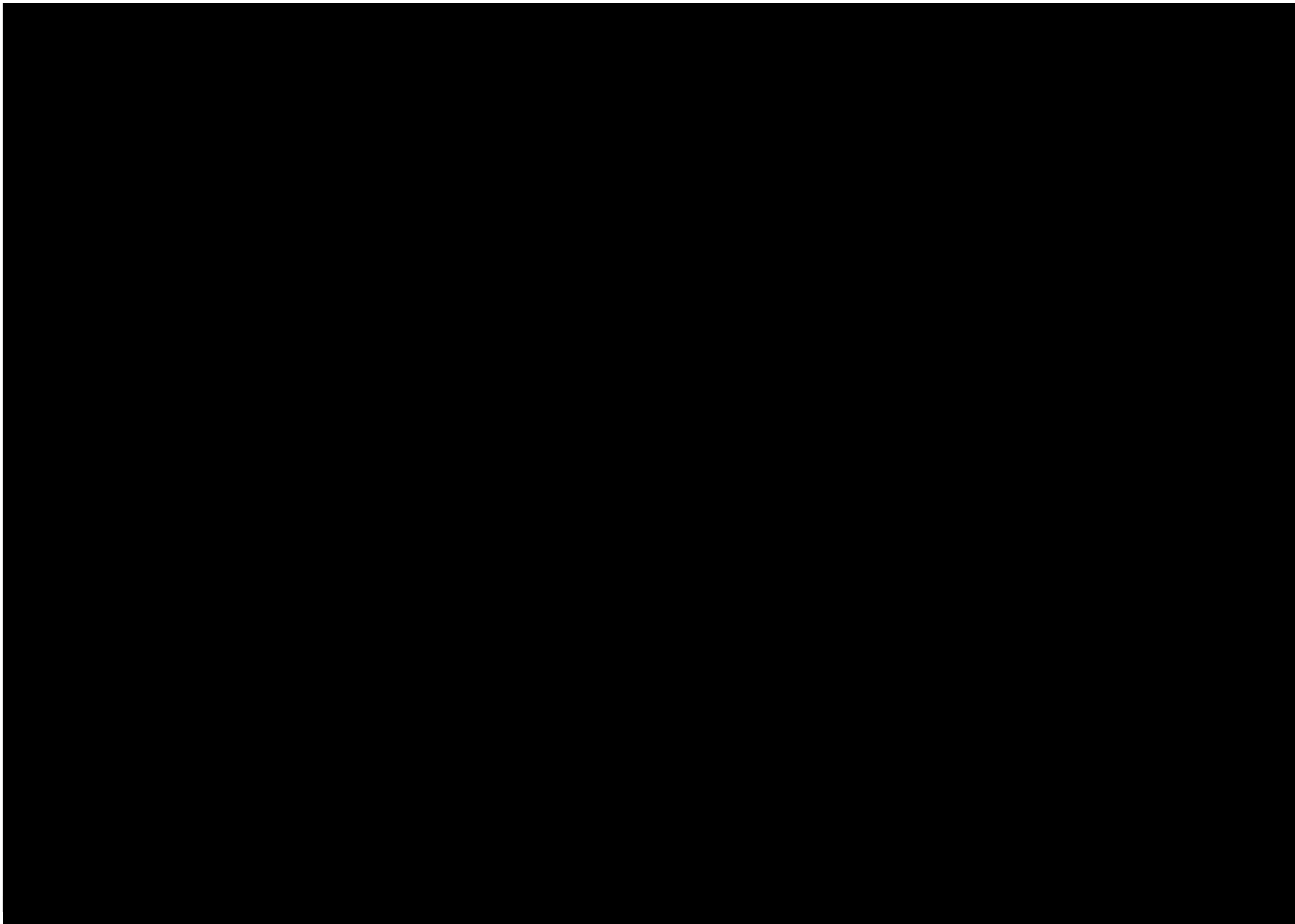


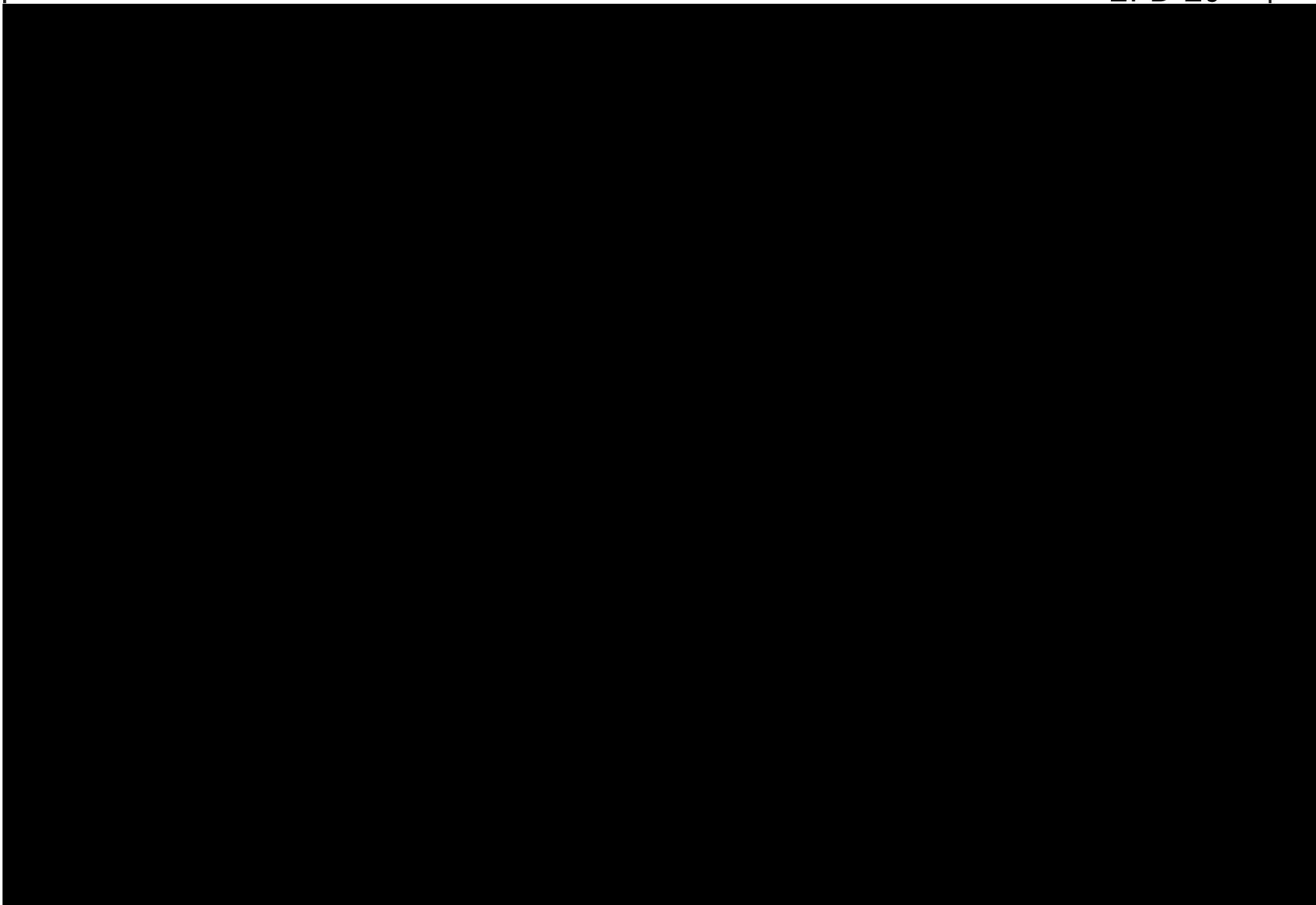


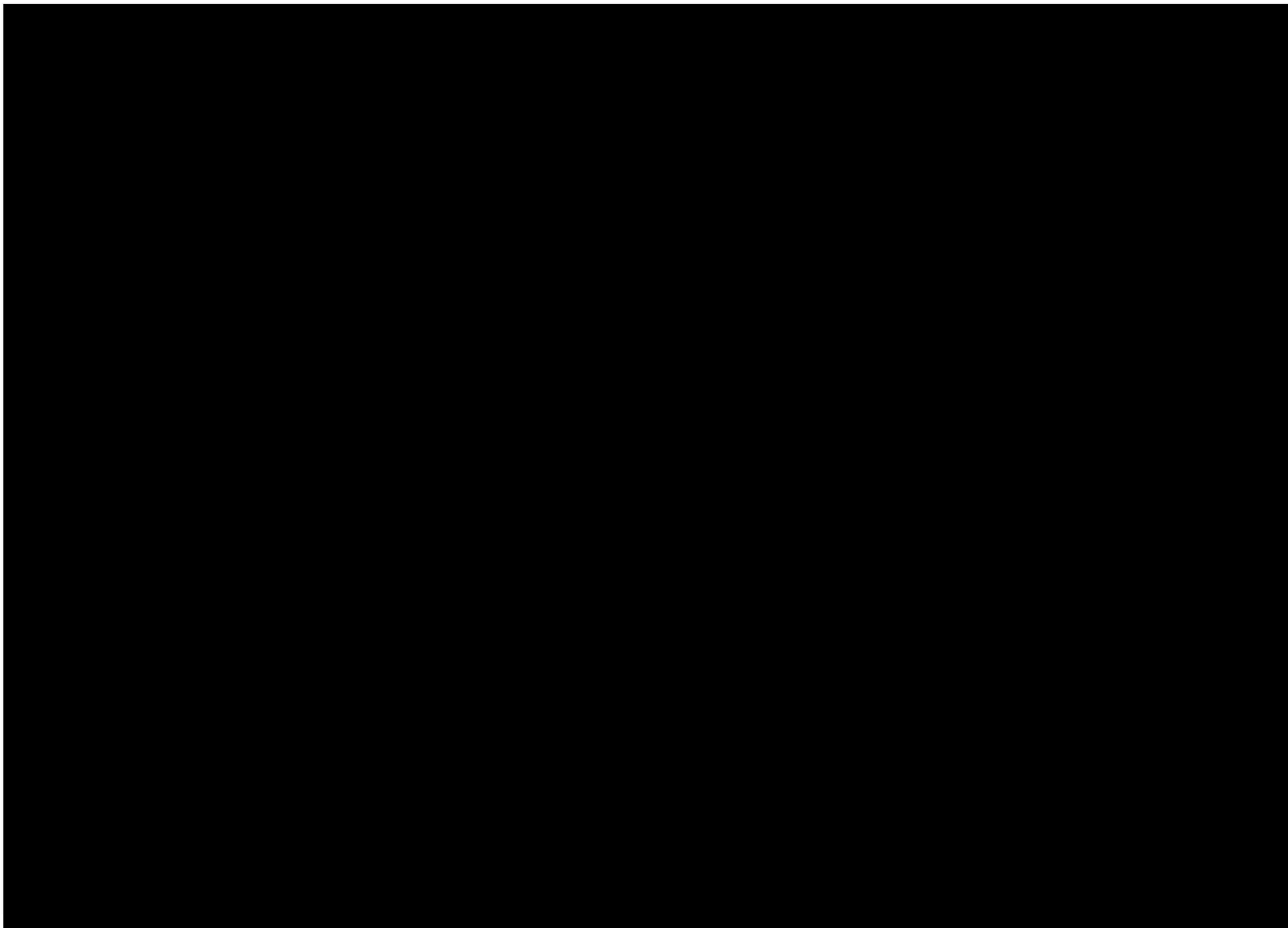


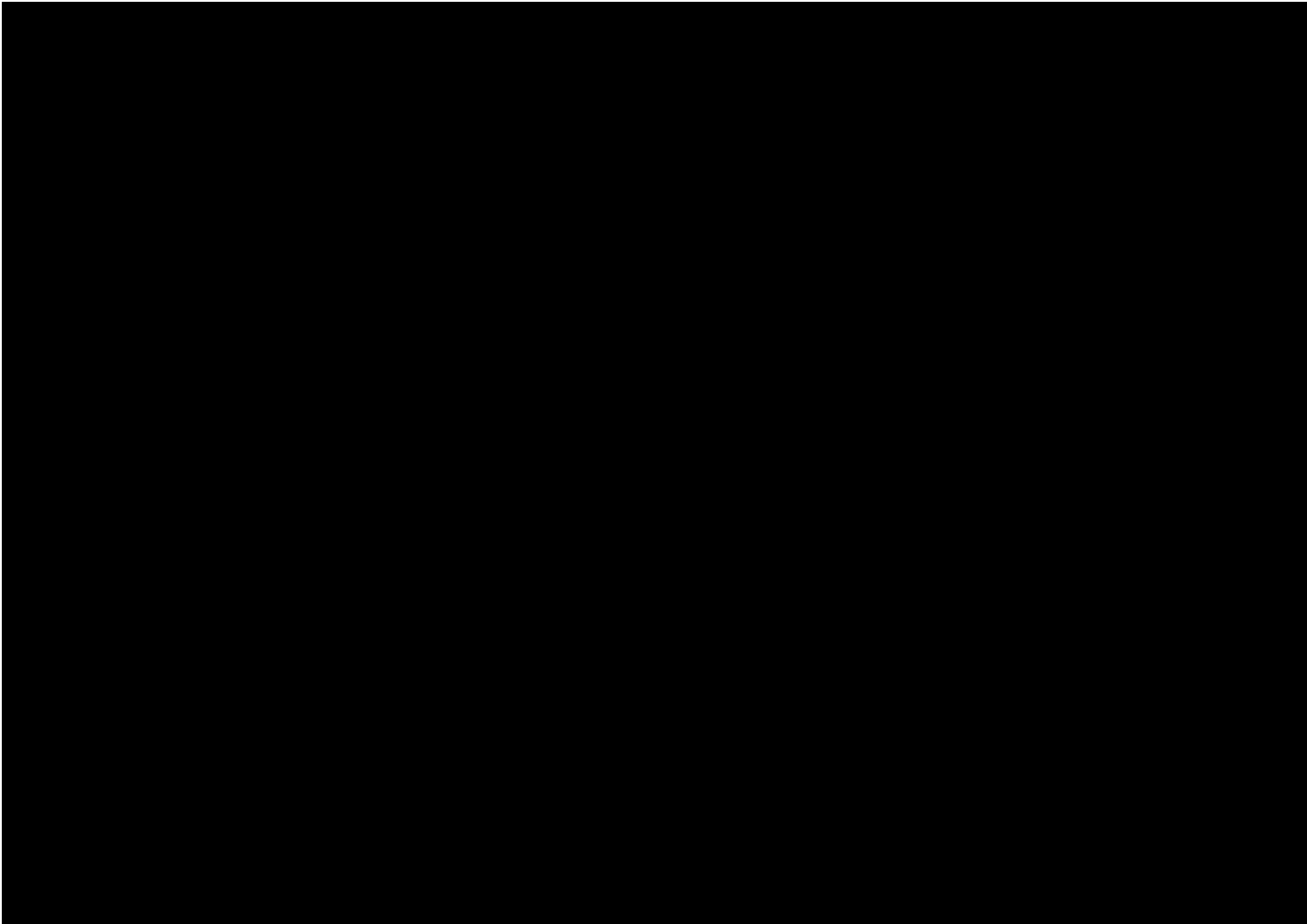


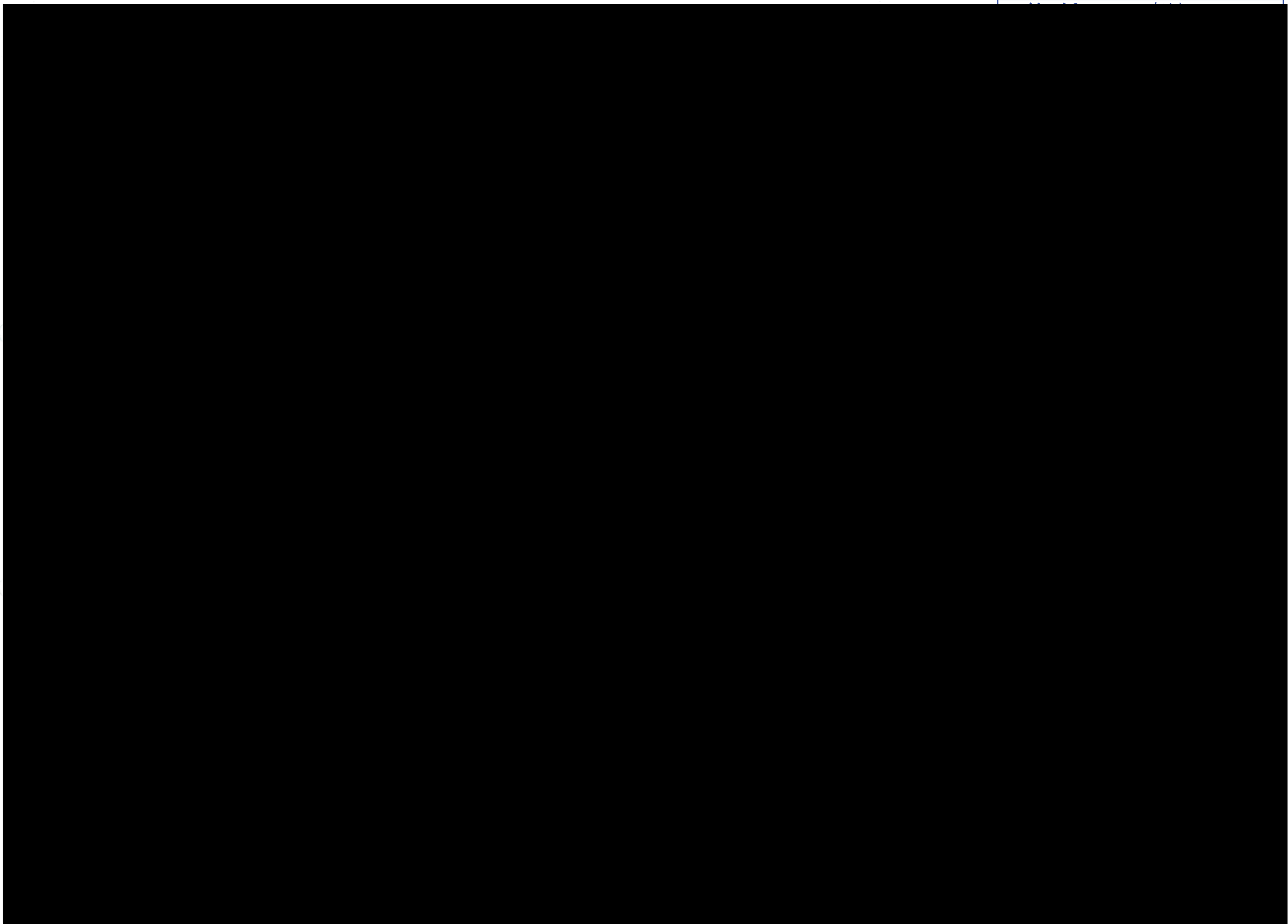


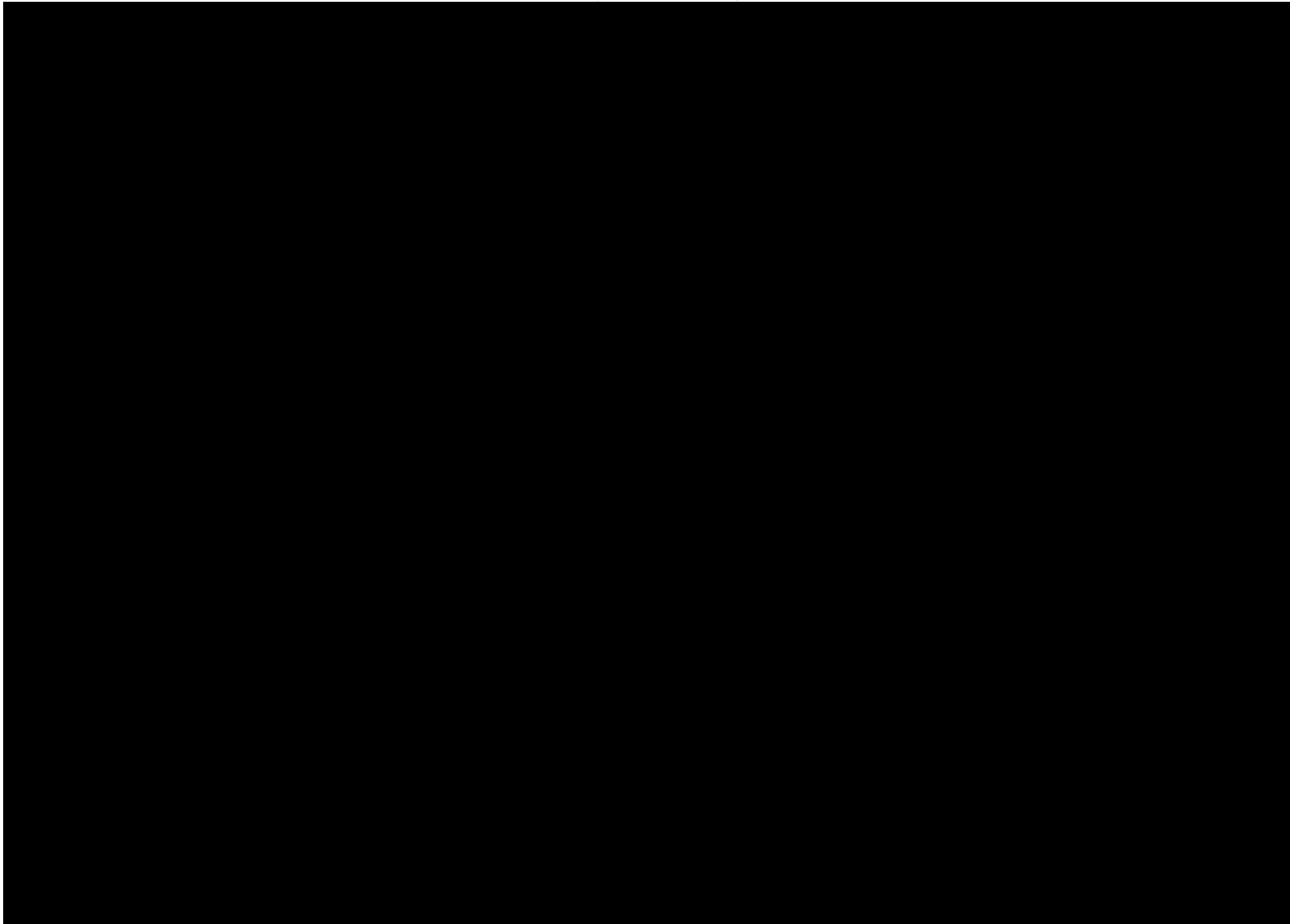


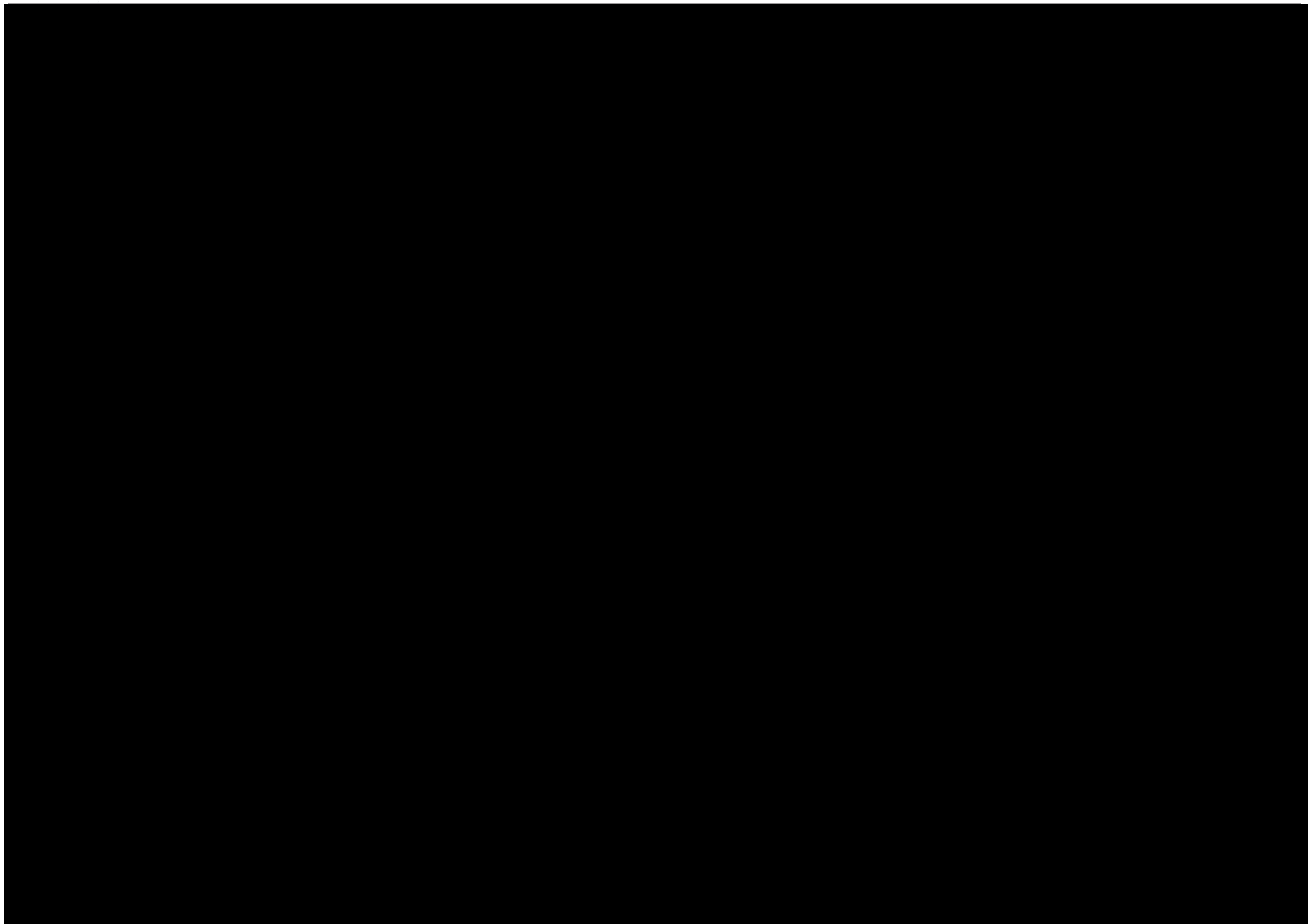


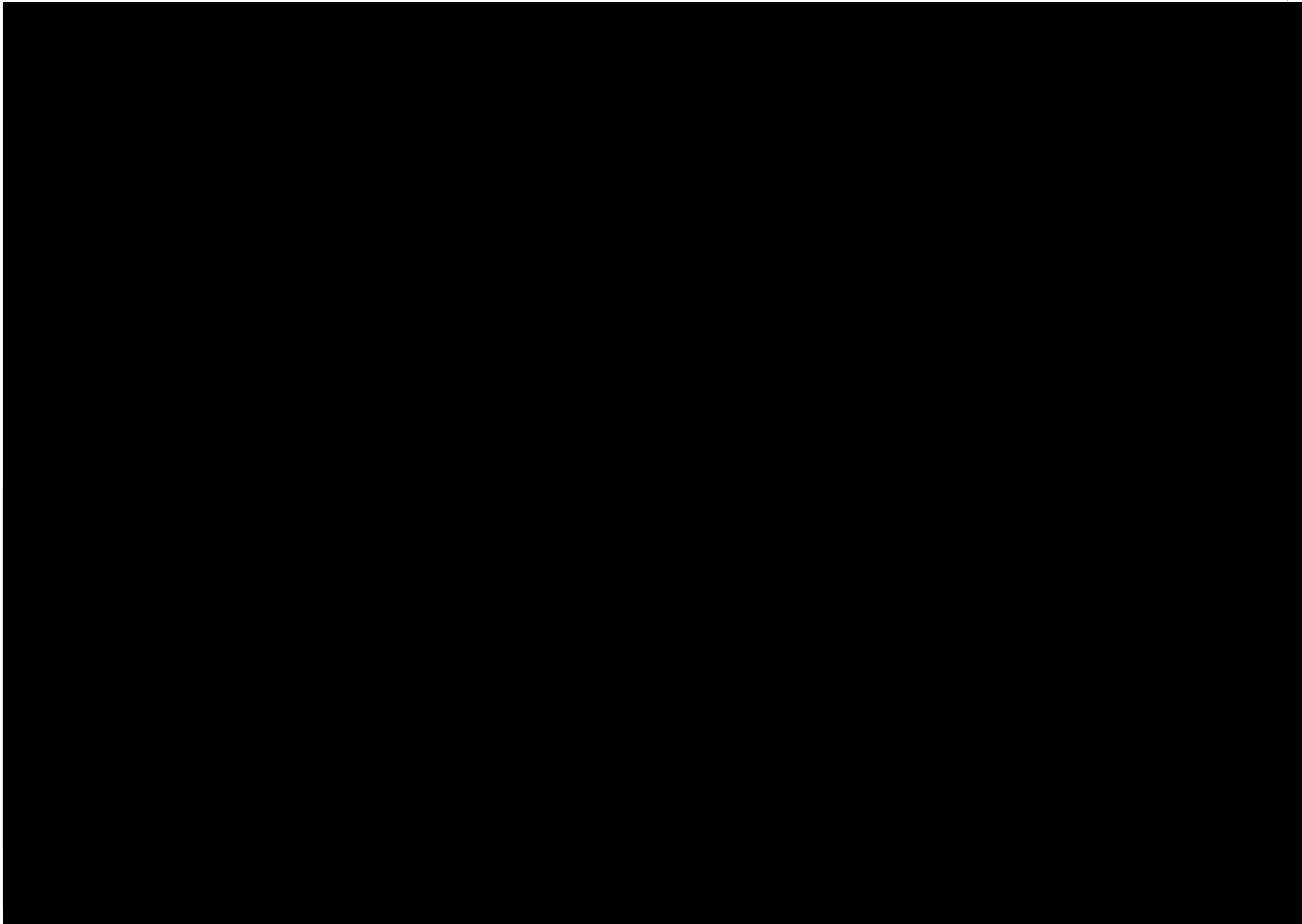


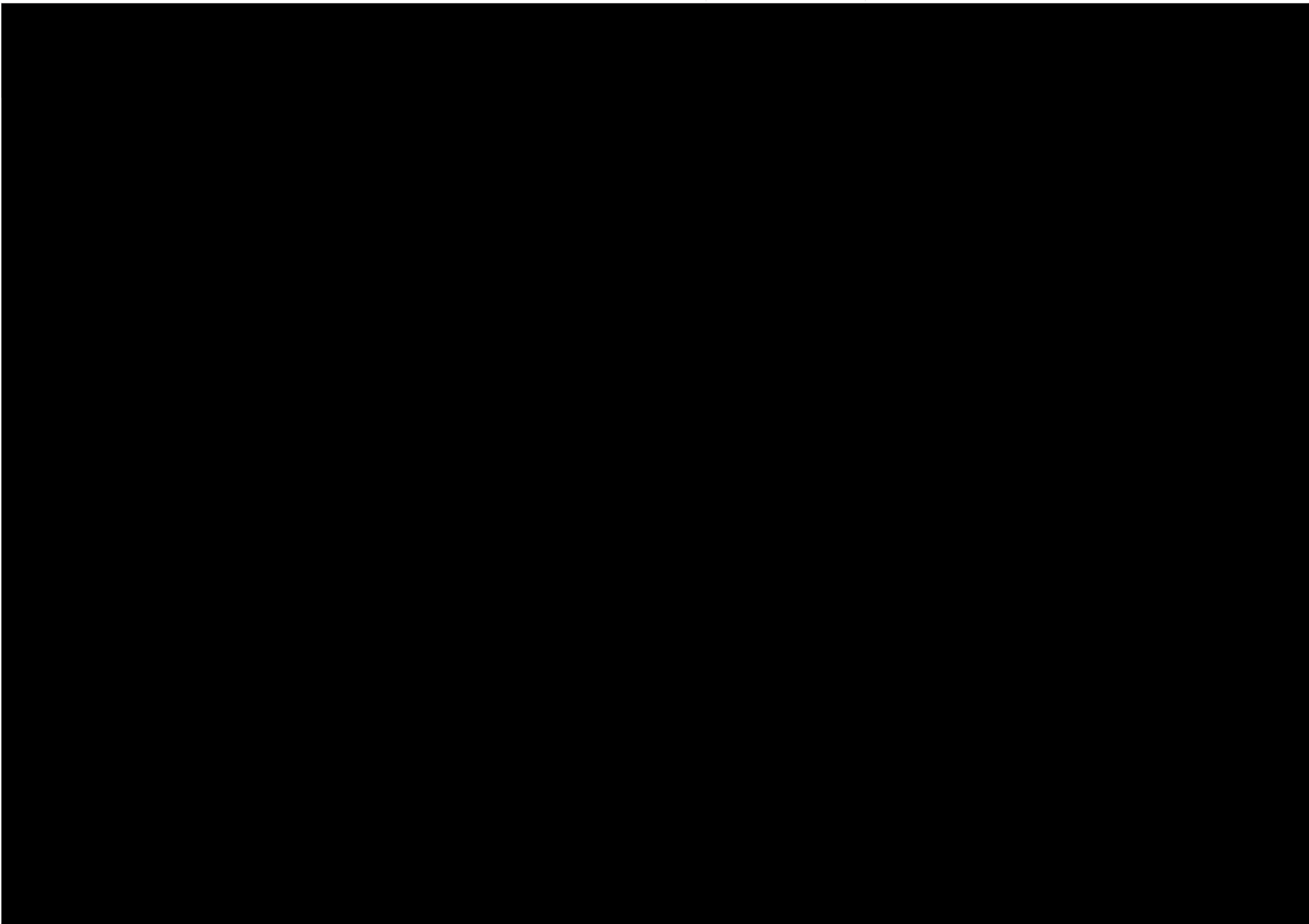


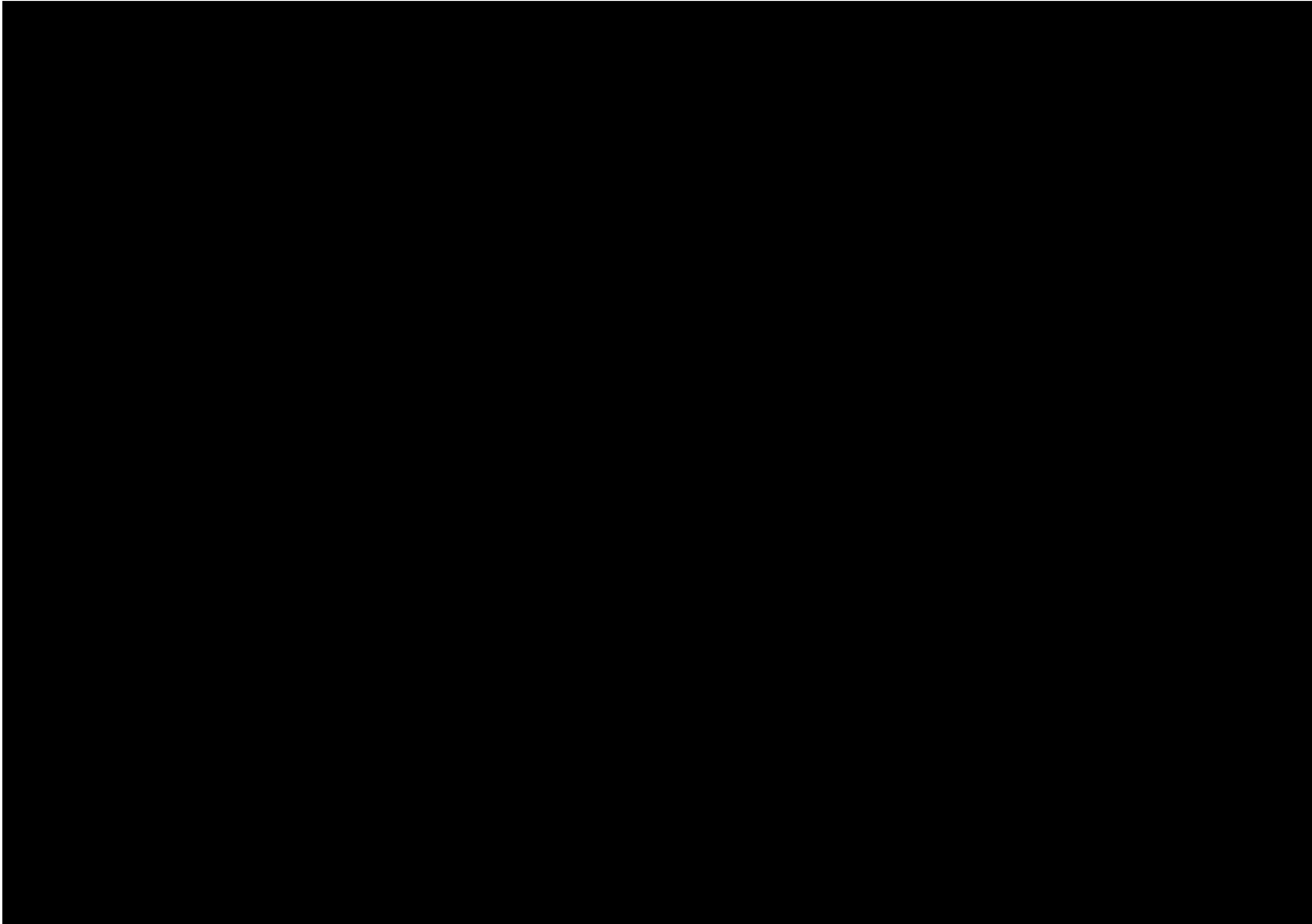


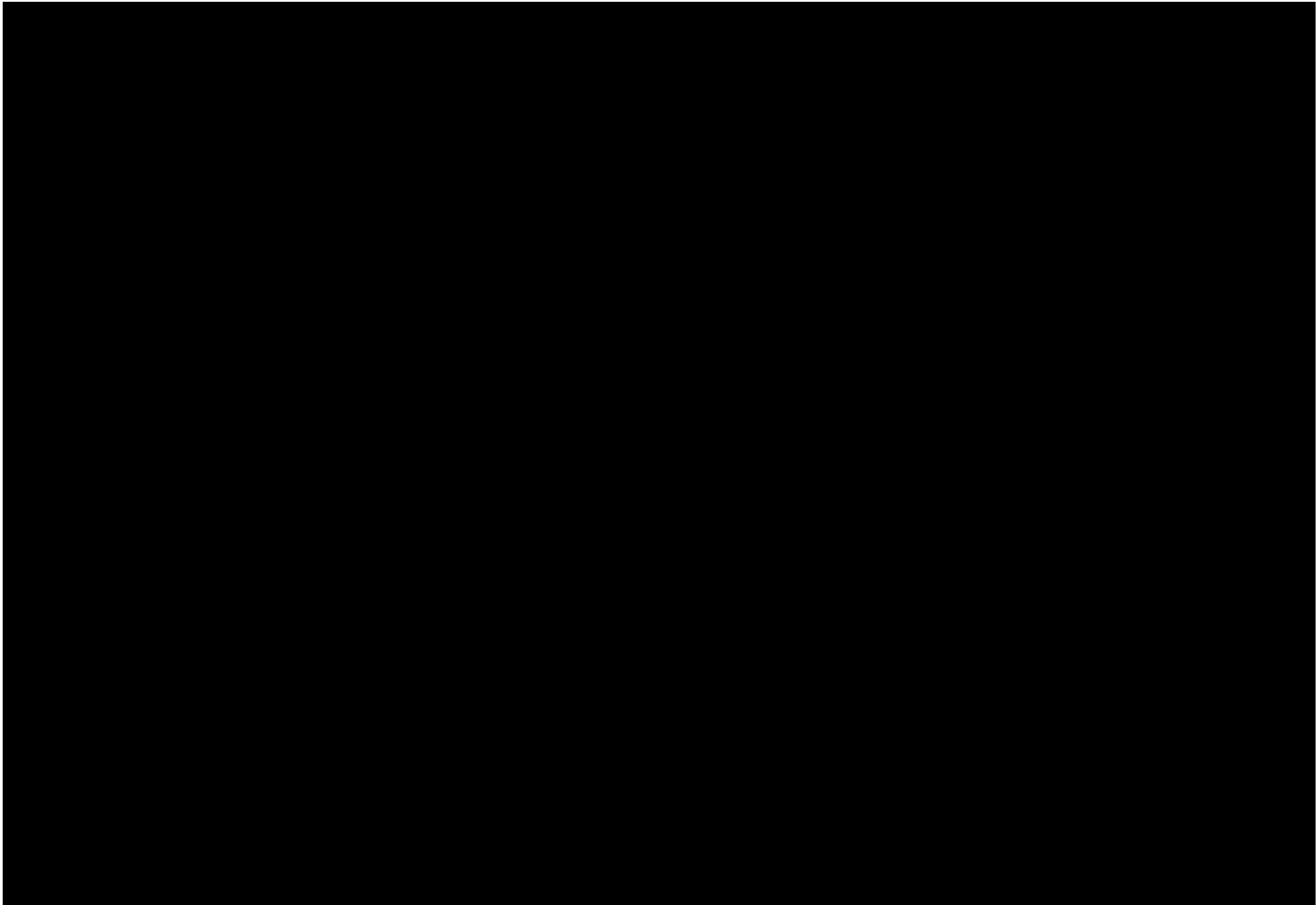


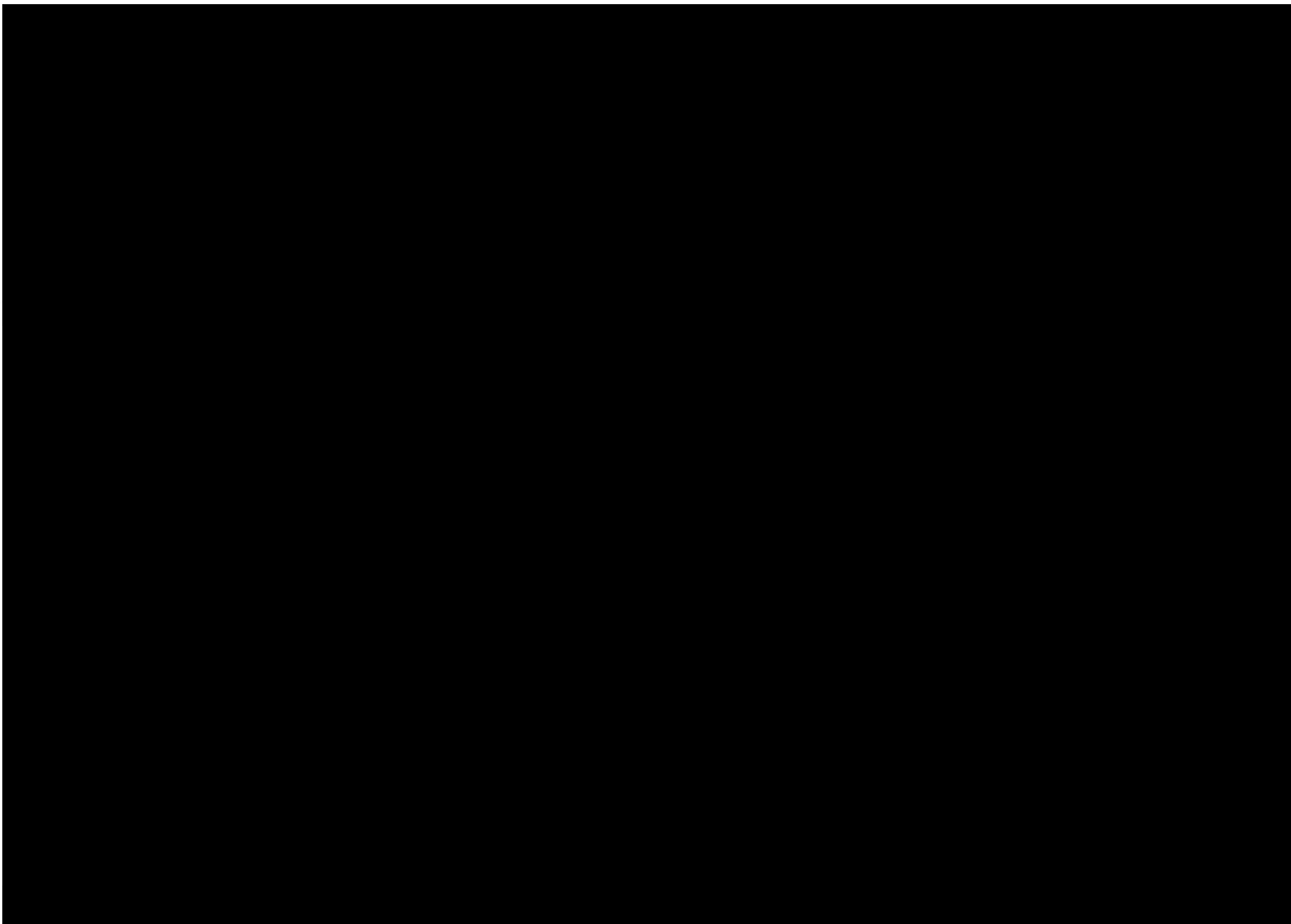


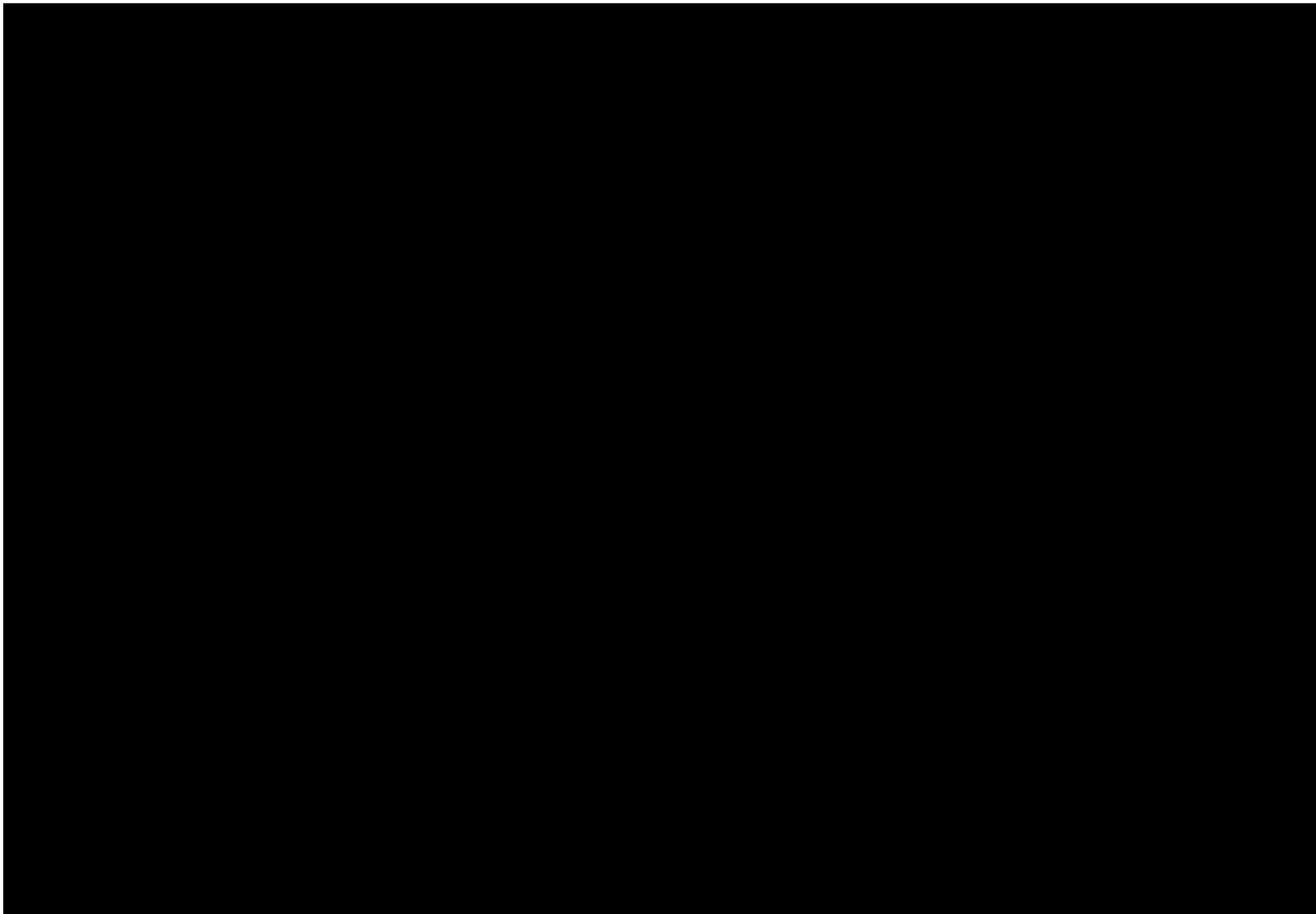


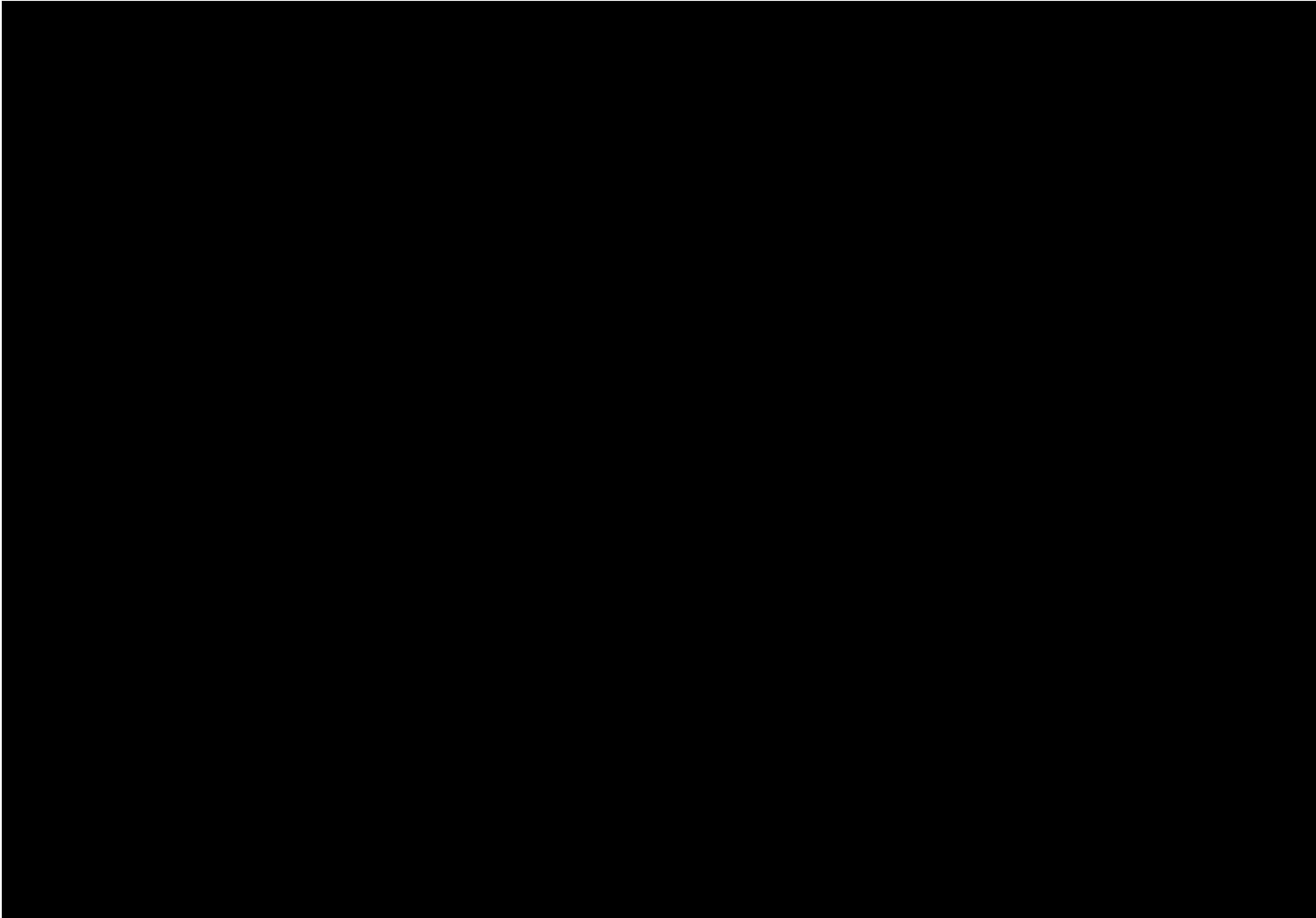


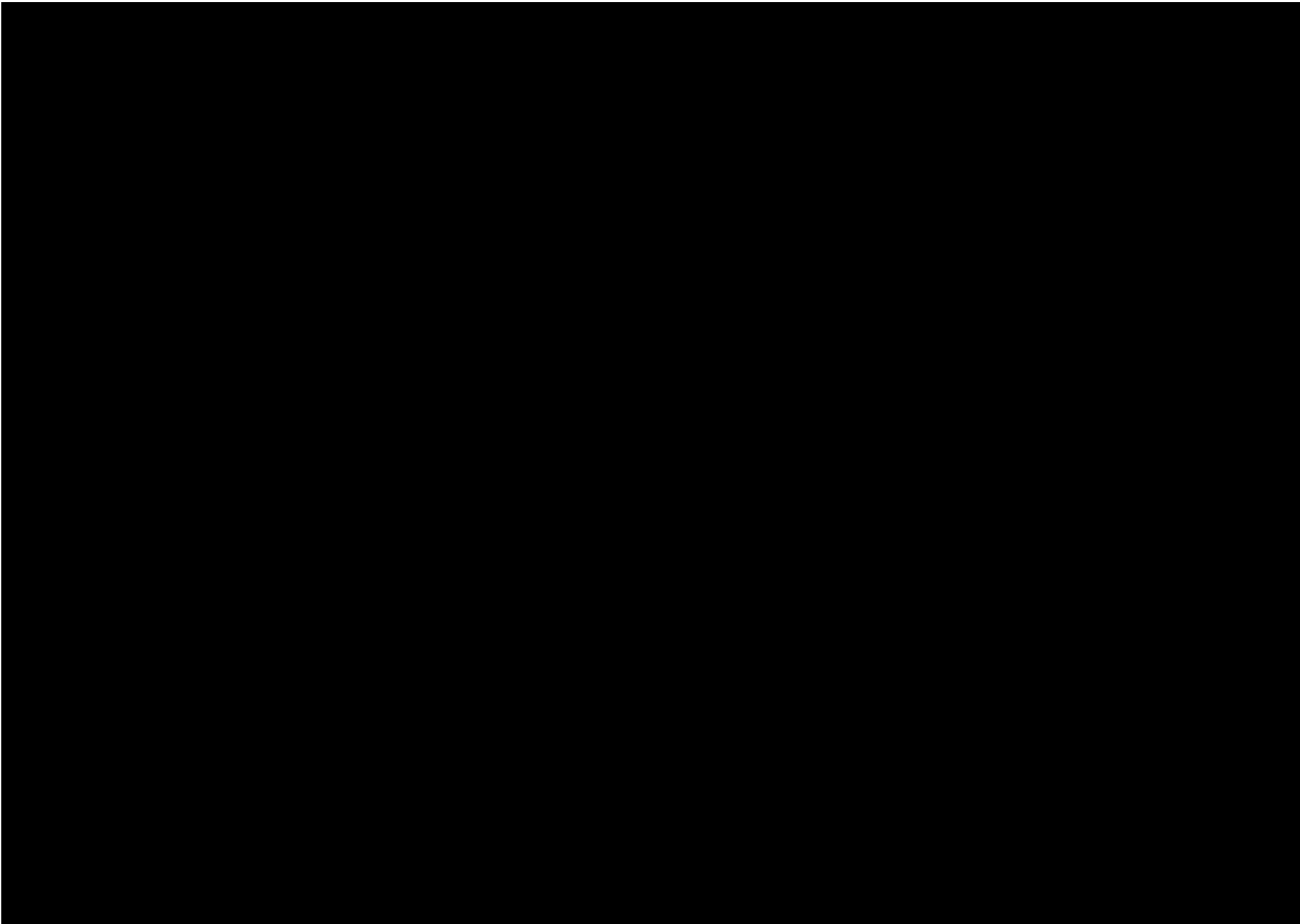


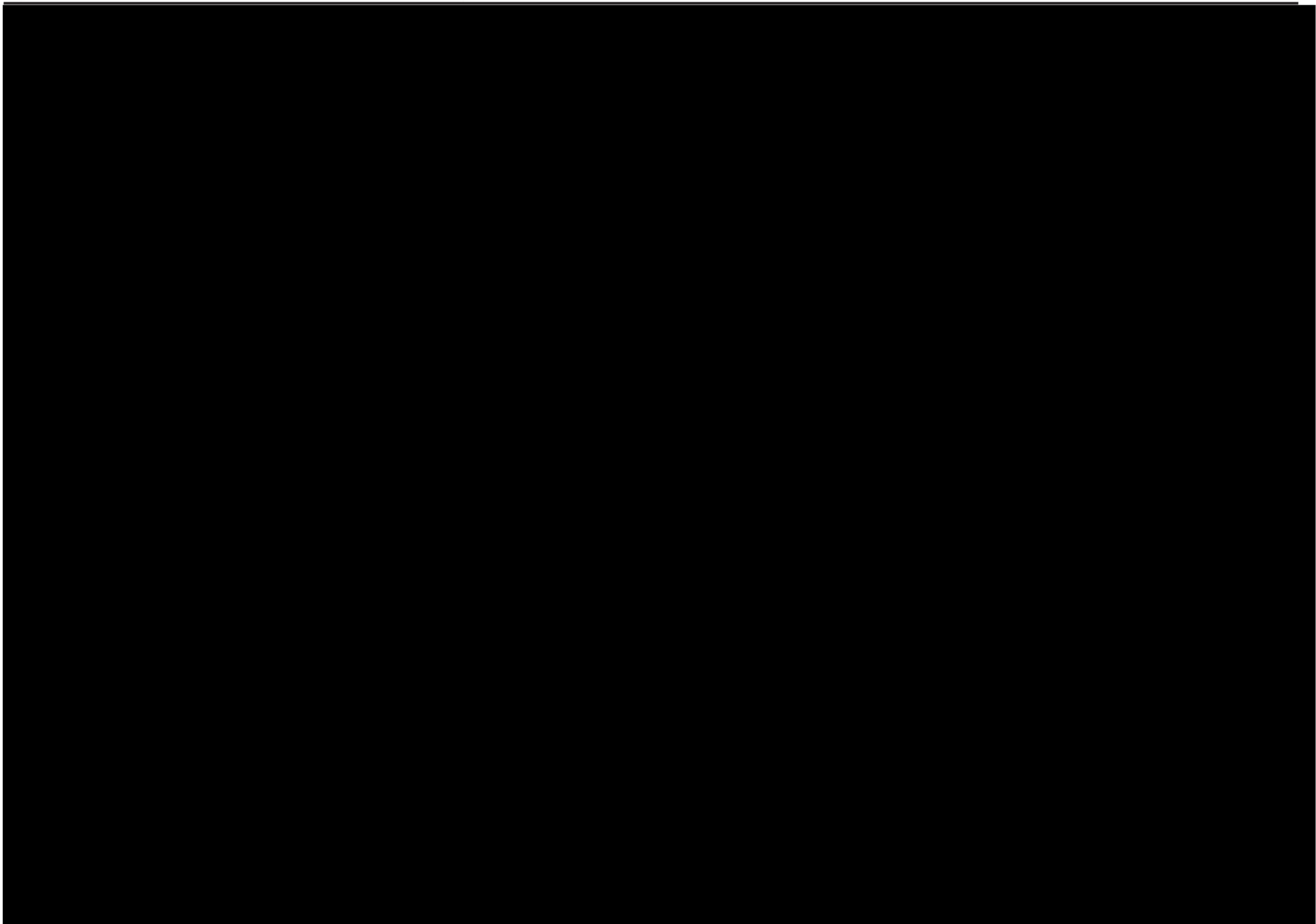


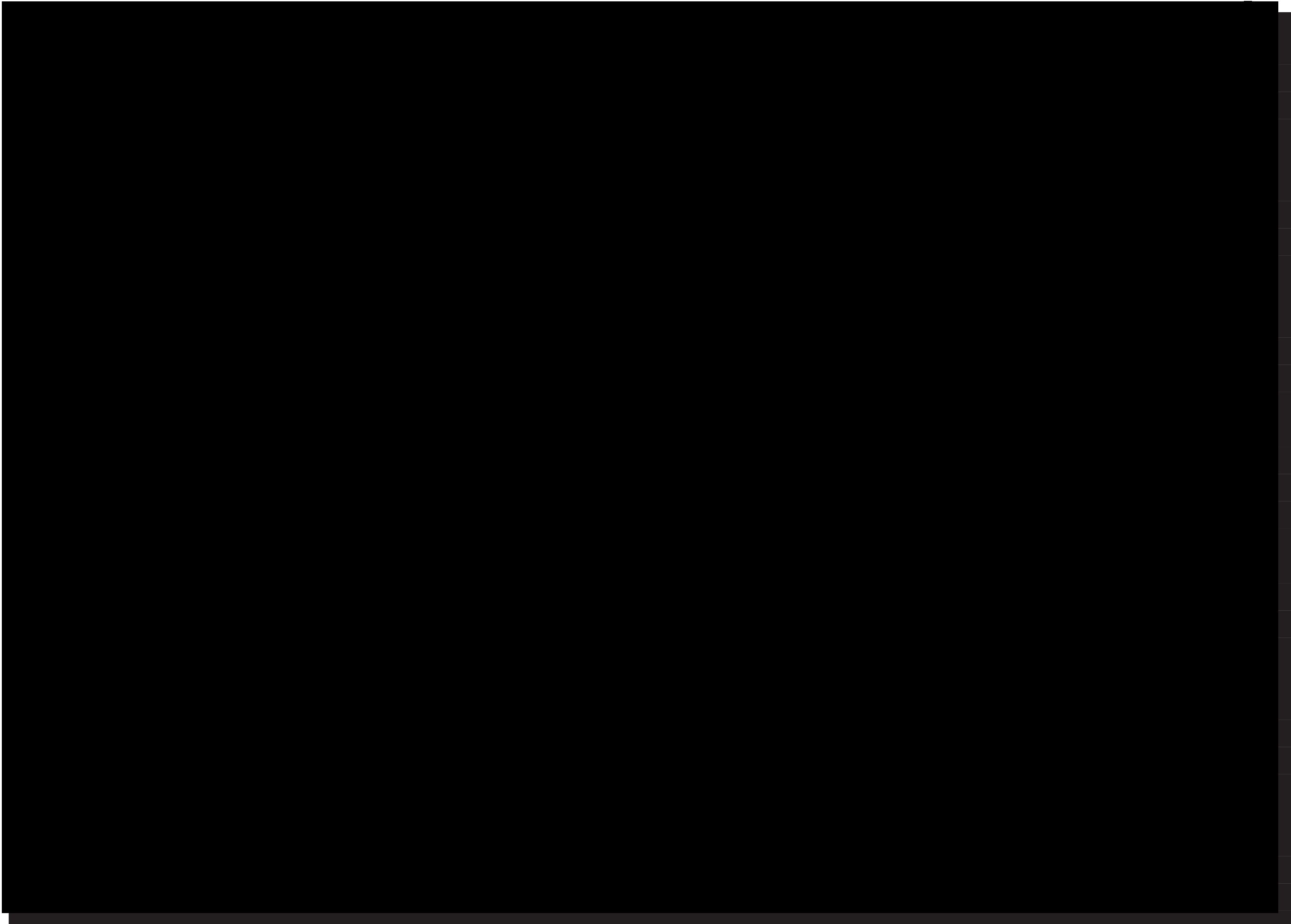


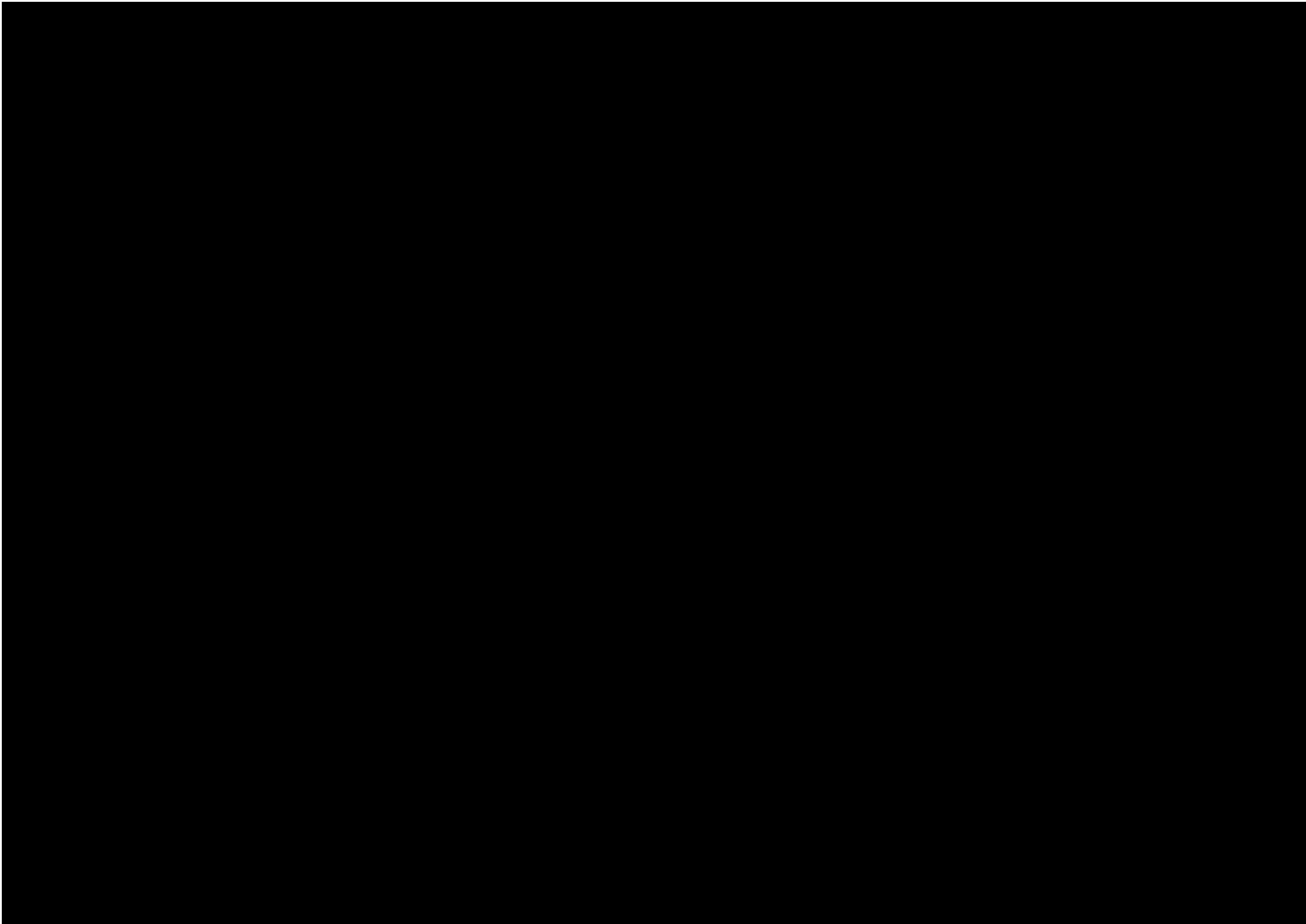


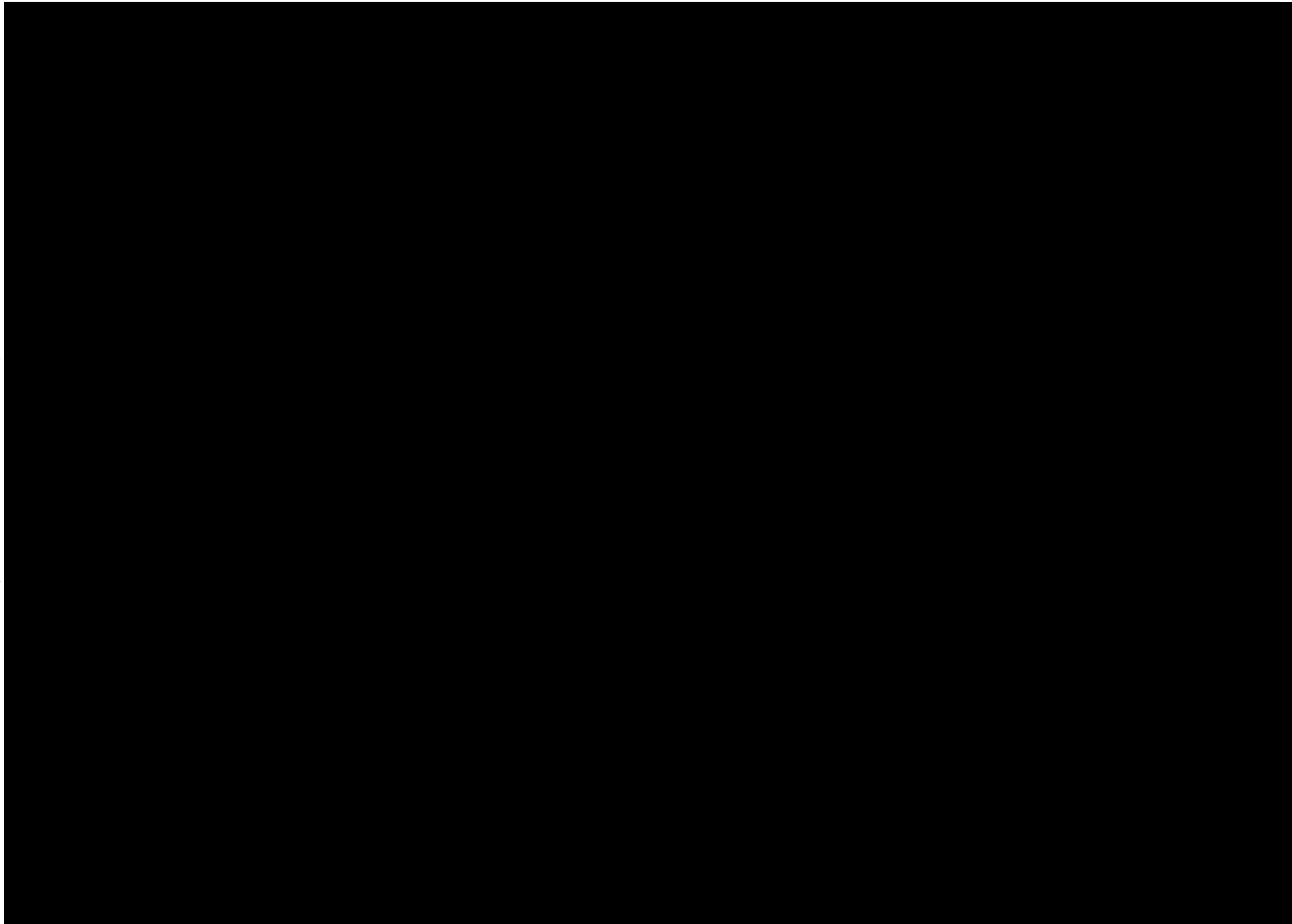


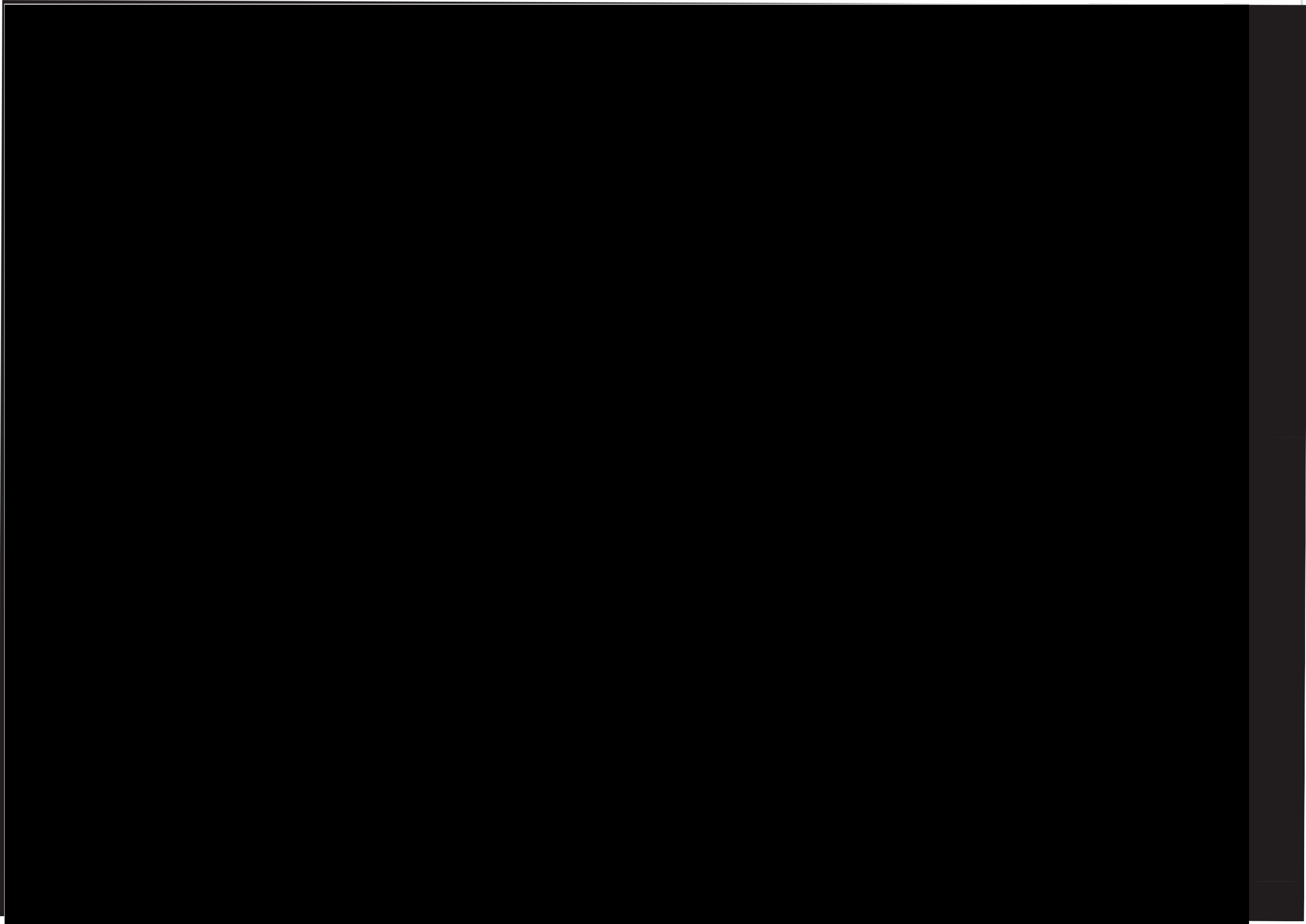


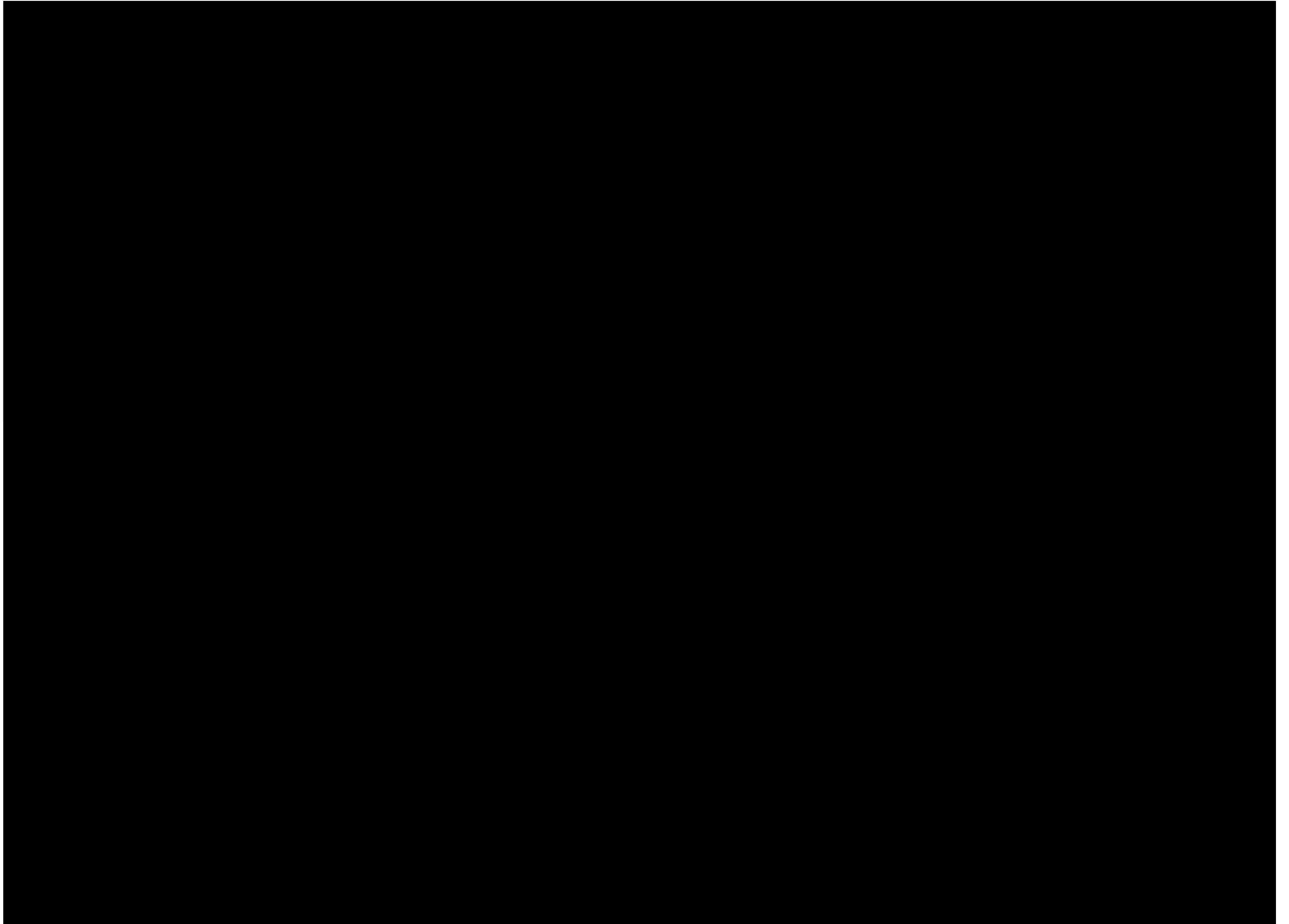


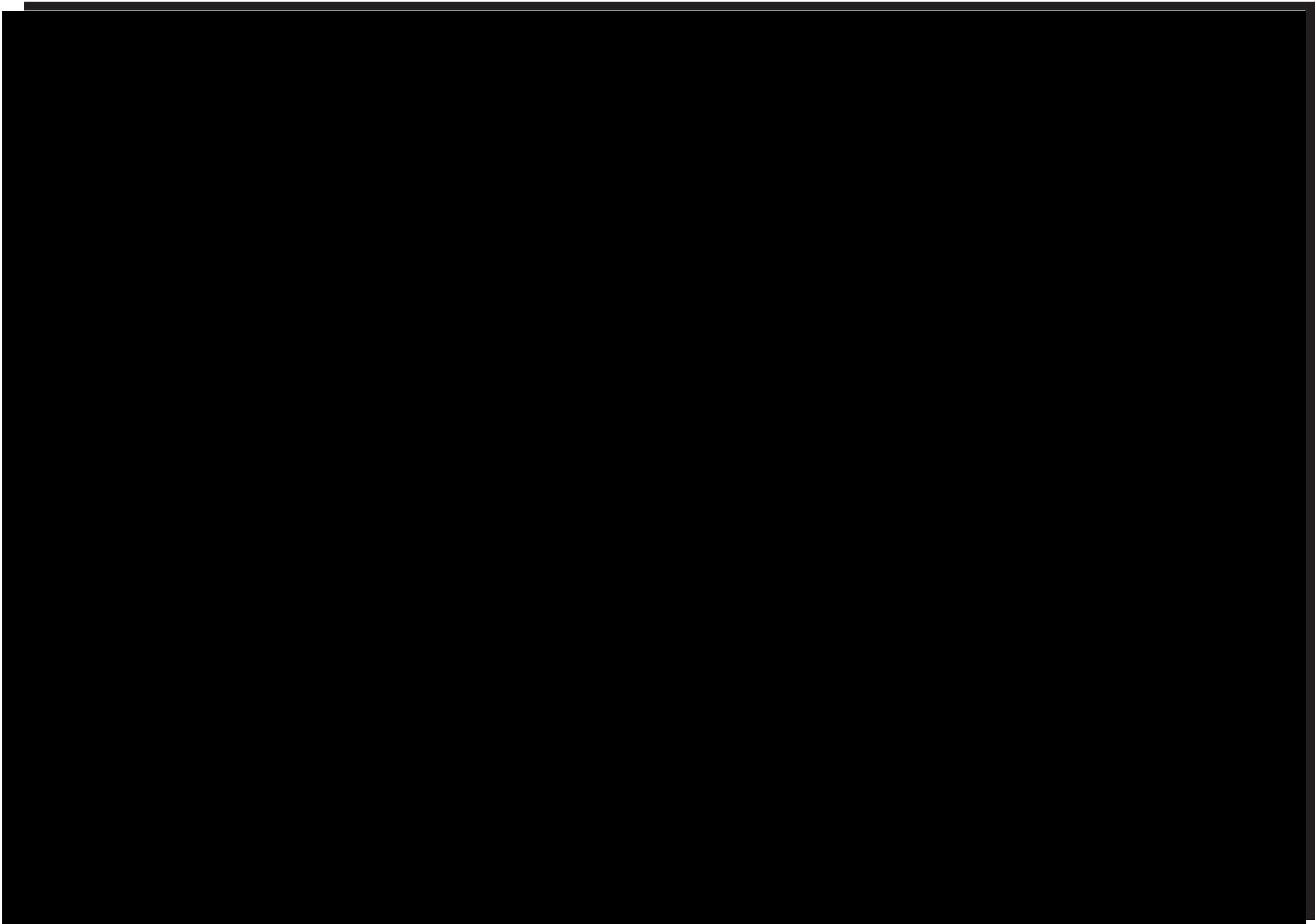


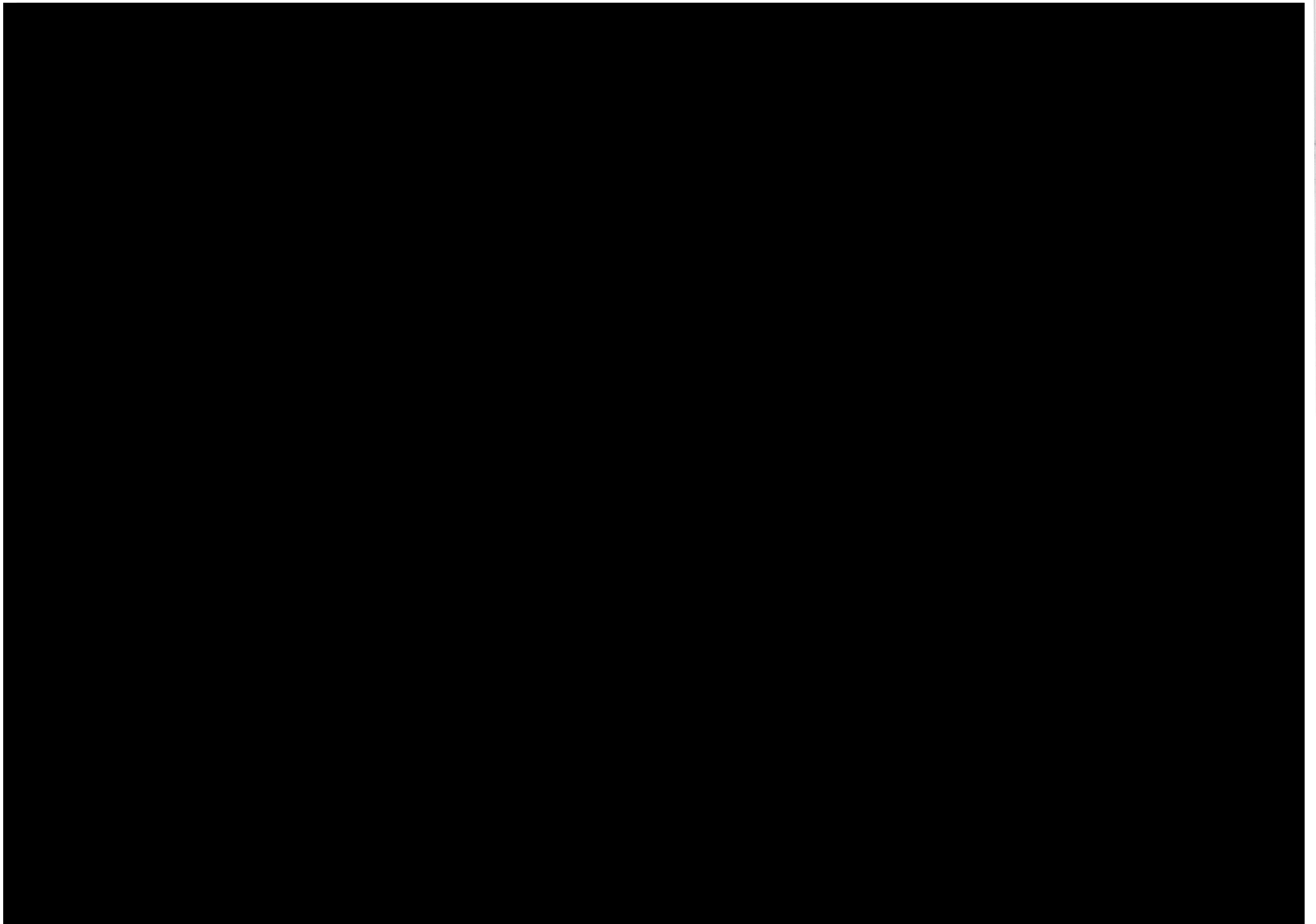


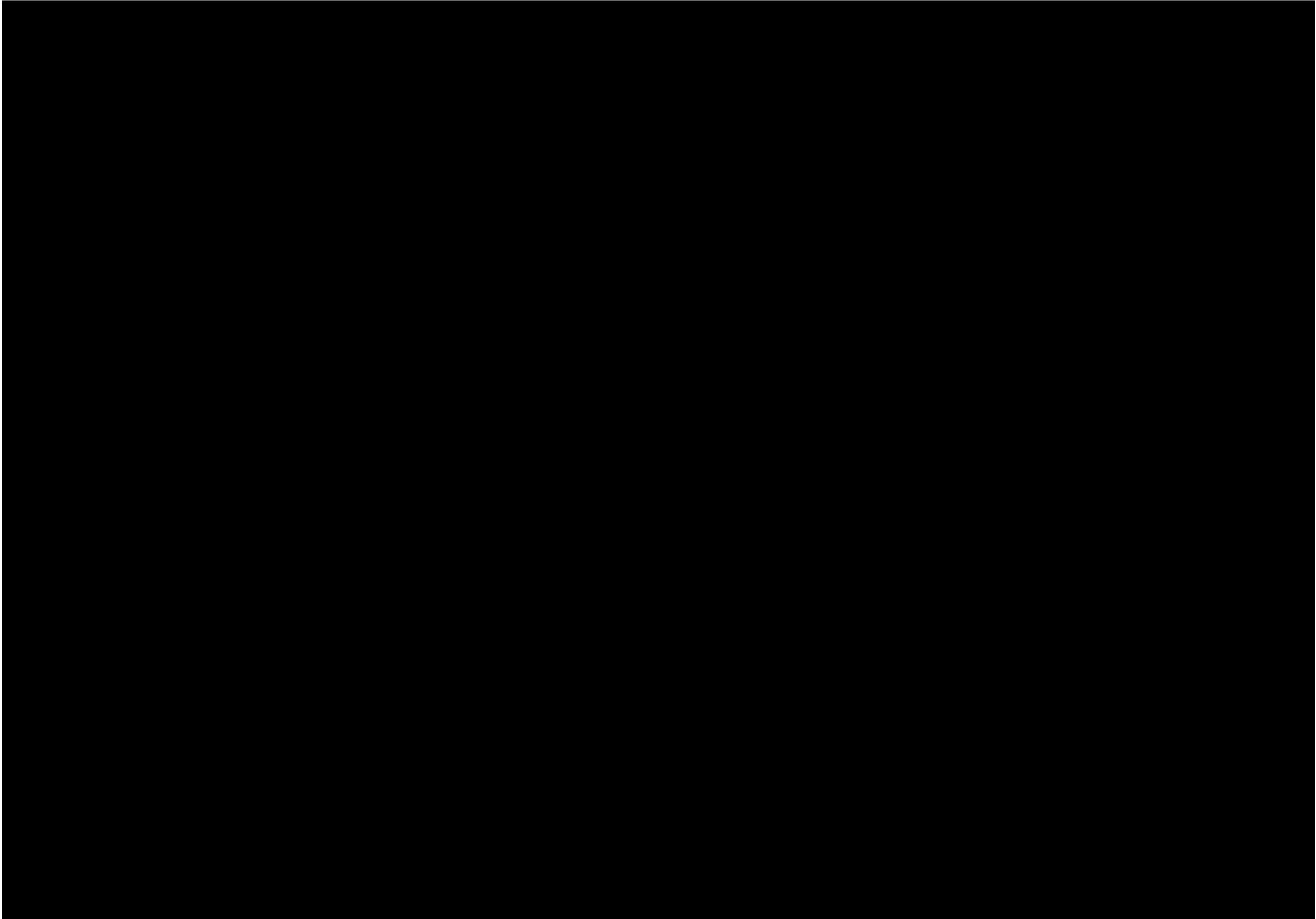


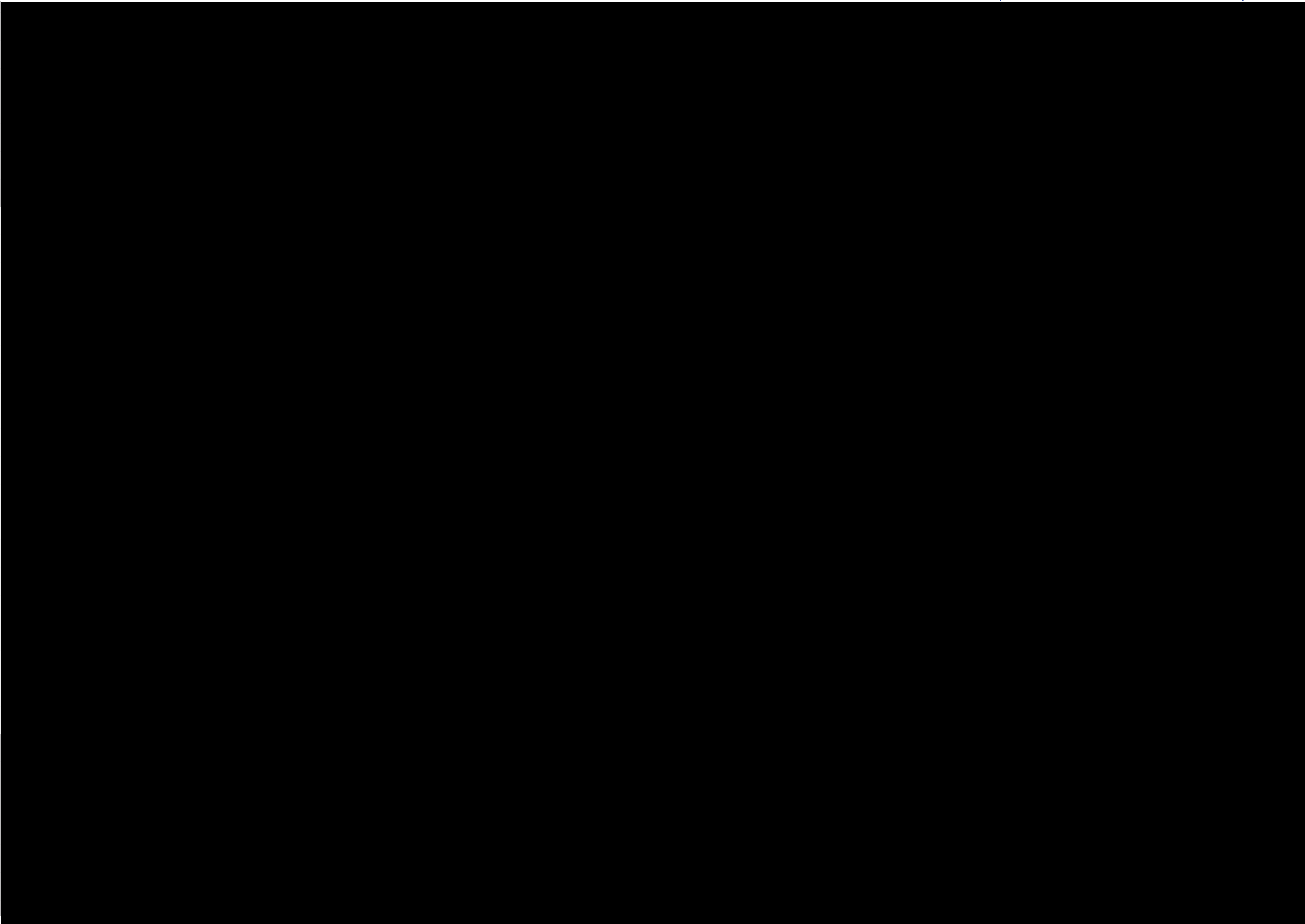


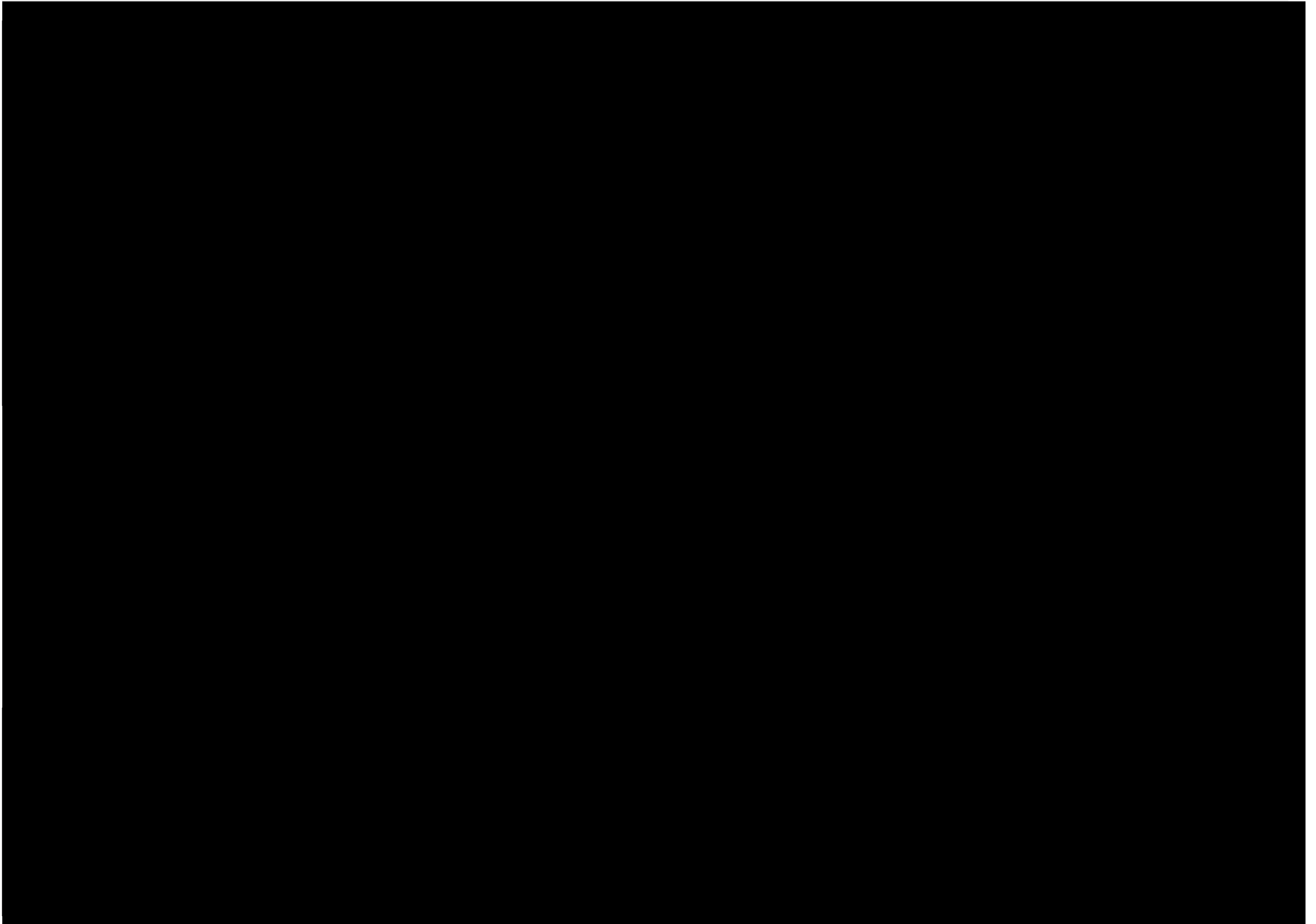


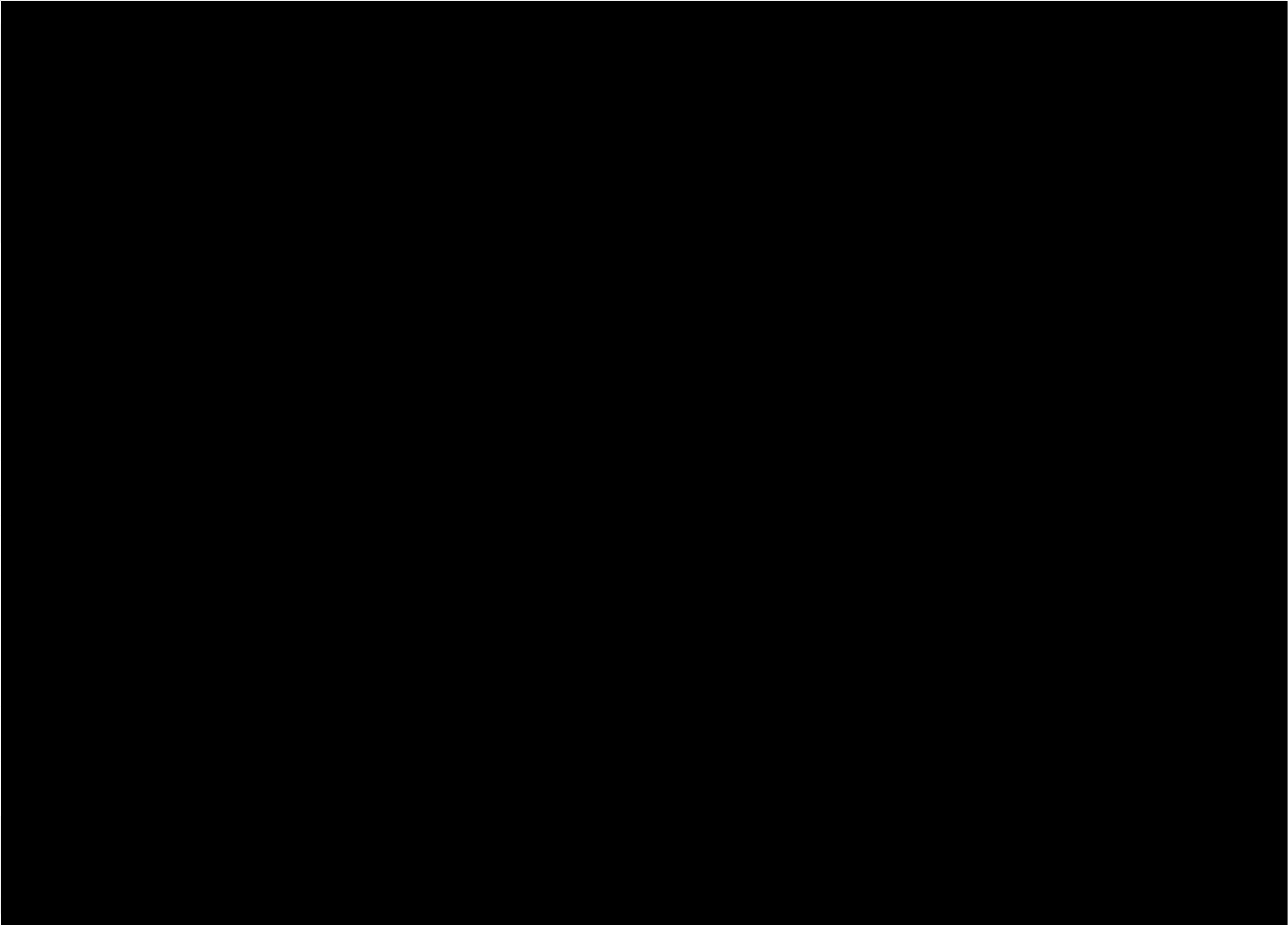


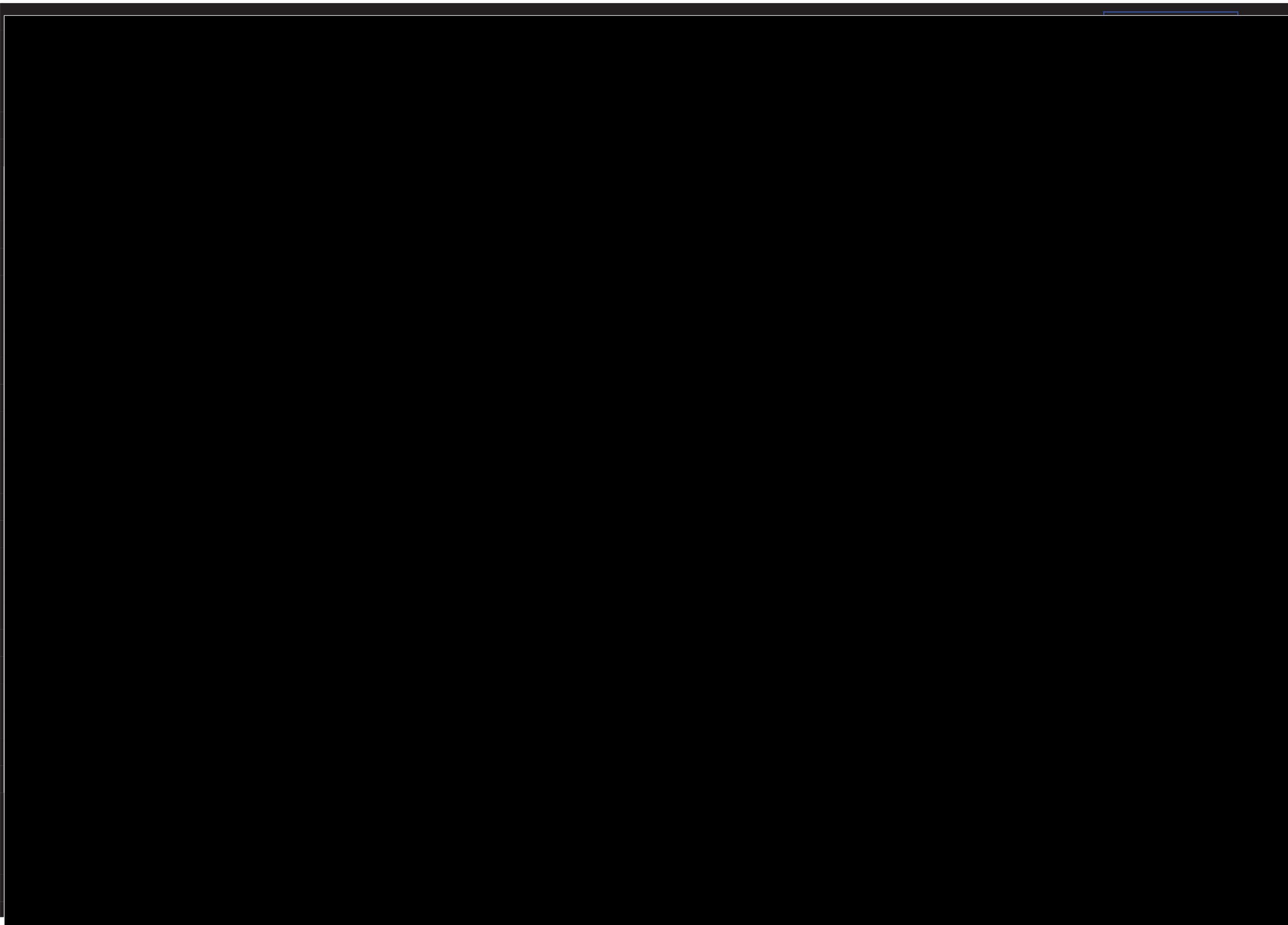


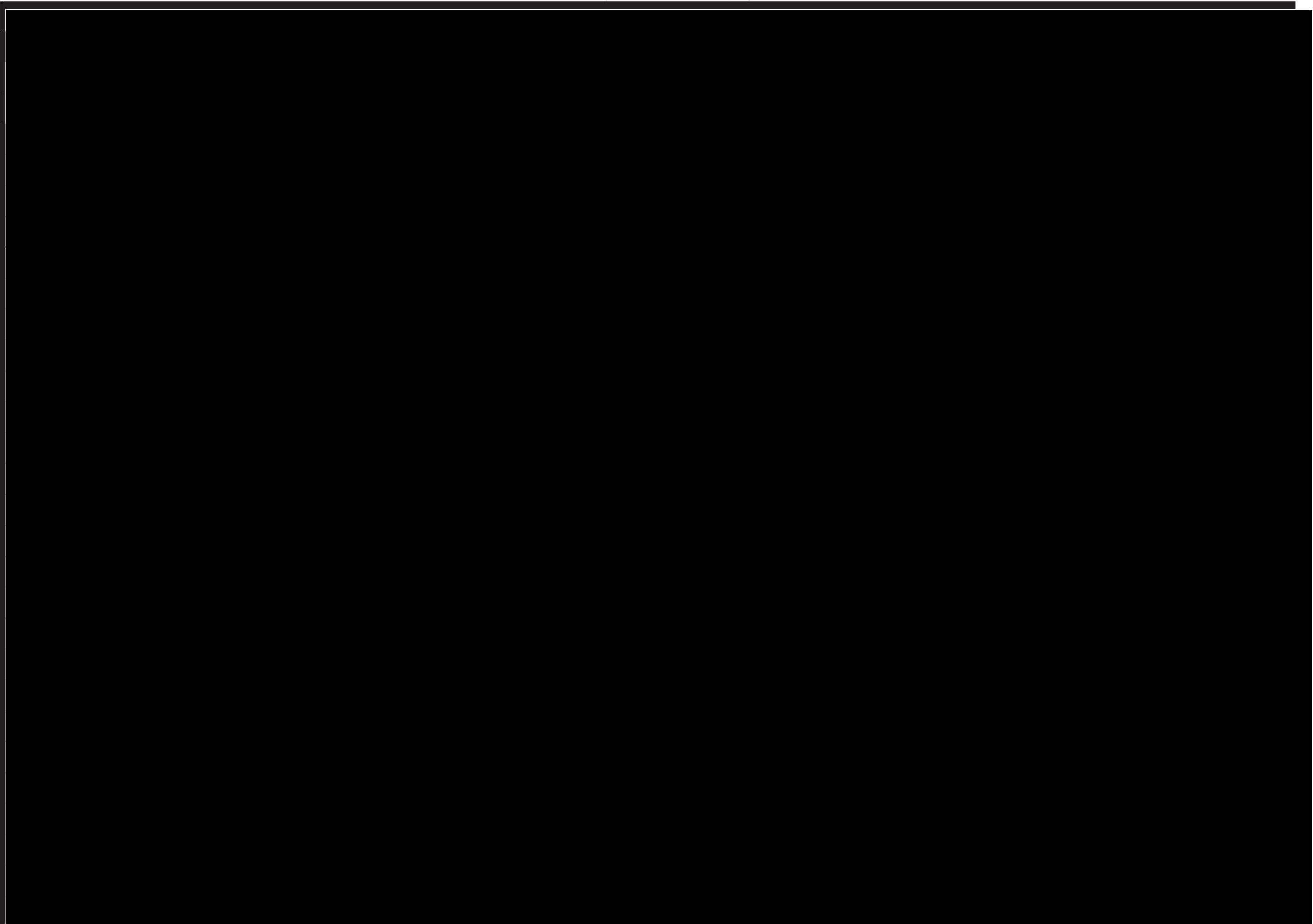


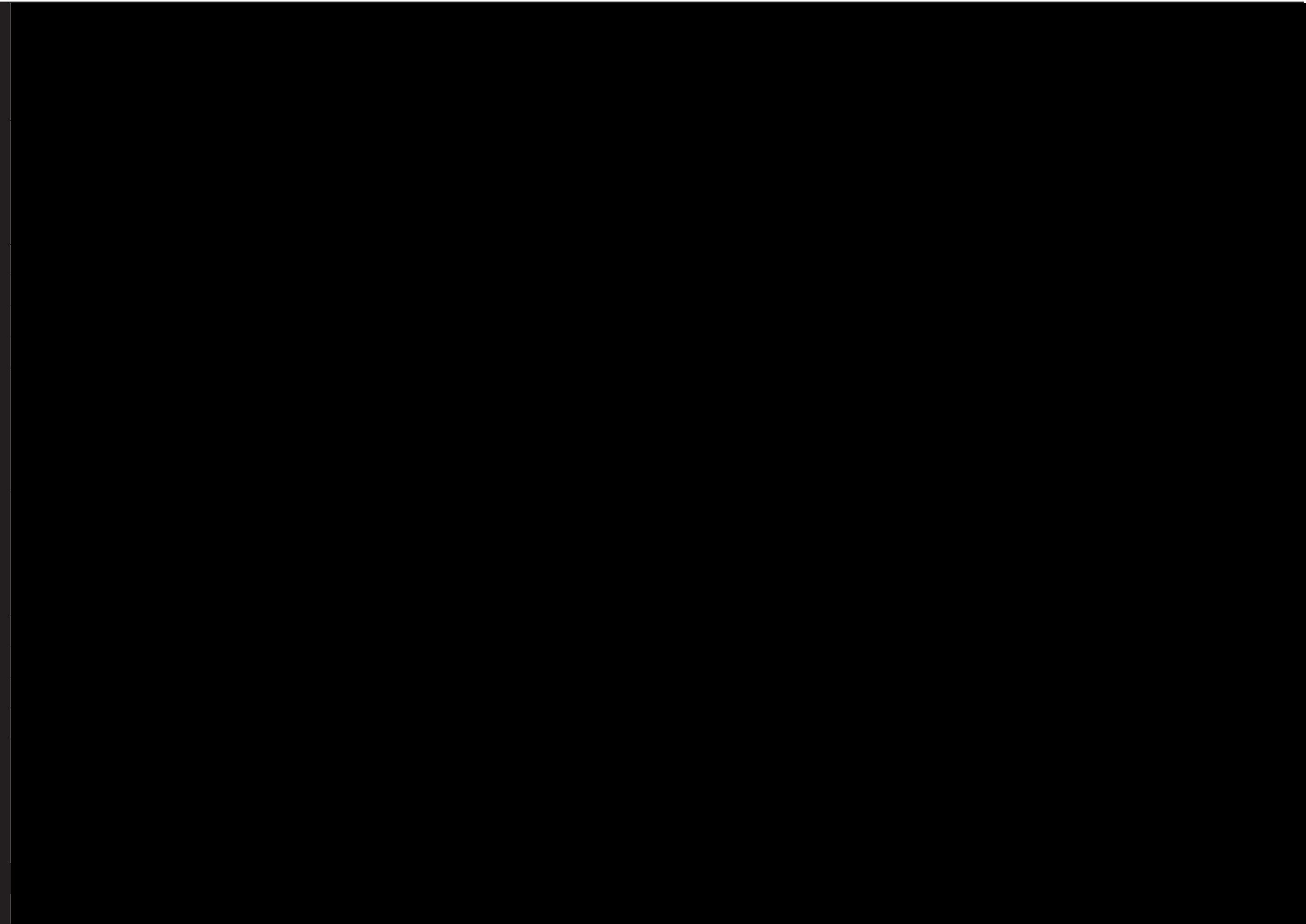




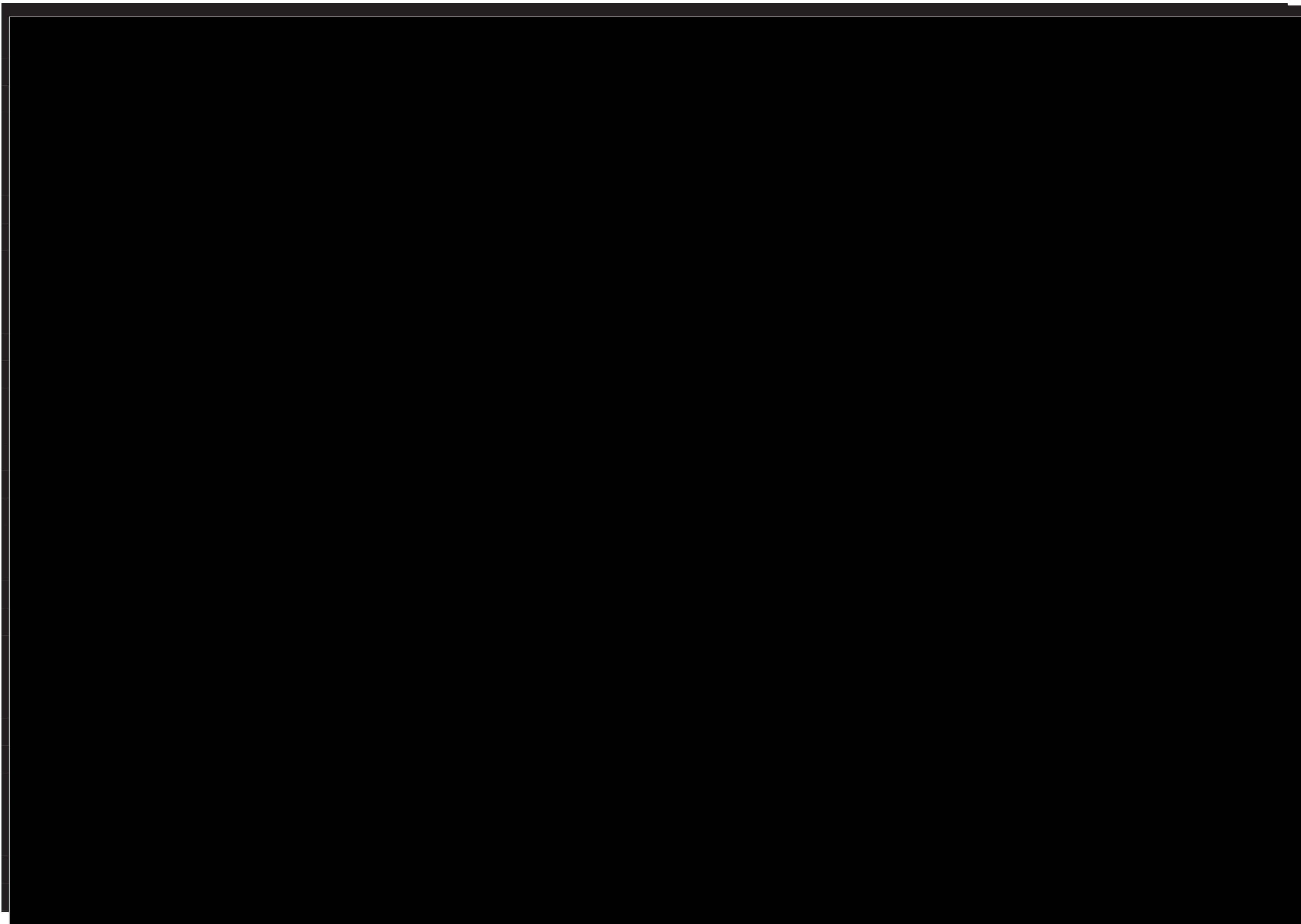


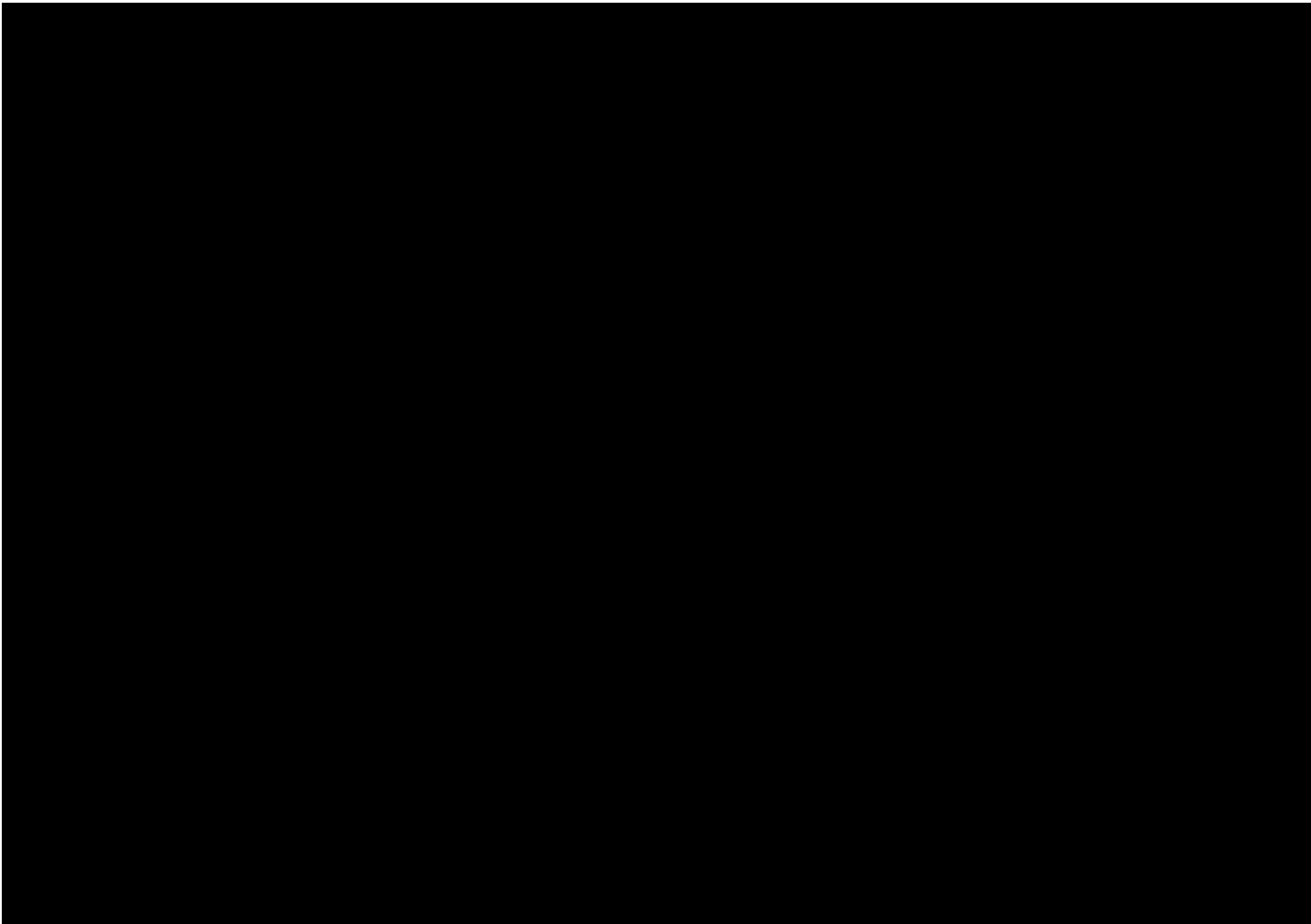


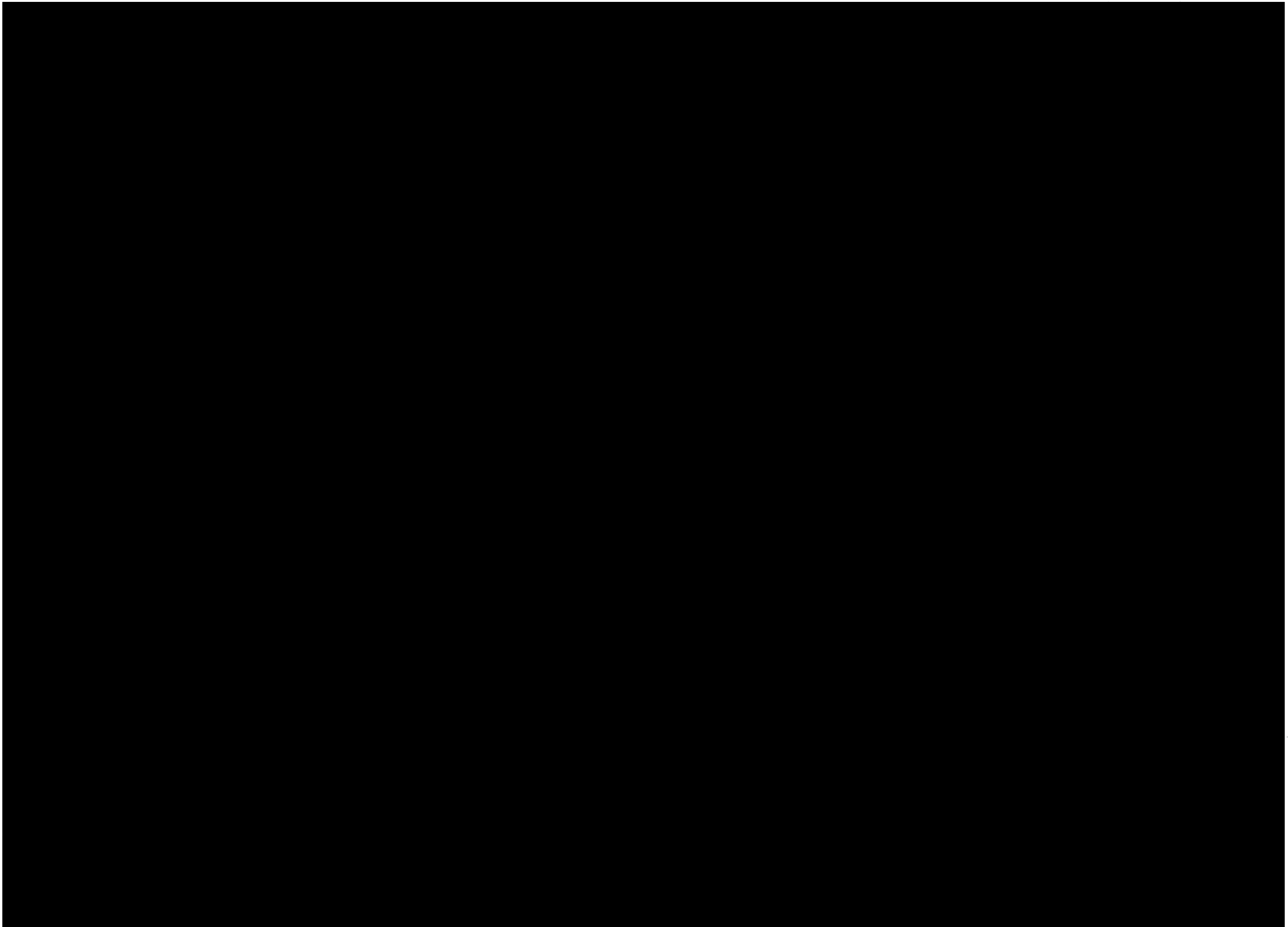


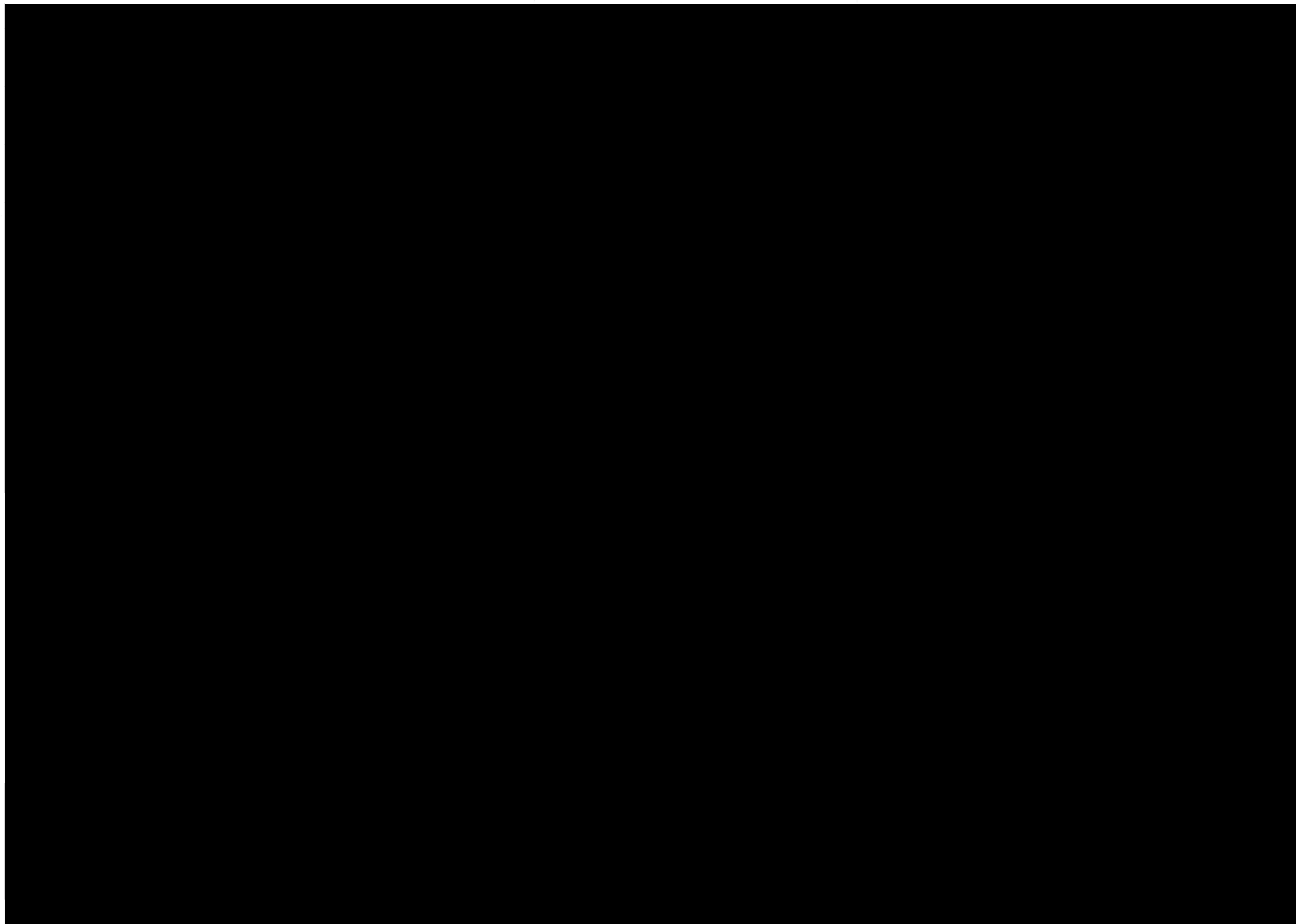


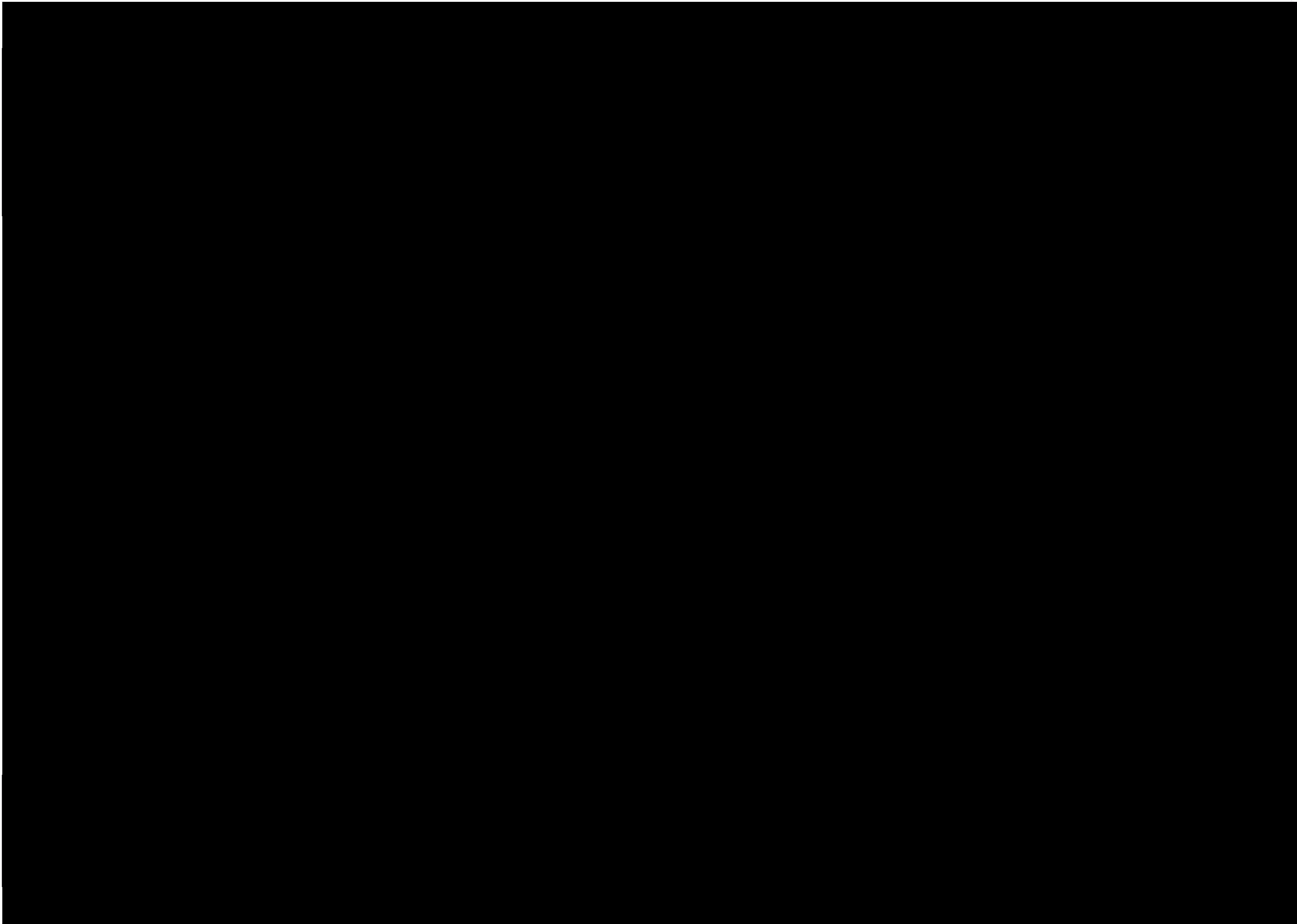


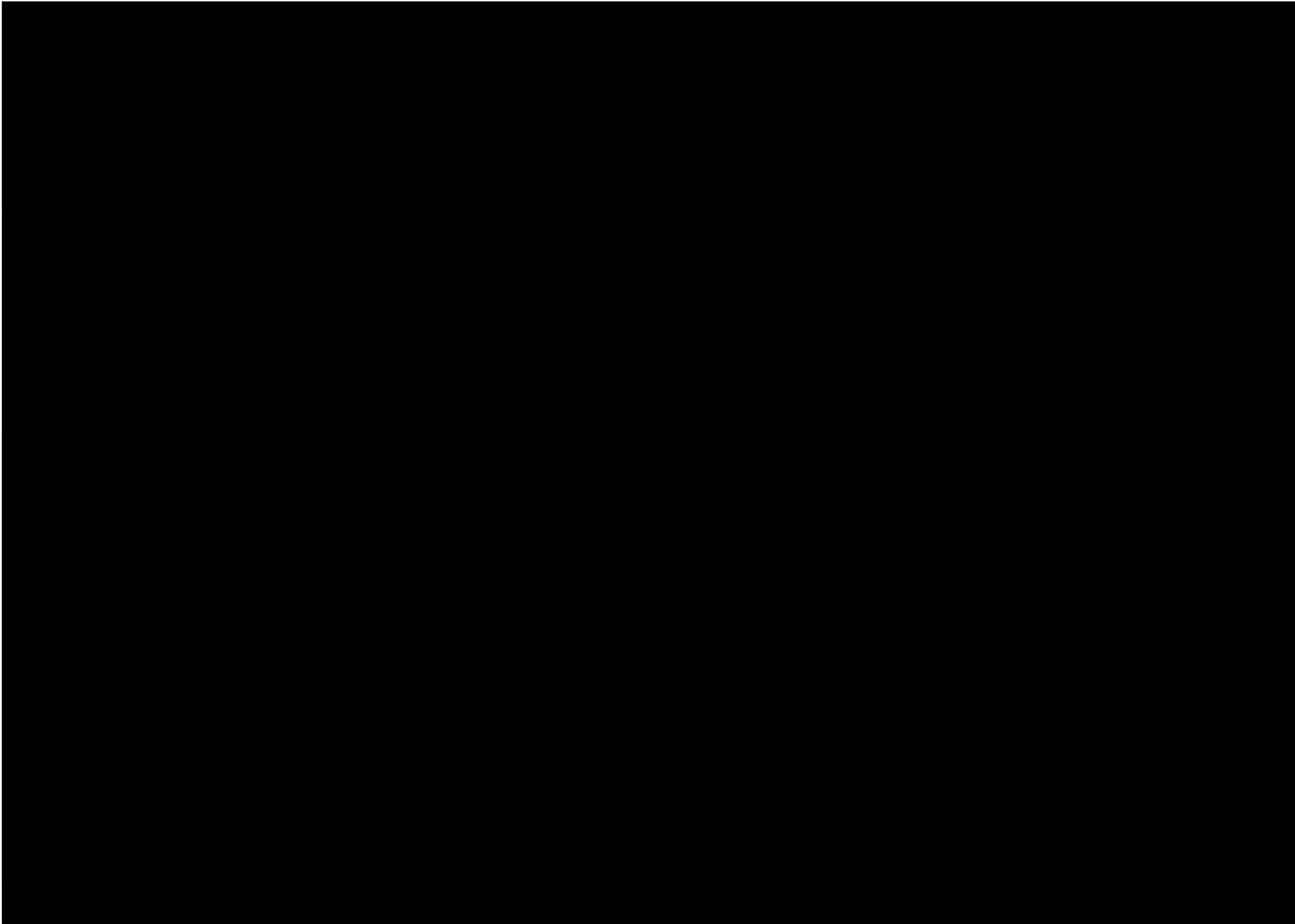


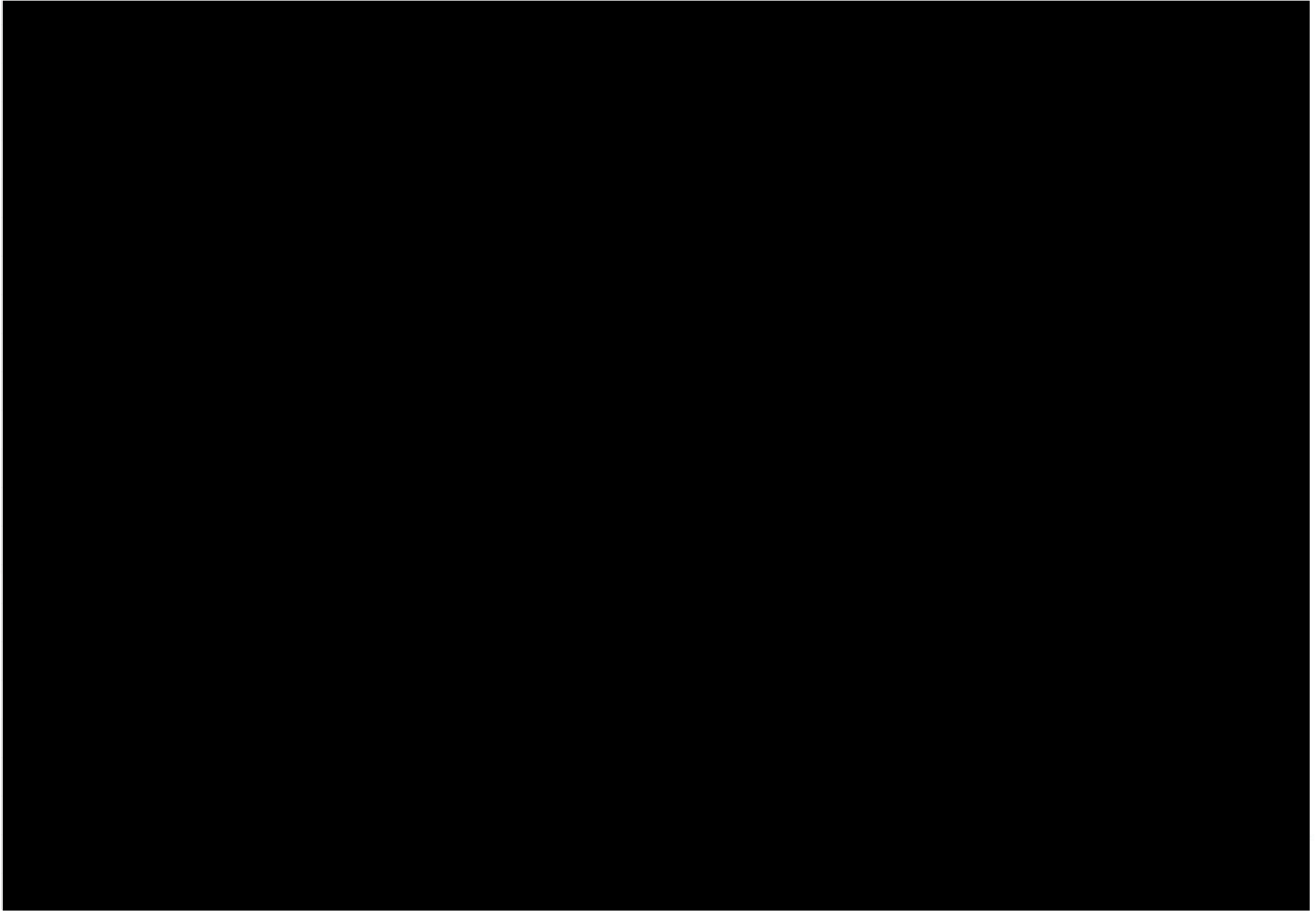


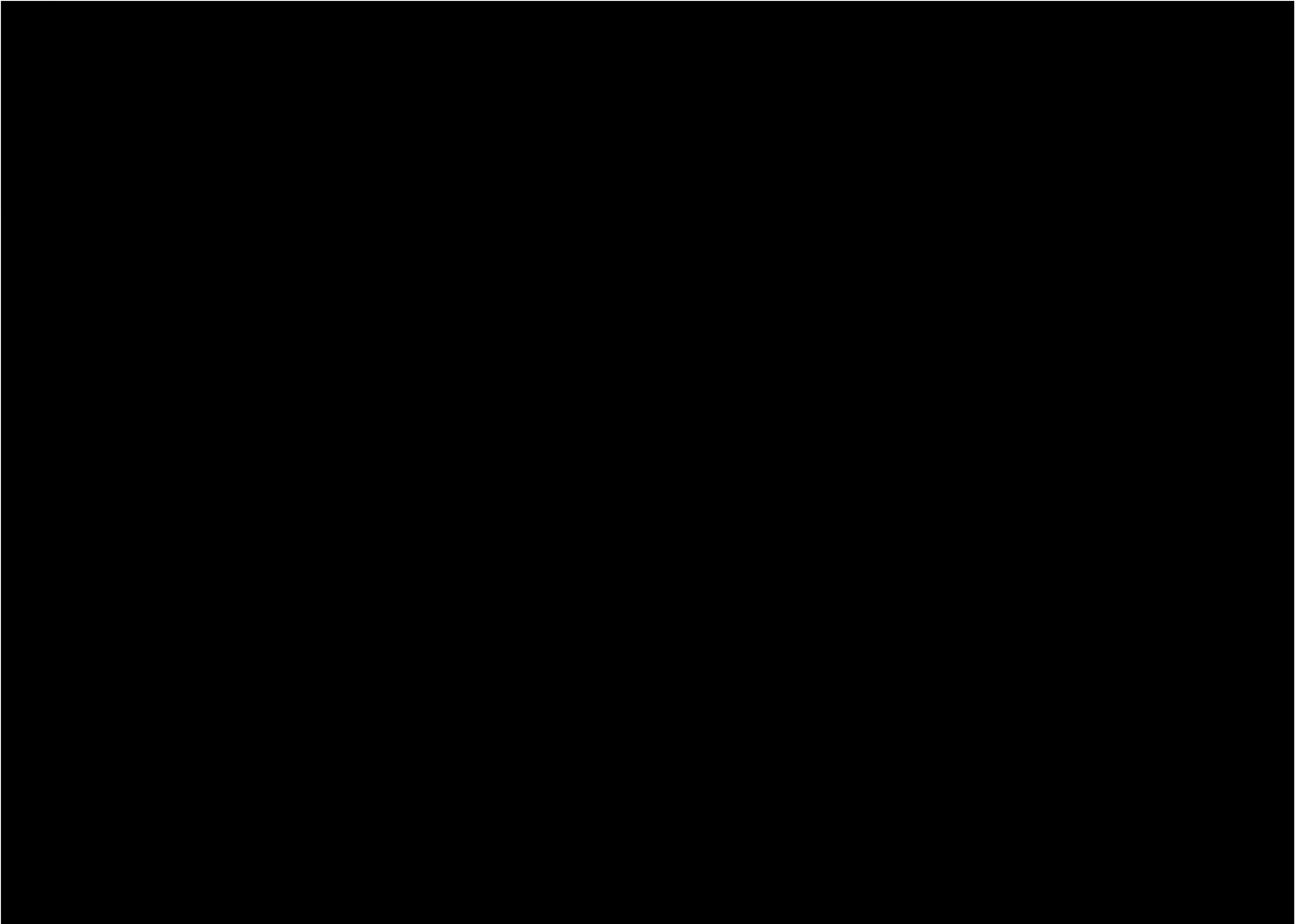


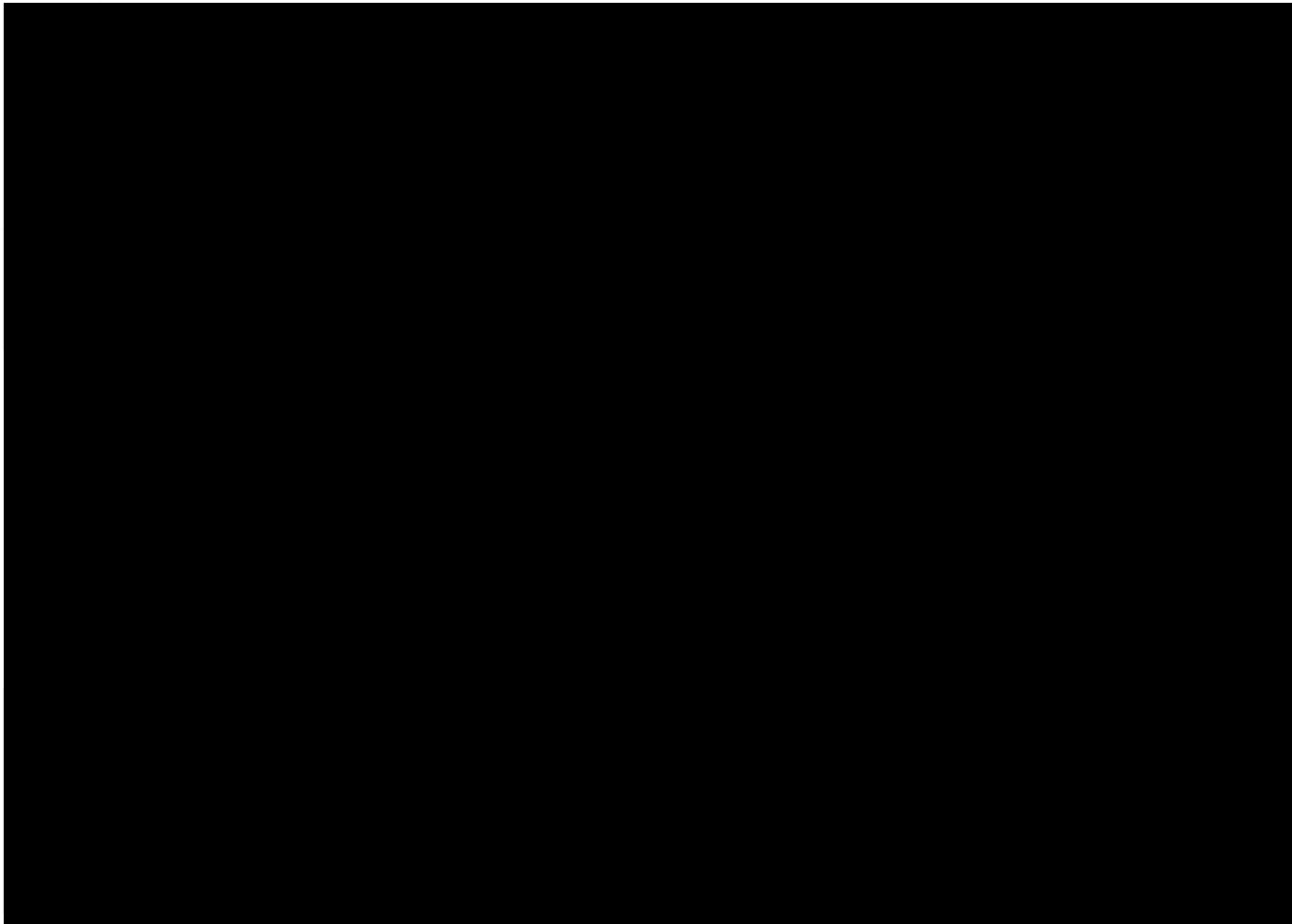


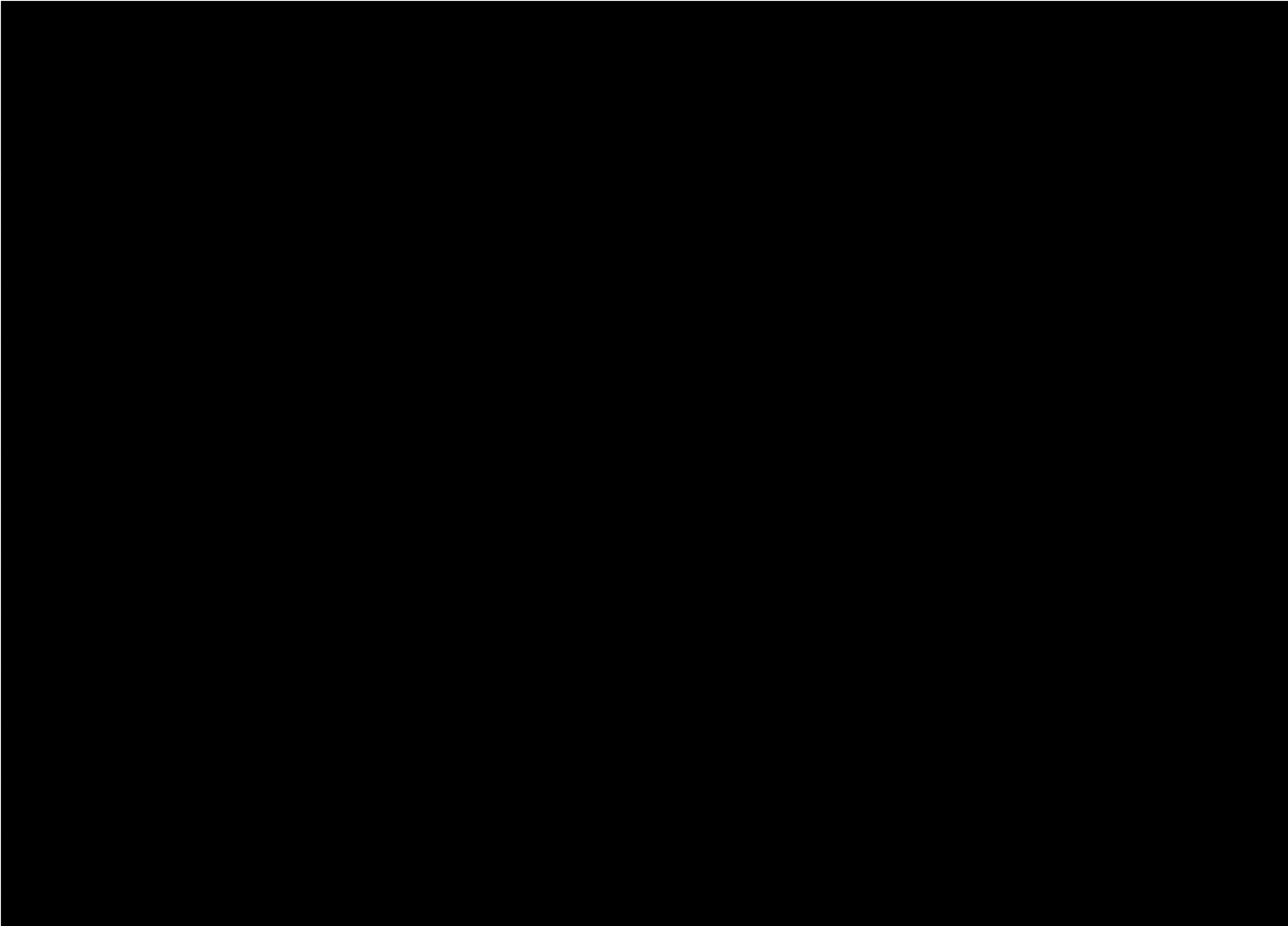


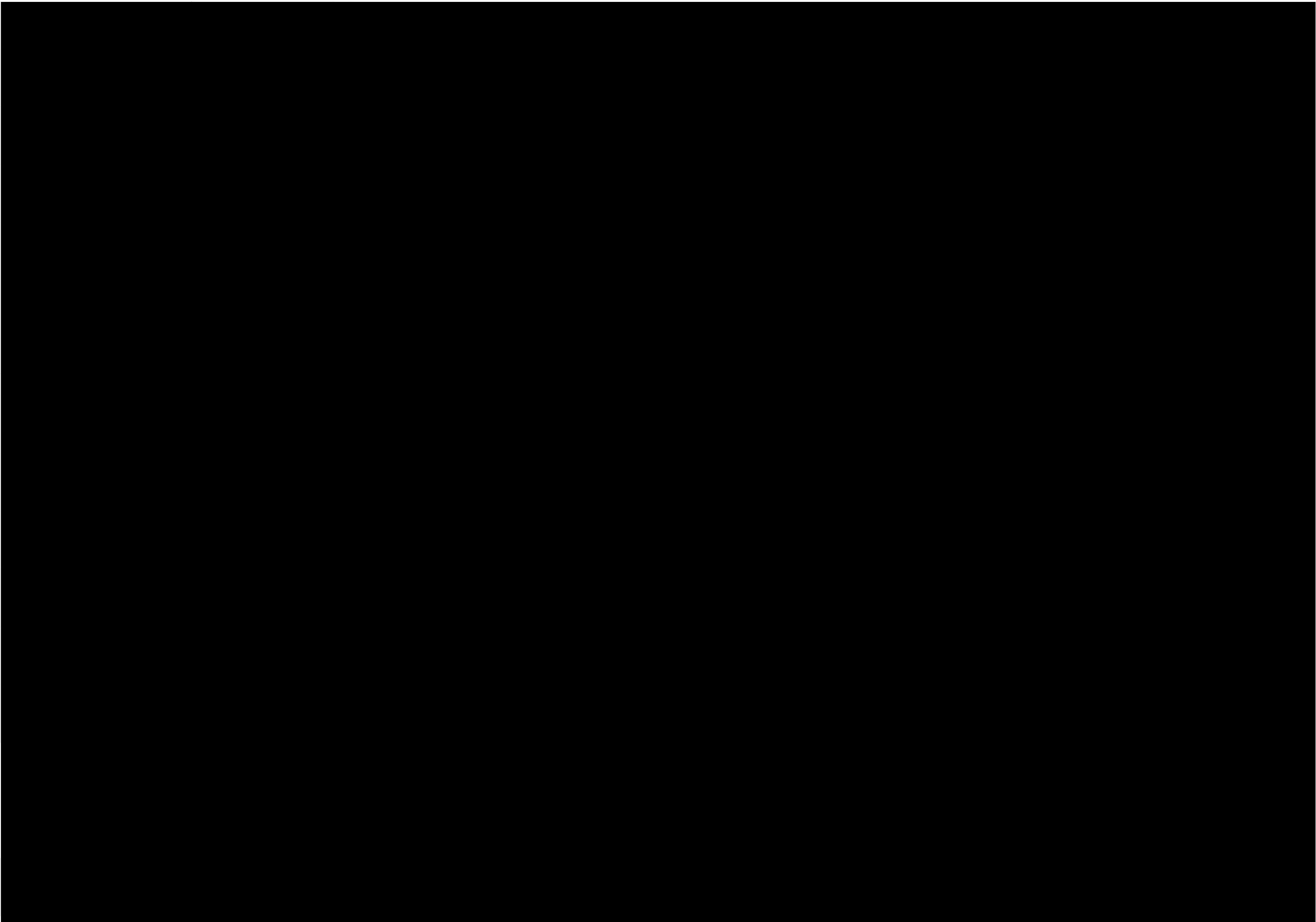


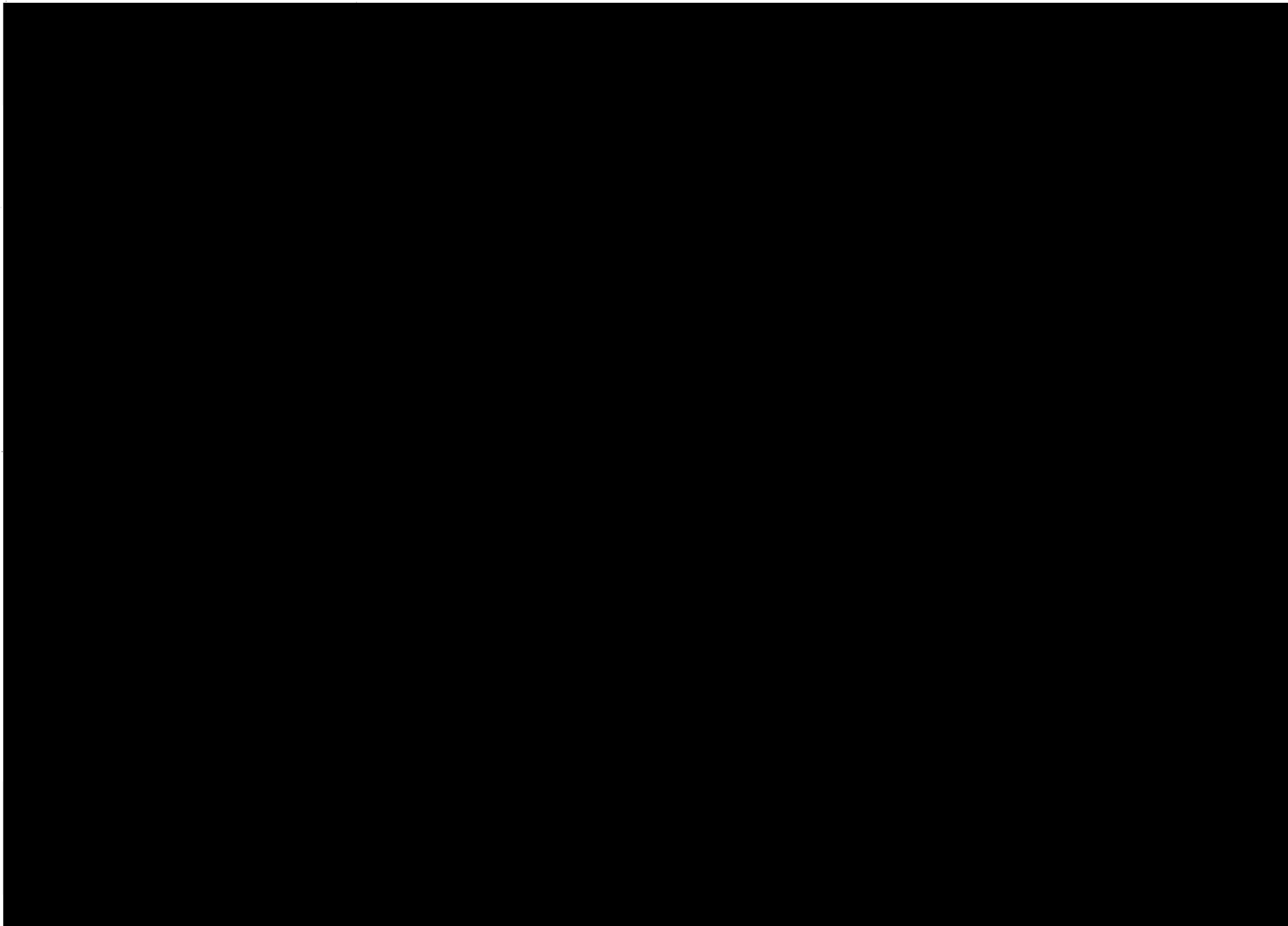


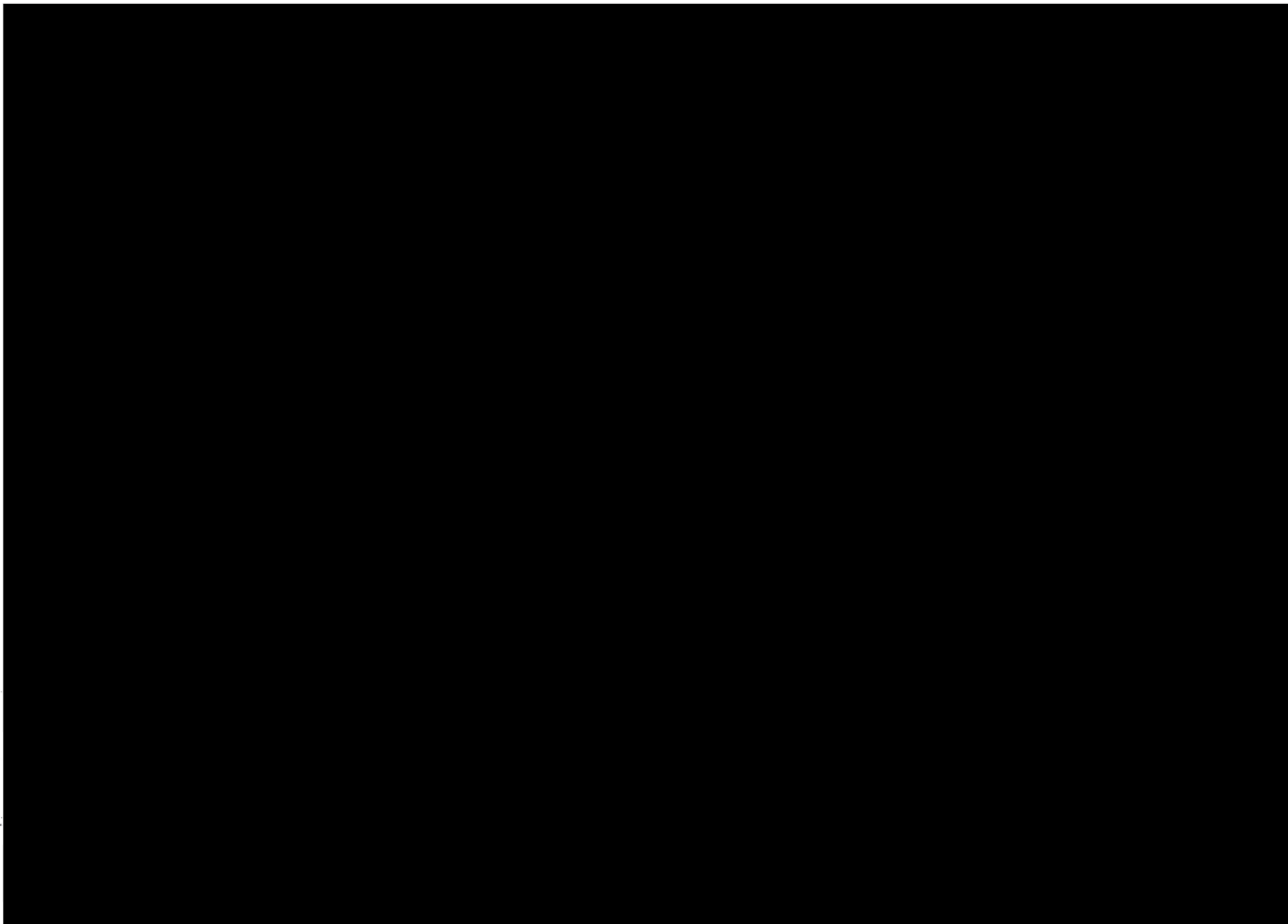


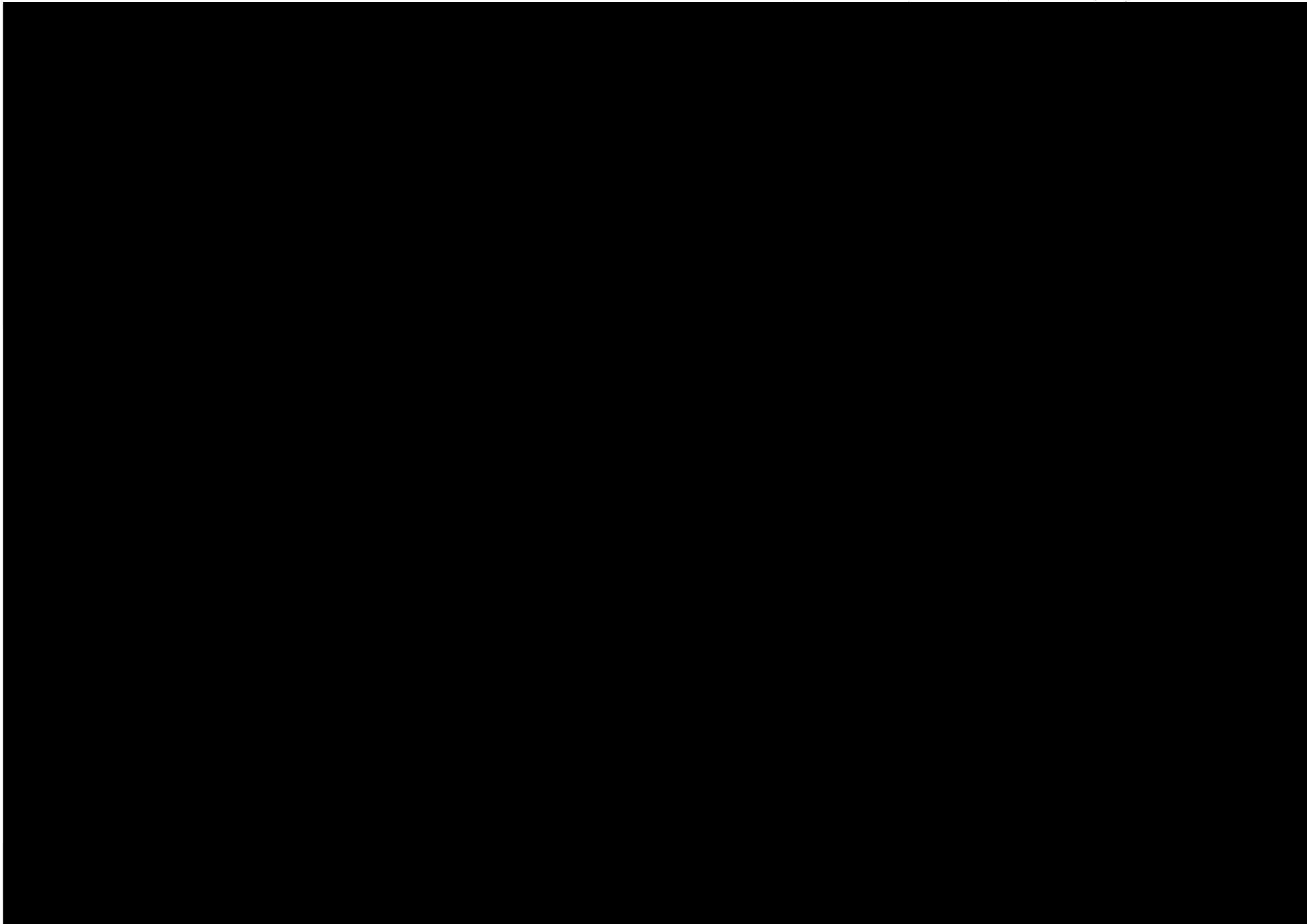


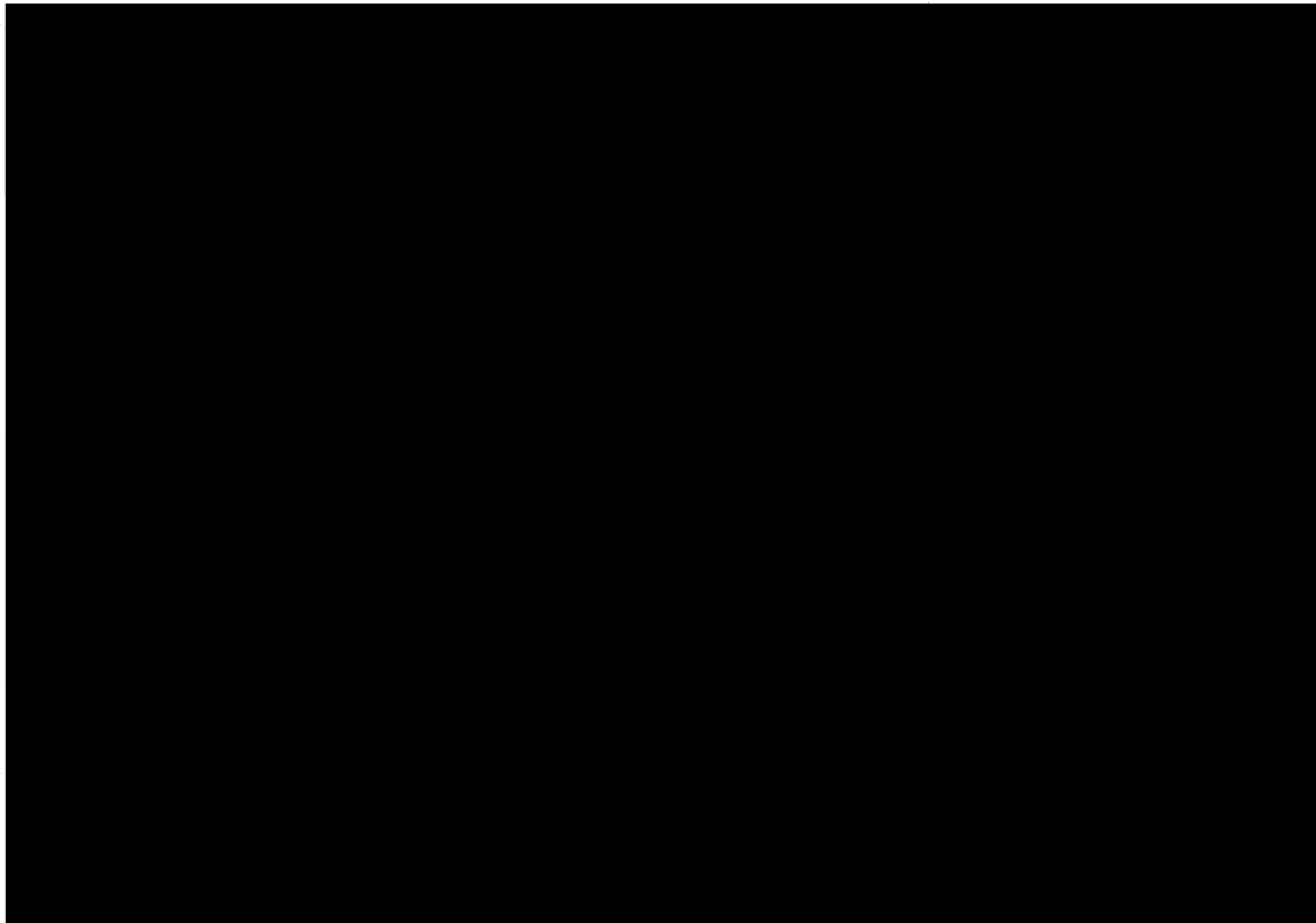


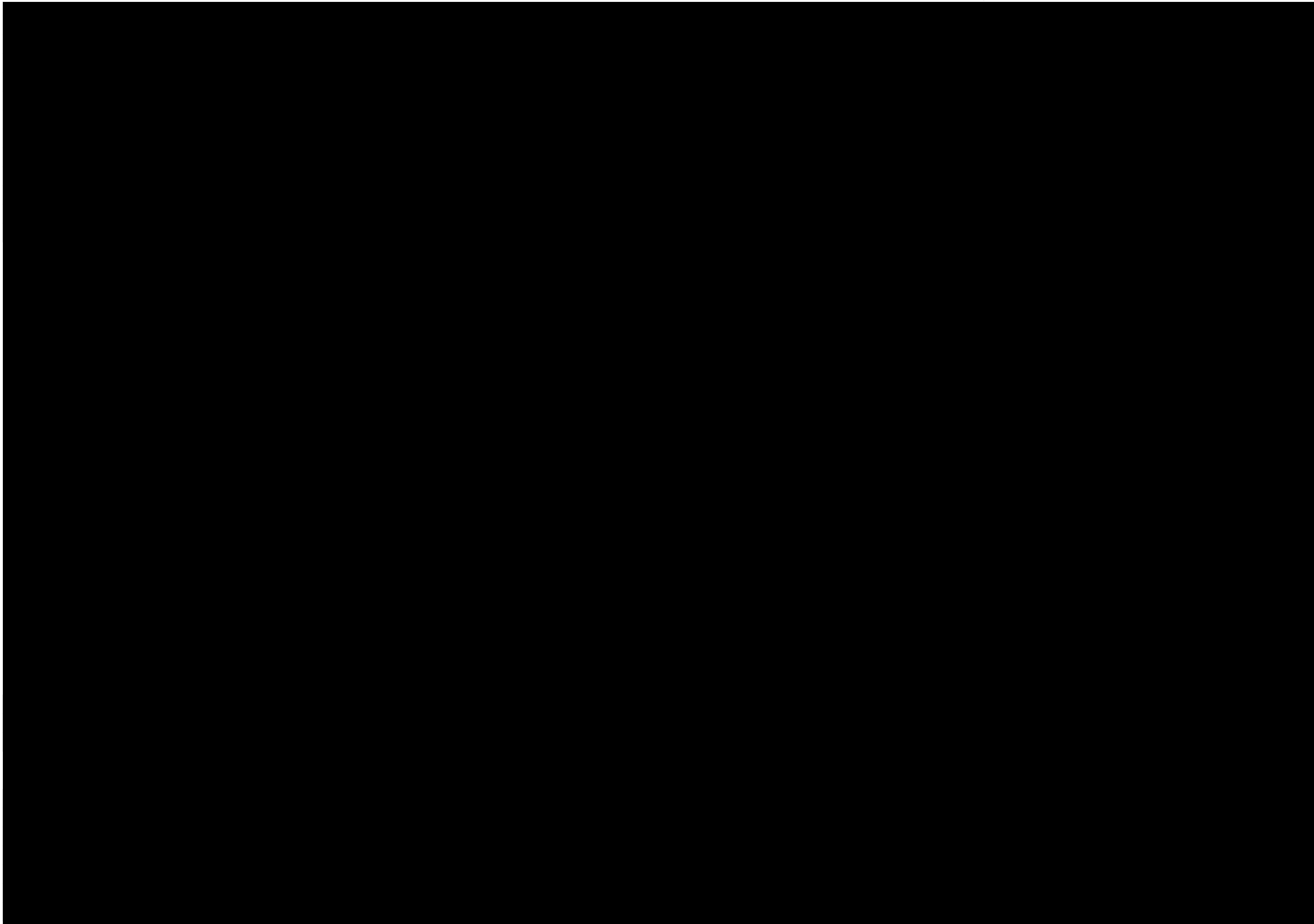


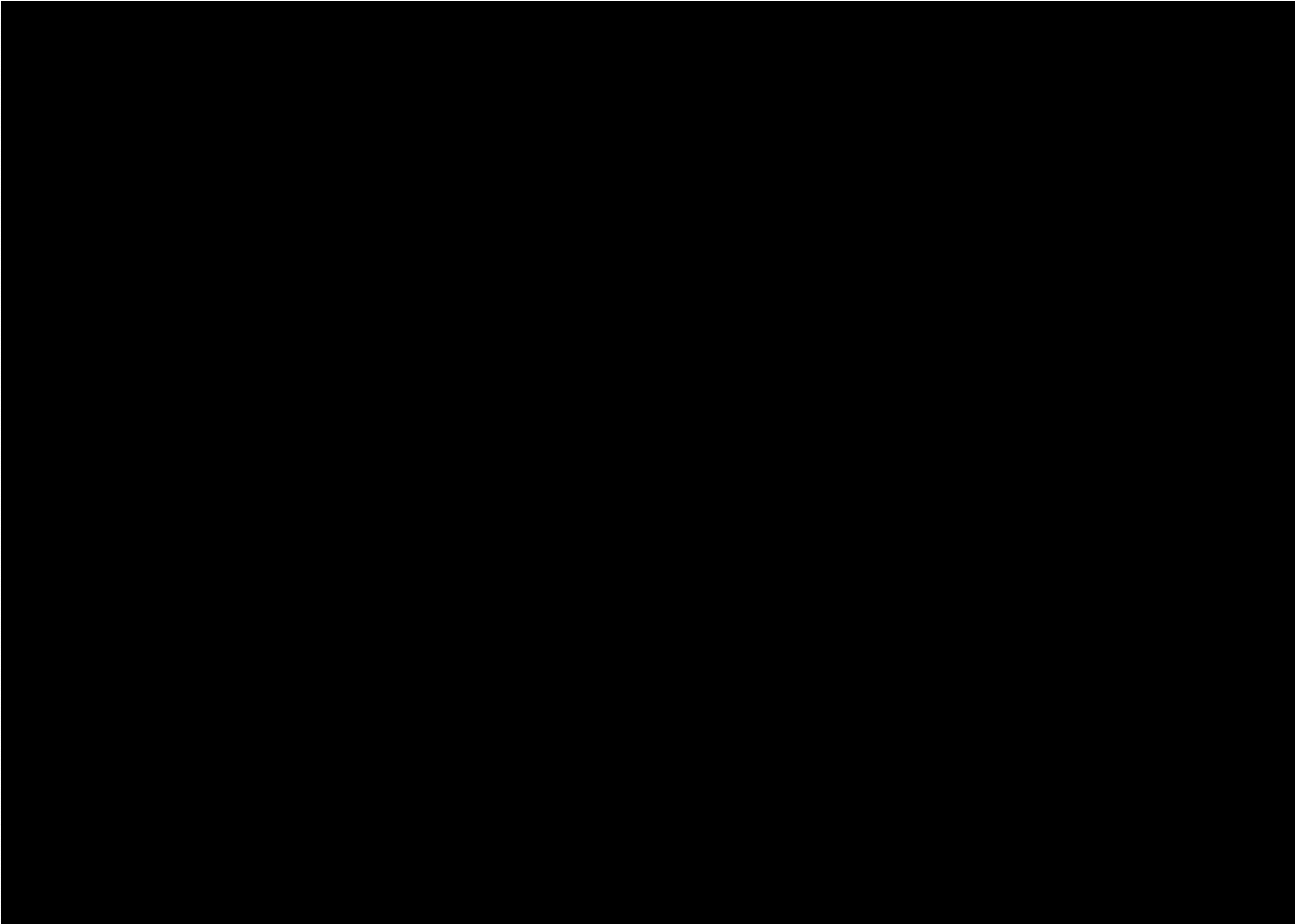


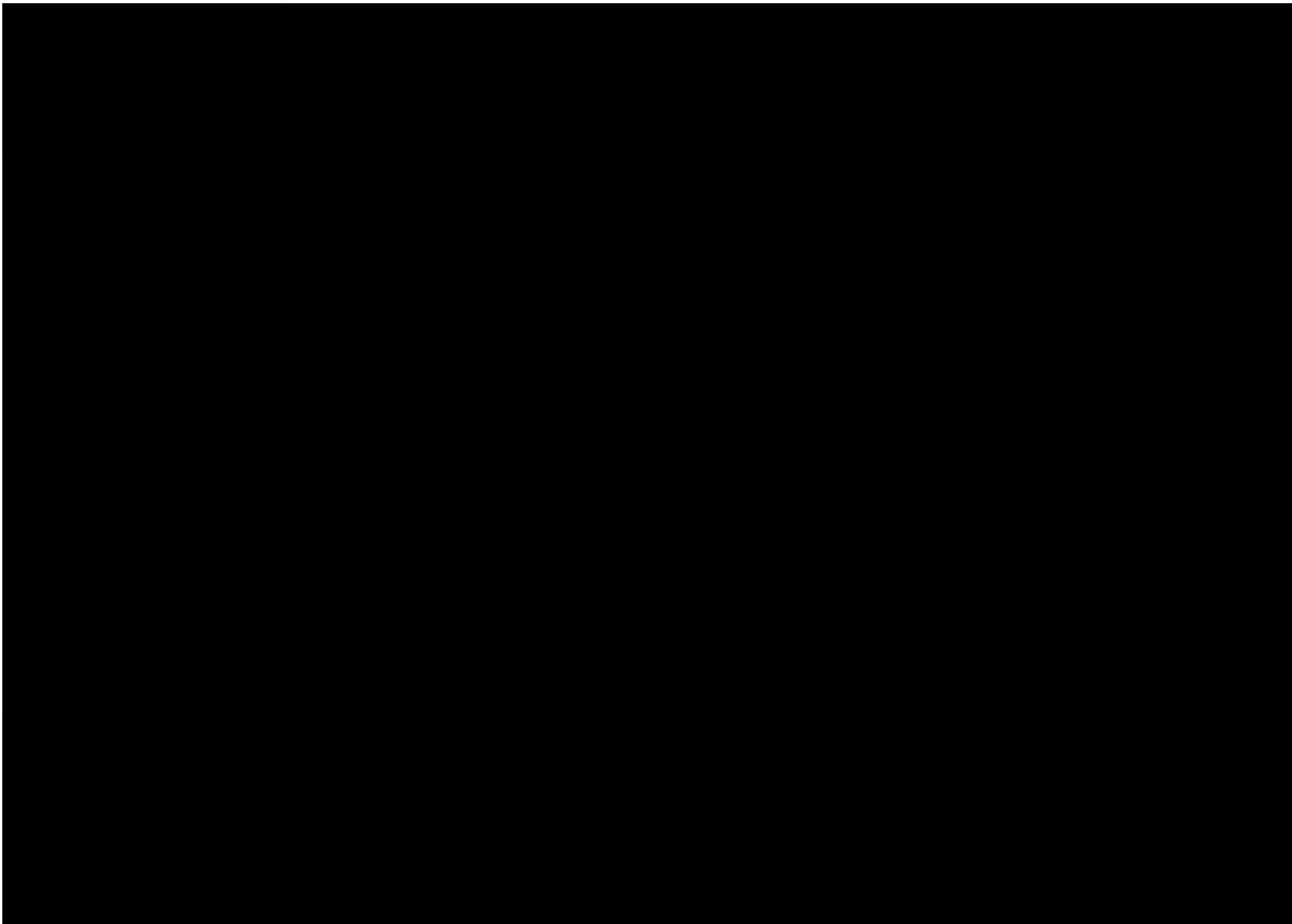


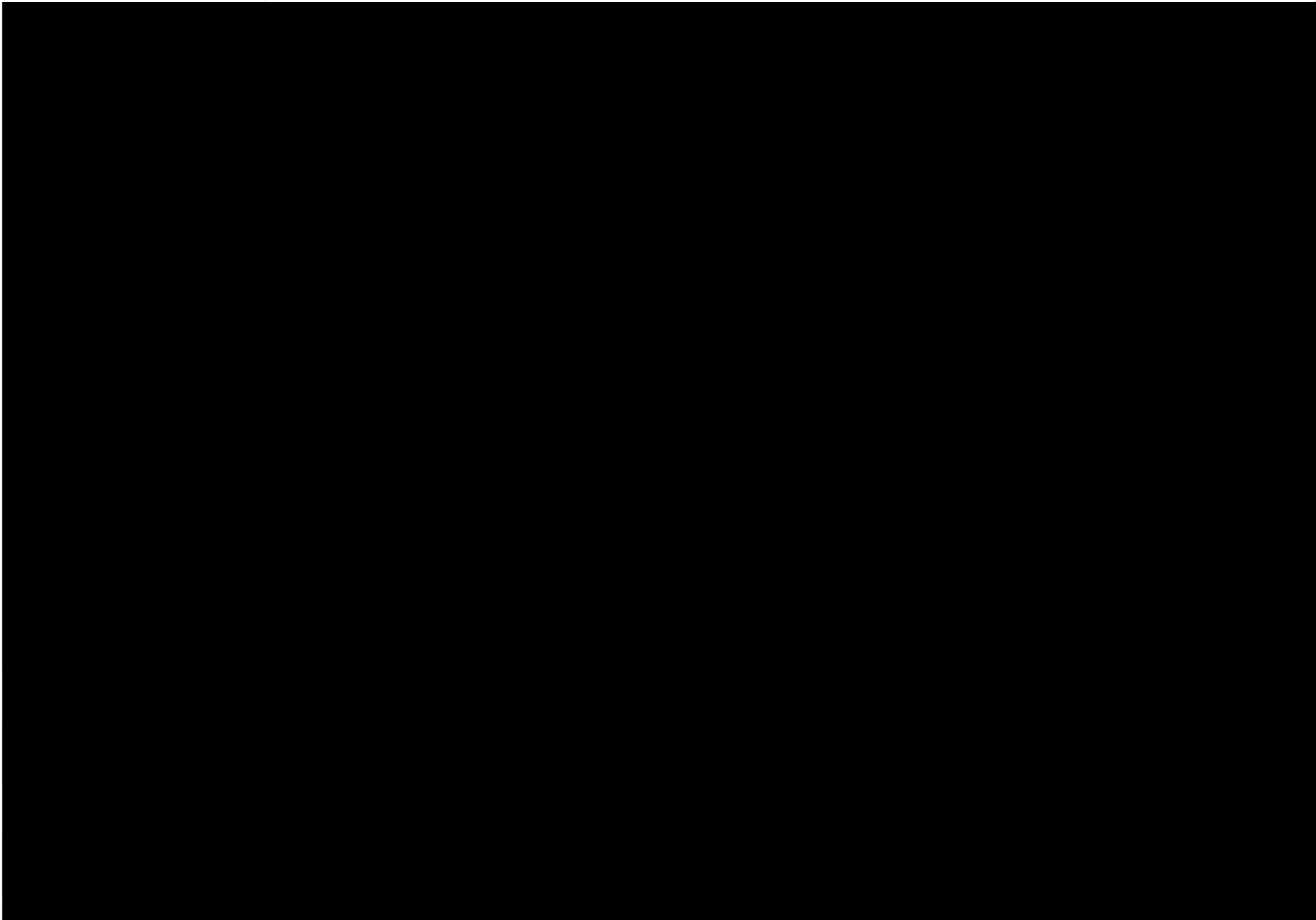


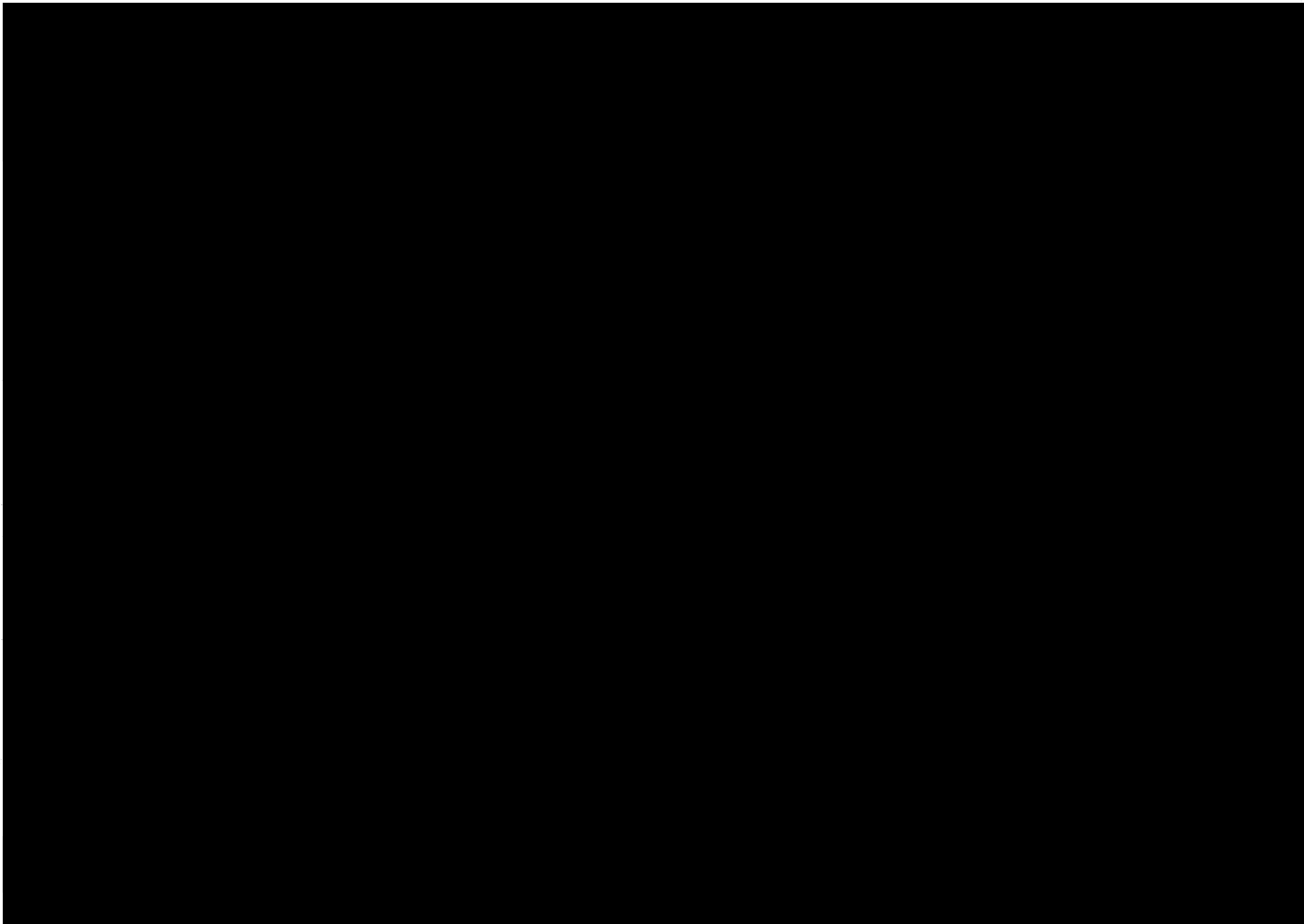


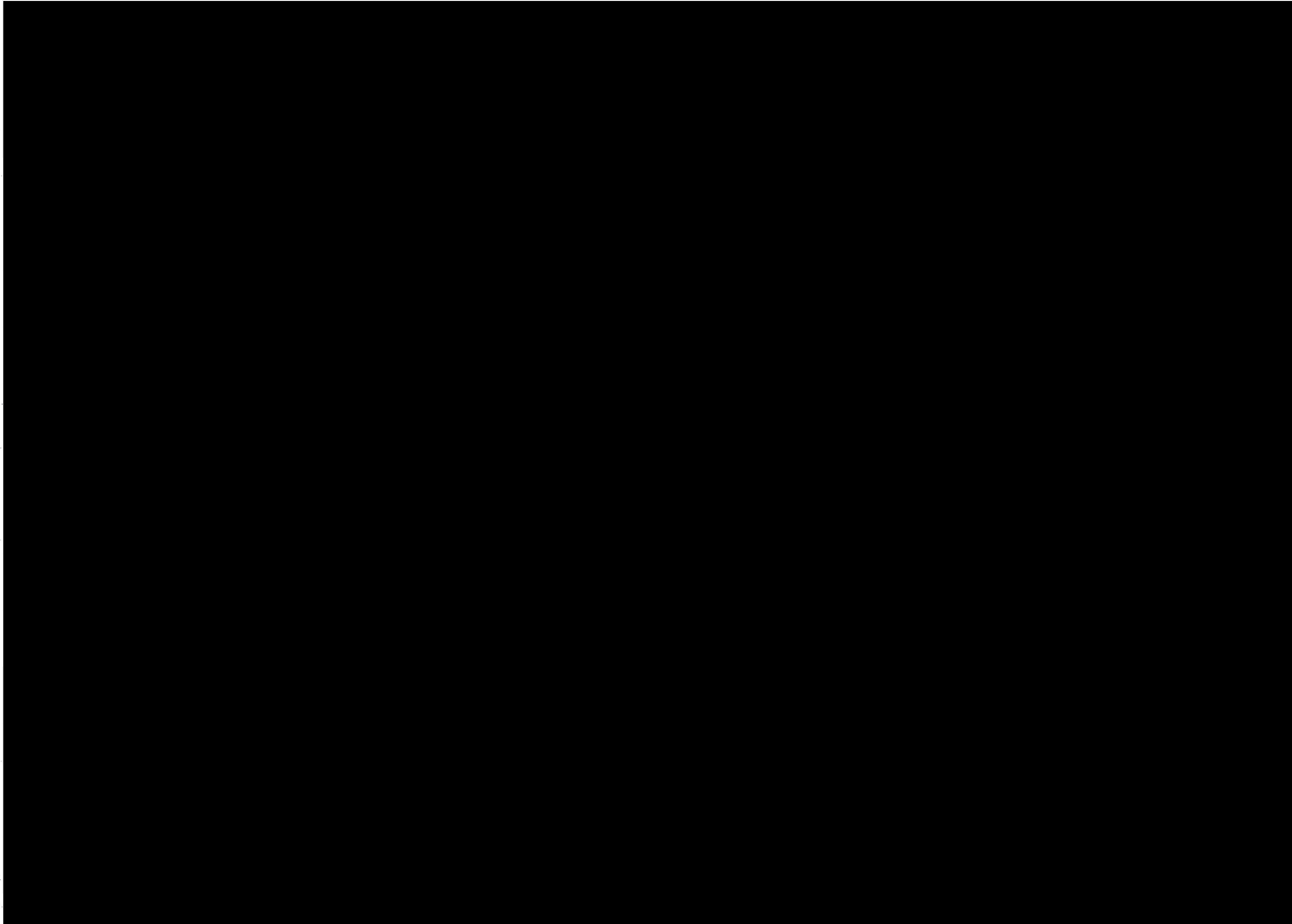


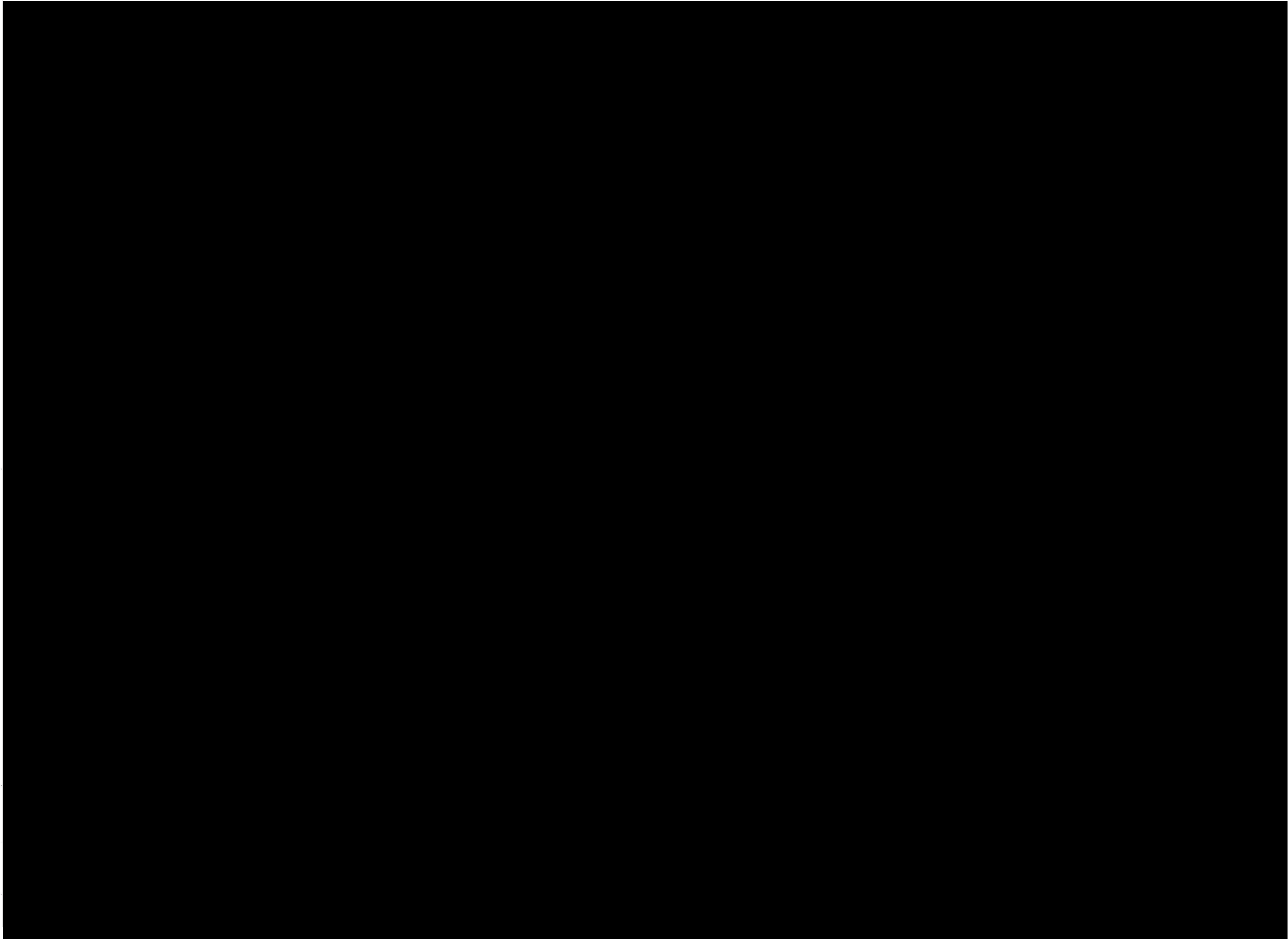


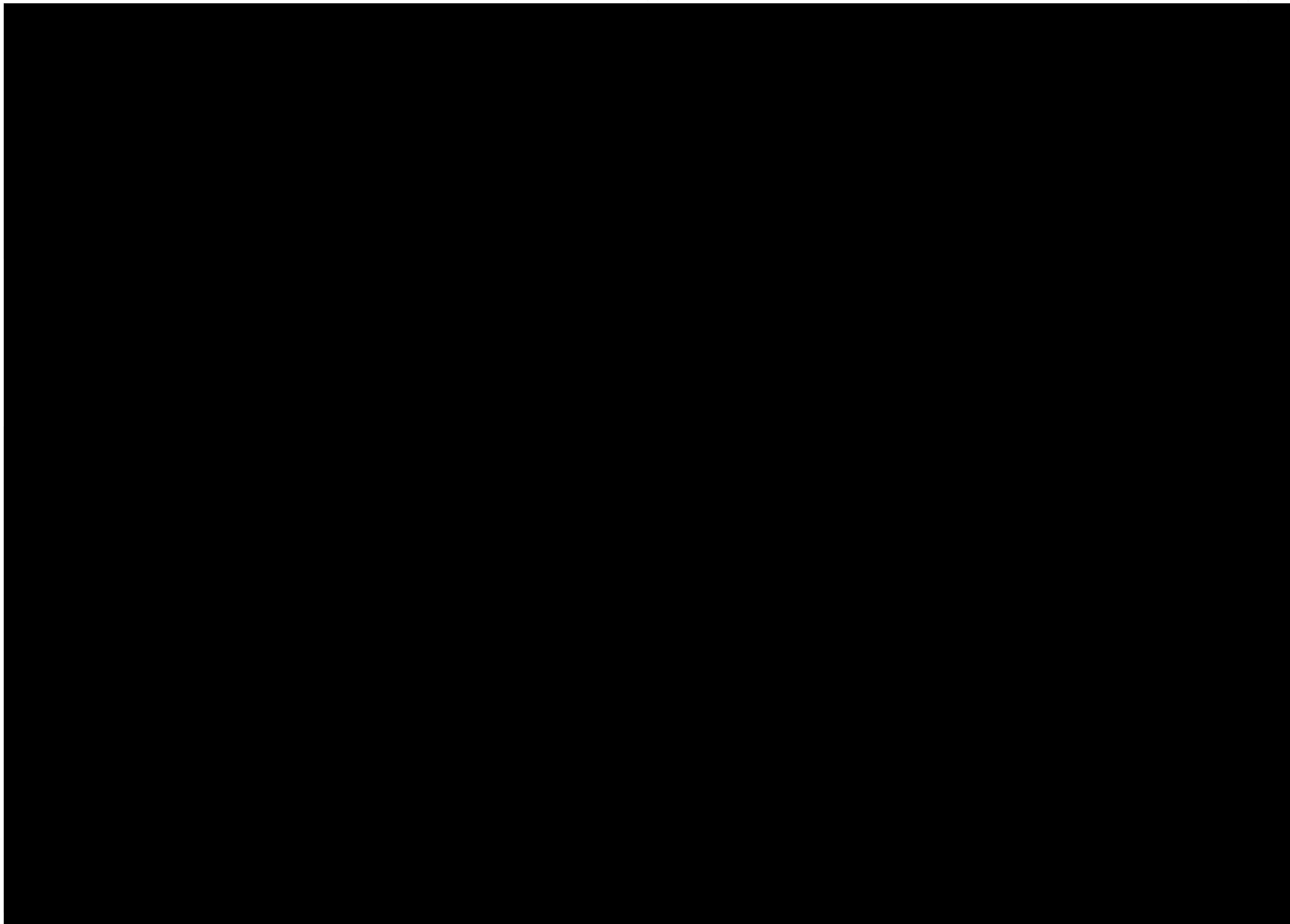


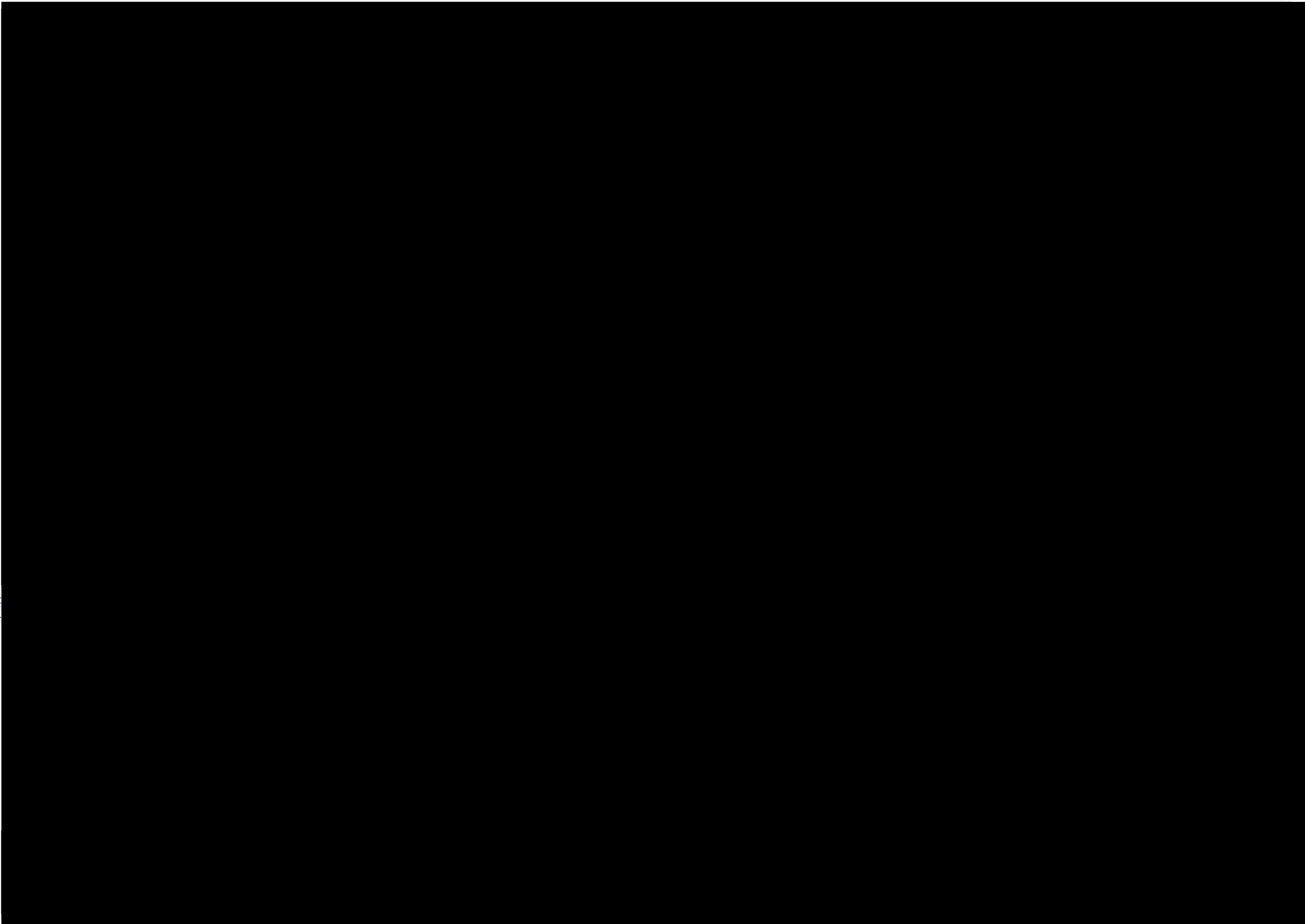




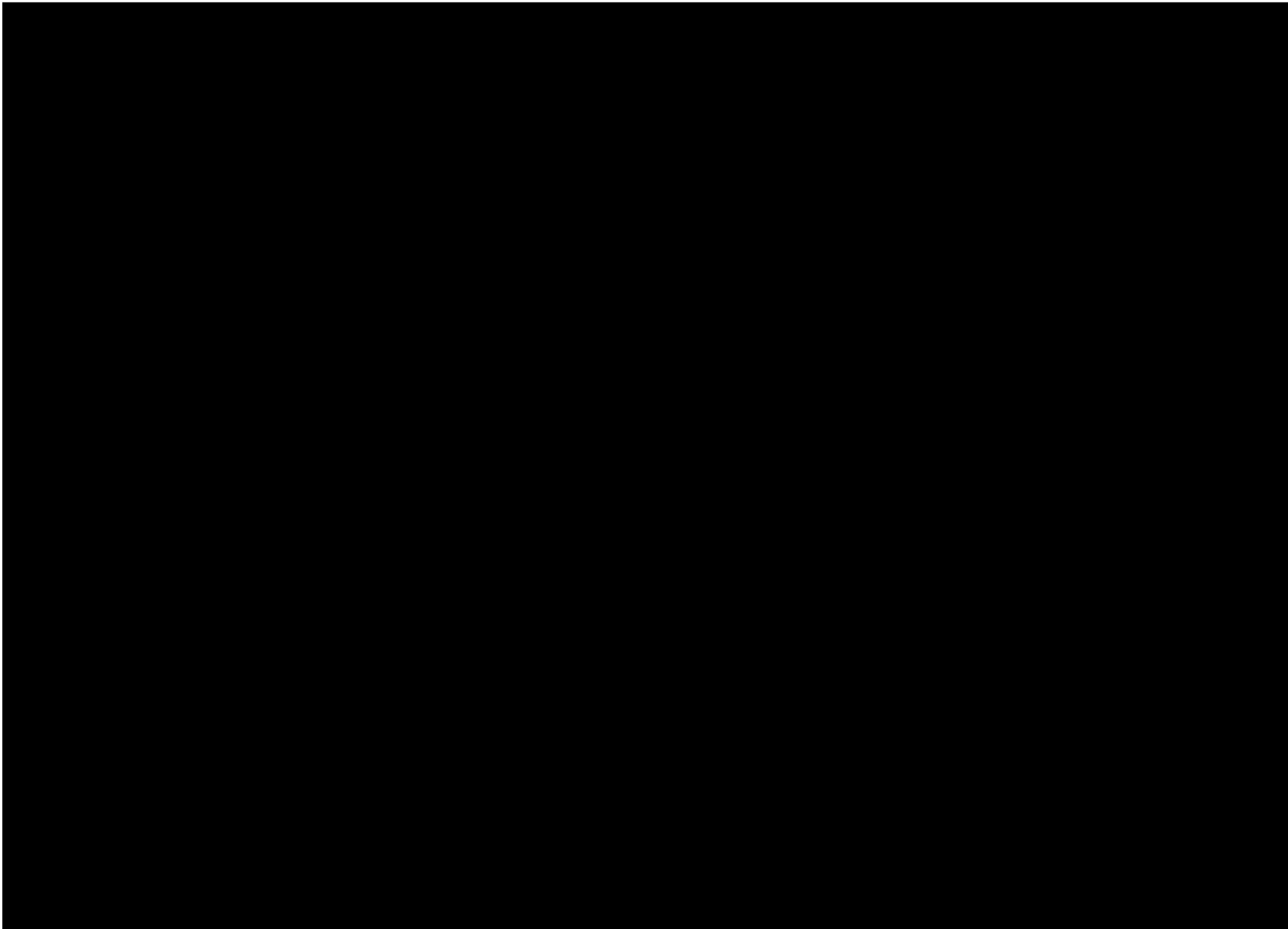


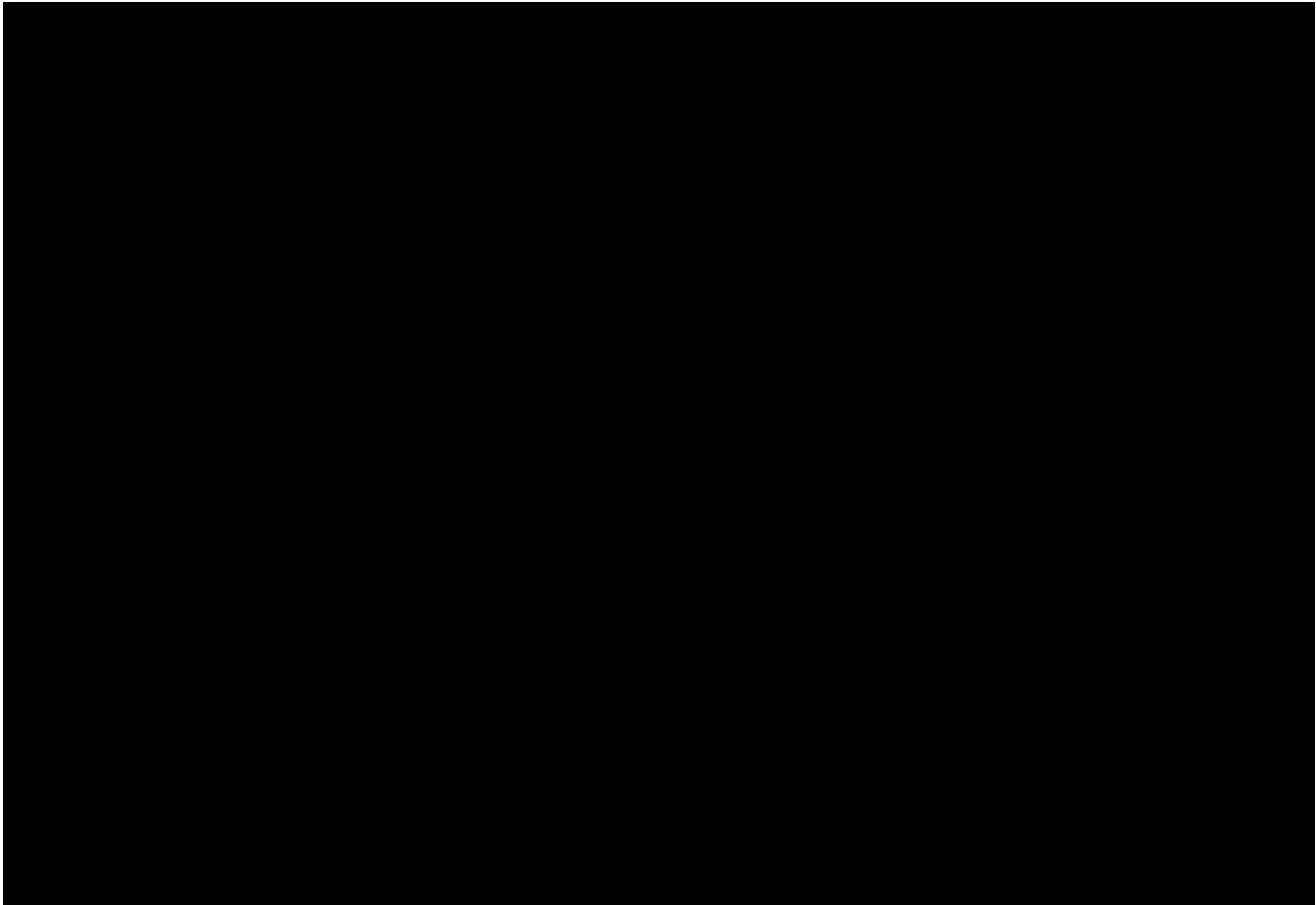


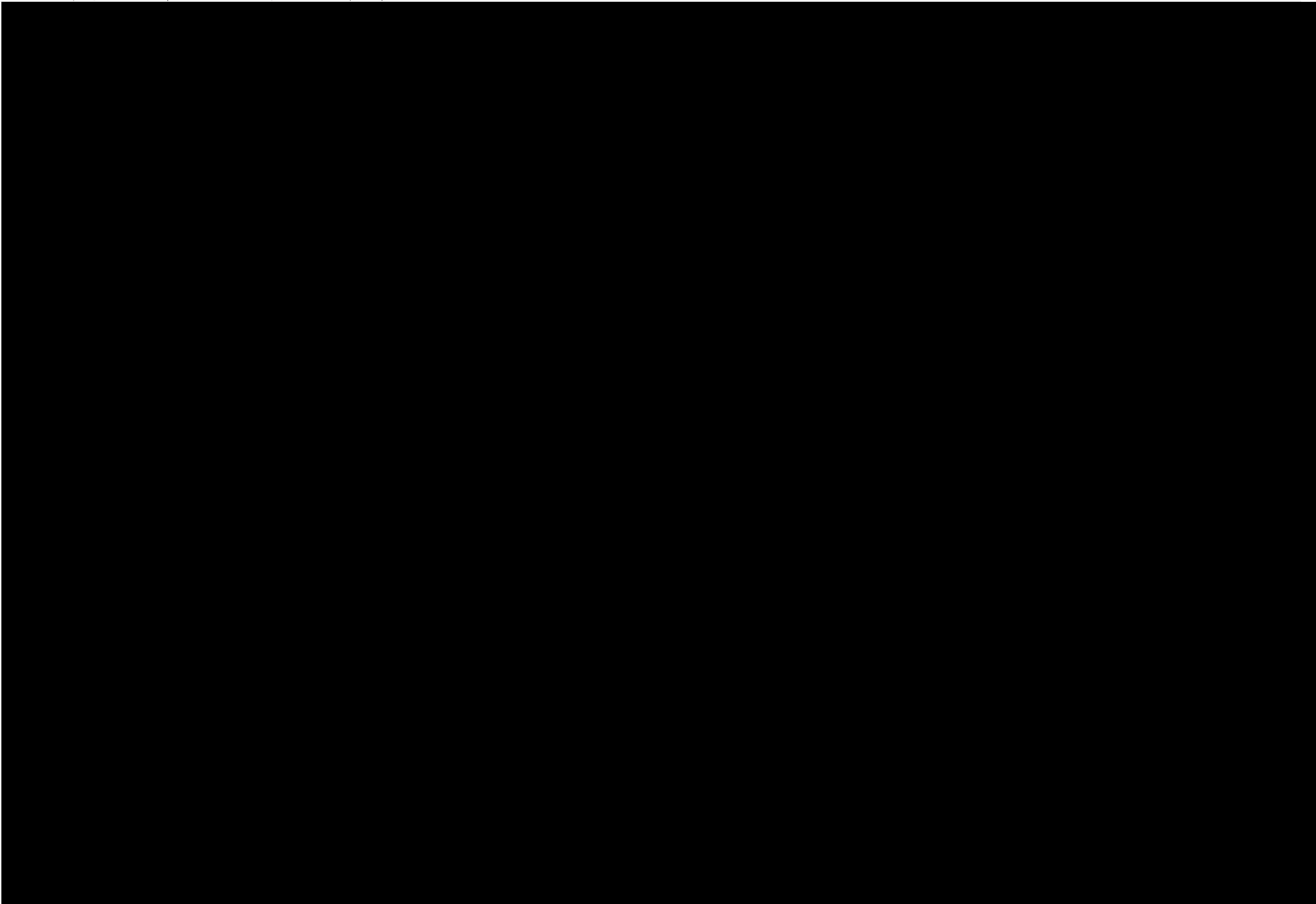


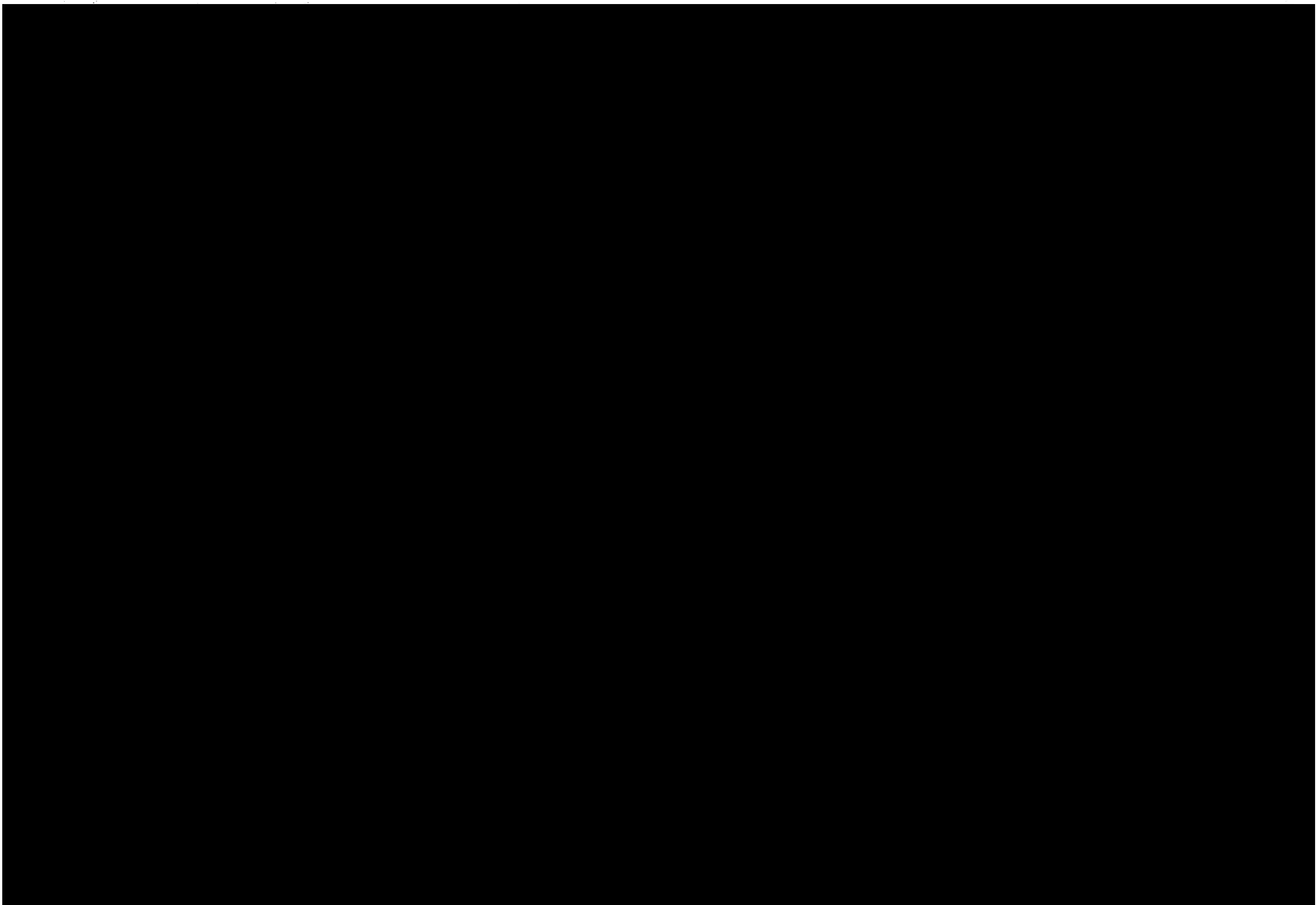


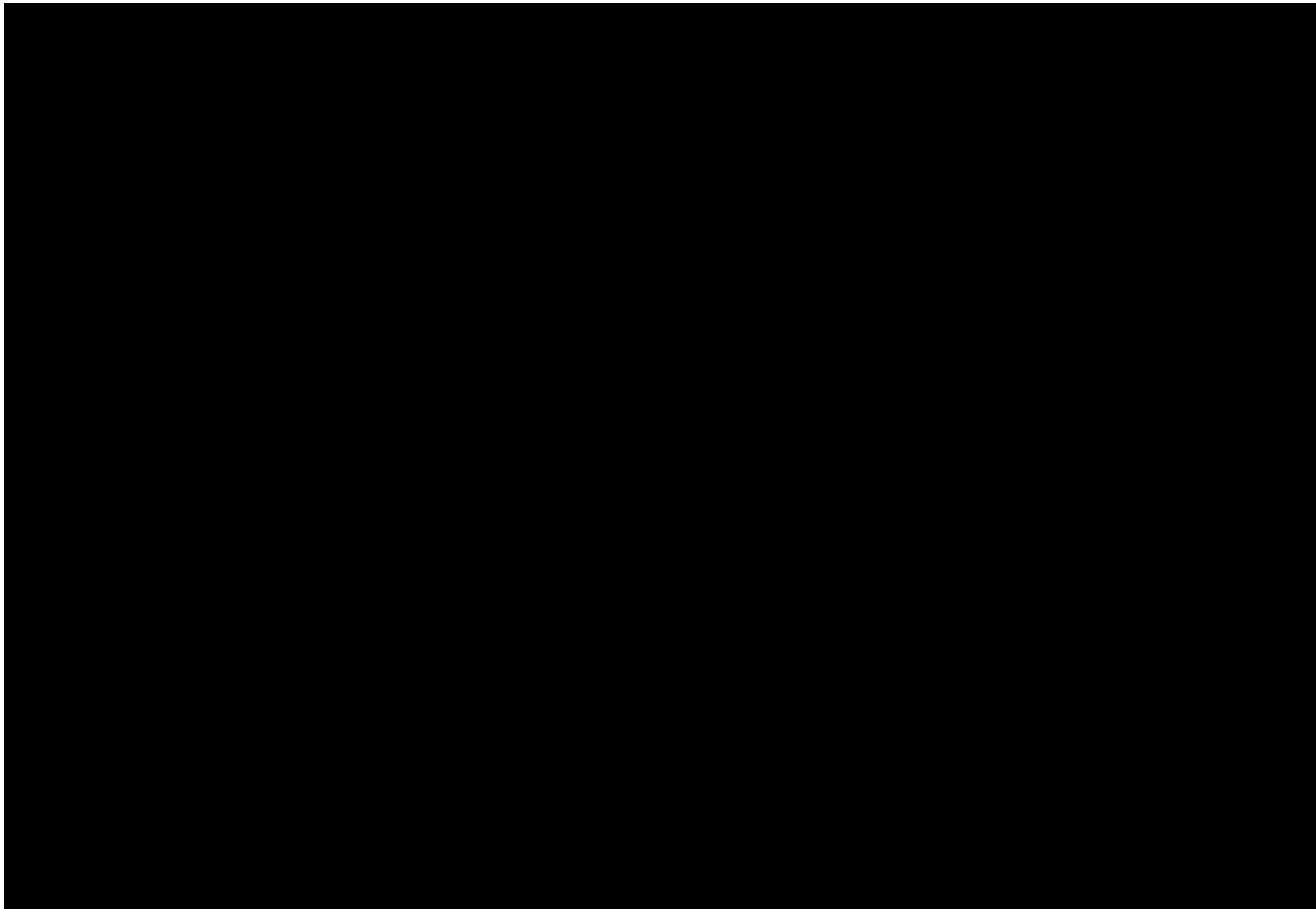
14

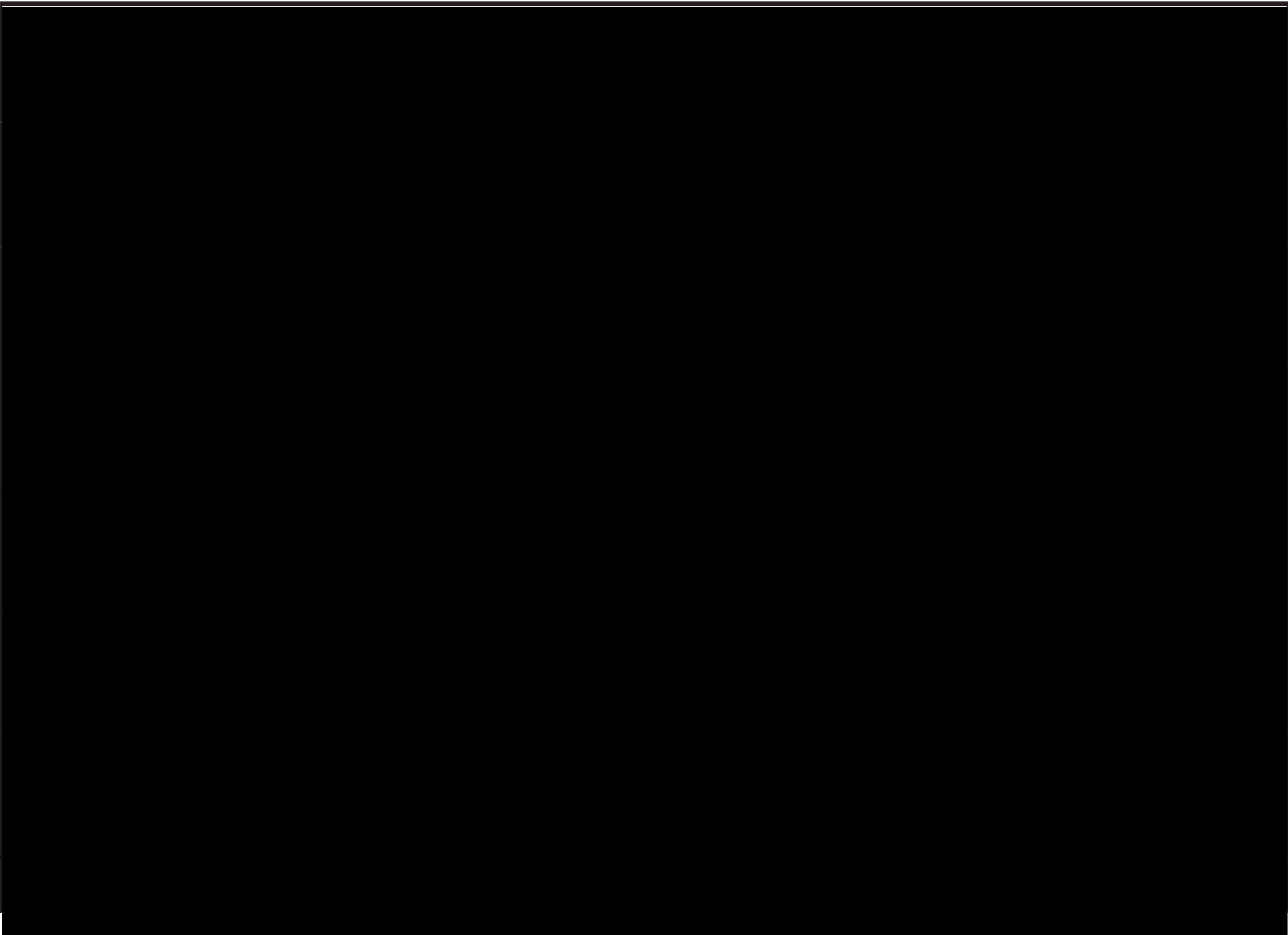


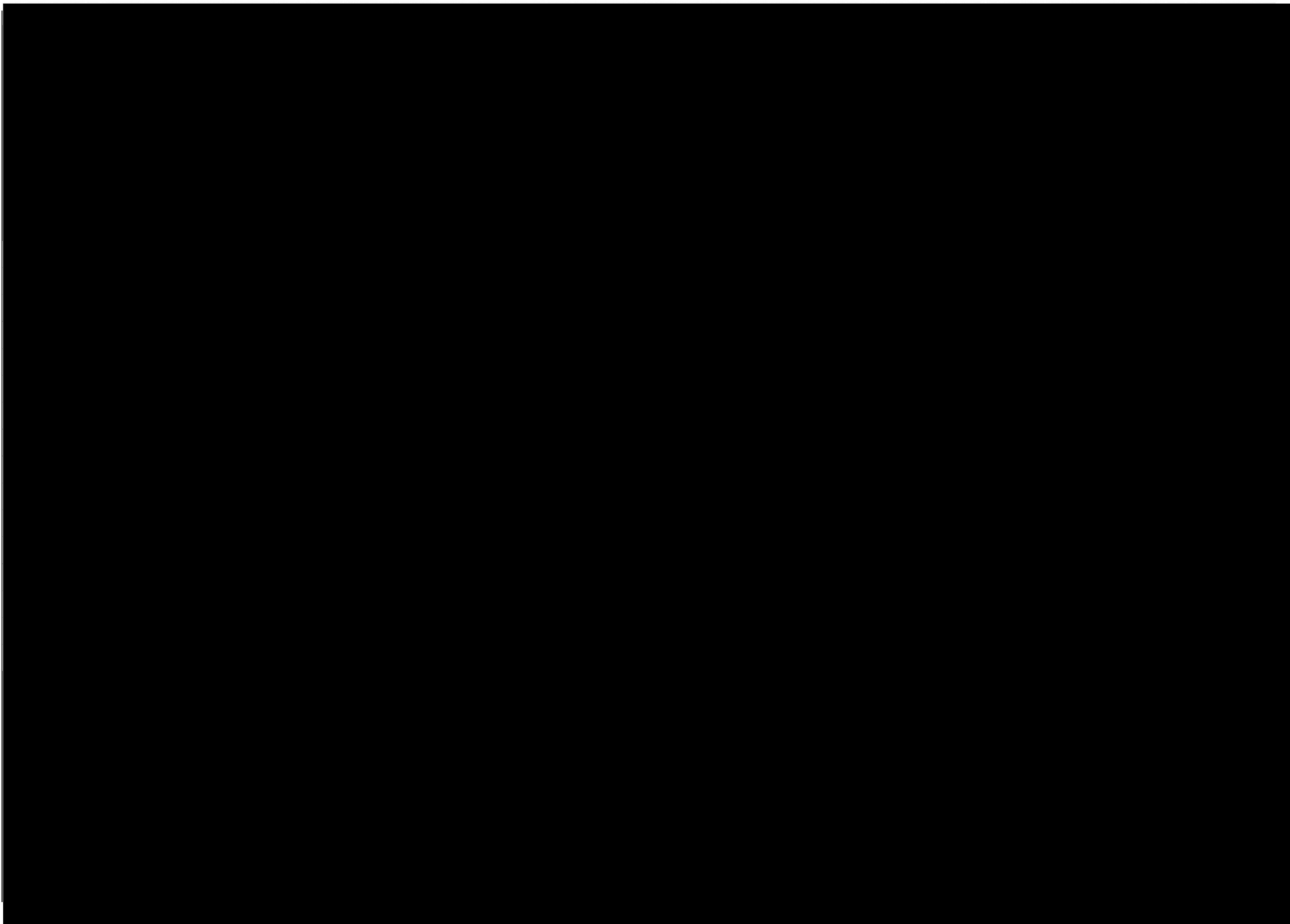


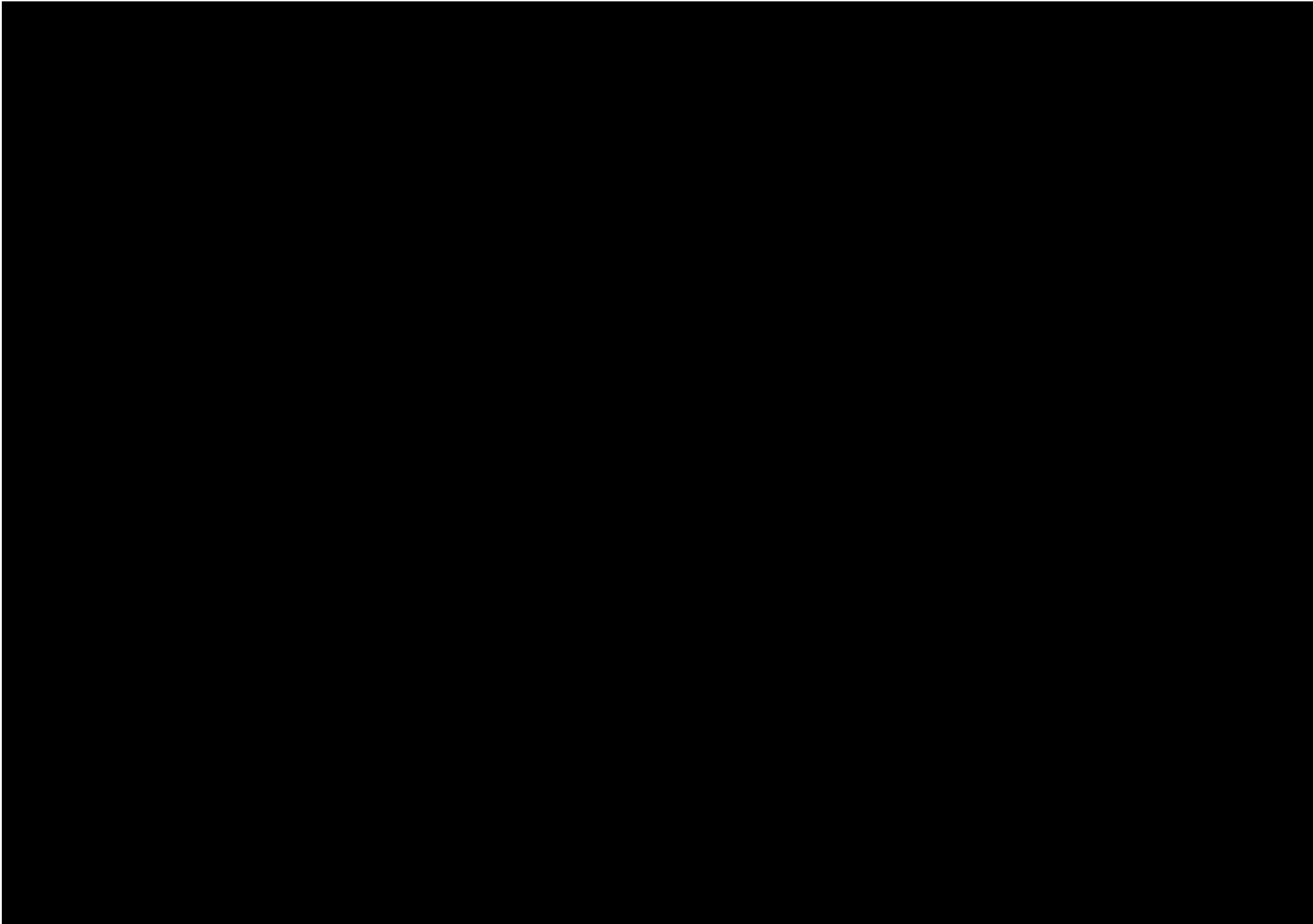


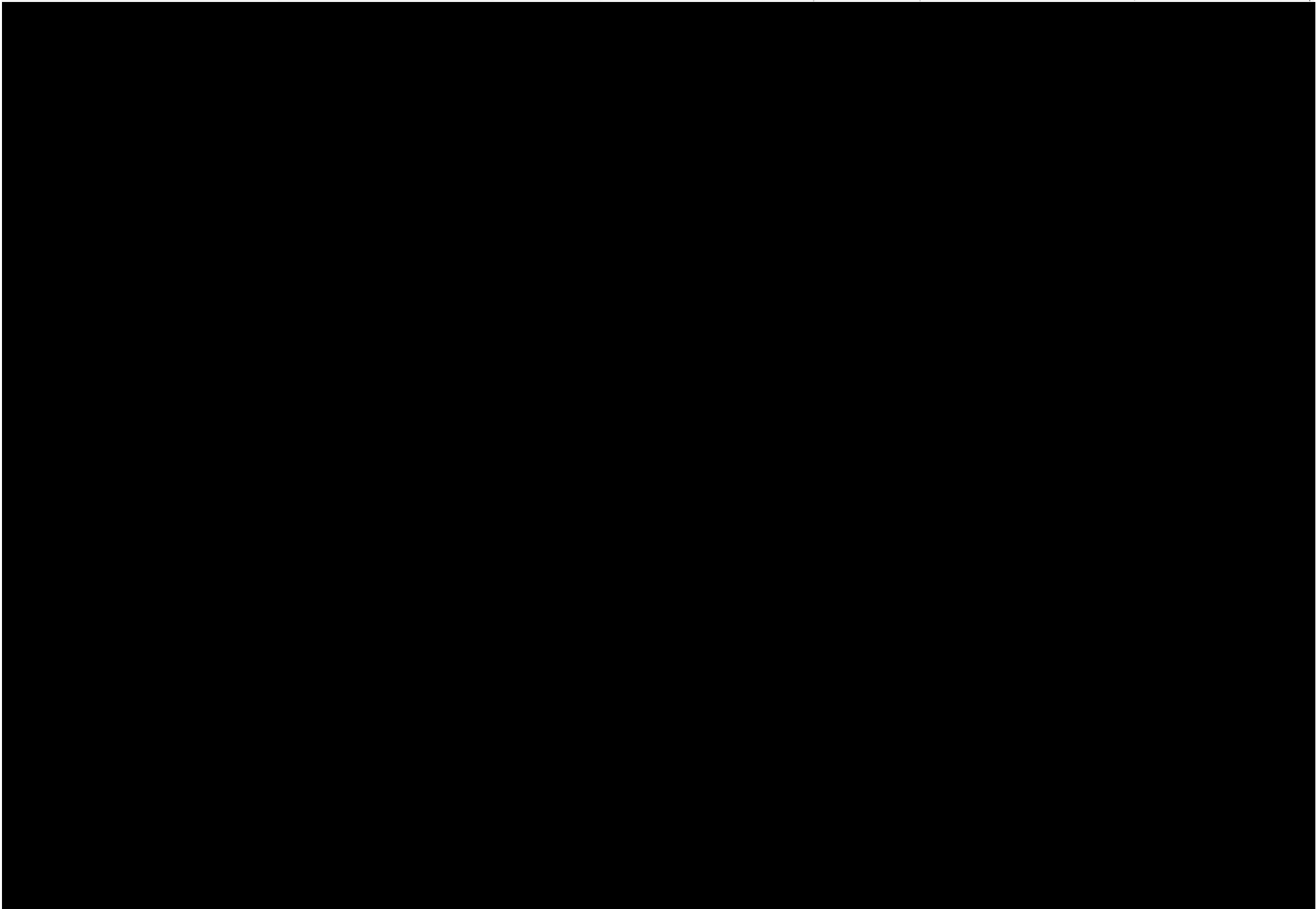




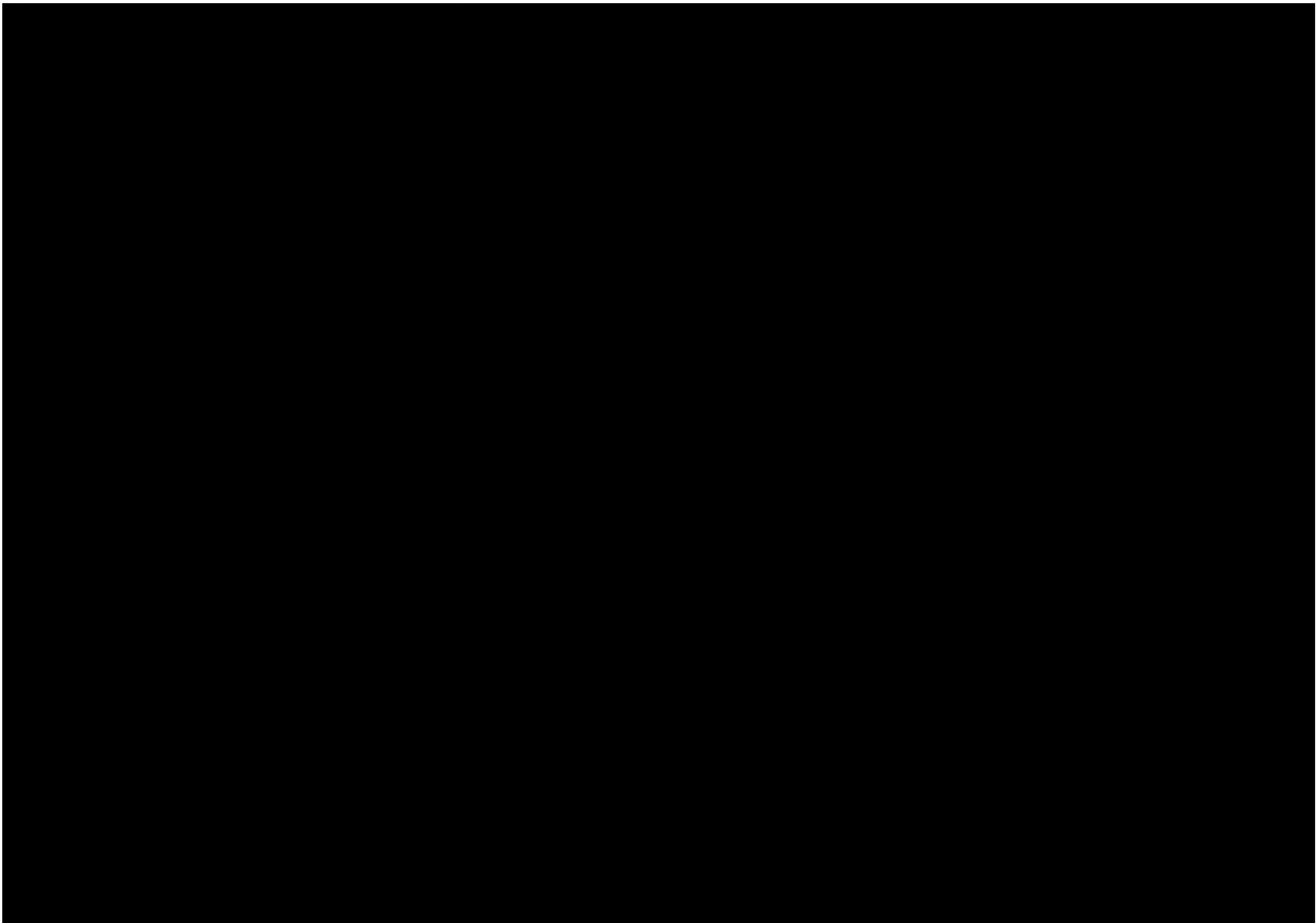


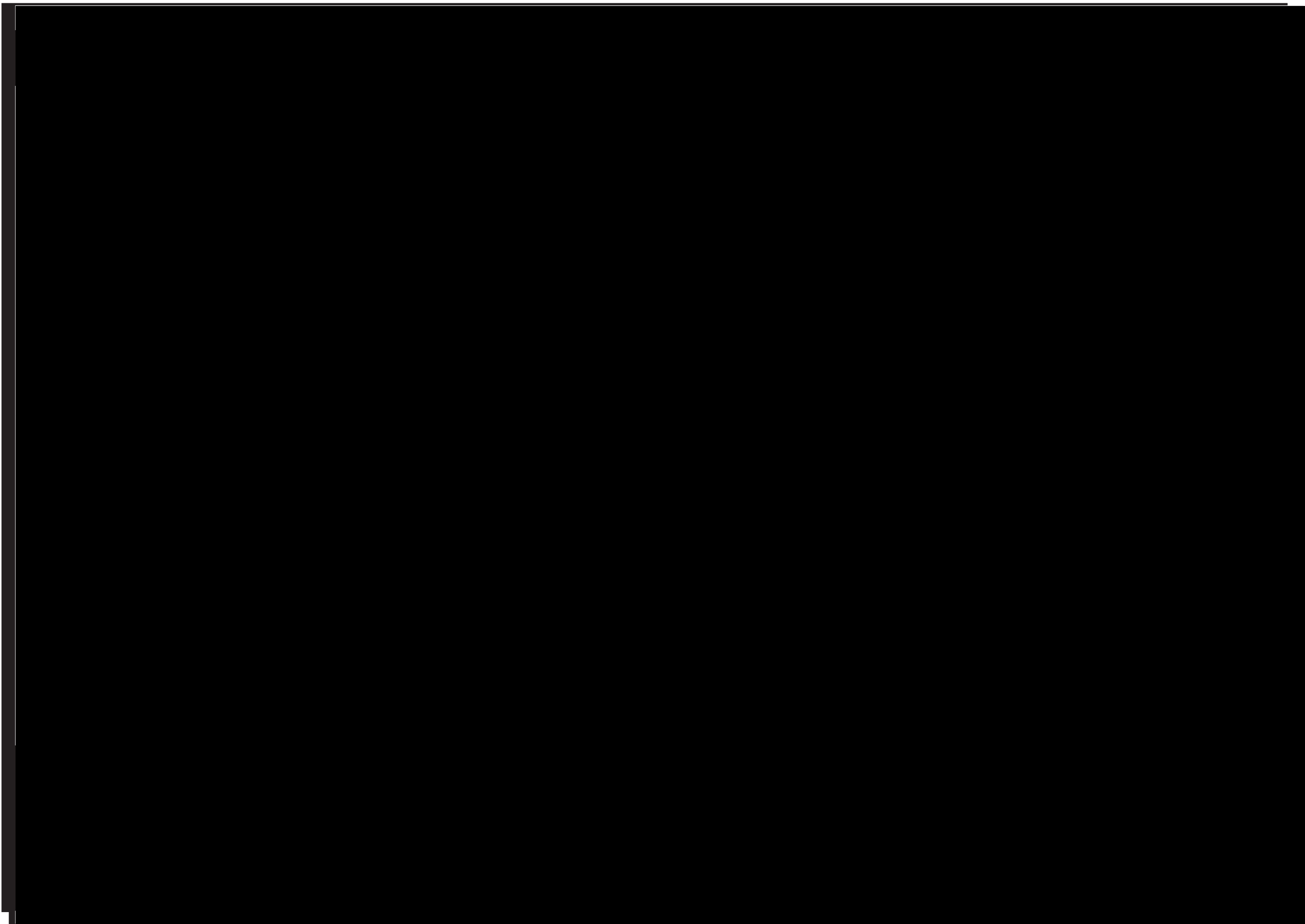


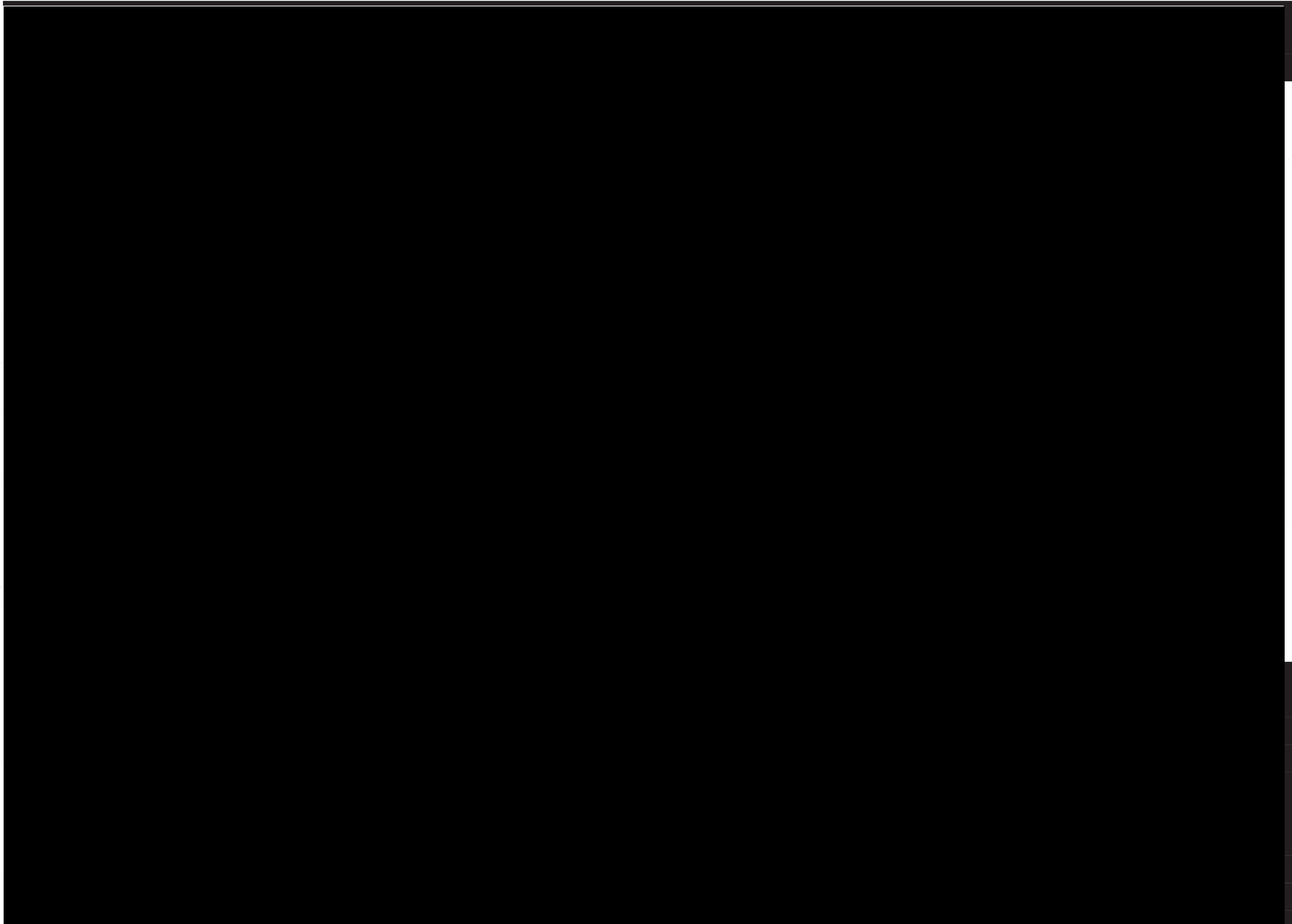








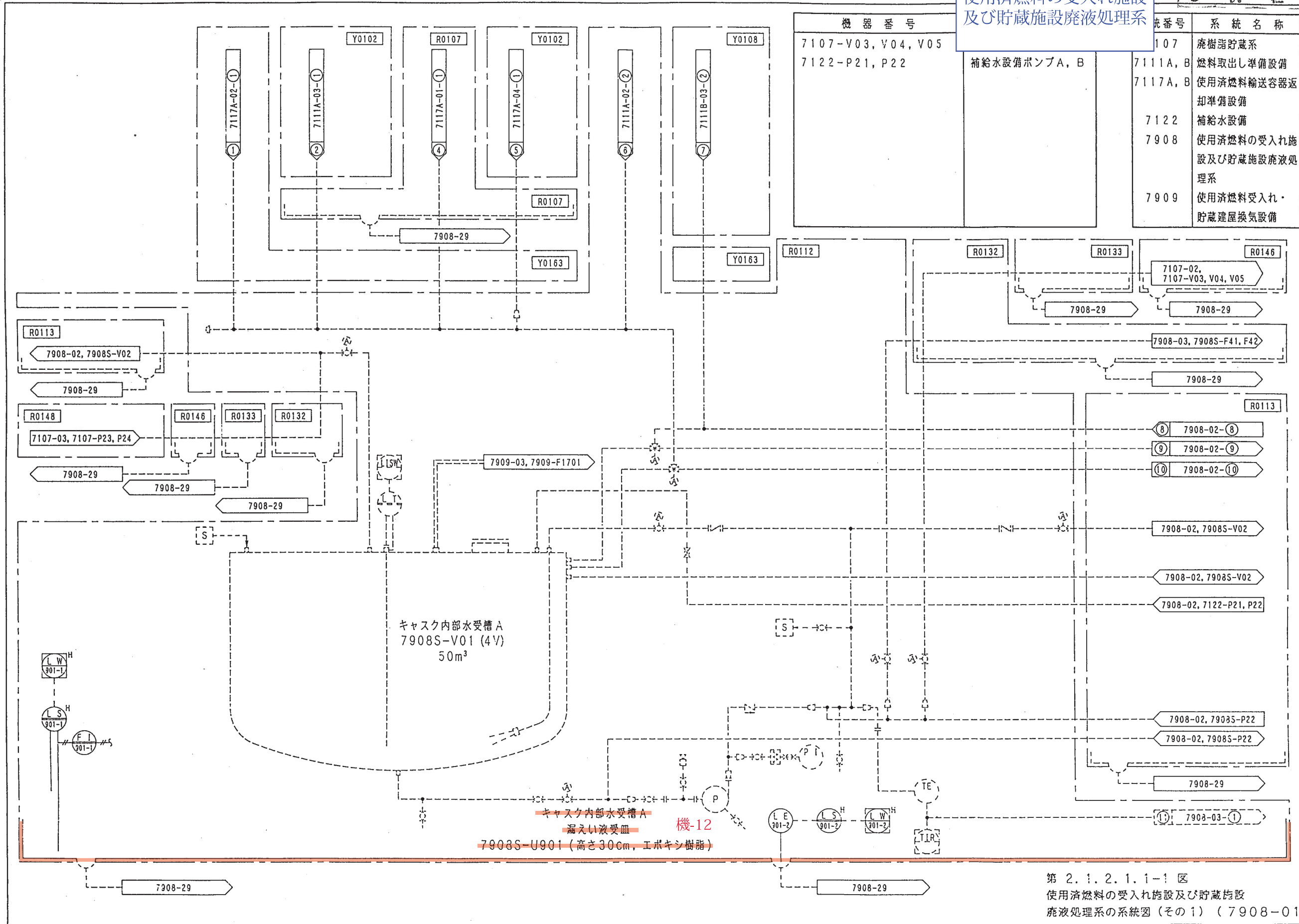




平成7年10月17日
3 次 概 観

使用済燃料の受入れ施設
及び貯蔵施設廃液処理系

機器番号	系統名称
7107-V03, V04, V05	107 廃樹脂貯蔵系
7122-P21, P22	7111A, B 燃料取出し準備設備
補給水設備ポンプA, B	7117A, B 使用済燃料輸送容器返却準備設備
	7122 補給水設備
	7908 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系
	7909 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備



第 2.1.2.1.1-1 区
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設
廃液処理系の系統図 (その1) (7908-01)

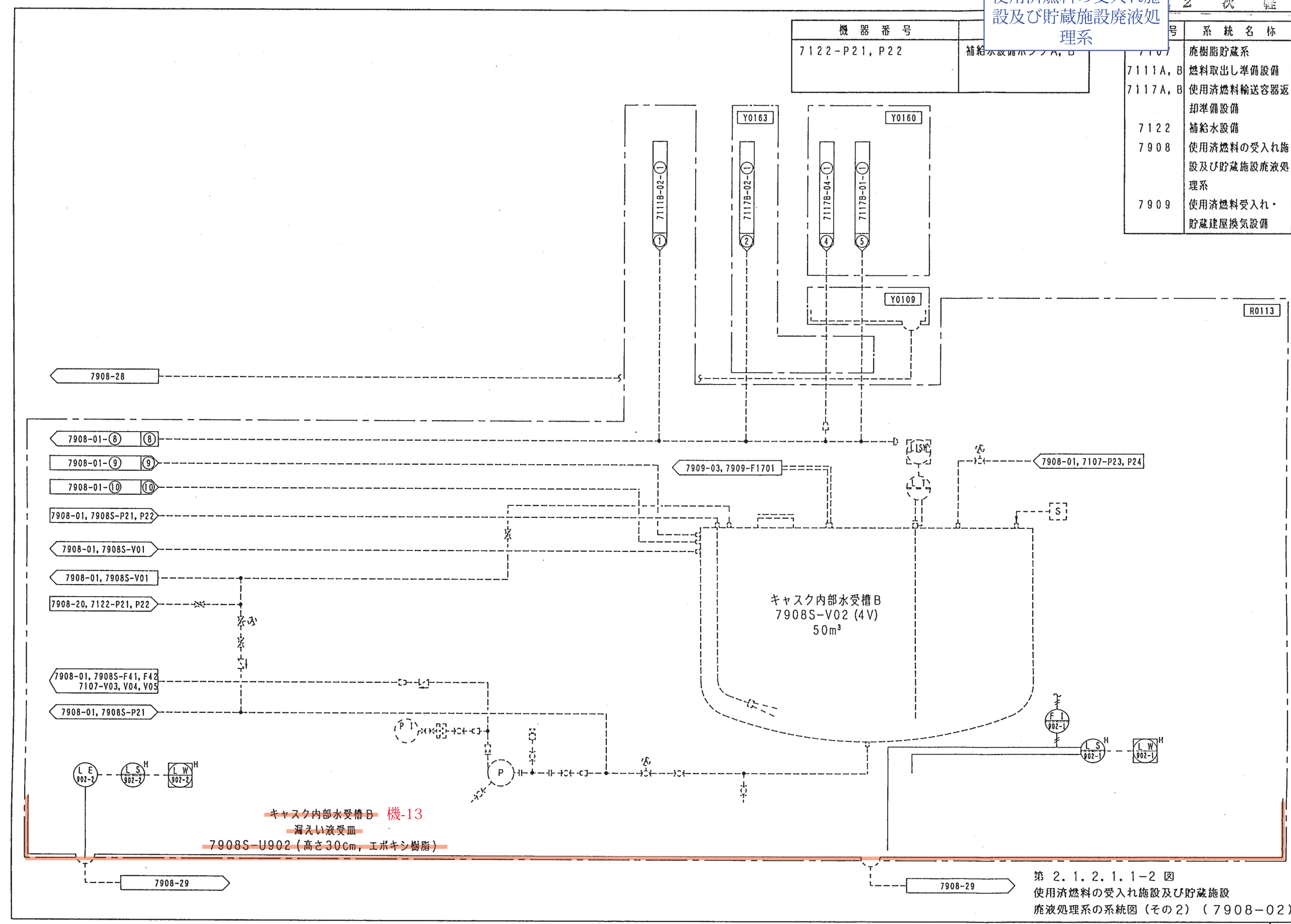
図-へ-2-1-1

0386

平成7年5月11日
2次 軽

使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系

機器番号	系統名称
7122-P21, P22	補給水設備
7111A, B	鹿樹脂貯蔵系
7117A, B	燃料取出し準備設備
	使用済燃料輸送容器返却準備設備
7122	補給水設備
7908	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系
7909	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備



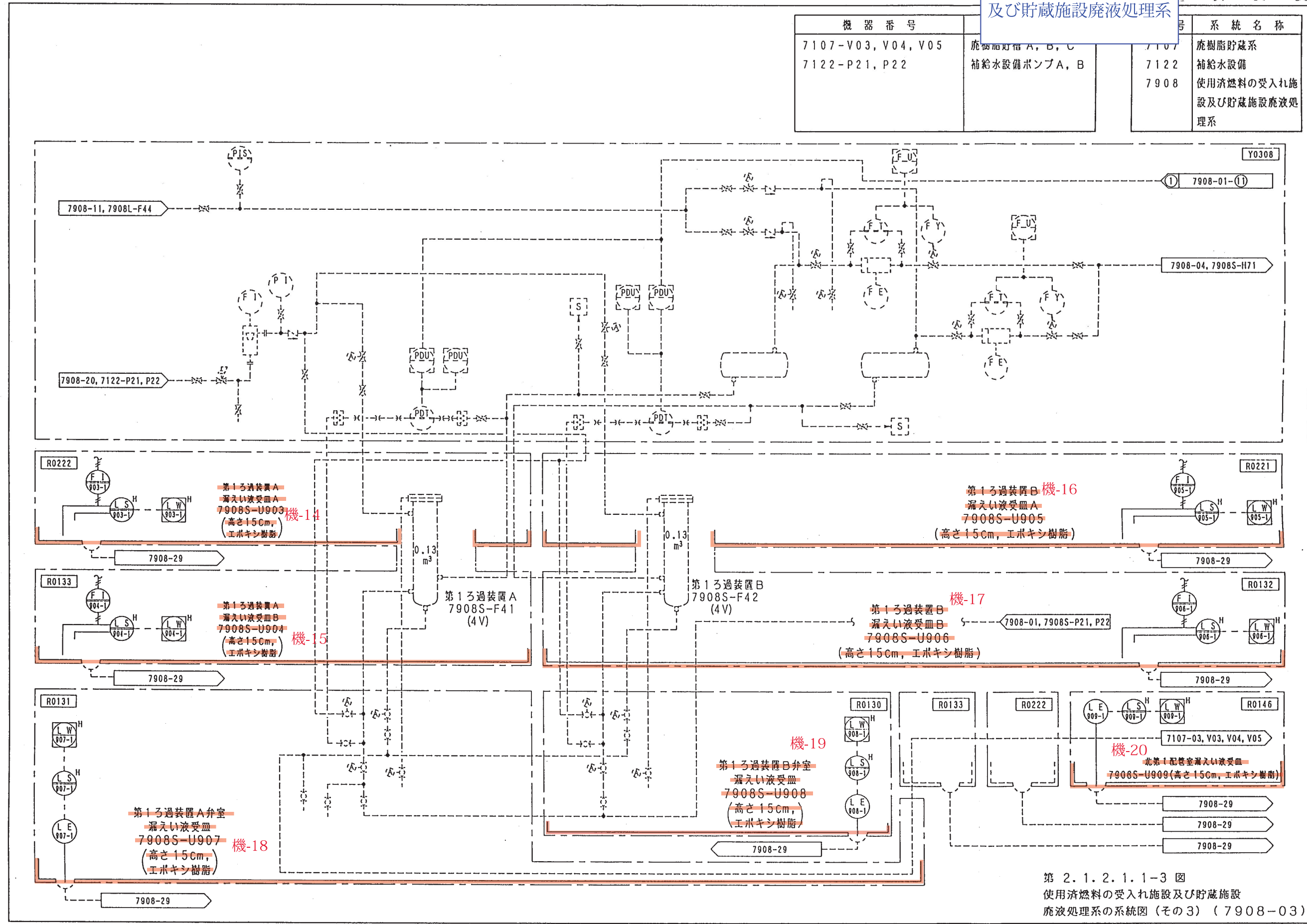
第 2.1.2.1.1-2 図
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設
廃液処理系の系統図 (その2) (7908-02)

図-へ-2-1-2

平成7年4月18日
 次 委 更

使用済燃料の受入れ施設
 及び貯蔵施設廃液処理系

機器番号	系統名称
7107-V03, V04, V05	鹿樹脂貯蔵系
7122-P21, P22	補給水設備
7908	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系



第 2.1.2.1.1-3 図
 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設
 廃液処理系の系統図 (その3) (7908-03)

図-へ-2-1-3

0388

